

令和2年定例会
総務常任委員会 年間白書

令和3年4月
四日市市議会

目次

1. 委員会の構成	P 1
2. 委員会開催状況	P 2 ~ P 3 1
3. 委員長報告等	P 3 2 ~ P 1 8 6
4. 所管事務調査報告書	P 1 8 7 ~ P 2 5 1
5. 行政視察報告書	P 2 5 2 ~ P 2 7 8
6. 議会報告会の概要	P 2 7 9 ~ P 2 8 1
7. 高校生議会意見書	P 2 8 2 ~ P 2 9 0

1. 委員会の構成

委員長 荻 須 智 之

副委員長 豊 田 祥 司

委 員 笹 岡 秀 太 郎

土 井 数 馬

豊 田 政 典

樋 口 博 己

村 山 繁 生

森 川 慎

2. 委員会開催状況

予算常任委員会総務分科会 審査順序

令和2年5月18日（月）

第1委員会室

消防本部

【予算分科会】

- | | |
|-------------------------------------|--------------|
| 1. 議案第1号 令和2年度四日市市一般会計補正予算（第2号）について | |
| 第1条 歳入歳出予算の補正 | |
| 歳出第9款 消防費 | |
| 第1項 消防費 | |
| （第1目 常備消防費 | 補正予算書P20～21) |

危機管理監

【予算分科会】

- | | |
|-------------------------------------|--------------|
| 1. 議案第1号 令和2年度四日市市一般会計補正予算（第2号）について | |
| 第1条 歳入歳出予算の補正 | |
| 歳出第2款 総務費 | |
| 第1項 総務管理費 | |
| （第14目 防災対策費 | 補正予算書P16～17) |

政策推進部

【予算分科会】

- | | |
|-------------------------------------|--------------|
| 1. 議案第1号 令和2年度四日市市一般会計補正予算（第2号）について | |
| 第1条 歳入歳出予算の補正 | |
| 歳出第2款 総務費 | |
| 第1項 総務管理費 | |
| （第24目 特別定額給付金費 | 補正予算書P16～17) |
| 第3款 民生費 | |
| 第2項 児童福祉費 | |
| （第1目 児童福祉総務費中関係部分 | 補正予算書P16～19) |

総務部

【予算分科会】

- | | |
|-------------------------------------|--------------|
| 1. 議案第1号 令和2年度四日市市一般会計補正予算（第2号）について | |
| 第1条 歳入歳出予算の補正 | |
| 歳出第2款 総務費 | |
| 第1項 総務管理費 | |
| （第9目 計算記録管理費 | 補正予算書P16～17) |

財政経営部

【予算分科会】

- | | |
|-------------------------------------|--------------|
| 1. 議案第1号 令和2年度四日市市一般会計補正予算（第2号）について | |
| 第1条 歳入歳出予算の補正 | |
| 歳出第4款 衛生費 | |
| 第5項 上水道費 | |
| （第1目 上水道整備費 | 補正予算書P20～21) |
| 歳入全般 | 補正予算書P12～15 |

<会議用システム内のフォルダ>

01_5月開会議会-04_総務常任委員会

総務常任委員会事項書

令和2年5月19日(火)
第1委員会室

1. 委員長の互選について

2. 副委員長の互選について

3. 管内視察について

4. 行政視察について

総務常任委員会／予算常任委員会総務分科会 審査順序

令和2年6月22日（月）
午前10時～ 第1委員会室

消防本部

【予算常任委員会総務分科会】

- | | |
|-------------------------------------|------------|
| 1. 議案第9号 令和2年度四日市市一般会計補正予算（第3号）について | |
| 第1条 歳入歳出予算の補正 | |
| 歳出第9款 消防費 | |
| 第1項 消防費 | |
| （第1目 常備消防費 | 補正予算書P14～） |
| （第3目 消防施設費 | 補正予算書P14～） |

総務部

【総務常任委員会】

- | | |
|-------------------------------|---------|
| 1. 議案第10号 四日市市職員給与条例の一部改正について | 議案書P33～ |
|-------------------------------|---------|

財政経営部

【予算常任委員会総務分科会】

- | | |
|--------------------------------------|---------------|
| 1. 議案第9号 令和2年度四日市市一般会計補正予算（第3号）について | |
| 第1条 歳入歳出予算の補正 | |
| 歳入全般 | 補正予算書P12～ |
| 2. 議案第19号 令和2年度四日市市一般会計補正予算（第4号）について | |
| 第1条 歳入歳出予算の補正 | |
| 歳入全般 | 補正予算書(2) P12～ |

【総務常任委員会】

- | | |
|-----------------------------|---------|
| 3. 議案第11号 四日市市税条例等の一部改正について | 議案書P35～ |
|-----------------------------|---------|

危機管理監

【予算常任委員会総務分科会】

- | | |
|--------------------------------------|----------------|
| 1. 議案第19号 令和2年度四日市市一般会計補正予算（第4号）について | |
| 第1条 歳入歳出予算の補正 | |
| 歳出第2款 総務費 | |
| 第1項 総務管理費 | |
| （第14目 防災対策費 | 補正予算書(2) P14～） |

【協議会】

- | |
|--|
| 2. 「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた避難所運営ガイドライン（試行版）」の策定について |
|--|

その他

1. 6月定例会議会中の所管事務調査について

2. 休会中の所管事務調査について

①日程（案）・令和2年7月28日（火）午後1時30分

②調査項目の決定

3. 8月定例会議会 議会報告会、シティ・ミーティングについて

日 時：10月12日（月） 午後6時30分～

場 所：海蔵地区市民センター

（2月定例会議会の際に中止となった場所にて開催）

4. 行政視察について

<会議用システム内のフォルダ>

03_6月定例会議会-04_総務常任委員会

総務常任委員会 事項書

令和2年7月2日(木)
午前12時45分～ 第1委員会室

1. 管内視察について

・浜田地区防災訓練の現地視察

日時：7月12日(日) 午前9時～午前12時(防災訓練全体の時間)

場所：浜田小学校

総務常任委員会事項書

令和2年7月28日（火）13：30～

（所管事務調査）

1. これまでの新型コロナウイルス感染症対応を踏まえた本市の危機管理体制について

〔資料〕 001_これまでの新型コロナウイルス感染症対応を踏まえた本市の危機管理体制について
002_新型コロナウイルス感染症対策室の発足以降の取組状況について

（所管事務調査）

2. 新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応した避難所運営について

〔資料〕 003_新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応した避難所運営訓練について

（所管事務調査）

3. 人口問題・シティプロモーションについて（中長期テーマ）

〔資料〕 004_所管事務調査中間報告書（人口問題・シティプロモーションについて）
005_行政視察報告書
006_各視察概要

※配付資料

<会議用システム内のフォルダ>

○事項書、資料

04_休会中（7～8月）-04_総務常任委員会

予算常任委員会総務分科会 審査順序

令和2年8月5日(水)
午前10時～ 第1委員会室

財政経営部

【予算常任委員会総務分科会】

- | | |
|---|------------|
| 1. 議案第20号 令和2年度四日市市一般会計補正予算(第5号)について
第1条 歳入歳出予算の補正
歳入全般 | 補正予算書 P12～ |
|---|------------|

<会議用システム内のフォルダ>

04の①_8月緊急議会-04_総務常任委員会

総務常任委員会／決算・予算常任委員会総務分科会 審査順序

令和2年8月31日(月)

13:00～ 第1委員会室

政策推進部

【決算常任委員会総務分科会】

1. 議案第21号 令和元年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について			
歳出第2款 総務費			
第1項 総務管理費			
第1目	一般管理費中秘書国際課、東京事務所関係部分	決算書P144～	実績報告書P38～
第8目	企画費	決算書P152～	実績報告書P52～
第11目	国際化推進費中秘書国際課、政策推進課関係部分	決算書P154～	実績報告書P57～
第8款 土木費			
第5項	港湾費	決算書P230～	実績報告書P185～

シティプロモーション部

【決算常任委員会総務分科会】

1. 議案第21号 令和元年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について			
歳出第2款 総務費			
第1項 総務管理費			
第1目	一般管理費中広報マーケティング課関係部分	決算書P144～	実績報告書P40～
第4目	文書広報費中広報マーケティング課関係部分	決算書P148～	実績報告書P46～
第7款 商工費			
第1項	商工費		
[第3目]	観光費	決算書P218～	実績報告書P159～]

消防本部

【決算常任委員会総務分科会】

1. 議案第21号 令和元年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について			
歳出第9款 消防費			
第1項 消防費			
第1目	常備消防費	決算書P238～	実績報告書P199～
第2目	非常備消防費	決算書P240～	実績報告書P201
第3目	消防施設費	決算書P240～	実績報告書P202

危機管理監

【決算常任委員会総務分科会】

- | | |
|--|--------------------|
| 1. 議案第21号 令和元年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について | |
| 歳出第2款 総務費 | |
| 第1項 総務管理費 | |
| 〔第14目 防災対策費〕 | 決算書P156～ 実績報告書P61～ |
| 第9款 消防費 | |
| 第1項 消防費 | |
| 〔第4目 水防費〕 | 決算書P240～ 実績報告書P203 |

会計管理室

【決算常任委員会総務分科会】

- | | |
|--|-------------------|
| 1. 議案第21号 令和元年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について | |
| 歳出第2款 総務費 | |
| 第1項 総務管理費 | |
| 〔第6目 会計管理費〕 | 決算書P148～ 実績報告書P49 |

財政経営部・会計管理室

【決算常任委員会総務分科会】

- | | |
|--|-------------------|
| 1. 議案第21号 令和元年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について | |
| 歳入全般 | 決算書P103～ 実績報告書P9～ |

財政経営部

【決算常任委員会総務分科会】

- | | |
|--|---------------------|
| 1. 議案第21号 令和元年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について | |
| 歳出第2款 総務費 | |
| 第1項 総務管理費 | |
| 〔第1目 一般管理費中管財課関係部分〕 | 決算書P144～ 実績報告書P38～ |
| 〔第5目 財政管理費〕 | 決算書P148～ 実績報告書P48～ |
| 〔第7目 財産管理費〕 | 決算書P150～ 実績報告書P50～ |
| 〔第23目 諸費中収納推進課、財政課関係部分〕 | 決算書P164～ 実績報告書P77～ |
| 第2項 徴税費 | 決算書P166～ 実績報告書P77～ |
| 第4款 衛生費 | |
| 第4項 病院費 | 決算書P206～ 実績報告書P144 |
| 第8款 土木費 | |
| 第7項 下水道費 | 決算書P236～ 実績報告書P195 |
| 第11款 公債費 | 決算書P258～ 実績報告書P229 |
| 第12款 予備費 | 決算書P258～ 実績報告書P230 |
| 桜財産区 | 決算書P403～ 実績報告書P299～ |

総務部

【決算常任委員会総務分科会】

1. 議案第21号 令和元年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について	
歳出第2款 総務費	
第1項 総務管理費	
第1目 一般管理費中総務課、人事課、調達契約課、検査室関係部分	決算書P144～ 実績報告書P38～
第2目 人事管理費	決算書P146～ 実績報告書P43～
第3目 恩給及び退職年金費	決算書P148～ 実績報告書P46
第4目 文書広報費中総務課関係部分	決算書P148～ 実績報告書P46～
第9目 計算記録管理費	決算書P152～ 実績報告書P54～
第15目 人権推進費	決算書P158～ 実績報告書P63～
第23目 諸費中総務課関係部分	決算書P164～ 実績報告書P77～
第4項 選挙費	決算書P168～ 実績報告書P82～
第5項 統計調査費	決算書P174～ 実績報告書P84

監査事務局

【決算常任委員会総務分科会】

1. 議案第21号 令和元年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について	
歳出第2款 総務費	
第6項 監査委員費	決算書P176～ 実績報告書P84～

議会事務局

【決算常任委員会総務分科会】

1. 議案第21号 令和元年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について	
歳出第1款 議会費	決算書P144～ 実績報告書P36～

消防本部

【総務常任委員会】

1. 議案第37号 動産の取得について	
一消防ポンプ自動車（CD-I型）2台一	
2. 議案第38号 動産の取得について	
一泡消火薬剤（水溶性危険物対応泡消火薬剤）20キロリットル一	

総務部

【予算常任委員会総務分科会】

1. 議案第25号 令和2年度四日市市一般会計補正予算（第6号）	
第1条 歳入歳出予算の補正	
歳出第2款 総務費	
第1項 総務管理費	
[第9目 計算記録管理費	補正予算書P22～]

【総務常任委員会】

2. よっかいち人権施策推進プランの見直しについて（報告）

財政経営部

【予算常任委員会総務分科会】

1. 議案第25号 令和2年度四日市市一般会計補正予算（第6号）
第1条 歳入歳出予算の補正
歳入全般 補正予算書P16～
第4条 地方債の補正

【総務常任委員会】

2. 議案第27号 四日市市税外収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例の一部改正について
3. 議案第32号 工事請負契約の締結について

政策推進部

【協議会】

1. 保々ふれあい会館について

その他

1. 休会中の所管事務調査について
①日程（案）・令和2年10月26日（月）午後1時30分
②調査項目の決定
2. 12月定例月議会 議会報告会、シティ・ミーティングについて
日 時：令和3年1月6日（水） 午後6時30分～午後8時
場 所：総合会館7階 第1研修室

<会議用システム内のフォルダ>

05_8月定例月議会-04_総務常任委員会

総務常任委員会 審査順序

令和2年10月2日(金)
10:00～ 第1委員会室

1. 発議第9号 ドクターヘリの安定・持続的運用への支援強化を求める意見書の提出について

2. 発議第10号 コンビニ交付サービスを活用した罹災証明書の交付を求める意見書の提出について

<会議用システム内のフォルダ>

05_8月定例会議会-04_総務常任委員会

総務常任委員会事項書

令和2年10月26日（月）13：30～

（所管事務調査）

1. スマート自治体の実現について

（協議会）

2. 旧(株)三重ソフトウェアセンター社屋について

（報告事項）

3. 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた避難所運営ガイドライン説明会での地域からの質問事項について（報告）

（その他）

4. 行政視察について

※配付資料

<会議用システム内のフォルダ>

○事項書、資料

06_休会中（10月～11月）-04_総務常任委員会

総務常任委員会 審査順序

令和2年11月24日（火）

第1委員会室

総務部

【総務常任委員会】

1. 議案第46号 四日市市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
2. 議案第47号 四日市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
3. 議案第48号 四日市市職員給与条例の一部改正について
4. 議案第49号 四日市市一般職の任期付き職員の採用等に関する条例の一部改正について

その他

<会議用システム内のフォルダ>

06の①_11月緊急議会-04_総務常任委員会

予算常任委員会総務分科会 審査順序

令和2年12月14日（月）

第1委員会室

財政経営部

【予算常任委員会総務分科会】

1. 議案第68号 令和2年度四日市市一般会計補正予算（第8号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳入全般

補正予算書(2) P12～

<会議用システム内のフォルダ>

07_12月定例会議会-04_総務常任委員会-01_令和2年12月14日

総務常任委員会／予算常任委員会総務分科会 審査順序

令和2年12月15日（火）
午前10時～ 第1委員会室

消防本部

【総務常任委員会】

1. 議案第61号 四日市市火災予防条例の一部改正について

【予算常任委員会総務分科会】

2. 議案第50号 令和2年度四日市市一般会計補正予算（第7号）
第2条 債務負担行為の補正（関係部分） 補正予算書P10～、P64～

消防本部・政策推進部

【協議会】

1. 旧保々ふれあい会館の今後の対応方針と消防出張所整備事業について

政策推進部

【予算常任委員会総務分科会】

1. 議案第50号 令和2年度四日市市一般会計補正予算（第7号）
第1条 歳入歳出予算の補正
歳出第2款 総務費
第1項 総務管理費
（第11目 国際化推進費 補正予算書P28～）

【協議会】

2. みなとまちづくりプラン（中間報告）について
3. 四日市市教育大綱の改訂について

【所管事務調査】

4. 令和2年度 四日市大学運営協議会報告について

総務部

【予算常任委員会総務分科会】

1. 議案第50号 令和2年度四日市市一般会計補正予算（第7号）
第1条 歳入歳出予算の補正
歳出第1款 議会費 ～ 第10款 教育費（人件費補正分）
…補正予算書P26～
第2款 総務費
第1項 総務管理費

(第2目人事管理費(職員研修費))	補正予算書P26～)
(第9目 計算記録管理費)	補正予算書P26～)
第2条 債務負担行為の補正(関係部分)	補正予算書P10～、P64～
2. 議案第53号 令和2年度四日市市介護保険特別会計補正予算(第2号)	
	(人件費補正分) …補正予算書P94～

シティプロモーション部

【予算常任委員会総務分科会】

1. 議案第50号 令和2年度四日市市一般会計補正予算(第7号)	
第1条 歳入歳出予算の補正	
歳出第2款 総務費	
第1項 総務管理費	
(第1目 一般管理費)	補正予算書P26～)
(第4目 文書広報費)	補正予算書P26～)
第7款 商工費	
第1項 商工費	
(第23目 観光費)	補正予算書P44～)
第2条 債務負担行為の補正(関係部分)	補正予算書P10～、P64～

【協議会】

2. 伊坂ダムサイクルパークの伊坂ダムテニスコートについて

財政経営部

【予算常任委員会総務分科会】

1. 議案第50号 令和2年度四日市市一般会計補正予算(第7号)	
第1条 歳入歳出予算の補正	
歳出第2款 総務費	
第1項 総務管理費	
(第23目 諸費中財政課、収納推進課関係部分)	補正予算書P30～)
第2項 徴税費(人件費補正分を除く)	補正予算書P32～
歳入全般	
第2条 債務負担行為の補正(関係部分)	補正予算書P10～、P64～
第3条 地方債の補正	補正予算書P13、66

【総務常任委員会】

2. 議案第65号 四日市市総合会館集会施設の指定管理者の指定について

議会事務局

【予算常任委員会総務分科会】

1. 議案第50号 令和2年度四日市市一般会計補正予算（第7号）
第2条 債務負担行為の補正（関係部分） 補正予算書P10～、P64～

危機管理監

【協議会】

1. 市民への防災情報伝達体制の強化について

その他

1. オンライン行政視察について
視察日時：令和3年1月25日（月）
午後1時30分から2時間程度
視察先：町田市
視察項目：①新公会計制度について
②ICT化の取り組みについて

2. 休会中の所管事務調査について
①日程（案） ・令和3年1月29日（金）午後1時30分
②調査項目（案） ・人口問題について（中長期テーマ）

3. 12月定例会議会 議会報告会、シティ・ミーティングについて
・開催方法の変更
会場での開催を取りやめ、Youtubeでの配信とする
・出席者
各常任委員長

4. 2月定例会議会 議会報告会、シティ・ミーティングについて
日程案：令和3年3月26日（金）
会場案：海蔵地区市民センター（※海蔵地区で実施することは確認済）

<会議用システム内のフォルダ>

07_12月定例会議会-04_総務常任委員会

予算常任委員会総務分科会 審査順序

令和3年2月12日（金）

第1委員会室

政策推進部

- | | |
|-----------------------------------|----------------|
| 1. 議案第122号 令和2年度四日市市一般会計補正予算（第9号） | |
| 第1条 歳入歳出予算の補正 | |
| 歳出第4款 衛生費 | |
| 第1項 保健衛生費 | |
| 〔第4目 予防費〕 | …補正予算書 P16～17〕 |
| 第2条 繰越明許費の補正 | …補正予算書 P8 |
| 第3条 債務負担行為の補正 | …補正予算書 P9 |

財政経営部

- | | |
|-----------------------------------|-------------|
| 1. 議案第122号 令和2年度四日市市一般会計補正予算（第9号） | |
| 第1条 歳入歳出予算の補正 | |
| 歳入全般 | …補正予算書 P14～ |

<会議用システム内のフォルダ>

09_2月定例会議会-04_総務常任委員会

総務常任委員会／予算常任委員会総務分科会 審査順序

令和3年3月3日(水)

10:00～ 第1委員会室

消防本部

【予算常任委員会総務分科会】

1. 議案第70号 令和3年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

歳出第9款 消防費

第1項 消防費

(第1目 常備消防費

…予算書P218～)

(第2目 非常備消防費

…予算書P220～)

(第3目 消防施設費

…予算書P220～)

第2条 債務負担行為(関係部分)

…予算書P15～

2. 議案第123号 令和2年度四日市市一般会計補正予算(第10号)

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第9款 消防費

第1項 消防費

(第1目 常備消防費

…補正予算書(2)P60～)

(第2目 非常備消防費

…補正予算書(2)P62～)

(第3目 消防施設費

…補正予算書(2)P62～)

3. 新型コロナウイルス感染症に伴う市主催行事(全市的行事)の実施・延期・中止等の状況

危機管理監

【予算常任委員会総務分科会】

1. 議案第70号 令和3年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

(第14目 防災対策費

…予算書P102～)

第9款 消防費

第1項 消防費

(第4目 水防費

…予算書P222～)

2. 議案第123号 令和2年度四日市市一般会計補正予算（第10号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

（第14目 防災対策費

…補正予算書(2)P38～)

3. 新型コロナウイルス感染症に伴う市主催行事（全市的行事）の実施・延期・中止等の状況

【協議会】

4. 災害時受援計画（案）について

政策推進部

【予算常任委員会総務分科会】

1. 議案第70号 令和3年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

（第1目 一般管理費中秘書国際課、東京事務所、
新型コロナウイルス感染症対策室関係部分 …予算書P86～)

（第8目 企画費 …予算書P96～)

（第11目 国際化推進費中秘書国際課、政策推進課関係部分
…予算書P100～)

第8款 土木費

第5項 港湾費 …予算書P208～

第2条 債務負担行為（関係部分） …予算書P15～

2. 議案第123号 令和2年度四日市市一般会計補正予算（第10号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

（第8目 企画費 …補正予算書(2)P36～)

（第11目 国際化推進費中政策推進課関係部分 …補正予算書(2)P36～)

（第24目 特別定額給付金費 …補正予算書(2)P40～)

第3款 民生費

第2項 児童福祉費

（第1目 児童福祉総務費中新型コロナウイルス感染症対策室関係部分
…補正予算書(2)P46～)

第8款 土木費
第5項 港湾費

…補正予算書(2)P60～

3. 議案第129号 令和3年度四日市市一般会計補正予算(第1号)

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第4款 衛生費

第1項 保健衛生費

…補正予算書(3)P18～

4. 新型コロナウイルス感染症に伴う市主催行事(全市的行事)の実施・延期・中止等の状況

【総務常任委員会】

5. 議案第83号 四日市市土地開発公社経営健全化基金条例の一部改正について

シティプロモーション部

【予算常任委員会総務分科会】

1. 議案第70号 令和3年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

(第1目 一般管理費中広報マーケティング課関係部分 …予算書P86～)

(第4目 文書広報費中広報マーケティング課関係部分 …予算書P90～)

第7款 商工費

第1項 商工費

(第3目 観光費 …予算書P192～)

2. 新型コロナウイルス感染症に伴う市主催行事(全市的行事)の実施・延期・中止等の状況

【総務常任委員会】

3. 議案第100号 四日市市観光大使設置条例の一部改正について

総務部

【予算常任委員会総務分科会】

1. 議案第70号 令和3年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

(第1目 一般管理費中総務課、人事課、調達契約課、検査室関係部分	…予算書P86～)
(第2目 人事管理費	…予算書P90～)
(第3目 恩給及び退職年金費	…予算書P90～)
(第4目 文書広報費中総務課関係部分	…予算書P90～)
(第9目 計算記録管理費	…予算書P98～)
(第15目 人権推進費	…予算書P104～)
(第23目 諸費中総務課関係部分	…予算書P114～)
第4項 選挙費	…予算書P120～
第5項 統計調査費	…予算書P124～
第2条 債務負担行為（関係部分）	…予算書P15～

2. 議案第123号 令和2年度四日市市一般会計補正予算（第10号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

 (第1目 一般管理費 …補正予算書(2)P36～)

 (第2目 人事管理費 …補正予算書(2)P36～)

 (第15目 人権推進費 …補正予算書(2)P38～)

第4項 選挙費 …補正予算書(2)P42～

3. 議案第129号 令和3年度四日市市一般会計補正予算（第1号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

 (第9目 計算記録管理費 …補正予算書(3)P16～)

4. 新型コロナウイルス感染症に伴う市主催行事（全市的行事）の実施・延期・中止等の状況

【総務常任委員会】

5. 議案第84号 四日市市職員定数条例の一部改正について

6. 議案第85号 四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

7. 議案第86号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について

8. 議案第130号 四日市市職員給与条例の一部改正について

【所管事務調査】

9. 令和2年度人権施策推進懇話会及び令和2年度同和行政推進審議会について

会計管理室

【予算常任委員会総務分科会】

- | | |
|---------------------------|-----------|
| 1. 議案第70号 令和3年度四日市市一般会計予算 | |
| 第1条 歳入歳出予算 | |
| 歳出第2款 総務費 | |
| 第1項 総務管理費 | |
| (第6目 会計管理費 | …予算書P94～) |

財政経営部

【予算常任委員会総務分科会】

- | | |
|---------------------------|-------------------------|
| 1. 議案第70号 令和3年度四日市市一般会計予算 | |
| 第1条 歳入歳出予算 | |
| 歳出第2款 総務費 | |
| 第1項 総務管理費 | |
| (第1目 一般管理費中管財課関係部分 | …予算書P86～) |
| (第5目 財政管理費 | …予算書P92～) |
| (第7目 財産管理費 | …予算書P94～) |
| (第23目 諸費中収納推進課、財政課関係部分 | …予算書P114～) |
| 第2項 徴税費 | …予算書P116～ |
| 第4款 衛生費 | |
| 第4項 病院費 | …予算書P172～ |
| 第8款 土木費 | |
| 第7項 下水道費 | …予算書P216～ |
| 第11款 公債費 | …予算書P248～ |
| 第12款 予備費 | …予算書P248～ |
| 第2条 債務負担行為(関係部分) | …予算書P15～ |
| 第5条 歳出予算の流用 | …予算書P7 |
| 2. 議案第82号 令和3年度四日市市桜財産区予算 | …予算書(特別会計・財産区)
P229～ |

- | | |
|------------------------------------|----------------|
| 3. 議案第123号 令和2年度四日市市一般会計補正予算(第10号) | |
| 第1条 歳入歳出予算の補正 | |
| 歳出第2款 総務費 | |
| 第1項 総務管理費 | |
| (第7目 財産管理費 | …補正予算書(2)P36～) |
| (第23目 諸費 | …補正予算書(2)P40～) |
| 第2項 徴税費 | …補正予算書(2)P42～ |

【総務常任委員会】

4. 議案第87号 四日市市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

財政経営部・会計管理室**【予算常任委員会総務分科会】**

1. 議案第70号 令和3年度四日市市一般会計予算
 第1条 歳入歳出予算
 歳入全般 …予算書P22～
 第3条 地方債 …予算書P17
 第4条 一時借入金 …予算書P7
2. 議案第123号 令和2年度四日市市一般会計補正予算（第10号）
 第1条 歳入歳出予算の補正
 歳入全般 …補正予算書(2)P22～
 第4条 地方債の補正 …補正予算書(2)P17～
3. 議案第129号 令和3年度四日市市一般会計補正予算（第1号）
 第1条 歳入歳出予算の補正
 歳入全般 …補正予算書(3)P12～
 第2条 地方債の補正 …補正予算書(3)P8～

監査事務局**【予算常任委員会総務分科会】**

1. 議案第70号 令和3年度四日市市一般会計予算
 第1条 歳入歳出予算
 歳出第2款 総務費
 第6項 監査委員費 …予算書P126～

議会事務局**【予算常任委員会総務分科会】**

1. 議案第70号 令和3年度四日市市一般会計予算
 第1条 歳入歳出予算
 歳出第1款 議会費 …予算書P86～

その他

1. 2月定例会議会中の所管事務調査について

2. 四日市市議会高校生議会において提出された意見書の活用について

3. 2月定例会議会 議会報告会、シティ・ミーティングの進行・役割について
収録日時：令和3年3月30日（火）午前10時～
会 場：第1委員会室

4. 休会中の所管事務調査について

5. 4 常任委員会報告会について
日 時：4月30日（金）13:00 から

6. 年間白書の作成について

<会議用システム内のフォルダ>

09_2月定例会議会-04_総務常任委員会

総務常任委員会事項書

令和3年3月30日（火）11:00～

（所管事務調査）

1. 高校生議会の意見書（複合災害対策委員会）について

※配付資料

<会議用システム内のフォルダ>

○事項書、資料

12_休会中（3月～5月）-04_総務常任委員会

総務常任委員会事項書

令和3年4月19日（月）13：30～

（所管事務調査）

1. 予算編成プロセスについて

2. その他

※配付資料

<会議用システム内のフォルダ>

○事項書、資料

10_休会中（3月～5月）-04_総務常任委員会-令和3年4月19日

3. 委員長報告等

予算常任委員会総務分科会長報告(令和2年5月開会議会)

総務分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第1号 令和2年度四日市市一般会計補正予算(第2号)について

【総務部・経過】

○第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第14目計算記録管理費》

システム保守運用経費(Web会議用タブレット導入)について

Q. 導入するタブレット端末は誰がどのような目的で使用するのか。

A. 小中学校を除くすべての所属に1台ずつ導入する予定であり、まずは各所属が出先機関や県、外郭団体等とのWEB会議等に利用することを想定している。その後、各種クラウドサービス等、活用の幅を広げていきたい。

Q. 小中学校へは導入しなくて問題ないのか。

A. 今回導入する端末は、学校現場で活用するには性能面で不十分であるが、WEB会議等を行うことは可能である。学校へのタブレット端末の導入については教育委員会が担うこととなるが、今後の様子を注視しながら、WEB会議等の運用について検討していきたい。

(意見) 小中学校も含めて互換性のある機材を導入した方が、使いやすいように思われる。利便性が向上するよう、検討してほしい。

【危機管理監・経過】

○第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第14目防災対策費》

新型コロナウイルス感染症関連経費について

Q. 補正予算議決前に既決予算を活用してマスクを購入した手続きについて、法的に問題はなかったのか。

A. 4月上旬のマスクの流通状況や感染の拡大状況などから、緊急にマスクを購入する必要があると判断し、予算執行したものである。法的問題はなかったと考えているが、緊急であったことから、議会への報告が間際になってしまった。

Q. 緊急議会を開く時間的余裕もないほど切迫していたということか。

A. そのとおりである。

Q. 既決予算で対応する以外の手法を検討しなかったのか。

A. 各部局が個別に対応する手法も検討したが、複数の部局が発注をかけることで手続きが煩雑になると判断し、危機管理室がまとめて購入することとした。

【政策推進部・経過】

○第1条 歳入歳出予算の補正

≪歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第24目特別定額給付金費≫

特別定額給付金給付事業費、特別定額給付金給付事務費について

- Q. 当初の補正予算参考資料には「下旬から順次給付予定」、追加資料には「申請受理から2～3週間程度で給付」と追記されているが、どちらが正しいのか。
- A. 本日5月18日に申請書を発送するが、早く申請があった人については、事務手続きを経て、今月下旬の5月28日頃に給付する予定で進めている。申請書発送後しばらくすると、申請件数が増えてくることが見込まれるが、申請を受けてから2～3週間程度で給付できるように準備している。
- Q. 口座に入金できる頻度はどの程度か。
- A. 事務処理の都合により毎営業日の入金には難しいが、現状は2～3日に1回入金する予定である。極力期間を短くするように努める。
- Q. 4月27日より後に生まれた子は給付の対象とならないのか。市単独での給付を検討する考えはないのか。
- A. 愛知県大府市の事例を調査研究しており、予算規模なども踏まえ細かく検証した上、検討していきたい。
- Q. 給付金の意味合いを考え、前向きにかつ早急に実施に向けてぜひ決断してほしいと考えるが、どうか。
- A. 先進市事例を早急に検討していきたい。
(意見) 他市の事例調査との答弁があったが、他市を待つ様子見するのではなく、四日市独自でどうするかを考えてほしい。
- Q. オンライン申請に関し、他市において課題等によって郵送申請より給付が遅れるということが一部報道されているが、本市についてはどうか。
- A. 本市は5月2日から始まっており、5月17日時点で3345件のオンライン申請があった。そのうち、5月15日時点で456件の振り込み処理を進めており、引き続き20日、25日に向けて振り込み処理を進めているところである。今後も随時振り込みを行う予定であり、オンライン申請の処理が滞らないような認識を持って取り組んでいる。また、申請状況については、今後議会に報告していく。

≪歳出第3款民生費 第2項児童福祉費 第1目児童福祉総務費≫

ひとり親家庭等生活困窮対策給付金給付事業費、ひとり親家庭等生活困窮対策給付金給付事務費について

- Q. 今回提案のあった対象者については反対しないが、さまざまな事情等を抱える家庭がある中、給付する基準の線引きは非常に難しいと考える。本事業は進めていただくとして、今後ひとり親家庭をどのように支援するのか考える必要があるが、給付する対象者についての考え方があれば確認したい。
- A. 給付する基準の線引きは現実として非常に難しい。こども未来部とも議論しながら、引き続き適切な基準を設定できないか検討していくとともに、ひとり親や産業をはじめ

め次のステップとして必要な支援を、国の制度改正も見据えながら検討していきたい。
(意見) 困窮した方々への支援は今後さらに拡大していくべきと考える。まずは現状を把握し、より良い形を模索し続けてほしい。

(意見) 生活に困窮する市民を支えるという給付金の役割を認識し、速やかに支給できるよう努力してほしい。

(意見) 例えば、4月27日より後に生まれた子供の親がひとり親だった場合に支援するなど、引き続き基準設定を検討してほしい。

【消防本部・経過】

○第1条 歳入歳出予算の補正

◀歳出第9款消防費 第1項消防費 第1目常備消防費▶

救急関係事業活動費について

Q. 感染防止のための装備品等の購入について、議決後の納品の見込みについて確認したい。

A. アイソレーターやオゾンガス発生器等は議決後、速やかに購入の手続きを進めていきたいと考えているが、納品に時間を要するとみられており、アイソレーターは4か月から6か月、オゾンガス発生装置は2か月から3か月ほど要すると考えられる。マスク等については既決予算内でも発注を行っている。

(意見) 事態の緊急性を鑑み、スピード感をもって対応してほしい。

Q. 陽性を確認した患者の搬送に携わった職員には何らかの手当が支給されるのか。

A. 救急搬送に携わる職員にはもともと救急出動手当がついている。国においては新型コロナウイルスに関係した手当を厚くすると聞いていることから、現在、人事課と協議している。

Q. 現場で働く職員が安心して職務に当たれるよう、マニュアルを整備する必要があるのではないか。

A. 現在、救急隊員は新型コロナウイルス感染症の救急対応フローチャートに基づき活動している。搬送者の陽性が確認された場合のマニュアルについては、保健所と相談しながら整備を進めていきたい。

(意見) 新型コロナウイルスに関して収束の兆しがあるようにも思われるが、次の冬にかけて勢力を取り戻すとの見方もある。購入後も資機材を効果的に活用できるようにする必要がある。また、保健所とも連携を密にして対応してほしい。

Q. 市民が消防に求めているのは、有事の中でも業務継続できる体制である。今回の緊急の取り組みをPRすることで市民の安心につながるのではないかと。

A. 市民の不安を払しょくできるよう、ホームページやSNS等も活用して情報を発信していきたい。

【財政経営部・経過】

○第1条 歳入歳出予算の補正

《歳入全般》

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について

- Q. 交付限度額について、近隣市町と比較して本市は少ないように感じるが、算定方法を確認したい。
- A. 人口や感染状況、財政力指数、国庫補助事業地方負担額等によって定めた係数と単価を乗じて国が算定するものであるが、本市の場合、財政力指数に関係する係数 0.224 を乗じているため、大きく減額されている。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分については、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、全体会に送るべきとする事項についても特段ありませんでした。

これをもちまして、総務分科会の審査報告といたします。

予算常任委員会総務分科会長報告(令和2年6月定例月議会)

総務分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第9号 令和2年度四日市市一般会計補正予算(第3号)について

【消防本部・経過】

○第1条 歳入歳出予算の補正

◀歳出第9款消防費 第1項消防費 第1目日常備消防費▶

◀歳出第9款消防費 第1項消防費 第3目消防施設費▶

港分署整備事業費について (別紙1を参照)

Q. 港分署のこれまでの活用実績を確認したい。

A. 対応した水難事故等は年間に数件程度だが、年間十数件の訓練を行う際に活用している。また、立ち入り検査をする際の拠点としても活用しているが、4、5月は新型コロナウイルスの関係で行っていない。

Q. 将来的な活用方法について考えを確認したい。

A. 港分署の近くにある消防団の海上分団車庫が老朽化してきた際に、その機能を港分署に移転することも視野に入れて考えている。

Q. 敷地面積等は十分か。

A. 海上分団の機能を付与させた場合、ちょうどよい大きさである。

Q. 購入金額の算定根拠を示してほしい。

A. 令和2年2月に契約更新のための不動産鑑定を行い、地権者と交渉した。地権者側も同様に不動産鑑定を行っており、双方の鑑定額が近く、地権者側から売却の意思が示されたことから、土地を取得する運びとなった。固定資産税評価額から算定した土地の実勢価格ともほぼ同額であり、相場の金額であると考えている。

Q. もともと当該土地を購入することを念頭に入れて、地権者と交渉したのか。

A. 当初はこれまで同様、賃借するものと考えていたが、これまでも土地の購入について打診してきた経緯がある。

Q. その他、賃借している土地に消防施設が建設されている事例はあるのか。

A. 北部分署は県の所有する土地に建っており、建屋の面積のみに係る賃借料として年間約70万円を県に支払っている。一方、北部分署に配属している職員により、土地全体の維持管理をしており、その分の維持管理料として年間約40万円が県から市に支払われているため、実質的には年間約30万円を土地を借りていることとなる。その他はすべて市の所有する土地に建てられている。

(意見) 北部分署についてはさらに賃借料を低くできるように努力してほしい。

Q. 現在の賃借料金は、契約当初から変わっていないのか。

A. 当初は年間162万円であったが、その後交渉を重ね、現在の額(令和2年度当初予算額:125万9千円)となった。

- Q. 測量業務や不動産鑑定手数料といった必要経費が計上されているが、これらの業務に係る費用は購入者である市が支出すべきものなのか。
- A. 土地の取得にあたっては、用地課等にも相談をしており、通常市が行うべきものとなっている。
- Q. 土地取引に伴い地歴が更新される場合には水質や土壌汚染の調査が義務付けられる場合があるが、その分の必要経費はどうなっているのか。
- A. 土壌汚染対策法により、3000 m²以上の土地の形質変更又は現に有害物質使用特定施設が設置されている土地では900 m²以上の土地の形質の変更を行う場合に届け出を行うものとされており、当該土地はこれに該当しないため、水質や土壌汚染の調査は不要と判断している。
- Q. 土地の売買に際しては不動産業者が地歴を伝えることが多い。不動産業者からそのような説明はなかったのか。
- A. 当該土地は平成2年から港分署として利用している。土地の売買に当たっては、不動産業者を介さず、土地所有者と直接交渉を行っていることから、そのような話は伺っていない。
- (意見) 法令上問題がないとの見解であるが、一般的に不動産売買においては水質や土壌汚染の調査を行う場合が多いので、関係機関や専門家にも見解を確認しておいてほしい。

【財政経営部・経過】

○第1条 歳入歳出予算の補正

≪歳入全般≫

繰越金の活用について

- Q. ここで繰越金を計上している理由を確認したい。
- A. 令和元年度決算はまだ認定いただいていないが、決算の見込みを踏まえ、令和元年度から令和2年度に繰り越すものの一部を今回の補正予算に活用するものである。

議案第19号 令和2年度四日市市一般会計補正予算（第4号）について

て

【危機管理監・経過】

○第1条 歳入歳出予算の補正

≪歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第14目防災対策費≫

新型コロナウイルス感染症関連経費について（別紙2を参照）

(避難所用物資の購入について)

- Q. 段ボールベッドの購入数の根拠を確認したい。
- A. 段ボールベッドは避難した要配慮者が利用することを想定している。これまでの災害における避難状況から、避難される人数の割合を0.5%と見込み、要配慮者約2万人×0.5%で購入数量を算定した。保管場所のスペース、災害時における物資の供給に関する協定により提供してもらえる数等も考慮している。
- Q. マスク及びフェイスシールドの購入数量の根拠と想定用途の確認をしたい。
- A. 避難する際、マスクの持参を求めているものの、南海トラフ地震の想定避難者数3万4000人のうち、1割の方がマスクを持ってこられないと想定し、1週間分の日数を乗じて算出した。また、フェイスシールドは避難所の運営スタッフが受付等で着用することを想定し、数量を決めている。
- Q. 1割の避難者がマスクを持参しないという根拠はあるのか。
- A. あくまで見込みである。
- Q. 間仕切り用パーティションテントとはどういったもので、どのように使うのか。
- A. 屋根のない四角いテントのようなものであり、2m×2mほどの広さがある。乳幼児等のいる世帯の利用を想定している。
- Q. 避難所ごとに段ボールベッドや間仕切り用パーティションテントを用意しておくことが望ましいと考えるが、保管する環境も考慮しなくてはならない。避難所運営ガイドラインの改定を進める中、今後の備蓄方針を確認したい。
- A. これまでは、要配慮者対策として間仕切り用パーティションテントなどの避難所用物資の確保を進めてきたが、避難所における生活環境の向上という考え方や、感染症対策を考慮すると、すべての避難者が利用できることが理想である。南海トラフ地震では3万4000人の避難者が想定されており、どれだけの備蓄数が必要なのか、今後検討を進めたい。
- Q. さまざまな数量の根拠や対応が示されたが、一貫した考え方がないように感じる。どういった危機に対して何を備蓄していくのか、今一度、備蓄に関する全体的な考え方を確認したい。
- A. 南海トラフ地震の際に想定される避難者数を基準としながら備蓄計画を進めてきた。本来、推進計画に沿って間仕切り用パーティションテントを購入し、その後簡易ベッドを購入する予定であったが、今回の避難所用物資の購入はその計画を前倒し、さらに簡易ベッドでなく段ボールベッドを購入するものである。災害の規模等によっても必要数は変わってくるため、段ボールベッドの備蓄数も100セットで十分であるということではなく、100セット備蓄しておき、必要に応じて協定による物資の入手も行う。
- Q. 南海トラフ地震の避難想定者数を基準にしているとのことだが、マスク等の備蓄数についても同様の考えなのか。
- A. 例えば、食料は想定した避難者数と避難日数を乗じて算定しており、同様にマスクも避難想定者数を基準に考えている。一方、消毒液などは避難所数に応じて一定数確保していく。
- Q. 今回の補正予算により購入する避難所用物資は、今後長期的に備蓄を充実させてい

く先駆けということか。物資備蓄計画の改定について、今後の見通しを示すべきである。

A. 現在ある物資備蓄計画を今年度中を目途に修正する予定である。

Q. 備蓄していたマスクが劣化により使えなかったという話も聞いている。備蓄の必要数や耐用年数などの考えが甘い指摘せざるを得ない。使用期限によって必要な備蓄数も変わってくるため、いざというときに使用できるよう、予算上程前にしっかりと把握すべきではないか。

A. マスクについては現在 8500 枚ほど在庫があり、古いものから使用していく。現時点では詳細に耐用年数等を把握していないため、業者としっかりと情報交換し、商品内容の把握に努めていきたい。マスクは約 10 年、アルコール消毒液は約 2 年使えると言われているので、備蓄計画に反映させる。

Q. これらの避難所用物資の発注方法を確認したい。

A. 一般競争入札による。

(意見) 入札を行う際に仕様として耐用年数等を指定すべきである。全体的に内容が甘く、準備不足が否めない内容であると感じる。

Q. 限られた数のマスク等を配布する優先順位の考え方は避難所運営ガイドラインに記載されているのか。

A. 避難状況等に応じ、それぞれの避難所で運営スタッフや市職員で柔軟に決めていくこととしている。

Q. マスクの備蓄数は十分か。

A. 運営スタッフ等を含め、避難所の全員がマスクを着用することとしている。マスクの在庫がなくなりそうな場合は、流通備蓄から補充することになる。

Q. 使い捨て手袋等も備蓄することになっているが、今回の補正予算では購入しないのか。

A. 既決予算で購入する予定である。

(意見) 使い捨て手袋等も補正予算で購入すべきだったのではないか。既決予算で購入するものを今後議会にも示すべきである。

(意見) 保管するスペースの関係で購入数を限定しているように受け止められる。市の所有する施設での保管が困難であるならば、保管も含めて外部に委託する手法も検討してほしい。

(意見) 資料だけでは事業内容が分からない。また、どういった状況、課題があり、どのような対策が必要なのかという説明も不足している。市民からいただいた税金をどのように活用していくのか審査する上で、今後十分な説明をすることを強く求める。

(災害時における物資の供給に関する協定について)

Q. 協定内容を詳しく確認したい。また、今回の避難所用物資の購入と協定がどのように関連しているのか説明を求める。

A. 段ボールベッドに関して、本市は 2 者と協定を締結しているが、物資の提供数まで協定書には明記されていない。有事の際に納入できる段ボールベッドの数を電話で聞き取ったところ、一日当たり最大 2000 セットを 5 日程度の納期で提供できるとのこ

とであったが、協定を結んだ企業のうち、愛知県にある企業は本市のほかにも自治体と協定を結んでおり、災害により広域的な被害が出た場合には納入する数にばらつきが生じることも想定される。今回の補正予算で購入する段ボールベッドは発災直後の対応で必要になる分を確保するものであり、避難生活が長期化する場合に協定により段ボールベッドを確保する。

Q. 協定を結んだ企業の被災状況も納入数量に影響するのではないかと。

A. 影響すると思われる。

Q. 協定を結んでいる企業のうち、市内の企業は本市のほかにも協定を結んでいる自治体はあるのか。また、協定を結んでいる企業がさらに他自治体と協定を結ぶ可能性はあるのか。

A. 現時点では協定を結んでいるのは本市のみである。自治体との協定をさらに増やすという話は聞いていないが、可能性は否めない。なお、本市としても新たに協定で段ボールベッドを提供してもらえ企業を選定しているところである。

Q. 新たに協定を締結しようとする企業はどこにあるのか。近隣にある企業と協定を締結しても、発災時には同時に被災している可能性が高いのではないかと。

A. 市内企業との協定を考えている。企業が被災している可能性も十分考えられるが、その場合でも企業がストックしている分の物資を提供してもらえものと考えている。

Q. 企業がストックとして持っているものを今のうちに購入してはどうか。

A. 保管するスペースに余裕がないため、購入することはできない。

(意見) 協定を結んでいる企業のストックに頼ってしまうと、その企業の負担になりかねない。危機管理室がどのような危機に対し、どう対応していくのかという具体的なビジョンが不明確であると感じる。

Q. マスクやフェイスシールド、非接触式体温計、手指消毒剤等に関する協定もあるのか。

A. 大手販売店やホームセンター等とも協定を結んでおり、店舗で取り扱っているものは優先的に調達できるようになっている。

Q. 新型コロナウイルスによる混乱で、一時マスクが品薄に陥ったことがあったが、備蓄や協定により、何をいくつ入手できるのか明確にしておくべきと考えるがどうか。

A. 災害時の対応の考え方については、基本的にそのとき現場にあるものでベストを尽くすということが第一義である。例えば、段ボールベッドの必要数もこれまでは要配慮者分の数を確保するという考えであったが、近年はすべての避難者が使えることが理想であると変わってきた。この考えに従い、一定割合の備蓄を進めていきたいと考えており、今回購入する 100 セットで十分であるという認識ではない。最終的には避難者全員にいきわたるようにすることが理想であり、協定も活用して対応する。協定では可能な範囲で物資の提供をしてもらうこととなっており、提供してもらえ数量を指定することはできない。

(避難所用物資の保管について)

(意見) 段ボールベッドは湿気により品質が大きく低下してしまうこともあるため、購入後の保管についても注意が必要である。

- Q. 段ボールベッドは一カ所で集中管理するのか。
- A. まずは保管スペースに余裕のある北部拠点防災倉庫で保管する。使用する必要性が出てきた場合にはその都度搬送する。
- Q. 段ボールベッドの経年劣化等も考えられるが、市が保管するのではなく、業者に在庫をストックしてもらおうといった手法は検討していないのか。
- A. 考えていない。
- Q. 発災直後に活用するために市として段ボールベッドを一定数確保するとともに、長期的には協定に基づき、必要数を調達するという考えは理解したが、保管場所が確保できないという理由には納得できない。
- A. 今回購入する 100 セットは北部拠点防災倉庫に保管するが、それ以上はスペースの関係上、収納しきれない。
- Q. 保管する場所の確保という課題がある中、どのように備蓄を進めるのか。
- A. 必要に応じて保管場所の確保を進める。
(意見) 十分な備蓄に努めるとともに、協定で何を提供してもらえるのか明確にしておくべきである。
- Q. 各避難所の保管場所に今回購入する段ボールベッドを除く備蓄品は入るのか。
- A. 手指消毒剤と非接触式体温計は地区市民センターに保管する。それ以外は各避難所の防災倉庫に収納可能である。
- Q. 地区市民センターの収納にも限界があり、今後さらに備蓄を進めるうえで不安を感じる。地区市民センターの負担になるのではないか。
- A. あまりかさばらないため問題ないと考えている。各地区市民センターにはすでに備蓄に協力いただきたい旨を依頼してある。今年度購入を予定している物資は収納可能であるが、必要に応じて保管場所の拡大を検討していきたい。また、有事の際に取り出しやすく保管する視点にも気を付けていきたい。

【財政経営部・経過】

○第1条 歳入歳出予算の補正

＜歳入全般＞

積算根拠について

- Q. 今回の補正予算に関連する事業が上程された背景を追加資料として提出してもらったが、具体的数字等が示されておらず、分かりにくい。国からの補助額に合わせて事業の規模を調整しているのではないかとの疑念も抱くが、各事業がどのようにして提案されてきたのか、行政の意思決定プロセスを確認したい。
- A. 国の補正予算ですべて賄える事業については、必然的に実施していくことになるが、市単独で実施する事業については、各担当部局が必要と思われる事業を考え、予算要求してきたものであり、財政経営部として国制度の額や他市町の取り組み事例を参考にして金額の妥当性等を判断した。新型コロナウイルス感染症への対応については、財源によって全体の支出額を先に決めて、その中で事業を当てはめていくような財源

ありきの考えで調整することはしていない。

Q. 各部局が提案してきた事業はすべて上がってきているのか。

A. 準備が整わないなどの状況から補正予算を上程する時期を6月定例会議会から8月定例会議会にするという判断はあったが、各部局から提案のあった事業は基本的にすべて計上している。

Q. 本来であれば、事業を提案する際にはその必要性を資料として示すべきである。追加資料を見ても根拠が弱いように感じるが、財政経営部の考えを確認したい。

A. 全国的に新型コロナウイルスの影響が広がり、本市も大きな影響を受けているが、日々状況が変化し対応に追われる現時点では新型コロナウイルスの影響を客観的に示すことが難しい。そのような中でも事業の必要性についてはしっかりと判断してきた。

繰越金について

Q. この補正予算（第4号）には繰越金を活用しないのか。

A. 令和元年度の決算剰余金も例年と同規模になると見込んでおり、決算認定後、補正予算の財源として活用できるものと考えている。決算認定前に多額の予算を要する事業の補正予算の財源として繰越金を活用することについては控えており、補正予算（第4号）については財政調整基金繰入金での対応とした。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について

Q. 本市は不交付団体であるが、財政力指数等が影響して国からの補助額が他市と比較して少ないといった事情はあるのか。

A. 今回の補正予算における国庫支出金は各事業に係る全部または一部を国が定率で補助するものであり、財政力指数等は無関係である。一方、5月補正予算に計上した新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、本市の場合、財政力指数等により大きく減額されることとなった。

Q. 国の第2次補正予算では新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が2兆円増額されるが、増額された分、本市への交付限度額も増額されることになるのか。

A. 大きく増額されることを期待しているが、前回と同様の算定方法とは限らず、現段階では交付限度額が示されていない。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分については、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、全体会に送るべきとする事項についても特段ありませんでした。

これをもちまして、総務分科会の審査報告といたします。

土壌汚染対策法 の しくみ



4

土壌汚染対策法の概要

目的

土壌汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護する。

制度

調査

①有害物質使用特定施設の使用を廃止したとき（法第3条）

- 操業を続ける場合には、一時的に調査の免除を受けることも可能（法第3条第1項ただし書）
- 一時的に調査の免除を受けた土地で、900㎡以上の土地の形質の変更を行う際には届出を行い、都道府県知事等の命令を受けて土壌汚染状況調査を行うこと（法第3条第7項・第8項）

②一定規模以上の土地の形質の変更の届出の際に、土壌汚染のおそれがあると都道府県知事等が認めるとき（法第4条）

- 3,000㎡以上の土地の形質の変更又は現に有害物質使用特定施設が設置されている土地では900㎡以上の土地の形質の変更を行う場合に届出を行うこと
- 土地の所有者等の全員の同意を得て、上記の届出の前に調査を行い、届出の際に併せて当該調査結果を提出することも可能（法第4条第2項）

③土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事等が認めるとき（法第5条）

④自主調査において土壌汚染が判明した場合に土地の所有者等が都道府県知事等に区域の指定を申請できる（法第14条）

①～③においては、土地の所有者等が指定調査機関に調査を行わせ、結果を都道府県知事等に報告

土壌の汚染状態が指定基準を超過した場合

区域の指定等

○要措置区域（法第6条）

汚染の摂取経路があり、健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域

- 土地の所有者等は、都道府県知事等の指示に係る汚染除去等計画を作成し、確認を受けた汚染除去等計画に従った汚染の除去等の措置を実施し、報告を行うこと（法第7条）
- 土地の形質の変更の原則禁止（法第9条）

○形質変更時要届出区域（法第11条）

汚染の摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域（摂取経路の遮断が行われた区域を含む）

- 土地の形質の変更をしようとする者は、都道府県知事等に届出を行うこと（法第12条）

汚染の除去が行われた場合には、区域の指定を解除

汚染土壌の搬出等に関する規制

- 要措置区域及び形質変更時要届出区域内の土壌の搬出の規制（法第16条、第17条）（事前届出、計画の変更命令、運搬基準の遵守）
- 汚染土壌に係る管理票の交付及び保存の義務（法第20条）
- 汚染土壌の処理業の許可制度（法第22条）

その他

- 指定調査機関の信頼性の向上（指定の更新、技術管理者[※]の設置等）（法第32条、第33条）
- 土壌汚染対策基金による助成（汚染原因者が不明・不存在で、費用負担能力が低い場合の汚染の除去等の措置への助成）（法第45条）

（※）指定調査機関は技術管理者を置く必要があり、この者の指導・監督の下、調査を実施する。技術管理者は国家試験に合格し一定の実務経験を有する必要があり、資格更新のため更新講習を修了することが必要

13
18

災害時における物資の供給に関する協定

四日市市（以下「甲」という）とレンゴー株式会社 名古屋工場（以下「乙」という）とは、災害時における支援協力に関して、次のとおり協定を締結する。

第 1 条（目的）

この協定は、四日市市において地震、風水害その他の災害が発生し、または発生する恐れがある場合において、被災者の支援のため第 2 条に定める物資を乙が甲に対して供給するにあたり、必要な事項を定める。

第 2 条（物資の範囲）

甲が乙に対して供給を要請できる物資は以下に定める範囲とする。

- (1) 段ボール製品（段ボールシートおよび段ボールケース）
- (2) 段ボール製簡易ベッド
- (3) その他、乙が取り扱う商品

第 3 条（協力要請および手続き）

- 1、甲は、四日市市において地震、風水害その他の災害が発生し、または発生する恐れがある場合において、被災者の支援のため必要があると認めた場合、乙に対して第 2 条に定める物資の供給を要請することができる。
- 2、甲は、前項に基づく要請を行なう場合は、対象となる品目、数量、引渡し場所、その他必要な事項を記載した要請文章を別紙の様式第 1 号により作成の上、乙に送付してこれを行なう。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後に速やかに要請文章を送付することとする。
- 3、乙は、前項に定める要請を受けた場合は、特段の事情がない限り、これに応じることとする。なお、前項の要請に応じることが困難な場合は、その旨を申し出ると共に、要請のあった物資の供給の見込みについて、甲に通知することとする。

第 4 条（物資の引渡し）

- 1、乙は、前条第 2 項により甲が指定した引渡し場所に物資を運搬し、甲は引渡し場所に職員を派遣し、物資を確認の上、これを引き取るものとする。なお、甲は乙が物資の運搬に使用する車両が道路を優先的に通行できるよう、配慮するものとする。
- 2、乙は、物資の運搬完了後、速やかに別紙の様式第 2 号により、甲にその旨を報告することとする。

第 5 条（代金および費用負担）

- 1、第 3 条および第 4 条の規定によって甲が乙より物資の供給を受けた場合、乙は甲に対して、物資の代金を請求することとする。なお物資の代金は、災害発生直前時における価格を基準として、甲乙が協議の上で決定することとする。また、乙は甲に対して、物資の引渡し場所までの運搬その他に要した経費を請求することとする。
- 2、甲は、乙から前項により請求を受けた場合は、速やかにその代金および費用を支払うこととする。

第 6 条（有効期間）

- この協定の有効期間は、協定を締結した日から効力を発し、甲又は乙から文書をもって協定の終了を通知しないかぎり、その効力を持続するものとする。
- 2 甲又は乙が他の自治体又は法人と合併した場合、又は名称その他法人の資格が変更された場合は、当該業務を所管する法人がその地位を継承する。

第 7 条（協議解決）

この協定に定めのない事項、およびこの協定の解釈について疑義を生じた事項については、甲乙が誠実に協議の上で解決することとする。

この協定の締結を証するため本書 2 通を作成し、甲乙記名押印を上、各 1 通を保有する。

平成 25 年 3 月 28 日

甲：三重県四日市市諏訪町 1 番 5 号

四日市市長 田中俊行



乙：愛知県名古屋市東区砂田橋 4 丁目 1 番 52 号

レンゴー株式会社 名古屋工場

工場長 井上芳



災害時における物資の供給に関する協定書

四日市市（以下「甲」という）と三浜紙器株式会社（以下「乙」という）とは、災害時における支援協力に関して、次のとおり協定を締結する。

第1条（目的）

この協定は、四日市市において地震、風水害その他の災害が発生し、または発生する恐れがある場合において、被災者の支援のため第2条に定める物資を乙が甲に対して供給するにあたり、必要な事項を定める。

第2条（物資の範囲）

甲が乙に対して供給を要請できる物資は以下に定める範囲とする。

- (1) 段ボール製品（段ボールシートおよび段ボールケース）
- (2) その他、乙が取り扱う商品

第3条（協力要請および手続き）

1. 甲は、四日市市において地震、風水害その他の災害が発生し、または発生する恐れがある場合において、被災者の支援のため必要があると認めた場合、乙に対して第2条に定める物資の供給を要請することができる。
2. 甲は、前項に基づく要請を行なう場合は、対象となる品目、数量、引渡し場所、その他必要な事項を記載した要請文章を別紙の様式第1号により作成の上、乙に送付してこれを行なう。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後に速やかに要請文章を送付することとする。
3. 乙は、前項に定める要請を受けた場合は、特段の事情がない限り、これに応じることとする。なお、前項の要請に応じることが困難な場合は、その旨を申し出ると共に、要請のあった物資の供給の見込みについて、甲に通知することとする。

第4条（物資の引渡し）

1. 乙は、前条第2項により甲が指定した引渡し場所に物資を運搬し、甲は引渡し場所に職員を派遣し、物資を確認の上、これを引き取るものとする。なお、甲は乙が物資の運搬に使用する車両が道路を優先的に通行できるよう、配慮するものとする。
2. 乙は、物資の運搬完了後、速やかに別紙の様式第2号により、甲にその旨を報告することとする。

第5条（代金および費用負担）

1. 第3条および第4条の規定によって甲が乙より物資の供給を受けた場合、乙は甲に対して、物資の代金を請求することとする。なお物資の代金は、災害発生直前時における価格を基準として、甲乙が協議の上で決定することとする。また、乙は甲に対して、物資の引渡し場所までの運搬その他に要した経費を請求することとする。

2. 甲は、乙から前項により請求を受けた場合は、速やかにその代金および費用を支払うこととする。

第6条（有効期間）

この協定の有効期間は、協定を締結した日から効力を発し、甲又は乙から文書をもって協定の終了を通知しないかぎり、その効力を持続するものとする。

- 2 甲又は乙が他の自治体又は法人と合併した場合、又は名称その他法人の資格が変更された場合は、当該業務を所管する法人がその地位を継承する。

第7条（協議解決）

この協定に定めのない事項、およびこの協定の解釈について疑義を生じた事項については、甲乙が誠実に協議の上で解決することとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印を上、各1通を保有する。

令和 2年 3月23日

甲：三重県四日市市諏訪町1番5号

四日市市長 森 智広



乙：三重県四日市市野田二丁目3-7

三浜紙器株式会社

代表取締役 南川 伸一



予算常任委員会総務分科会長報告(令和2年8月緊急議会)

総務分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第 20 号 令和 2 年度四日市市一般会計補正予算（第 5 号）について

【財政経営部・経過】

○第 1 条 歳入歳出予算の補正

≪歳入全般≫

Q. 今回示された事業費を上回る支出が見込まれる場合、国から追加の補助を受けることはできるのか。

A. 必要額が変更となる場合、通常であれば、国に対して変更申請等の手続きを行い、最終的に清算することになる。

Q. 今回の補正予算に示されている金額はあくまで見込みであり、必要額が増加した場合、追加の補助を受けることができるかどうかは現時点ではわからないということか。

A. 申請を受けて国が交付決定を行うことになるため、確定したものではないが、補正予算に計上した金額は交付されるものと考えている。

Q. 学校保健特別対策事業補助金について、金額を算定するための基準を確認したい。

A. 各校の児童生徒数に応じて補助金額の上限が定められており、児童生徒数が 1～300 人で 50 万円、301～500 人で 75 万円、501 人以上で 100 万円の三段階の傾斜配分となっている。

(意見) これまでの新型コロナウイルス感染症に関わる対応を振り返り、財政調整基金の大切さを改めて感じた。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分については、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、全体会に送るべきとする事項についても特段ありませんでした。

これをもちまして、総務分科会の審査報告といたします。

決算常任委員会総務分科会長報告(令和2年8月定例月議会)

総務分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第 21 号 令和元年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

【政策推進部・経過】

◀歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第1目一般管理費▶

シティプロモーション推進事業費について

- Q. 首都圏において東京事務所が行ったシティプロモーション事業においてアンケート調査を実施しているが、このうち三重県の関係者は何人程度含まれているのか。
- A. 首都圏在住者を対象としたアンケートであり、三重県の関係者は含まれていない。
- Q. 目的である都市イメージや本市の認知度の向上などが昨年1年間でどの程度達成できたか、効果検証はしているか。
- A. 会場で行ったアンケートでは、イベントを通して四日市に行ってみたくと思ったか、実際に四日市に行ったか、地場産品を買ったかといった設問をして、個々の事業の効果検証を行っているが、都市イメージについては測定していない。
- Q. 首都圏におけるシティプロモーション推進の目的は都市イメージの向上、地域活性化とされており、適宜効果検証は行うべきであると考えているが、効果検証を行う考えはあるか。
- A. シティプロモーション部においては名古屋都市圏における暮らしやすい都市イメージを指標に掲げて検証を行っており、首都圏におけるシティプロモーション事業についても同様に検証を行う必要があると考えているが、検証には少なからぬ費用がかかり、頻繁に行えるものでもないことから、手法を検討したい。現時点では、まずは四日市市を知ってもらう段階であると考えている。
- Q. 本市の認知度が高まってきていると思われるとの記載があるが、何らかの根拠を示す必要があると考えているがどうか。
- A. 何らかの調査の中で明確にする必要があると考えている。なお、シティプロモーション映像を動画配信サイトで公開したところ、公開当時は約4,000回の視聴があり、その後も毎月1,000回程度の視聴数があることから、本市に興味を持っている方が増えていると分析している。
- Q. 首都圏におけるシティプロモーションは東京事務所が担い、そのほかの地域はシティプロモーション部が担っており、所管する部署を統一すべきと考える。四日市市と東京では連携しにくいのではないか。
- A. 東京事務所は、本市と国が連携するための窓口機能と首都圏でのシティプロモーション活動の拠点の2つの役割があり、東京事務所の職員は兼務という形で政策推進部とシティプロモーション部の両方に属している。首都圏でシティプロモーションを行

うにあたって、東京に拠点があることは情報収集や効果的な場所を探すという点で非常にメリットがある。

Q. 首都圏でのシティプロモーション事業を否定するものではないが、東京事務所の職務を情報収集担当とシティプロモーション担当で職員を明確に役割分担する方がすっきりするのではないか。

A. 東京事務所は所長を含めて正職員3名配置されているが、少ない人員では両方の役割を担う必要がある。

(意見) 四日市市と東京で情報共有や連携が損なわれ、シティプロモーション事業の足並みはずれてしまわないように注意が必要である。

Q. 決算審査のためには一年間の業務を総括して課題等を明示し、その反省を次年度につなげていかなければならない。シティプロモーション事業については事業計画や計画期間、最終目標を示すべきと考えるがどうか。

A. シティプロモーション事業は段階的に取り組んでいく必要があり、最終目標を示すことは難しい。総合計画においては、名古屋都市圏における暮らしやすい都市イメージを向上させることとしており、同様に東京におけるシティプロモーションの成果を可視化できるよう、アンケートなどの手法を検討していきたい。

(意見) 事業を展開していく上では最終目標は必要不可欠であり、改善が必要である。

(意見) 都市イメージを向上させるためには、段階的な取り組みが必要であることは理解できる。戦略的に取り組んでほしい。

(意見) 都市イメージの調査やシティプロモーション事業の段階的な展開など、シティプロモーション部の資料には詳細に記されている。この点で政策推進部との温度差を感じるが、東京事務所が行うシティプロモーション事業についてもシティプロモーション部と歩調を合わせて取り組んでほしい。

Q. 四日市市にゆかりのある企業との連携とはどのような取り組みなのか。本市にある事業所の拡充や本社の移転等にもつながるような取り組みなのか。

A. シティプロモーションに関連する事業として、主に本市にゆかりのある首都圏の企業の社員に向けたPRを行っているものであり、企業立地促進という位置づけではない。以前、味の素株式会社の川崎工場において実施したところ、大変好評であり、大きなPR効果があったと実感した。

Q. 三重県に関わりのある方への働きかけは効果的だと考えることから、本市にゆかりのある企業におけるPR活動は強化していくべきと考える。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、首都圏から地方に移る人や企業の流れができつつあり、企業誘致等についても併せて働きかけていけると効果的と考えるがどうか。

A. 関係企業に何らかの動きや情報があれば、本社に出向いて情報交換や働きかけを行うなど、今後も積極的に活動を続けていきたい。

Q. 年間5万円の会費負担で、ふるさと回帰支援センターと連携した効果的な移住促進策が展開できると聞くが、本市も市単独でふるさと回帰支援センターと連携し、首都圏における移住促進事業を展開してはどうか。

A. ふるさと回帰支援センターは県単位で利用となっている。移住相談会は、県からの募集により、県が活用できるスペースを利用し実施している。また、市のパンフレッ

ト等は無料で配架させてもらっている。

(意見) 以前にふるさと回帰支援センターに視察で訪れたことがあり、県ではなく市単独でも利用している例があるとの話を聞いた。本市としてもふるさと回帰支援センターと連携する手法を検討してほしい。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第8目企画費》

産学官連携事業推進費について

Q. 産学官連携について、大学の研究と企業の研究がマッチングして、新しい研究や製品の開発につながったという事例はまだないのか。

A. 三重大学北勢サテライトにおいては企業と大学の交流、マッチング、学生のインターンシップ等、また、東京大学地域未来社会連携研究機構においては研究の委託を行っている。なお、企業と大学が連携した研究は以前から取り組まれており、企業秘密に当たることから詳細は出せないが、新製品や新技術につながる研究を進めている。

(意見) ぜひとも今後の四日市の発展につながるような連携を進めてもらいたい。

Q. 東京大学地域未来社会連携研究機構における研究結果によると、IoT化やAI導入の現状把握はしたということだが、この研究成果を今後どのように活用し、展開していくのか。

A. 令和元年度の研究は基礎的な現状把握を基に、製造業企業におけるAI導入、IoT化を進めるための提言をいただいた。今後はこの提言をもとに、ガイドブックの作成や効果的な働きかけ等を検討していく。また、研究結果は企業とも共有するとともに、三重大学北勢サテライトにおいてさらに発展的研究ができないか相談するなど、今回の研究報告書の作成に止まらず、さらに発展させていけるように検討している。

Q. 研究報告書を配るだけでは弱い。現状把握ができて課題が明らかになったならば、それを行政の政策展開に生かすところまでもっていかなければ、無意味な結果に終わりがねない。東京大学地域未来社会連携研究機構には今後も研究委託等を行うのか。

A. 東京大学地域未来社会連携研究機構に対しては1年ごとに研究委託をしていくことにしており、今年度も研究委託を行う準備をしている。令和元年度の研究結果については、今年度にはそれを受けて、提言に挙げられているガイドブックの作り方など具体化に向けた検討を行っている。三重大学北勢サテライトに関しては、今回の実績で述べたような事業を今年度も引き続き実施しており、新型コロナウイルス感染症の影響もあるが、継続して取り組みを進めている。

(意見) せつかくの学びの拠点なので、相互に利益を獲得できるよう、うまく連携してほしい。

Q. 三重大学北勢サテライトにおいて、医療の向上及び健康的な地域づくりに関する連携を行ったとあるが、この研究成果はどのように活用されることになるのか。

A. サテライト長が最新の医療技術や情報の科学的な有効活用に長けており、関係機関、研究機関、福祉医療の関係者を集めて研究会を開催しているものである。一般向けというよりは関係者が集まって今後の最新技術等のあり方について理解を深め、研究を行っている。

Q. 当該活動を通じて市民に利益が還元されることを示すべきであると考えます。参加者

の医療に関する理解が深まり、それによって市民の健康に寄与するなどの恩恵が得られるということか。

A. 例えば、大学で医療関係機器の研究をしている方が関係者に対して最新の情報を提供するといった活動を行っており、一般向け講座ではなく、専門的な研究会であると理解している。直ちに市民に恩恵が得られるものではない。

(意見) 直ちに市民生活を豊かにすべきとまでは考えていないが、様々な研究会を実施する中で、最終的にどのように市民に還元されるのかという点を意識して、その後の効果検証をしっかりと考えてほしい。

Q. 平成 31 年度予算審査の中で、産学官連携を活用し、ビッグデータの解析やマッピングを統合して、三重県とともに地域の新たな災害対策を研究するとの説明があったがどのような成果があったのか。

A. 当該資料は、東京大学地域未来社会連携研究機構がGISを活用した研究を得意としており、GISを活用した研究例として示したものである。令和元年度には、製造業企業のIoT化・AI導入促進施策の研究を行ったものである。

Q. 東京大学地域未来社会連携研究機構の研究報告書には行政がマッチング等の支援をすべきとの提言があるが、今後、具体的にどのように対応していくのか。

A. 商工農水部でも並行してAI導入、IoT化に関する支援を進めている。各企業の代表を含め、新たな技術を導入する余裕がないといった状態も見受けられるため、企業OB人材センター等からも働きかけていきたい。

(意見) 総合的に企業に対する支援を展開して行ってほしい。

広域連携の推進について

Q. 広域的なネットワークの強化を図ってきたとのことであるが、例えば、複数の自治体で公共施設を共有するなど、具体的な構想はあるか。

A. 朝日町、川越町、菰野町を含む1市3町や北勢地域、または、東海地区の中で30万人規模の本市がどのように他自治体と連携していくのか検討するものであり、行政機能の再編といった各自自治体の行政権限を超えるところまで議論するものではない。

(意見) 広域行政の基本的考えを今のうちから検討、準備していく必要があると考える。

土地開発公社解散に伴う事務手続きについて

Q. 四日市市土地開発公社の解散に伴う清算等の事務は今年度行っているところなのか。

A. 現在、訴訟や権利関係の手続きを四日市市土地開発公社が進めている。四日市市土地開発公社は今年度中に清算終了することとなるので、次年度以降、残った業務等を市が引き継ぐことになる。

中核市移行推進事業費について

Q. 平成 30 年度に総務省から例外的なケースとして事務委託を前提とした中核市移行を認める見解が示されたが、その後、令和元年度はどのような成果があったか。

A. 産業廃棄物事案に関する事務委託についての県との協議は進展していない。その一

方で、その他の事務については協議を進めることが可能となり、令和元年度は中核市に移行した際の移譲事務について整理に着手することができた。

Q. 平成 18 年に県と締結した確認書については今後も堅持していくのか。

A. 市として今後も堅持していく。

Q. 総務省から事務委託を前提とした中核市移行の可否について見解が示された後も県の姿勢は変わっていない。そもそも、県の主張は確認書の内容に反すると考えるが市の認識はどうか。

A. 市としては確認書の内容に沿って、県に対応を求めていく。

Q. 産業廃棄物の不適正処理事案が露呈し、市議会としても多くの議論を重ねてきた経緯があり、県の対応は一議員として不本意に思う。大矢知平津事案の工事が完了しても、その後の管理において市が負担を負う可能性もあるのではないか。

A. 工事完了後も安全確保のために経費負担が発生する可能性は考えられる。工事完了後も慎重に対応していく。

Q. 令和元年 6 月 25 日に示された県の見解には、「県が事務委託を受けるためには、引き続き起債し、特別交付税措置を受けられることが前提」とあるが、このことについて説明を求める。

A. 県は産廃特措法に基づく交付税措置等を受けて対応にあたっているが、本市の中核市移行後に県が事務委託を受けて対策工事を行った場合、同交付税措置等を引き続き県が受けられるのか整理が必要であるとの見解である。ただし、工事完了予定は令和 4 年度であり、協議しているうちに工事が完了することも考えられる。

(意見) このままでは中核市移行が進まないのではないかという懸念がある。

(意見) 県との協議に加え、地元住民の理解も重要である。

Q. 例えば、工事完了後に追加の工事が必要であると判明した際、市に事務が移譲されている場合は、市が産廃特措法に基づく特別交付税を利用することはできるのか。

A. 産廃特措法は令和 4 年度までの時限立法であり、工事完了とともに利用できなくなる。工事後は管理者において措置が必要であるものと認識している。

職員による政策提案制度について

Q. 職員による政策提案には期待している。提案されたものの中で、事業化する件数を限定するといったことはしているのか。

A. あらかじめ採用する件数を絞ることはしていない。提案内容を評価した結果、優れたものを事業化している。

(意見) 職員の自由な発想で提案される政策に期待しているので、今後も頑張ってもらいたい。

＜歳出第 2 款総務費 第 1 項総務管理費 第 11 目国際化推進費＞

国際交流事業について

Q. 姉妹友好都市における国際交流について、国際儀礼上、市長等トップ同士の交流が中心となることから秘書国際課が国際交流を担っていることに一定の理解はするが、一方で、秘書業務に専念すべきであると考え。国際交流事業が秘書国際課所管にな

った経緯を教えてほしい。また、国際交流を秘書国際課が行う利点を確認したい。

A. 国際交流は市民文化部などで所管してきた経緯がある。平成26年度の組織機構の見直しにおいて、かつての文化国際課を文化振興課に改め、文化を中心に扱う部署としたことに伴い、国際交流業務はより市長の意向を反映して効果的に推進するため、政策推進部秘書課へと移行することとなった。なお、多文化共生業務については、市民生活に密接に関係する業務を一元的に行うため、これを所管する市民生活課へ移管された。姉妹友好都市に関しては市長等の関わりが大きいので、秘書国際課が主に担当し、それ以外の各部局が行う国際交流業務については、儀礼的な部分の統一性を図るため側面支援している。

Q. 秘書国際課の中で、秘書業務と国際交流業務にそれぞれ担当を割り振っているのか。

A. 国際交流担当として業務を行う職員は専任で置いている。人数が少ないので適宜連携し、業務を補い合っている。

(意見) 各部局においても様々な国際交流が行われているが、秘書国際課が担当するトリオの相互派遣事業については、目的である国際性に富んだまちにつながるのか疑問である。本市の国際交流を推進するために、秘書国際課が国際交流業務を担う必要があるのか、組織のあり方を検討する際には念頭においてほしい。

Q. 姉妹都市と友好都市の違いを確認したい。

A. 姉妹都市、友好都市に明確な区別はないが、中国との交流においては姉妹だと上下関係が生じかねないとの懸念から友好という言葉を使う。一方、英語圏等においては「sister」は上下関係の概念がないため、姉妹都市という言葉を使っている。

Q. ロングビーチ市との交流では市民レベルの交流を行ったとあるが、実際に交流を行うことができるのは交換留学生等の一部に限られるのではないのか。市民レベルの交流とはどういったものか。

A. 交換留学生は3名のみだが、例えば、ロングビーチから本市に来ていただいた際には、本市の小中学校、高校等を含め600人ほどの市民が関わっている。交流を通じて都市間の友好を知っていただいたり、英語でのコミュニケーションをしていただけた。

Q. 交流は一部に限られており、本当の意味での一般的な交流はないように思う。例えば、市民がロングビーチ市でホテルに宿泊したときは割引されるような発想も必要なのではないかと思うがどうか。お互いがWIN-WINになるような発想も必要ではないかと思う。

A. 情報交換をする中で、交流の方法についても多角的に可能性を検討していきたい。

《歳出第8款土木費 第5項港湾費》

市民に親しまれる港づくりについて

Q. 市街地と一体となったサイン計画について、整備完了はいつか。

A. 令和4年度完了を目指し、順次進めていく。

Q. “四日市港の「機能強化」と「みなとまちづくり」を考える会”によって行動計画が示され、千歳運河沿いのトイレの整備や、土地利用促進に向けた検討などが盛り込まれているが、四日市地区に存在する老朽倉庫の移転についての議論は行われているのか。

- A. みなとまちづくり検討委員会を設置し、親しみを持てる港づくりを進めている。老朽倉庫についてもみなとまちづくりプランに盛り込めるよう、検討を進める。
- Q. 四日市みなとまちづくり協議会での議論に市民意見を反映させることはできるのか。
- A. 四日市みなとまちづくり協議会の構成員に市民は含まれないが、下部組織であるみなとまちづくり検討委員会において市民意見をいただく機会をつくっていきたい。
- Q. 市民に親しまれる港づくりを目指し、本市の意見をしっかりと反映していくことが重要である。以前、四日市港管理組合の負担割合を見直し、本市の発言力を高めるという議論もあったが、現状の市の考えはどうか。
- A. 本市の考える港づくりを進めるため、四日市港管理組合の負担割合だけでなく、組織体制の面からも変革が必要であると考えており、県に対して働きかけを行っている。このみなとまちづくりプランの策定においても、市から強く働きかけを行った結果、県がそれを認め、管理組合において策定経費にかかる負担金の予算化が図られたところである。まずは、四日市みなとまちづくり協議会からの提案を事業化できるよう市の考えを伝え、予算化につながるよう努めていきたい。
- (意見) 四日市みなとまちづくり協議会の中でしっかりと市の考えを主張してほしい。また、四日市港管理組合の人事についてもしっかりと働きかけをしてほしい。
- Q. 本市の港づくりについて、今後どのように取り組んでいくのか、意気込みを確認したい。
- A. 市民に親しまれる港づくりを進めたいと考えており、県議会議員にも支援・協力をお願いするなど取り組みを行ったところである。今後とも、様々な角度から県に働きかけていきたい。

シドニー港との交流について

- Q. 市はシドニー港との窓口を有していないとの認識で良いか。
- A. 姉妹港であるシドニー港との窓口は第一義的には四日市港管理組合である。ただし、四日市港管理組合から声掛けいただいて、市がともに取り組んだ実績があり、今後もそのような際は市として前向きに考えている。
- Q. シドニー港との交流の機会を有していることを利点と捉え、国際化や本市のイメージ向上に資する施策に効果的に活用すべきである。オーストラリア記念館の記念碑や羊の飼育等、シドニーとの交流を感じられるものは残っており、シドニー港に関することは市の所管ではないという縦割りの考えから脱し、市として取り組んでいくべきではないか。
- A. シドニー港との窓口は四日市港管理組合であるが、本市としてもシドニー港との関係を軽視しているわけではない。様々な視点で国際化やシティプロモーションを進めるべきとの考えには同感であり、手法を検討していきたい。
- (意見) これまでの取り組みや歴史を振り返り、四日市港管理組合と協力して取り組んでほしい。
- Q. 四日市市は四日市港管理組合に多額の負担金を支出しているにも関わらず、政策的には活用しきれない印象を受ける。シドニー港とのつながりは今後の各種施策の展開に活用できる重要な手札であり、四日市港も巻き込んで力強く進めていくべきで

はないか。

- A. 四日市港管理組合に対しては市の立場や考えをしっかりと伝えながら、様々な取り組みを進めているところである。シドニー港との交流については、まずは四日市港管理組合が起点であると考え、シドニー港の考えも尊重しつつ市としても四日市港と連携した交流のあり方を研究したい。

【財政経営部・経過】

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第5目財政管理費》

行財政改革プラン2017に基づく取り組みについて

- Q. 行革プラン2017の改革事項の評価は誰が行ったものか。
- A. 担当する各所属が自己評価として提出したものを行財政改革課において再度評価したものである。
- Q. B評価6項目のうち2項目が財政課となったことについて担当する部としてどのように受け止めているのか。
- A. 財政課6項目中の2項目、広告収入等思わしくなかったものがB評価となった。一方、別の項目においてはS評価となったものもある。
(意見) 行財政改革については重要な取り組みだと思うので、引き続き力を入れてほしい。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第7目財産管理費》

四日市市公共施設カルテ分析業務について

- Q. 公共施設の分析については市民からの意見も聞いているのか。
- A. 公共施設の分析は機械的に本市施設の評価を行ったものである。今後、この評価を判断材料の一つとして、各施設の特性等も考慮しながら今後の方向性を検討していくこととなる。
- Q. 四日市市公共施設カルテ分析業務について、機械的に評価するのであれば内部でもできると思うが、外部委託した理由は何か。
- A. 評価項目を作るにあたり、他市で実績のある業者のノウハウを活かし、それを四日市版にアレンジして評価、分析を行った。また、他市の財政状況との比較検討もっており、委託したメリットがあったと考えている。
- Q. 今回の結果を基に個別施設計画を作成することだが、施設別行政コスト計算書も考慮するのか。また、所管課で判断して、最終、行財政改革課でバランスをみるということか。
- A. 施設所管課には四日市市公共施設カルテをはじめとする各データを提供しており、所管する部局における各種計画との整合性も図りながら個別施設計画の作成を進める。まずは所管課が方向性を示し、その後、廃止や集約等の方向性が示された施設については政策的な観点を含め全体の中で議論していくことになる。
(意見) 担当課では踏み切れないことも考えられる。全庁的に人口減少、財政状況など

も考慮しながら取り組んでほしい。コスト意識の中で全体を見渡した施設の管理を期待している。

公共施設LED化推進事業について

Q. 公共施設のLED化の進捗はどうか。

A. 管財課が所管する施設については、北館を除き、LED化を図った。北館のLED化については令和3年度設計、令和4年度工事を計画している。管財課所管以外の施設についても2030年までに100%LED化を目指し、各施設所管課と調整を行っている。

空調設備の更新について

Q. 本庁舎の空調の更新状況を確認したい。

A. 執務室のファンコイルについては現在更新しているところであり、また、冷暖房の熱源である空調設備については令和4年度に設計し、順次工事を予定している。利用者に不便をかけないように、計画的に更新を行っていききたい。

電力入札について

Q. 各学校施設等も含めて電力入札を進めていると思うが、どのような状況であるのか。

A. 高圧受電施設については原則、今年度中にすべて入札化する。ただし、学校は今年度から空調が正式稼働することとなっており、消費電力量等の状況をみて来年度以降に入札を行っていく。

《歳出第2款総務費 第2項徴税费》

課税対象の把握について

Q. 法人市民税について、届出のない法人に指導を行い、97件の届出を得た。また、事業所税について、課税対象となる事業所に申告指導を行い、24件の申請を得たとのことだが、例年の実績と比較してどうか。

A. おおむね例年と同水準である。実際に訪問を行ったのは1件であり、その他は電話等の手段による。

Q. 土地家屋の賦課業務に利用している地図情報システム事業費が高額であると感じるが、毎年支払うのか。

A. 航空写真撮影業務、地番・家屋参考図作成業務とセットで行う業務であり、それぞれ3年に1回の業務として順番に実施している。

Q. 課税対象はほぼ把握しているのか。

A. 様々なツールを使い、課税対象を把握している。

(意見) 現年課税分で99.36%という高い収納率となっており、高く評価する。今後も課税対象の把握に努めてほしい。

《歳出第 11 款公債費 第 1 項公債費》

市債残高について

Q. 市債残高は年々減少しているが、この先どの程度の水準を目指すのか。

A. 引き続き市債残高の抑制に努めていくが、市債残高の減少に伴い、公債費も減少していくことから、これからは市債残高の減少速度は鈍化すると想定される。借り入れに対しては厳しく精査しているが、新型コロナウイルス感染症による厳しい社会情勢から、今後は税収の減少も懸念される。起債や基金等を活用して適切に財政運営を行っていききたい。

Q. 市債残高が大きく減少する要因等はあるか。

A. 市債残高の大きなウエイトを占める臨時財政対策債の返済が進むに伴い市債残高の減少が想定される。

(意見) 新型コロナウイルス感染症の影響により、税収の減少等も考えられるが、引き続き健全な財政運営に努めてほしい。

《その他》

補助金・負担金の見直しについて

Q. 平成 26 年度の議会からの提言を受けて補助金等の見直しを実施したにも関わらず、補助件数、補助金額ともに増加傾向である。財政経営部はどのように補助金の精査を行っているのか。

A. 補助金が政策目的に合致しているか、行政の関与の適切性、公平性、経費の妥当性等を基準として精査している。3 年間の周期を設定しており、3 年に一度書類提出を求め、審査を行っている。加えて、当初予算編成過程や補助を執行する中でも補助対象団体の資産状況等を確認している。また、見直しの状況は当初予算資料に掲載している。

Q. 補助対象団体の資産状況は担当課と財政課のダブルチェックを行っているのか。

A. 予算編成の段階で団体の決算状況を財政課でも確認している。また、補助金の精算の際にも事業費の確認を担当課、財政課ともにチェックしている。

Q. 当時、補助金の増加傾向を問題視し、議会から提言を行ったものであり、補助金は減らしていく方向性であると認識していたが、近年の推移をみると、このまま議会からの提言がなおざりになってしまうのではないかと心配する。個人への補助と特定団体への補助では性格が全く異なるものであり、特に特定団体補助は補助率が 1 / 2 を超えているなどの原則からの例外が多く、新たに基準を設けるなど、十年に一度程度は見直しを行うべきと考えるがどうか。

A. 補助金は普段から厳しく審査している。またチェック体制が甘くならないように 3 年の周期を設定した。見直すべきものは見直し、必要なものには補助を行うべく、常に厳しくチェックを行っていく。

(意見) 例えば、学童保育所の補助金等は前年度から補助申請を行うことから、突然補助金が打ち切られてしまうと影響が大きい。補助金として一括りで判断するのではなく、各制度の性格に応じて丁寧に対応してほしい。

指定管理料変更精算について

- Q. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置の影響に伴う指定管理料の変更精算について、対応期間を2月26日からとしたのはなぜか。また、委託料精算の協議の中で指定管理者と市の意見の乖離等はなかったか。
- A. 全庁的に市主催事業中止を発表した翌日から令和2年3月末までを対応期間とした。委託料精算については、各施設所管課が指定管理者と協議を行い、両者納得して協議を終えている。

ふるさと応援寄附金について

- Q. 四日市市ふるさと応援寄附金については、寄附金受け入れ額が増加したことを前向きにとらえる記述しか見られないが、市民税控除額も増加しており、全体としては厳しい状態が続いている。今後の方針を確認したい。
- A. ふるさと応援寄附金を行うかどうかは市民の自由意志であり、その市民税控除額を抑えるために市から働きかけを行うのは難しいと考える。引き続き本市への寄附金額の増加を目指し、シティプロモーションの視点も交えながら返礼品の選定等を工夫していきたい。
- Q. 制度自体に問題があると考えており、国に対して改善を働きかけるべき段階に差し掛かっているのではないか。
- A. 返礼品の選定等において競争が激化するなど、社会的にも問題視される側面もあるが、運用されている制度であり、制度に沿って歳入確保に努めていく。
- Q. 市民税課は例年、年始から5月頃にかけて非常に多忙を極める。ふるさと応援寄附金に係る事務処理が事務手続きの煩雑化につながっているのではないか。
- A. この時期、すべての市民の賦課を整理するために多忙となるが、例年、各種税制改正への対応などがあり、ふるさと応援寄附金に係る事務処理が影響していることではない。
- (意見) 国が主導する制度とはいえ、歳入の減少は本市にとって大きな打撃である。いっそのこと返礼品をやめ、国に対して制度の改善を求めていくべきと考える。

財政運営にかかる指標について

(意見) 財政運営の5つの指標に対する取り組みの達成度合は非常に素晴らしいと感心した。これからも健全な財政運営に努めてほしい。

【財政経営部 & 会計管理室・経過】

《歳入全般》

別段の質疑、及び意見はなかった。

【会計管理室・経過】

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第6目会計管理費》

地方公共団体金融機構債について

Q. 地方公共団体金融機構債はどのような団体が購入しているのか。

A. 国も地方公共団体金融機構債の活用を推奨しており、少し前のデータでは概ね都道府県で89%、市区町村で36%が購入している。

Q. 地方公共団体金融機構とはどのような団体なのか。

A. 地方公共団体金融機構法に基づく、地方共同法人であり、全地方公共団体が出資している。地方公共団体に長期かつ低利で融資することを目的としている団体であり、公営企業金融公庫を前身とする。本市も約665億円の借り入れがあり、万一の場合は債券・債務を相殺できることや国債等より金利が高いという状況から判断して活用に至ったものである。

会計事務監査について

Q. 前年度の検査で指摘したが、改善が不十分で再検査となった所属が5所属あるとのことだが、問題があるのではないか。

A. 事務手続き上のミスが多発や指摘事項への対応がおろそかであるといった問題は、事故につながりかねないため、前年度の結果を基にしっかりと次年度も検査、指導を行っていく。

収納データ作成業務および市税等口座振替業務について

Q. 収納データ作成業務委託および市税等口座振替業務委託とはどのような業務なのか。

A. 収納データ作成業務委託はOCR処理または手入力による歳入金と収納済通知書の照合、消込データの作成、データ転送等の業務を委託するものである。また、市税等口座振替業務委託は市民の預貯金から市県民税や固定資産税、国民健康保険料等の口座振替に当たり、その引き落とし依頼データを金融機関毎に分割して相手方の金融機関に引き渡すといった業務等を委託するものであり、いずれも指定金融機関である三重銀行に委託している。

全庁職員用机・椅子の更新について

Q. 全庁職員用机・椅子の更新のための備品購入費が計上されているが、この業務は会計管理室が行うべき業務なのか。

A. 市役所全体で調整が必要なため、会計管理室が一括で所管している。他市でも会計管理の部署が所管することが一般的であるが、人事異動に伴う更新が多いため、人事課や管財課などと改めて協議したい。

会計管理室の体制について

Q. 会計事務検査等の業務の負担も大きいのではないかと考えるが、会計管理室の体制は十分か。

- A. 再任用や会計年度任用職員を含め、総勢 16 名の体制となっている。限られた人員の中で先を見据えた対応をとるために、研修等を通じて各職員のスキルを高めるとともに、係の体制も柔軟に組み替えるなど、工夫して対応している。
- Q. 根本的解決のためには人員の増強が必要ではないか。
- A. 全庁的にはきびしい人員の中でやりくりしている所属は他にもあるため、必要に応じて総務部と相談していきたい。

【消防本部・経過】

《歳出第 9 款消防費 第 1 項消防費 第 1 目常備消防費》

消防救急体制について

- Q. 消防職員の人数と車両数は、消防庁が示している消防力の整備指針に照らし合わせると充足しているのか。100%は目指さないのか。
- A. 消防力の整備指針は市町村が火災の予防及び消火、救急業務並びに人命救助などを行うために必要な人員、車両等の水準である。これに本市の状況を照らし合わせると、消防署所、消防ポンプ自動車の充足率は 100%であり、人員は基準値 404 人に対して、令和元年度の現有人員が 355 人であり 87.9%である。今後は、2 か年で 381 人まで人員を増やす予定をしており、これで充足率は約 94%となり、この 90%台を一つの目標としている。全国平均が 70%台である中で、94%の充足率であれば職務の合理化や資機材の省力化により基準と同水準の仕事ができ、充足していると考える。
- Q. 消防職員の採用の状況はどうか。応募者は十分であるのか。市の予算は十分であるのか。
- A. 例えば本年 9 月中旬に実施する試験では採用人数 15 名程度に対し 78 名の応募があり十分であると考え。また、人員増に必要な予算は確保できている。
- Q. 各消防署への人員の配置について、南消防署、北消防署などには人員が多く配置されているが、基準はあるのか。偏りがあるということはないか。
- A. 人口の密集の度合いなど、本市のまちの形態に合わせて配置している。加えて、配置人員の多い北、中、南消防署はコンビナート対応の特殊車両があり、それに対応すべく必要な人員体制をとっている。内陸部の北部、南部の住宅地の増加に伴い、今年度と来年度に採用予定の職員数は北部分署、南部分署の増員を見込んだものである。
- Q. 出動指令から救急車が現場到着するまでの目標時間の 5 分以内が達成できなかった要因は何か。
- A. 救急出動の増加による出動の重複等が到着時間に影響する。また、今年は新型コロナウイルス感染症対策のため出動指令があってから救急車を出動させるまでに時間がかかることも考えられる。現在の消防署所の配置状況は、出動が重複しなければ一部の地域を除いてほとんど 5 分以内に到着することができる配置となっているが、年間の救急出動件数の平均時間を見ると 5 分を越えている。
- Q. 119 番通報を受信してから傷病者を医療機関に収容するまでの時間を新たな目標指標として取り組むとあるが、119 番通報を受信してから現場に到着するまでと、現場から医療機関に収容するまでの時間とを分けて分析したほうが良いのではないか。

- A. 時間の分析は必要と考えており、消防年報の中で、119番通報を受信してから病院到着までの間の詳細な時間の分析を現在行っている。
- Q. 救急救命士が救急車に2名乗車していると、傷病者の対応と医療機関との連携が同時に行えるため、救急救命士の養成に予算がついているが、何名まで救急救命士を養成する予定であるのか。
- A. 救急車に複数の救急救命士が乗車できるようにするためには、約100名の救急救命士が必要と考えており、それを目標としている。今年度で約80名近い救急救命士がおり、年間3名程度の養成を計画している。引き続き計画的に増やしていきたい。
- Q. 音声によらない119番ができるネット119は出動にかかる時間短縮に寄与しているのか。
- A. ネット119は、聴覚や言語機能に障害がある方に対応するサービスであり、ウェブサイトアクセスしチャット形式でやり取りをするため、通常の119番通報より時間はかかってしまう。
- Q. AI、IoTの活用は新たな総合計画の重点的横断戦略プランに位置付けられているが、現在の取り組みを確認したい。
- A. 来年度から取り組むこととしている。5GをはじめとしたIT技術により現場の映像を指令センターへ動画を伝送する仕組みなどについて調査研究していきたいと考えている。

熱中症の救急搬送について

- Q. 本市の熱中症の救急搬送人数を資料で確認したが、消防本部として熱中症対策の注意喚起はどのように広報しているか。
- A. ホームページへの掲載、ツイッターでの発信、救命講習で熱中症のパンフレットの配布などを行っている。
- Q. 熱中症になる方は高齢者が多いと思うので、高齢者向けの広報活動が必要になってくると考えるがどうか。
- A. 救命講習、出前講座などの場で周知したり、防災教育センターにおいて、高齢者の自宅を訪問する防災診断を行っており、その際にも注意喚起を行っていききたい。
- Q. 広報よっかいち等に掲載はしていないのか。
- A. 健康づくり課で配布している健康だよりで広報は行っているが、消防本部としては広報よっかいちには掲載していない。
- (意見) 消防本部においても市民の命を守るために意識をもって広報に取り組んでほしい。また、屋内の熱中症予防のため、なかなか冷房をつけない高齢者に対しても健康福祉部と連携して働きかけを行ってほしい。

外国語三者間同時通訳システムについて

- Q. 昨年度の決算審査の際は3件の利用しかなかったと聞いているが、令和元年度の利用実績はどうか。
- A. 令和元年度は119番通報で1件と、救急現場等で3件の利用があった。令和2年度は、119番通報で1件、救急現場等で5件となっている。

Q. 昨年度の決算審査で外国人市民に対する周知啓発方法を検討するという回答だったが、どのように周知啓発を行ったか。

A. 昨年度、消防本部ホームページや四郷地区市民センターだよりに掲載した。今年度は、多文化共生サロンのフェイスブックや、各戸配布の防火だよりに掲載するとともに、日本語学校を訪問し利用と広報のお願いを行った。今後もこのような広報を通じて外国語三者間同時通訳システムの利用を増やしたい。

《歳出第9款消防費 第1項消防費 第2目非常備消防費》

消防団PR事業の取り組みについて

Q. 消防団員確保に向けたPR活動を進めていても、実際の団員の確保にはなかなかつなげていない実態があると思うが、それについてはどのように評価分析しているか。

A. 消防団員の確保が難しい現状はあるが、学生消防団活動認証制度などの活用のほか、消防団の幹部が実際に地域に出向いて自治会と直接話をするなど、勧誘に努めていきたい。

(意見) 地域の会合等でも一定の理解はあるようだが、これといった魅力がないのが要因ではないかと考える。今の活動を充実させ、団員確保に向けて継続して努力してほしい。

四日市市消防団の災害活動について

Q. 消防団の実際の火災出動状況を見ると放水活動は少ないように感じる。その点では操法訓練の重要性を感じるが、分団員の高齢化も進む中なぜ真夏の暑い時期に行っているのか。

A. 7月の大会に向けて、5月頃から準備、練習を行っており、大会終了後は出初式などの訓練に入る。消防団員の中には農家の方も多く、そうした分団員の声も聴きながら現在はこの日程で行っているが、今後は年齢も考慮して日程等の相談をしていきたい。

(意見) 団員一人一人が大切な人材なので、けがのないように持続して活動してほしい。そのように丁寧に取り組むことで新しい人材を増やすことにもつながる可能性もある。

《歳出第9款消防費 第1項消防費 第3目消防施設費》

軽救命消防車の活用について

Q. 導入されてからまだ数カ月であるのに58件の出動があり効果があったと感じるが、今後は増やしていく予定であるのか。

A. 今年度1年間をかけて効果を検証することとしている。職員からのヒヤリングを通して効果だけでなく課題もあると考えている。部隊の多いところで効果があると考えますが、今年度の出動実績を検証し必要であれば増やしていきたい。

G20大阪サミット消防特別警戒における購入資機材について

Q. G20大阪サミット消防特別警戒はどこから依頼があったのか。

A. 国が設置した委員会において消防・救急体制を検討し、大阪市消防局が中心となり

市町村に依頼があった。三重県では本市と津市が要請を受けたがこれは伊勢志摩サミットへ従事した経験が評価されたものと考えている。

Q. この時に購入した資機材は本市の資機材として保管されているのか。

A. 化学防護服、防毒マスクは南消防署に保管し、止血帯は各救急車に積載している。

Q. 出発式、解隊式の広報はどのように行ったか。

A. 出発式は市庁舎の1階にて、市長、副市長、正副議長などが出席し、マスコミにも参加いただき開催したが、解隊式については消防本部において消防長からの解隊の指示のみでマスコミへの広報は行っていない。

(意見) 派遣した隊員の労をねぎらう意味でも出発だけでなく解隊の時も広報を行ってほしい。

【危機管理監・経過】

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第14目防災対策費》

防災行政無線について

Q. 防災行政無線が聞き取りにくい地域があるという問題を昨年度指摘したが、その後のような対策を講じたのか。

A. 津波や土砂災害への注意喚起を行うために防災行政無線を整備してきた経緯があるが、市内全域を網羅することは難しいことから、現時点では防災行政無線の増設は考えていない。また、近年は住宅の気密性が向上し、屋外の音が聞き取りにくいといった事情もあり、スマートフォンを使った情報伝達の仕組みについて今年度事業で整備を進めている。

緊急告知ラジオについて

Q. 要配慮者等に緊急告知ラジオを無償で配布しているが、効果はどうか。

A. 毎月第3木曜日に試験放送を行っており、十分周知できているものと考えている。

Q. 電池は個人負担となることや、放送を疎ましく思い放送を聞いていないなど、不評の声も聞くが、今後の取り組みについてどのように考えているのか。

A. 現在の緊急告知ラジオには、課題があると考えており、新たな制度を模索しているところである。

ホームページ等での災害情報の広報について

Q. 昨年度の決算認定の際に、災害時には市のホームページの目立つところに災害情報を掲載すべきと提案したが、その後の検討状況はどうか。

A. 目立つ部分に災害情報を載せることとしており、現在は新型コロナウイルス感染症に関する情報を掲載している。

Q. 防災気象情報のページは見づらい上に、災害時に必要のない情報まで示されている。災害時に市民が真に知りたい情報を見つけやすいように、ホームページの作成や管理運営委託内容の見直しも含めて対応が必要ではないか。

A. ページのリニューアルに向けて調整しているところである。

地区別自主防災組織活性化事業について

Q. 地区防災組織において、災害時に活躍が期待できる人材リストを作成しているが、作成していない地区も多い。人材リストを作成していない地区にはどのように働きかけているのか。

A. これまでもいろいろな機会に依頼しているが、改めて各地区に赴き、直接お願いしていく。

Q. どのような人材をリストアップしているのか。

A. 看護師や減災アドバイザー等、発災時に活躍が期待される人材をまとめている。

Q. 人材リストに登録された方が防災訓練などの取り組みに参加した事例はあるか。

A. 現時点では把握していないが、取り組みが広がるよう、状況把握に努めたい。

(意見) 浜田地区において感染症対策を意識した防災訓練を実施したところであり、今後全市的に経験や情報を共有していくことになると思われるが、その際に、人材リスト作成済みの地区においては、各人材にどのように携わってもらうのかといった視点も大切にしてほしい。

Q. 四郷地区と常磐地区の自主防災組織の結成率が低いが、今後どのように対策していくのか。

A. マンションが多く、転出入が激しいことや外国人市民が多いことなどが結成率が伸び悩んでいる原因と分析している。各地区の自主防災組織にも相談しており、今後も粘り強く働きかけていきたい。

(意見) これまでの取り組みでは成果が期待できないので、新たな手法を検討してほしい。

防災減災人材養成事業について

Q. 防災士養成研修を通して何名程度が防災士の資格を取得したのか。

A. 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、令和2年3月に予定していた試験が同年9月に延期となったため、現時点で防災士の資格を取得した方はいない。令和元年の四日市市防災大学、ステップアップ講座、防災・減災女性セミナーの修了生のうち23名が9月の試験を受験する予定である。

避難施設等整備事業について

Q. 指定避難所によって、防災井戸や浄水器、マンホールトイレ、特設公衆電話といった設備の有無に差があるが、これらの設備について考え方を確認したい。

A. 各学校に防災井戸または浄水器のいずれかを設置することとしており、公立小中学校への設置は完了したので、今後はその他の施設の整備を進める。マンホールトイレについてはできるところから計画的に配備していく。特設公衆電話はすでに全施設で利用できるようになっている。

津波避難指定ビルの指定について

- Q. 塩浜地区において津波避難指定ビルの指定がなかなか進まず、津波避難タワーを建設する案があると聞いたが、現在の検討状況を確認する。
- A. 津波からの避難の基本は遠くの高台に避難することである。新たに近隣の商業施設を指定したことや、コンビニート企業の建物の指定を考えており、新たに津波避難タワーを建設する考えはない。
- Q. 避難ビルが生活圏から離れていると有事に機能しないのではないかと。跨線橋を津波の避難場所として指定してはどうか。
- A. 跨線橋の耐震化等も調査したうえで検討したい。
(意見) 既存施設を有効活用して津波から命を守れるよう、しっかり議論してほしい。

非常用発電装置について

- Q. 津波避難指定ビルに指定された学校に非常用発電装置が設置されたが、どのようなところに電源供給されるのか。
- A. 避難路を照らすための電源である。
(意見) 比較的しっかりしたつくりの発電装置であり、活用方法はほかにもあるのではないかと。情報把握に努めてほしい。

地域応急給水栓配備事業について

- Q. 地区の防災訓練において、応急給水栓を利用してもよいか。
- A. 利用可能だが、備えられているホースは利用できない。職員が訓練用のホースを持っていくので、危機管理室に相談してほしい。
- Q. 応急給水栓セットを拠点防災倉庫等に11セット配備するとあるが、拠点防災倉庫等にはどのような施設が含まれるのか。
- A. 拠点防災倉庫に加え、上下水道局にも配備することとしており、令和4年度にすべて配備完了予定である。
- Q. 応急給水栓セットの配備計画について、重複して配備予定の施設がある一方で、令和3年まで配備されない施設もある。配備する優先順位の考え方を確認したい。
- A. 各地区市民センターや沿岸部を優先して配備している。
- Q. 復旧給水栓との役割の違いを確認したい。
- A. 上下水道局が復旧給水栓の整備を進めており、復旧給水栓でカバーできない地域を応急給水栓で補完する。

住宅等耐震化促進事業費について

- Q. 住宅の耐震化率を指標とし、目標を90.9%以上と設定しているが、この目標は平成30年度に達成済みであり、新たな目標設定が必要であると考えます。総合計画において指標とした家具の固定率を目標の指標としてはどうか。
- A. 四日市市耐震改修促進計画において平成32年度末までに住宅の耐震化率を95%にすることを目標としており、同計画に沿って令和元年度の目標設定を行ったものである。同計画は今年度改定作業を行っており、新たな指標の設定について検討していき

たい。

(意見) 計画を見直す中で家具の固定率を指標とすることも検討してほしい。

国土強靱化地域計画について

Q. 国土強靱化計画の四日市版の策定について、進捗状況を確認したい。

A. 都市整備部において作成しているが、県の国土強靱化地域計画が10月に改訂予定であり、改定された計画との整合性を図ったうえで、年内には本市の国土強靱化計画を策定することとなる。

(意見) 市単位の国土強靱化計画が社会資本整備総合交付金の交付にも影響することから都市整備部や上下水道局が作成作業を行っているものと推察する。危機管理室は取りまとめる立場として責任をもって対応してほしい。

Q. 土砂災害警戒区域に指定された住民向けの説明会の状況はどうか。また、立地適正化計画において、災害リスクの高いエリアを居住誘導区域から除外しているが、今後、この取り組みはどのように展開していくのか。

A. 土砂災害警戒区域については、指定時に1度該当地区への説明を行っている。立地適正化計画は、都市整備部で作成しており、すでに災害リスクの高いエリアは居住誘導区域から外している。国において、防災指針のようなものを加えて立地適正化計画を改定していく流れが示されたところであり、各自治体は2025年ごろまでに対応していくことが求められている。

Q. 物資の供給に関する民間事業者との協定について、令和元年度の実績はどうだったか。

A. 物流関係業者1社、間仕切り等に使える段ボール素材を扱う業者1社、生活物資を扱う小売業者1社と協定を結んでいる。

(意見) 災害時にどのような資機材が必要かという視点を重視して計画的に協定を広げてほしい。今後整備予定の中学校給食センターから、有事の際に食事を供給できる仕組みなども考えてほしい。

Q. 企業におけるBCP策定に向けた取り組みの成果を確認したい。

A. 災害防止協定を締結しているコンビニート企業に訪問し、進捗を確認した。

緊急輸送道路について

別紙「論点整理シート」に記載。

職員の育成について

Q. 危機管理室の職員を大学に派遣し、防災の研究に携わることで専門的知識を高めていたが、当該職員は人事異動となり、残念に思う。専門的知識を組織内で共有するとともに、その職員にも危機管理室で活躍してもらうために、大学への派遣後、一定期間は危機管理室に所属するようにすべきではないか。

A. 大学へは週1、2回出向いており、それ以外は危機管理室に出勤していたため、情報共有はしっかりできている。加えて、研究成果を年度末に報告するなど、組織内で理解を深めた。職員個人のキャリア形成を人事が判断し、人事異動になったものと考

えている。

(意見) 職員の育成の観点も理解するが、防災に関して専門性を高めた職員は危機管理室で活躍できるようにしてほしい。

《歳出第9款消防費 第1項消防費 第4目水防費》

水防事業について

Q. 近年は全国的に大規模な水害が発生している。地球温暖化等の環境問題が影響していると考えられるので、防災意識の啓発とともに、環境問題についても啓発してはどうか。

A. 環境問題の視点も含め、啓発に取り組んでいきたい。

(意見) 地域の防災訓練などのタイミングをとらえて啓発に取り組んでほしい。

Q. 近年、全国的に水害が発生しており、水防訓練の重要性が増していると感じるが、今年度は水防訓練を実施したのか。

A. 年間3回程度実施予定であったが、新型コロナウイルス感染症の拡大を考慮し、今年度の開催は見送った。

(意見) コロナ禍においても水害の発生リスクは変わらないので、感染対策にも意を配しながら工夫して訓練を実施してほしい。

Q. 水防訓練において、土嚢を作成するためにどのくらいの量の砂が必要となるのか。

A. 2～4 tの砂が必要であり、トラックで配送する。砂2 tを搬送するのに約1万5千円程度かかる。

(意見) 地区の訓練に参加する中で、大規模な決壊への対応を一般市民がすることは現実的ではないが、身近な地域の浸水等に対応することには役に立つと感じた。

Q. いざというときはどのように砂を調達すればよいのか。近年は砂の代わりに水を入れる水嚢やそれに代わる資機材もあるが、代替品の検討は行っているのか。

A. 砂は各地区市民センターに準備してある。水嚢は使いやすいものがなく採用には至っていないが、水害対応としてブルーシートの貸出を試行している。

(意見) 近年の水害の発生状況等も考慮し、水防計画の見直しや訓練の実施に取り組んでほしい。

【シティプロモーション部・経過】

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第1目一般管理費》

大四日市まつり・四日市花火大会の来場者調査について

Q. 携帯電話の位置情報を用いて来場者調査を行うモバイル空間統計と、従来の統計とで数値が異なるが、今後はどちらの方法を採用していくのか。

A. モバイル空間統計は費用が掛かるため、数年に一度は実施していきたい。モバイル空間統計の数字を現在の統計と比較し、統計の数式を修正しながら正確な数値に近づけていきたい。また、モバイル空間統計は過去に遡って数値を出せることから数年に1度としている。

Q. ビッグデータの公開が進んでいくなかで、今後モバイル空間統計の費用も経年的に減少していくと考える。今までの手法とモバイル空間統計どちらが信用できるのか。

A. モバイル空間統計は1時間単位で携帯電話の電波の情報を感知する仕組みであり、情報の精度はモバイル空間統計のほうが勝っているが、14歳以下の子どもは契約者が保護者であり属性の反映が難しいという短所があるため、国勢調査の情報と合わせて推定している。

(意見) 価格が下がるようであれば毎年の活用も検討すべきである。

情報発信事業費について

Q. 昨年度の決算審査で情報発信ツールの利用率が10%に満たないものは見直しを検討すべきという議論があったがその後どうなったか。

A. どの情報発信ツールが有効であるのか検討を続けているが、多様な発信ツールを併用することが重要と考えていることから、現時点で取りやめるものはない。インターネットを用いた情報ツールの利用が増加している傾向にあるが、従来のテレビの存在感や新聞に対する信頼性は高い。そこでテレビについて、番組そのものや放送の仕方など新規性を打ち出して大幅に変えていきたいと考えている。

ふるさと応援寄附金関連経費について

Q. 令和元年度の寄付金額が約3000万円の増となった一方で、ふるさと納税による本市の税の控除額が年々増加しており比較すると約4億2000万円の赤字となっている。このことについてシティプロモーション部の見解はどうか。

A. シティプロモーション部としては、本市の優れた返礼品を通じて本市の魅力を多くの方にお伝えしようとプロモーションに取り組んでおり、ふるさと納税の利用者が多い首都圏の富裕層をターゲットに行ってきた。少しずつ成果は伸びており、地道に取り組んでいきたい。

Q. 返礼品のコンビナート夜景撮影講座のコンセプトはよいが、日程の選択肢が少なく対象者を狭めてしまっている。今回、講師の手配ができず中止となったが講師は一人しかいないのか。

A. 撮影に適した気候であること、また「工場夜景の日」前後が一番いいという思いがあり考えが狭かったと反省している。講師は四日市の風景の写真を長く撮影している方で、ポスターや広報紙掲載の写真等をお願いしている。

(意見) コンビナート夜景撮影講座は、返礼品としてではなく一つの企画として行っ
てはどうか。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第4目文書広報費》

シティプロモーション推進事業について

Q. 他市では、定住人口の増加などの最終目標を置き、わかりやすく具体的に事業展開しているところもある。本市のシティプロモーションの最終目標は何か。

A. 今まで、本市の認知度向上のために様々な施策に取り組んできたが、今年度、3年ぶりにイメージ調査を行う。認知度向上の施策を継続しながら、次の段階として実際

に本市に足を運んでもらえるような施策の展開を考えている。定住人口を増加させるためには、本市の市民サービスの内容にも魅力がなければならないが、まずはその前段として本市に実際に足を運んでもらい、交流人口を増加させることを目標としてとらえている。

(意見) 決算資料について、課題と評価をしっかりと記載されている。タイミングをとらえて検証をしていくというのは非常に重要であるので今後も継続して欲しい。

(意見) 名古屋圏と首都圏では本市の知名度やイメージが異なり、PR方法もそれぞれに合わせた手法で行っていると思うが、それぞれに成果が出ていると感じたため今後も継続してほしい。

(意見) シティプロモーション部は、比較的女性の職員が多く男女のバランスが良いので広く社会一般の情報を得られていると考える。女性職員の数にも意を配した人事が求められる。

東京事務所で行うシティプロモーション事業との連携について

Q. 東京事務所は政策推進部に属しており、首都圏でのシティプロモーション事業を行っている。政策推進部の答弁から伝わってくる姿勢と、シティプロモーション部の姿勢に温度差を感じるが、本市のシティプロモーションの今後の展開や目的について考え方が共有できていないのではないかとと思われるがどうか。

A. 東京事務所には非常に助けられており、特に、シティプロモーション部の兼務職員とすることで、シティプロモーション事業に対する動きも良いと感じている。互いに情報共有しながら協力し合っており、うまく機能していると捉えている。一方で、イベント等の機会以外は連携が疎かであった可能性もあり、今後はより普段から一緒になってシティプロモーションをブラッシュアップできる関係性が持てるような関係づくりに留意していきたい。

(意見) 新型コロナウイルス感染症の影響でリモート会議も一般的になりつつあるので離れていても連携できる方法を工夫してほしい。

《歳出第7款商工費 第1項商工費 第3目観光費》

観光施設整備事業費について

Q. 水沢もみじ谷整備事業費について予算額が大幅に余っている。以前駐車場や仮設トイレ等について課題があると聞いたことがあるが、ほかに地元からの要望はなかったのか。

A. 水沢もみじ谷の柵と段差のある箇所は整備を検討している。今後はワークショップ等の機会を通じて住民等からの意見を聞きながら、桜スポーツランドも含めた地域一帯の整備を検討していきたい。

(意見) しっかりと地元の意見を聞いて進めてほしい。

東海・北陸B-1グランプリ事業費補助金について

Q. 支出額の多かった委託費 11,611,840 円について、その内訳はどうなっているか。これは市から業者への委託なのか、実行委員会からの委託なのか。

- A. 業者への総合委託費が 450 万円、そのほかにガイドブック、ポスター、チラシ、チケット、専用ホームページの制作などがある。実行委員会が業者に委託しているものである。
- Q. 今年度は新型コロナウイルス感染症の影響で中止となったが、次回開催の予定はあるのか。また、本市での開催は約束されているのか。
- A. 5月に予定していた開催を見合わせているというのが現状であり、中止ではなく延期という位置づけである。コロナ禍の中でいつになったら開催できるか検討しているが、開催する場合は半年強の準備期間が必要である。他の自治体でB-1 グランプリ開催に名乗りを上げているところはなく、順当にいけば次の開催は本市であり、いわば、お墨付きをもらっている状態である。
- Q. 今回支出した予算を次回開催時に全く活用できないのか。不要となる費用はあるか。
- A. 印刷物のデザインを変えず、日付だけ変更して作成する場合には費用は抑えられる。また、総合委託費 450 万円については、今回の計画のとおり、同じ会場で行うのであれば不要となるが、コロナ禍の中での開催となるので感染症対策費用が別途生じる。(意見) 今回の支出から活用できるものは活用するなど、工夫してほしい。

四日市花火大会事業費補助金について

- Q. 花火の打ち上げ、制作などにかかる費用約 1500 万円よりも、企画運営委託、警備委託等にかかる費用約 2000 万円のほうが高額である。これらの委託費用については適正か。また、どのような契約を行っているのか。
- A. 準備費用と当日のブース設置、物品の配置等にかかる企画運営委託費用として約 900 万円、雑踏警備及び交通誘導警備料や岸壁区域案内業務費用に約 760 万円、残りは廃棄物の処理等である。また、契約方法は継続的に必要な準備等もあり運営方法が変わると混乱を招く可能性があるため、3年ごとの競争入札としている。
- Q. 企画運営委託の業者選定は実行委員会が決定するとなっているが実質的には誰が決められているのか。
- A. 実行委員会の事務局長はシティプロモーション部の職員であり、実質的には業者選定はシティプロモーション部で行っている。
- Q. 企画運営委託にかかる費用は抑えられているのか。
- A. 進入防止フェンスの設営・撤去等業務が増えており、それに伴い費用は増加している。企画運営委託には、観覧席の運営、進行管理、設営撤去などが含まれている。
- Q. 順延費約 300 万円とは何か。
- A. 花火が延期になった場合の広報費等の支出の為毎年予算化されている。
- Q. 企業や団体は協賛金、個人はメモリアル花火で協賛することができ、職員に協賛を求めていたことが過去にあったと思うが今はないのか。
- A. 過去にもなかったと記憶している。
- Q. 3社が応札したとのことだったが、企画運営委託に応札する業者は花火専門の業者なのか。
- A. 市内のイベント運営を行っている業者に委託している。イベント規模や実績を勘案すると市内ではこの3社が事業を請け負える業者であると理解している。

- Q. 企画運営委託については3年ごとに入札ということであるが、毎年同じ業者が請け負っているのではないか。大四日市まつりも同じ業者が運営しているのか。
- A. 平成30年度、平成27年度ともに同じ業者が落札しており少なくとも5か年は同じ業者である。大四日市まつりもこの業者が請け負っている。
- Q. 花火業者3社はどのように選定しているのか。
- A. 昭和61年に四日市花火大会が復活した際に依頼した3社に引き続き依頼をしている。日本でも有数の花火業者であり他の花火大会で優勝、優秀賞などを受賞している。
- Q. 毎年花火大会の内容はそこまで変わっていないように感じるが、企画運営委託費用約900万円はなぜこれだけの費用が毎年かかるのか。
- A. 花火大会の終了後は実行委員会を通してさまざまな意見が出され、滞留の解消など市民が来場しやすく安全な企画運営をしていただいている。
- Q. 有料観覧席は設営撤去にも手間や費用が掛かるが、収入に見合った取り組みなのか。
- A. 収入は600万円を超え、収支はプラスとなっている。
- Q. コロナ禍の中で開催するとなると全く違う環境で行わなければならないと思うが、来年度の開催について見解を聞かせてほしい。
- A. 花火大会は2時間で約3万5千人が密になるイベントであるうえに、来年度は東京オリンピック・パラリンピック、三重とこわか国体とこわか大会が開催される予定である。北警察署からの雑踏警備の協力が得られるかという問題もあり、開催できるのか動向を注視している。
- Q. 次年度への繰越金と本市からの補助金2480万円はどのように捉えたらよいか。
- A. 本市からの補助金は事業本体に全額使用されるものであり、繰越金は実行委員会の自主財源である協賛金等からの余剰金である。
- Q. 今回のように花火が中止になった場合に繰越金から、無観客で花火師支援のための花火を打ち上げる費用を支出できるか。
- A. 実行委員会の判断となるが会計上は可能と思われる。
- Q. 契約更新の平成30年度は見積もり金額が低く、2年目3年目は金額が上がっているがどうということか。
- A. 大会運営において安全確保を行うために一部仕様変更があり、その都度見積もりにより金額変更するため上がる場合がある。
- (意見) 企画運営委託費用、警備委託について、業者選定や設営の仕方を改め、適正な金額になるように見直しを行うべきである。

実行委員会形式の3事業について

別紙「論点整理シート」に記載。

四日市観光大使関係費について

- Q. 昨年度の決算審査で観光大使の効果について改めて制度検証するという答弁があったが、その後どうなったか。
- A. それぞれの活動の中で機会をとらえて本市をPRしていただいていることから、観光大使としての活動をどれだけ行ったのか客観的に把握することは難しい。昨年度B

ー 1 グランプリ開催にあたり直筆の応援メッセージを求めたが返答があったのは3名のみであった。今までは3年ごとの任期を自動更新してきたが、今後は任期満了となる時期にお礼のメッセージとともに継続の意向も確認していくこととした。
(意見) 特段経費は掛かっていないかもしれないが、事務に伴う人件費は掛かっているためこれを機に見直しをしてはどうか。

コンベンション機能推進事業費について

- Q. コンベンション誘致の目標数値 20 件に対して 8 件と減少しているが、令和元年度中に新型コロナウイルス感染症の影響があったのは 40 日ほどと考える。ほかに減少した要因はあるのか。
- A. 新型コロナウイルス感染症の影響によるキャンセルが 2 件、要件を満たさず取り下げとなったものが 1 件であった。また、毎年会場を変え、各地を回っているコンベンションもあり、開催状況には波がある。そういった要因も影響したのではないかと考える。
- Q. 新型コロナウイルス感染症の影響で宿泊数などの要件も含めた制度設計も含めて本市のコンベンション機能の向上に努めるべきではないか。
- A. 利用している団体に聞き取り等で情報収集しながらより良い制度設計を検討したい。また、関係部署と連携しながら団体等に制度についての広報も行っていきたい。

文化財関連事業について

- Q. 複数の部局が似通った事業を行っており、市民にとってわかりにくいという指摘を受け、現在会議、意見交換を重ね、組織の統合も念頭に令和 2 年度中に方向性を示すとなっているが、これはどの部署が主導しているのか。
- A. 現在はお互いに日程調整をして協議の場を設けている。観光交流課所管の山車等の復元に関する助成金については財源が実行委員会の自主財源であり、市の財源で行う他の事業と性格が異なるため、ひとまとめにするのが難しいという課題がある。また、文化に関する部署が 2 つあるため、組織をどのようにしていくか、さらに、文化財の保存活用の地域計画と合わせて今後文化財にスポットを当ててどのように展開していくのかなどについて今年度末を目標に議論を進めている。

※昨年度の提言への対応状況を踏まえた事業実施に関する意見表明：継続

【総務部・経過】

≪歳出第 2 款総務費 第 1 項総務管理費 第 1 目一般管理費≫

機密公文書リサイクル化事業について

- Q. 機密公文書リサイクル処理、シュレッダー屑収集・リサイクル処理の経費が 0 円だが、どういう仕組みになっているか。
- A. 入札の結果、0 円で入札した業者に委託している。業者はリサイクルの材料としてこのような紙を活用しており、利益が得られるので 0 円で処理していただいている。

Q. 機密公文書とは何を指すのか。

A. 個人情報に掲載されているような機密性の高い文書のことである。

調達契約事務について

Q. 昨年度の議論で労働報酬下限額を公契約条例に記載すべきという意見に対し、他の自治体の事例を研究し公契約審議会で議論しているとのことだったが、成果はどうか。

A. 昨年度は新たに5つの自治体で公契約条例が公布された。このうち近隣では、岐阜市、豊明市、岡崎市の3市であったが、いずれも労働報酬下限額の設定はなかった。既に条例を施行している他の自治体においても目新しい動きはなく、本市としても課題をめぐる状況は変わっていないと認識している。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第2目人事管理費》

職員研修について

Q. クレーム対応の職員研修を実施したとのことであるが、重要な取り組みであると考ええる。実施に当たって注意した点はあったか。

A. 15名が受講し、非常に高い満足度を得ている。令和元年度は基礎的な内容を中心に実施したが、より発展的な内容を希望する声もあり、今年度応用編を実施する予定であったが、新型コロナウイルスの影響で中止となってしまった。なお、本市では不当要求行為等対策マニュアルも作成しており、不当要求等に対しては個人ではなく職場として対応することとされている。今後も様々な工夫をしながら職員研修を実施していきたい。

(意見) 様々な要求をしてくるケースが考えられるため、研修の充実に努めてほしい。また、過度な要求に対しては法令遵守推進監につなぐことも重要であると考ええる。

Q. 参加者の意見をしっかりと聞き、より良い研修としていくべきである。研修を実施する際にとっているアンケートにより満足度や理解度を数値化し、指標としているが、記述式の設問はあるのか。

A. 研修の際に理解度、満足度を5段階評価で回答してもらっており、その平均値を指標としている。また、研修を受けた感想や受講したい研修内容等を記載してもらう箇所も用意しており、翌年度の研修講座に生かしている。

職員の育児休業の取得状況について

Q. 共働きの若い世代が増加するなか、育児休暇取得者数のうち男性は14人であり、ほとんどが1カ月未満の取得であるが、過去5年の取得状況はどうか。

A. 以前は低い水準であったが、平成30年度は令和元年度と同程度であり、徐々に取得者は増えている。子どもが生まれたことを把握できている男性職員の17.8%が育児休業を取得した。女性は2年程度取得する職員が多い。

Q. 男性は1カ月未満が多い要因として、男性が育児休暇を取得しにくい環境があるのではないか。各部署で職員に育児休暇を取得しやすい環境作りに勧めているか。

A. 管理職の意識改革のために研修を実施しており、各部長、所属長がイクボス宣言をし、書面にして職場に掲示している。休暇の取得が報告された際には、周囲の職員が

協力して休みやすい環境作りをしている。今後もこうした意識改革は進めていきたい。(意見) まずは公が育児休暇取得を率先してやらないと民間にもなかなか広まらないため推進してほしい。

こころの健康問題による休職状況について

- Q. 1年未満の休職者が多いがこの短期間の休職で復帰できているのか。また、そのまま退職してしまうようなこともあるのか。
- A. 一度復職してまた休職ということも一部見られる。数は少ないがそのまま退職というケースもあるが、復職に当たっては慎重に対応し、復職時の産業医の面接だけでなく、昨年度からは円滑な職場復帰と継続的な業務執行ができるよう、産業カウンセラーによるフォローアップ面談も行っている。
- Q. 職員は産業医による面談だけでなく個人的にも医療機関にかかっているのか。
- A. 本人が主治医のところに通院、治療するのが基本であり、産業医の面接は職場復帰の際に行っている。

特定保健指導について

- Q. 特定保健指導の受診率は100%を目指すのが本来であると考え。昨年度人事課に保健師を配置しているがその理由と効果はどうか。
- A. 職員が心身ともに健康に働くため、特定保健指導や、定期及び新規採用者の健康診断の結果を踏まえ、必要に応じて医療機関への受診勧奨を行うほか、こころの問題で休職から復帰した職員へのフォロー等を行うために配置している。
- Q. こころの問題についても人事課所属の保健師が対応をするのか。
- A. こころの問題についても休職からの復帰職員だけでなく、勤務する中で不安を抱えている職員に対しても、必要に応じて人事課で対応し、その後、こころの相談室などにつなげる対応をおこなっている。
- (意見) これからも職員に関わっていき、ますます効果を出してほしい。

国・三重県との人事交流について

- Q. 平成30年度から令和元年度にかけ、中部運輸局へ本市職員1名が派遣されたが、今年度から派遣しなくなった理由は何か。また、今年度は消防庁に職員を派遣しているが来年も継続するのか。
- A. 中部運輸局へは、シティプロモーションにかかる知識の取得や運輸局との人事交流、また、国の補助メニューの有効な活用方法の取得を目的に派遣を行った。一定の成果が得られたことから派遣を終了し、当該職員は現在、本市シティプロモーション部で活躍している。令和2年度は、消防本部として四日市石油コンビナート保全のため国の有用な施策展開に向け、いち早く制度活用する目的で消防庁へ派遣しており、来年も引き続き派遣していきたい。
- (意見) 国の直轄事業であるバスタ事業もほぼ決定していることから、国土交通省への派遣も検討してほしい。

- Q. 三重県との人事交流で、児童相談部門は平成 28 年、平成 29 年で終了している。中核市への移行に向け、児童相談業務を強化する必要があるが、虐待も含めてこどもを取り巻く環境が複雑化していることを踏まえて、児童相談部門との人事交流も必要と考えるが、今後の見通しはどうか。
- A. 平成 26 年から平成 29 年間の人事交流を行っており、職員の育成に一定の成果があった。今後は担当課から交流を求める声があれば人事交流を進めていきたい。(意見)市と北勢児童相談所との連携がうまくいっていなかった事例もあったので検討してほしい。
- Q. 国や三重県との人事交流は派遣、受け入れともにどちらから申し入れるのか。
- A. 基本的には本市のほうから国、三重県に派遣交流の依頼をしていることが多い。なお、三重県からの受け入れについては、1 名派遣する際に 1 名受け入れを行うことが多い。
- Q. さまざまな分野で国との人事交流は有効と考えるが、こちらから申し入れてすべて受け入れられるわけではないのか。
- A. 本市が派遣したい部門との調整になるが、これまではおおむね 1 名、2 名程度の派遣となっている。

《歳出第 2 款総務費 第 1 項総務管理費 第 9 目計算記録管理費》

税総合システム等の構築について

- Q. 税総合システムを導入することで、市民の利便性向上に寄与するのか。
- A. 現在使用している住民情報システムのサポート期限の終了に伴い、新たなシステムを構築するものであり、現在運用テストを行っている。まずは保守性を重視して標準パッケージを導入したところであり、将来的には国が進めるデータ形式等のシステムの標準化に対応していく。その上で市独自の機能も視野に入れた適切なシステム選定に努めることで市民の利便性向上に努めたい。
- Q. 税総合システムを導入することで、部局間のデータのやり取りが円滑になり、職員の負担軽減につながるのか。
- A. 税関係の各業務においては個別システムとなるが、その土台となっている共通基盤システムを介して情報のやり取りを行うため、他課のデータを参照する業務等において、業務効率向上に繋がる。また、その仕組みを標準化することで目的に応じて個別システムを導入しやすくなるといったメリットがあり、将来的には行政手続きのオンライン化も視野に入れて導入を進めるものであり、この点でも職員の負担軽減のメリットはあると考える。

スマート自治体の実現について

別紙「論点整理シート」に記載。

《歳出第 2 款総務費 第 1 項総務管理費 第 15 目人権推進費》

人権・同和教育推進事業について

- Q. 委託料が基本額、広域等という項目に分かれているが、どういう意味か。それぞれ

の金額はどのように決定しているのか。

- A. 各地区で活動している団体に基本額として24万円、また広域として、複数の地区で活動している団体には30万円を上限として、それぞれが作成する計画を確認し、決定している。
- Q. 活動回数が地区によってかなりばらつきがあるが、回数や参加人数の少ないところはこのままでよいのか。
- A. 福島のひまわりの種でつなぐ人権活動を行う団体や、広報の作成・配布により啓発を進めている団体、研修会を行う団体など、地区の実情によってさまざまな活動があり、その内容によって回数や参加人数も違ってくる。
- Q. 市が委託事業として行っているのだから、事業目的達成のために市内の好事例を他の団体間で共有するなど、地区の活動に任せるのみではなく、市としても多くの方に集まってもらうための対策を講じる必要があるのではないか。
- A. ボランティアで活動していただいている方もたくさんいる中で、より多くの人を集める活動に取り組んでいる。一方で、今年度になって新型コロナウイルス感染症の影響で人を集めて活動を行うことが困難となっており、今後の啓発活動の形がこれからの課題であり、どのようなやり方が人権啓発をすすめていく上で有効かについても含めて、改めて手法を研究していきたい。
- (意見) 事業目的達成のため、今まで通りではなく、改めて立ち止まって検討してほしい。

《歳出第2款総務費 第4項選挙費》

選挙投票率の向上について

- Q. 令和元年度に行われた三重県知事選挙、県議会議員選挙、市議会議員選挙、参議院議員選挙について、平成元年度以降でそれぞれ投票率は最低であったのか。
- A. 県知事選挙、参議院議員選挙は平成元年度以降それより低い投票率の選挙もあったが、県議会議員選挙、市議会議員選挙は最低であった。
- Q. 投票率が年々低下していることについて課題だと受け止めているか。
- A. 投票率の向上が選挙管理委員会事務局の目標でもあり、歯止めをかけなければならないという認識はある。しかし、選挙管理委員会事務局の関与できない要因による部分もあるため、投票環境の充実や選挙啓発などできるところを考えていきたい。
- Q. 選挙管理委員会を令和元年度は15回開催したとのことで、昨年度の約2倍行われているが、ここでは何をしていたのか。
- A. 選挙人名簿や在外選挙人名簿への登録抹消等のため毎年定例的に開かれるもののほか、令和元年度に執行された4つの選挙のために開かれたものなどがあり、選挙の数に応じて開催回数が増えている。
- Q. 投票環境の整備については、課題の収集方法が、投票日の巡回と従事した職員への聞き取りだけというのは甘いのではないか。また、それにより把握した課題に対して確認や情報収集、検討といった記載はあるが、その結果はどうだったか。
- A. 選挙管理委員会事務局として把握が難しいところを実際に従事している職員の日線と課題を報告してもらうことは非常に重要と考えており、改善に役立っている。また、

併せて巡回により選挙管理委員会事務局の視点での課題の確認も行っているが、それらの課題の中で解消に至ったものが少なかったのが現状である。すぐに対応できない課題、例えば、予算措置が伴うものは繰り延べをし、他にも、駐車場の不足などの課題については長期的に借りられる駐車場がないかなどの調査を行ってはいるが解消には至っていない。商業施設への投票所の設置については、県内では昨年度の参議院選挙の際に4市1町で実施していたが、いずれも期日前投票所の投票率は向上していたが全体の投票率は本市と同じく低下しているため、この結果も踏まえて検討するべきと考えている。

Q. 令和元年度にツイッターによる情報発信、ホームページのスマートフォン対応、啓発動画のYouTubeへの掲載など改善、充実を行った選挙啓発事業について効果はあったか。

A. ホームページのアクセス数は、三重県知事・県議会議員選挙の期間は6,895件、市議会議員選挙の期間は31,429件、参議院議員選挙の期間は11,790件であり、普段のアクセス数より増えている。YouTubeの再生回数は本日現在301回で、本市より規模の大きな市で公開しているものが245回という例もあることからすると、ある程度のアクセスはあったと考えている。

Q. 選挙啓発についても可能な限り効果の検証を行い、手法の検討を行っていくべきではないか。

A. 選挙啓発については効果測定が難しいものもある。効果測定可能な部分はしっかりと行っていきたい。

Q. 投票所へ行きたくてもなかなか行けない高齢者がいるという課題があると思うが、マイナンバー制度が整備されて、今後電子投票が可能になることはないのか。

A. 法律の壁もあり、郵便投票の対象とならない高齢者が投票所に行けないという声も聞いている。マイナンバーカードなどの情報インフラが整えば選挙そのもののあり方も変わってくると考えるため、それが実現した際には本市も速やかに導入できるように準備をしていく必要がある。

Q. 投票所等のハード面については解消に向けて取り組みを進めていくべきである。選挙管理委員会を熱心に開いているということなのでいろいろなアイデア、経験を生かして取り組みを進めていくべきではないか。

A. ハード面に関しては今までの手法では限界にきている部分もあり、全く違う視点で進めないと突破口が見出せない。商業施設の利用や、移動投票所などは、全国ではすでに多くの事例があるが、本市の規模に見合っているかなど、運用面から積極的になれない部分もある。将来的な情報インフラの整備状況なども踏まえてできることをやっていきたい。

(意見) 決算資料の作成方法について、実施したことの記載に終始している。それによってどのような成果がありどのような課題が残ったのかという資料作りをしていただきたい。

Q. 共通投票所の設置に向けた検討状況はどうか。

A. 共通投票所を設置した事例を研究しているが、導入に向けては通信障害への懸念が大きな壁となる。本市の場合、投票所は61カ所であるが、それら全てをネットワーク

でつなぎ、障害なく投票事務を完了しなければならず、技術的にも不安が払しょくしきれないことから導入に至っていない。

Q. 通信障害の不安が解決すれば導入できるのか。

A. 年に数回の業務であることから、普段から通信の信頼性を検証することも難しい。通信障害が絶対に起こらないとは言えないことから、リスクがある以上、導入には慎重にならざるを得ない。

Q. 入院中でも投票ができる病院とそうでない病院があると聞かすが、この制度について説明を求める。

A. 指定施設における不在者投票制度であり、県が指定する病院や老人ホーム等で投票をすることができる。指定されていない施設においては投票できない。

【監査事務局・経過】

《歳出第2款総務費 第6項監査委員費》

監査基準について

Q. 令和元年度は新たな監査基準の策定に取り組んだとのことだが、その中で「リスク管理の視点を取り入れた」、「すでにリスク管理を取り入れている先進市との監査のやり方が大きく異なっている」との記述について説明を求める。また、この新たな監査基準はいつから適用されることになるのか。

A. これまでは、起こってしまったミスに対する事後の指摘が中心であったが、ミスにつながる可能性のある要因を洗い出し、未然防止に努めるという視点を重要視していきたいと考えている。先進自治体においては監査事務局が入念な事前調査を実施し、事務局としての視点を交えて監査委員に報告することで、より踏み込んだ監査を行っている。なお、新たな監査基準は令和2年4月1日以降の定期監査に適用している。

措置を講じたときの報告及び公表について

Q. 以前に監査結果を市民に報告する場の設定を提案し、本市議会選出の監査委員からも賛同の意見をもらった。三重県では過去に監査結果の報告会を実施した事例があるが、本市の検討状況はどうか。

A. 三重県に問い合わせを行い、調査を行ったが、当時の担当者は異動しており、詳細は分からなかった。監査結果の市民への報告会を行うことに対して、どれだけ参加者を集めることができるのかという不安要素もあり、さらなる研究が必要であると感じている。

監査結果への対応状況について

Q. 「契約管理や債権管理、財産管理を所管する部局から原課へのモニタリング等の働きかけが弱い点が確認された。」とあるが、その後改善に向けた動きはあったのか。

A. 庁内研修を行ったり、掲示板等で情報提供していることは把握している。

Q. 監査結果の提供先を確認したい。

- A. 監査結果は監査を行った部局に提供するとともに、市ホームページにて公開している。なお、監査を行った3か月後、6か月後に監査の指摘事項に対する措置状況をまとめており、市政情報センターや市ホームページにて公開しているが、部局別であることや指摘や意見の件数が多く、真に重要な事項について項目別に見るには分かりにくいといった課題がある。見やすく改善できるようにしたい。
- (意見) 決算常任委員会資料には監査結果を羅列するだけでなく、あくまで監査事務局の業務の成果が分かるようにすべきである。
- (意見) 人事課に対して時間外労働の縮減を指摘しているが、その結果どのように業務が改善されたのかわかる資料作りをお願いしたい。監査を通じて、各部局の業務にどのような変化があり、業務が改善されたかということが監査の成果であり、そういったことが分かるような資料を用意してほしい。
- (意見) 指摘を受け、どのように改善するのかは各部局が行うことであり、資料のとりまとめ等により監査事務局の事務負担増にもつながりかねないことから、各部局の決算審査等において報告する形が望ましい。
- (意見) 監査での指摘事項を受け、各部局がどのように業務を改善したのかを市民や議会に分かりやすく示す必要があると考える。監査事務局が資料を作成するのは負担が大きいため、各部局が改善事項をまとめ、監査事務局が全体の集約を行うなど、最適な手法を検討してほしい。
- (意見) 指摘事項の中から重要と思われるものを厳選し、措置状況も含めて報告できるよう検討してほしい。

【議会事務局・経過】

《歳出第1款議会費》

音声自動認識システムの導入について

- Q. 音声自動認識システムの導入に向けた検討状況はどうか。
- A. 全庁的にICT戦略課が中心となって進めているシステムは令和2年12月定例会議会から利用できる見込みであるが、それとは別に、議会事務局として反訳業者に同様のシステムを使った自動文字起こしを委託している。ICT戦略課が進めているシステムを使ってみて、音声認識の精度や認識にかかる時間等を総合的に評価し、今後の運用を検討していきたい。
- Q. 現在使っているシステムの音声認識の精度はどうか。
- A. 大まかな内容が理解できる程度の認識率である。マイクに音声が入っていない部分は認識率は大きく低下することもあり、6～7割程度の完成度であった。
- Q. 本会議及び委員会等の反訳及び校正業務委託により納品されるものはどの程度の完成度か。また、納入までの期間はどのくらいかかるのか。
- A. 会議録用のものであり、ほぼ完成品に近い完成度で納品される。その後、校正作業や印刷等もあり、次の定例会議会までには会議録を完成させることとしている。
- Q. 本会議用のみ校正にかかる費用が計上されているが、校正作業は誰がどのように行

うのか。

A. 本会議の会議録については事務局職員が校正した後、委託業者に返し、再度校正して完成となる。委員会の会議録は事務局職員が校正を行うのみである。

Q. 本会議と委員会で扱いの重みが異なるのか。

A. 本会議は会議録作成が義務付けられている。

Q. 校正作業が事務局職員の負担になっていると聞くと、音声自動認識システムは会議録作成に使用するのか。

A. 音声自動認識システムは精度が十分でないため、会議録への活用は考えておらず、従来通りの作成方法を続ける。委員長報告等のスピードが求められる業務への導入により、職員の負担軽減につなげたいと考えている。

本会議インターネット配信業務について

Q. 平成 30 年度から令和元年度にかけて録画中継アクセス数が劇的に増加しているが、要因は何か。

A. 令和元年 5 月にシステム更新を行い、それまでパソコン用とスマートフォン・タブレット端末用で別のシステムであったものを統合した。その際、新しいシステム上では同一の IP アドレスからのアクセスを複数回カウントしていたため、アクセス数が伸びたとのことである。現在、アクセス数のカウント方法の見直しを検討している。

投票率向上に向けた広報について

Q. 投票率の低下は市議会としても重く受け止め、対策する必要があると考える。特集を組んで市議会だよりの号外を出すなど、投票率向上に資する取り組みを検討すべきではないか。

A. 市民に市議会に興味を持ってもらえるよう、議会だよりの紙面づくりを工夫しているところであり、引き続き市民に手に取って、読んでもらえるように工夫しながら市議会だよりの作成を行っていききたい。

(意見) 正副議長の任期が終わり、広報広聴委員会の正副委員長が変わっても、議会事務局がしっかりと取り組みを進める必要がある。市議会モニターへの働きかけなども通じて投票率向上を図ってほしい。

市議会便覧について

Q. 市議会便覧の配布先を確認したい。

A. 全市議会議員に加え、掲載している国会議員や県議会議員、市職員、県内市議会等に配布しており、令和元年度は 580 部作成している。

Q. 編集・校正作業はどのように行っているのか。

A. 議会事務局職員が行っている。

Q. 住所を載せていない議員がみられるが、基準はあるのか。

A. 明確な基準はなく、議員の意向により載せていない。

(意見) 議員が新型コロナウイルスの陽性が確認されたときには情報を公開することが確認されており、住所の公開については考え方を統一しておくべきと考える。

Q. 市議会便覧の発行時期をもっと早められないか。

A. 市議会便覧に掲載する各種団体や個人に照会をかけているため、一定の期間を要する。可能な限り早く完成できるよう取り組みたい。

行政視察の受け入れについて

Q. 本市で受け入れている行政視察について、こういった項目が多いのか。

A. 令和元年度の受け入れ実績では目立った傾向はない。議会改革に関する視察は一定数あるが、それ以外の施策に関する視察が少なくなったように感じている。

【決算審査全体】

資料について

(意見) 決算資料の内容が、各部局がこの1年に実施してきたことが記載されているのみとなっている部局が多い。決算は理事者にとっても1年の振り返りを行う貴重な機会であり、何を目的にして事業を行い、どのような成果、課題があったのかがわかる資料作りを心掛けてほしい。

【結果】

以上の経過により、議案第21号 令和元年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定における当分科会所管部分につきましては、別段異議なく、認定すべきものと決した次第であります。

また、全体会に申し送るべき事項については、論点整理シートのとおりです。

これをもちまして、総務分科会の審査報告といたします。

四日市市議会政策提言に向けた論点整理シート

～次期予算編成に向けて～

(令和2年8月定例月議会 決算常任委員会総務分科会)

No.

事業名	スマート自治体の実現について	
事業概要	<p>スマート自治体はA I (人工知能)、R P A (ロボットによる自動化)等の最先端技術を活用することで自動化・省力化を図り、事務作業時間を削減し、その時間を職員でなければならない、より価値のある業務に注力することと、情報システムや申請様式の標準化・共通化・電子化により、情報システムへの重複投資の抑止と行政手続きにおける市民や事業者の負担を軽減することとされている。</p> <p>政府は Society5.0 (※) を提唱しており、新たな技術革新で様々な行政課題を解決へと導く社会の在り方を示している。本市においても、スマート自治体の実現は総合計画の基本的政策に位置付けられ、人口減少社会に伴う職員数の減少に備えるための手段の一つとして、職員が効率的でより迅速に、質の高い行政サービスの提供を実現することや、官民データの公開により、行政事務の効率化が図られるとともに、新たなビジネスの創出や新たな官民連携による手法が確立され、様々な地域課題が解決されることを目指す姿としている。</p> <p>※サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会(Society)</p>	
	決算額	情報システム最適化関連経費 244,119,568 円 情報系業務システム関連運用費の一部 13,455,036 円

政策提言に向けた論点について

1. 質疑・答弁の要旨

- Q. I T推進課から I C T戦略課に名称が変わったが、担当する業務や業務に対する姿勢に変化はあったか。
- A. 担当する業務の大部分はシステム等の保守業務であるが、国が進める行政のスマート化に対応するために、業務の外部委託を更に推進し、職員は市民サービスの向上につながる企画等、質の高い業務を行えるようにしていきたいと考えている。

2. 議員間討議によって出された意見

- ・千葉市は力強く行政窓口のスマート化を進めており、マイナンバーカードの取得率についても高い目標を掲げている。本市においても大胆な取り組みが必要である。
- ・豊田市はICT化に向けた具体的ビジョンを示しており、参考になると考える。
- ・市民が窓口手続きを受けることに負担を感じないよう、デジタル技術を駆使した業務の迅速化や、延いては、窓口に来なくても行政サービスが受けられるよう、オンライン化を進めるべきである。
- ・行政のスマート化は職員の負担軽減の効果も期待できる。
- ・マイナンバーカードと組み合わせたサービスの拡大が期待される。
- ・各地区市民センターのソフト面を含めたバリアフリー化についてもメリットがある。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響で生活様式が変わり、産業構造も変わる中では行政のスマート化が求められる。

3. 事業実施に関する各委員の意見表明

分類	備考
①廃止	次年度事業費予算に関連するもの
②縮小	
③拡大	
④新規事業の実施	
⑤その他	事業実施手法の見直し など

③拡大…… 7名

4. 全体会で審査するに当たっての論点（ポイント）

- (1) スマート自治体の実現に向けたビジョンについて

5. 政策提言素案

- (1) スマート自治体の実現に向けたビジョンについて

AIやRPA、5G等の最先端技術の発展は目覚ましく、かねてから行政のスマート化は叫ばれていたが、多くの自治体において具体的進展は見られない。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う新しい生活様式が広がり、民間においては様々な就業形態、サービスの変容がみられる中、行政サービスについても変革が求められている。

スマート自治体の実現に向けては市の内部的なシステムの刷新も必要であり、長期的な視点で取り組んでいく必要があるが、まずは早急に先進自治体の研究を進め、本市のスマート化を進めるビジョンを示すべきである。

四日市市議会政策提言に向けた論点整理シート

～次期予算編成に向けて～

(令和2年8月定例月議会 決算常任委員会総務分科会)

No.

事業名	緊急輸送道路について	
事業概要	<p>緊急輸送道路は、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路並びにこれらの道路と都道府県知事が指定するもの（地方公共団体等の庁舎等の所在地、救援物資等の備蓄地点等及び広域避難地など）とを連絡し、またはそれらの拠点を相互に連絡する道路及びそれらを補完する道路と定義されており、地震後の利用特性により、第1次から第4次までに区分されている。</p> <p>緊急輸送道路沿いの一定の高さを超える建築物については耐震改修促進法に基づき、三重県が第1次緊急輸送道路沿いの建築物の耐震診断を義務付けたことを受け、市も同様の義務付けを行っている。この耐震診断及び補強計画に対しては国・県・市の協調による補助が実施されている。</p>	
	予算現額／決算額	<p>耐震診断義務化沿道建築物耐震診断補助 21,041,000円（4件）</p> <p>耐震診断義務化沿道建築物耐震補強計画補助 5,567,000円（2件）</p>

政策提言に向けた論点について

1. 質疑・答弁の要旨

(意見) 昨年度の提言を受け、市ホームページに緊急輸送道路に関する専用ページを作成してもらったが、市民にも分かりやすいよう、改善が必要であると感じる。

Q. 総合防災拠点完成までは国道477号四日市湯の山道路を第1次緊急輸送道路に見直す協議はできないとの県の見解であるが、理由が不明であり納得できない。県との協議について詳しく教えてほしい。

A. 昨年度の提言を受け、すぐに県と協議を行ったが、総合防災拠点の完成までは協議は進められないとのことだったので、具体的な協議は進んでいないのが現状である。

(意見) 総合防災拠点完成までは協議が進められない理由が理解できない。県の見解とは言え、納得できない理由で協議が進んでいないことは遺憾であり、提言に対する対応が鈍い印象を受ける。

Q. 総合防災拠点の完成は目前であり、速やかに協議を進める必要があるのではないか。

A. 県において、毎年度末に緊急輸送道路の見直しを行っているため、年度末に国道477号四日市湯の山道路が第1次緊急輸送道路に指定されるよう、県との協議を進めていく。

Q. 耐震診断義務化沿道建築物について、対象建築物が耐震診断を行っていない場合、どのような対応をとるのか。

A. 県において公表することとなる。

Q. 耐震診断時期未定の1棟について、今年度中に耐震化診断を進めることは可能なのか。

A. 早急に進めたいと考えている。

Q. 耐震性なしと診断された建物はその後どうなるのか。

A. 延べ床面積に応じて工事費用の44%を上限とする耐震化工事のための補助制度を用意している。中には解体を希望する方もおり、解体する場合でも当該補助制度は利用できる。

2. 議員間討議によって出された意見

- ・第2次緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化状況の把握等、一部成果が見られるが、液状化や無電柱化への対策については対応が不十分であり、引き続き今後の対応について検討が必要である。
- ・近年は技術力の向上により、無電柱化のコストも抑えられると聞く。例えば、新たな開発行為に合わせて部分的にでも無電柱化を進めるといった手法も検討すべきである。
- ・空飛ぶ車の研究が進んでおり、数年後には実用化されるとの見方もある。上空の交通インフラを確保する動きが本格化すれば、無電柱化は一般的になることも考えられるので今のうちに進めるべきである。

3. 事業実施に関する各委員の意見表明

分類	備考
①廃止	次年度事業費予算に関連するもの
②縮小	
③拡大	
④新規事業の実施	
⑤その他	事業実施手法の見直し など

⑤その他……7名

4. 全体会で審査するに当たっての論点（ポイント）

- (1) 緊急輸送道路の機能確保（無電柱化）について
- (2) 緊急輸送道路の指定について

5. 政策提言素案

- (1) 緊急輸送道路の機能確保（無電柱化）について

液状化対策や無電柱化に向けた対応は他自治体の取り組み事例を研究するにとどまっているが、さらに踏み込んだ検討が必要である。無電柱化については、新技術の確立等により従来よりも安価に整備ができるようになる可能性がある。また、空飛ぶ車等の将来的なインフラへの対応や総合計画に示されたスマートシティ構想等、緊急輸送道路以外の視点からも無電柱化は推進すべきであり、新たな手法を検討すべきである。

- (2) 緊急輸送道路の指定について

緊急輸送道路の確保は発災時の市民の生命に大きく影響する。三重県は総合防災拠点完成までは国道477号四日市湯の山道路を第1次緊急輸送道路に見直す議論はできないとの見解を示しているが、総合防災拠点は完成目前であり、この道路の第1次緊急輸送道路への見直しなど、ネットワーク区分の見直しについて、早急に三重県と協議すべきである。

四日市市議会政策提言に向けた論点整理シート

～次期予算編成に向けて～

(令和2年8月定例月議会 決算常任委員会総務分科会)

No.

事業名	実行委員会形式の3事業について	
事業概要	「第56回文化都市四日市を創る大四日市まつり」、「第32回四日市花火大会」、「四日市サイクル・スポーツ・フェスティバル(全国ジュニア自転車競技大会)」について、いずれも市長を会長(名誉会長)とする実行委員会形式により運営されており、市は、その開催に要する経費の一部を四日市市補助金等交付規則に基づき補助している。	
	決算額	大四日市まつり事業費補助金 25,000,000円 四日市花火大会事業費補助金 24,800,000円 四日市サイクル・スポーツ・フェスティバル事業費補助金 21,000,000円

政策提言に向けた論点について

1. 質疑・答弁の要旨

- Q. 昨年度の提言を受け、市としてどのような対応を考えているのか。
- A. 事務局の業務を実行委員会から外部に委託する方法をとった場合にどうなるか、市が直営で行った場合のメリットデメリットについて検討している。また、委託する場合にその委託先の確保に課題がある。
- Q. 例えば、四日市花火大会、大四日市まつりは企画運営業務を一つの事業者が実質10年ほど担っておりノウハウがあるため、そこに一括して委託する方法もあるのではないかと。また、観光協会に委託する手法も考えられるのではないかと。
- A. 観光協会が請け負う場合、体制強化が必要であり、法人化も避けて通れない。また、協賛金についても、委託先が集められるかという点や、また、直営の場合は、市が受け取ってもよいのかという点について整理が必要である。
- Q. 昨年度の提言には、市民にとってシティプロモーションにつながるような発展的なイベントにしてほしいと期待を込めている。今までの実行委員会の歴史もあるが、あくまで本市が補助している事業であり、実行委員長は市長であるので、実行委員会を開くことができなくても、補助金の支出をどうするかも含めて事業形態のあり方について本市がある程度の主導権をもって、決められるのではないかと。
- A. どの事業もこれまで継続的に発展しながら続けてきた歴史があり、市民が楽しみにしているイベントをどういう形で維持し続けていくことができるかを考えている。長く関わっている市民やいろいろな方の協力を得て進めていきたい。

- Q. 観光協会への委譲について、法人化等の準備段階を含めて何か進展はあったか。
- A. 将来的には法人化が必要であるという点で観光協会とも意見は一致している。法人も様々あるが一般社団法人が良いのではないかと考えており移行について話を進めようとしている。法人化に必要な経費は観光協会で負担できると聞いており、市としては人的な支援をして一緒に進めていく考えである。
- Q. 法人化できたとして、この3事業を請け負うには人員配置が必要かと思うが、短期的に市の職員を観光協会に配置することも視野に入れているのか。
- A. 法人化しても業務を担う人材が必要であるので、観光協会内での人材育成は自助努力として必要と考える。市の職員として応援をするのか委譲先に配置するかまでは想定はしていないが、外部に委譲する場合には、ノウハウを伝えつつ少しずつ自立していただく形が必要であり、それぞれのイベントで市から複数年度にわたって業務の応援を行う必要があると考えている。
- (意見) 委託先で事業が独り歩きできるようになるまでしっかり支援が必要である。また、それぞれの事業でしっかり利益が出るようなサービス展開にしていくべきである。
- (意見) この3事業以外に実行委員会形式で行っている、四日市ハーフマラソン、ファミリー音楽コンクールについても、同様の課題を抱えていると考え、課題整理が必要と考える。

【四日市花火大会について】

- Q. 花火の打ち上げ、制作などにかかる費用約1500万円よりも、企画運営委託、警備委託等にかかる費用約2000万円のほうが高額であることについて、これらの委託費用は適正か。また、どのような契約を行っているのか。
- A. 準備費用と当日のブース設置、物品の配置等にかかる企画運営委託費用として約900万円、雑踏警備及び交通誘導警備料や岸壁区域案内業務費用に約760万円、残りは廃棄物の処理等である。また、契約方法は継続的に必要な準備等もあり運営方法が変わると混乱を招く可能性があるため、3年ごとの競争入札としている。
- Q. 企画運営委託については3年ごとに入札ということであるが、毎年同じ業者が請け負っているのではないか。大四日市まつりも同じ業者が運営しているのか。
- A. 平成30年度、平成27年度ともに同じ業者が落札しており少なくとも5か年は同じ業者である。大四日市まつりもこの業者が請け負っている。
- (意見) 企画運営委託費用、警備委託について、業者選定や設営の仕方を改め、適正な金額になるように見直しを行うべきである。

2. 議員間討議によって出された意見

- ・四日市花火大会の企画運營業務は何年も同じ業者が請け負っており、問題であると感じる。
- ・観光協会や文化協会といった団体が市内の各種行事の担う方法も考えられる。特に人的支援を充実させ、各種団体が様々な行事を担っていけるよう育成していく視点が重要である。
- ・四日市花火大会に係る経費について、運営や警備業務を見直し、経費の無駄を無くすとともに、花火代を充実させ、より市民に楽しんでいただけるイベントを目指すべきである。

3. 事業実施に関する各委員の意見表明

分類	備考
①廃止	次年度事業費予算に関連するもの
②縮小	
③拡大	
④新規事業の実施	
⑤その他	事業実施手法の見直し など

⑤その他 7名

4. 全体会で審査するに当たっての論点（ポイント）

- (1) 実行委員会形式事業の今後のあり方について
- ・事業のあり方について（運営主体、市職員の負担軽減、サービスの向上）

5. 政策提言素案

- (1) 実行委員会形式事業の将来に向けたあり方の検討について

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、大四日市まつり、四日市花火大会、四日市サイクル・スポーツ・フェスティバルはいずれも中止となり、実行委員会が開催されないことから実行委員会の在り方等の議論は進んでいないとのことであるが、四日市花火大会においては例年同じ業者が企画運営業務を行うなど、改善の余地もみられるため、補助金等を支出する市の立場から最適なあり方を模索すべきである。

そのための手法として本市の観光協会や文化協会等が各種イベントを担うことも考えられるが、現時点ではイベントの運営に携わるほどの体制とはなっていない。観光協会をはじめとする各種団体とともに本市のシティプロモーションを推進していけるよう、適切な財政的、人的支援を検討すべきである。

予算常任委員会総務分科会長報告(令和2年8月定例月議会)

総務分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第 25 号 令和 2 年度四日市市一般会計補正予算（第 6 号）について

【総務部・経過】

○第 1 条 歳入歳出予算の補正

≪歳出第 2 款総務費 第 1 項総務管理費 第 9 目計算記録管理費≫

番号制度関連業費について

Q. 戸籍附票システムのシステム利用環境整備業務については一部国庫補助の対象外であるが、何が国庫補助の対象外となるのか。

A. 全国的に改修を要する共通部分については補助の対象となるが、自治体が独自に利用している部分は対象外となる。本市は北勢 8 市町で住基ネットを共同利用しており、その部分は国庫補助の対象外となる。

Q. 北勢 8 市町で共同利用している住基ネットの改修にかかる負担について、本市の負担額 814 千円の根拠は何か。

A. 住基ネットを利用する北勢 8 市町の人口割によって算出している。

Q. 今回のシステム改修により、メリットを享受する対象者数は把握しているのか。

A. 国外に滞在する日本国民が恩恵を受けることになり、対象者数は全国で 135 万人とされている。本市においては、在外選挙人名簿を参考にすると、およそ 200 人強の方が対象と思われる。

Q. 今回のシステム改修による利便性の向上などを広報するのは国か。

A. システム改修が完了した後、国において広報を行う。

【財政経営部・経過】

○第 1 条 歳入歳出予算の補正

≪歳入全般≫

Q. 愛知県は新型コロナウイルス感染症の影響から、歳入の減額補正を行うとの報道があったが、本市においても同様の対応をとる見込みはあるのか。

A. 個人市民税や固定資産税はすでに調定額が固まっており大きく変動することはないが、法人市民税は今後の申告により変動するため、税収の見込みを精査しているところである。例年、市税の補正が必要となる場合は 11 月補正予算案を議会に上程しており、現在、次の定例月議会に向け準備を進めている。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分については、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、全体会に送るべきとする事項についても特段ありませんでした。

これをもちまして、総務分科会の審査報告といたします。

総務常任委員長報告（令和2年8月定例会月議会）

総務常任委員会に付託されました4議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

議案第27号 四日市市税外収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例の一部改正につきましては、地方税法の一部が改正され、延滞金の率を定めた特例基準割合という名称が変更されることに伴い、関係する規定を整備しようとするものであります。

委員からは、税外収入金でも滞納にならないよう、また、収納業務に携わる職員の負担軽減のためにも、口座振替の推進に努めてほしいとの意見がありました。

議案第32号 工事請負契約の締結につきましては、総合会館外壁改修ほか工事について、工事請負契約を締結しようとするものであります。

委員からは、工事期間中、総合会館の使用について制限されることはあるかとの質疑があり、理事者からは、外壁改修にあたり、工事期間中は足場を設置するため、総合会館東出入口および東側の歩道が利用できなくなるとの答弁があり、これを受けて、委員からは、工事の際には安全確保に十分注意してほしいとの意見がありました。

議案第37号 動産の取得につきましては、消防ポンプ自動

車を取得しようとするものであります。

委員からは、準中型免許に関連して、21歳以上かつ運転免許保有期間3年以上という条件に当てはまらない分団員が緊急車両を運転するための手続きを確認する質疑があり、理事者からは、消防機関が教習計画を作成したうえで教習を実施し、結果報告書を公安委員会に提出する手続きを経て、審査に合格すれば緊急車両の運転が可能となるが、本市で実施した実績はないとの答弁がありました。

また、委員からは、全分団員の中で運転ができない分団員8名について、その理由を確認する質疑があり、理事者からは、7名は平成29年3月の道路交通法改正後に普通免許を取得したため、車両総重量3.5t以上の車両を運転することができない。他1名は準中型免許を所有しているものの、年齢等の要件から運転できないとの答弁がありました。

また、委員からは、準中型免許取得に向けた公費助成について、現在の検討状況や他市の導入事例を確認する質疑があり、理事者からは、近隣市町ではいなべ市が助成を行っている。本市においても将来的に車両総重量3.5t以上の車両を運転することができない分団員の増加が想定されるため、前向きに検討したいとの答弁がありました。

また、委員からは、緊急車両を運転する機関員への安全運転指導について質疑があり、理事者からは、機関員リーダーが各機関員への指導を行っており、機関員リーダーへの指導は消防本部が担うとの答弁がありました。

また、委員からは、市から機関員に対して緊急車両を運転

できる証明となるものを発行しているのかとの質疑があり、理事者からは、機関員リーダーには認定書とバッジを渡しているが、一般の機関員にはないとの答弁があり、委員からは、機関員のモチベーションの向上にもつながるため、市が認定することを検討してほしいとの意見がありました。

また、委員からは、購入する車両の規格等を確認する質疑があり、理事者からは、購入する車両は消防専用シャーシであり、積載するポンプ等の装置も含めて国の補助規格が定められている。その規格の中で、消防団の要望に応じて必要な装備品を取り付けているとの答弁がありました。

また、委員からは、納品にかかる期間を確認する質疑があり、理事者からは、令和3年2月末までの製作期間を見込んでいるとの答弁がありました。

議案第38号 動産の取得につきましては、泡消火薬剤を取得しようとするものであります。

委員からは、入札価格が入札予定価格を大きく下回っているが、入札予定価格の設定は妥当だったのかとの質疑があり、理事者からは、入札予定価格はメーカーの見積り、及び、他市の購入実績2件を勘案して設定したが、入札時にメーカーの代理店が競合した結果、入札価格が予想を下回ったものである。他市の購入事例はいずれも同じ価格帯であったことから、調査は十分であり、また、入札予定価格の設定は妥当であったと考えているとの答弁がありました。

以上の経過により、当委員会に付託されました4議案につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

これをもちまして、総務常任委員会の審査報告といたします。

総務常任委員長報告（令和２年８月定例月議会）

（10月2日 発議案）

総務常任委員会に付託されました議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

発議第9号 ドクターヘリの安定・持続的運用への支援強化を求める意見書の提出につきましては、全国におけるドクターヘリの運航状況を直視するとともに、ドクターヘリが、今後も救命救急の切り札として、安定的かつ持続的な運用の下、引き続き多くの人命救助に貢献できるよう、補助金基準額の改善や適正な労働環境の確保、代替機提供責務の適正化等を要望するものであります。

委員からは、ドクターヘリの運航に関する補助金等の流れや運航主体等を確認する質疑があり、理事者からは、事業主体は県であり、県からの要請を受けた三重大学がドクターヘリの運航事業者と委託契約を結んでいる。三重県では三重大学病院と伊勢赤十字病院がドクターヘリの基地となっている。ドクターヘリに関しては、国から県に対し、国庫補助金や特別交付税交付金が支払われるとの答弁がありました。

また、委員からは、ドクターヘリの運用を維持するには現状の補助金等の制度では厳しい状況ということかとの質疑があり、発議者からは、各都道府県において状況は異なると思うが、出動件数、要請件数ともに増加している。制度を維持するためには、恒常的な経費に加え、パイロット等の人材

育成や代替機の整備に係る経費等も必要である。また、制度開始以降、消費増税を経て、当初想定していなかった経費も発生している。出動要請が重複した場合は他県に出動を要請することもあり、広域的なネットワークも含め、まずは地域特性に応じた検証を行い、補助金基準額を見直す必要があるとの考えから意見書を提出するものであるとの答弁がありました。また、加えて、理事者からは、ヘリコプターを活用した救命活動は近年重要視されている。消防防災ヘリコプターの活用においても同様の課題があり、特にパイロットの確保に向けた人材育成のための取り組みが必要であると感じているとの答弁がありました。

また、委員からは、意見書案中の交付金と補助金という言葉について、統一する必要があるのではないかとの質疑があり、発議者からは、ドクターヘリの運航費用は県の負担と特別交付税交付金、厚生労働省の補助金で成り立っており、原案の内容で問題ないとの答弁がありました。

また、他の委員からは、ドクターヘリに搭乗する医師や看護師の処遇改善も求めていくのかとの質疑があり、発議者からは、医師や看護師の診療報酬等の議論も含めて関係するスタッフの適正な労働環境の確保を求めていくものであるとの答弁がありました。

また、他の委員からは、事業主体である県からも意見書が出されているのか。また、県内でも北部と南部で利用状況に差があると考えるが、他市町からも意見書が出されているのかとの質疑があり、発議者からは、確認していないが、全国

的に都道府県や市町村から意見書が出されている。県内でも南北で利用状況に差はあるが、本市においても利用実績はあり、本市からも要望を上げていく必要があるとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、本来、まずは県が意見書を出すべきと考えるが、一方で、県下最大の市である本市が意見書を出すことは大きな意味を持つ。市民の命を守るために必要な制度であり、本発議案の趣旨に賛成するとの意見がありました。

また、委員からは、ドクターヘリが出動する際の本市のかかわりを確認する質疑があり、理事者からは、通報を受けたときや現場での判断により、命の危機が差し迫っていると判断されるときなどにドクターヘリを要請する。市内に89カ所あるランデブーポイントから現場に近い場所を選定し、広報車が出動したり、ランデブーポイントが砂地であるときは散水のための消防車が出動することがあるとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、国に対して意見書を出していく以上、市としても受け皿を整備していく必要性を感じるとの意見がありました。

次に、討論におきまして、委員からは、可決すべきとの立場から、ドクターヘリは全国で53機配備されているが、本来、70機必要であるとされている。今後、人材不足からドクターヘリの運航が難しくなるとの試算もあり、特にパイロットの

養成が課題である。運用を持続させるために、都道府県をまたいだドクターヘリのネットワーク化を含めて、本市からも要望を行うべきであり、本意見書の提出に賛成するとの意見がありました。

以上の経過ののち、当委員会において、採決したところ、別段意義なく、可決すべきものと決した次第であります。

次に、発議第10号 コンビニ交付サービスを活用した罹災証明書の交付を求める意見書の提出につきましては、災害時の罹災証明書の申請や交付に係る被災者の負担軽減を図るとともに、感染症のリスクから市民を守るため、コンビニ交付サービスを活用した罹災証明書の交付やマイナポータルを活用した罹災証明書の申請が可能であることの周知、マイナンバーを活用した被災者台帳の整備等を要望するものであります。

委員からは、現在の制度でも自治体が希望すれば、罹災証明書をマイナポータルから申請できるのかとの質疑があり、発議者からは、内閣府から被災者支援制度におけるマイナポータルの活用に関するガイドラインが示されており、自治体が希望すればマイナポータルから罹災証明書の申請ができることとなっているが、本市では罹災証明書の申請には対応していないとの答弁がありました。

また、他の委員からは、本市が罹災証明書のマイナポータル

ルでの申請に対応していない理由を確認する質疑があり、理事者からは、現在、マイナンバーカードの交付率の向上に力を入れており、マイナポータルを活用した各種申請を広げていくかは検討していきたいとの答弁がありました。

これを受けて、委員からは、緊急時にマイナンバーカードが活用できることが伝われば、取得率向上も期待できるため、周知に力を入れるべきであるとの意見がありました。

さらに、他の委員からは、自治体によってはマイナポータルから罹災証明書の申請ができるのであれば、意見書の本文中の「証明書の申請も交付も、現状は被災者が市町村の窓口に出向かなければならない」との表記は誤りであり、修正すべきではないかとの質疑があり、発議者からは、ほとんどの自治体においてマイナポータルでの罹災証明の申請に対応しておらず、本市においても未対応である現状を考慮すれば、原案の内容で問題ないと考えたとの答弁がありました。

これを受けて、委員からは、マイナポータルでの罹災証明の申請に対応している自治体が一つでも存在するならば、意見書の内容は誤りであり、原案の意見書を提出することに反対するとの意見がありました。

これに対し、他の委員からは、原案の文面を修正し、整合性を図ればよいのではないかとの意見がありました。

また、他の委員からは、マイナポータルで罹災証明書の申請ができることを知っていながら、未対応である自治体も多いと考えられるが、このことについて、国に自治体を指導するよう要望しないのかとの質疑があり、発議者からは、あく

まで、地方分権の中で各地方公共団体が判断することである。地方公共団体以外にも市民等も含めて周知すべきとの考えから原案の内容としたとの答弁がありました。

また、委員からは、まずは罹災証明書の申請に係る周知に力を入れるべきではないかとの質疑があり、発議者からは、申請と交付は一体として充実させていくべきと考えるとの答弁がありました。

さらに、委員からは、コンビニではなく、自宅で罹災証明書の交付を受けられるようにすべきではないかとの質疑があり、発議者からは、すでに住民票等のコンビニ交付サービスが広がっており、既存の仕組みの中で罹災証明書の交付についてもサービスを拡大すべきと考えるとの答弁がありました。

このような議論を受けて、正副委員長により、委員からの意見を踏まえた修正案を作成することといたしました。

以上の経過により、まず、正副委員長で作成した修正案による修正部分を諮ったところ、別段異議なく、修正案による修正部分は可決され、続いて、修正部分を除く原案について諮ったところ、別段異議なく、可決されました。

委員会修正案は、会議システムに配信されたとおりです。

これをもちまして、総務常任委員会の審査報告といたします。

総務常任委員長報告（令和2年11月緊急議会）

総務常任委員会に付託されました4議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

議案第46号 四日市市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、議案第47号 四日市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、議案第48号 四日市市職員給与条例の一部改正について、及び議案第49号 四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正については、人事院の勧告に準じ、議員、市長及び副市長、職員並びに一般職の任期付職員の期末手当の支給月数を引き下げようとするものであります。

委員からは、各議案と人事院勧告との関連性を確認する質疑があり、理事者からは、いずれの議案に関しても、人事院勧告に従わなければならないわけではないが、地方公務員法第24条第2項、いわゆる均衡の原則に従い、人事院勧告に準じて期末手当の支給月数を引き下げようとするものである。同様に、市議会議員の期末手当についても国会議員の期末手当に準拠して支給月数を引き下げようとするものであるとの答弁がありました。

これを受けて、委員からは、企業の給与と比較して公務員の給与を定める考えは理解するが、人事院勧告に従う理由がないにも関わらず、未だに人事院勧告に従って期末手当を決

める考え方はおかしいのではないかとの質疑があり、理事者からは、民間企業とは異なり、公務員の給与には市場の抑制力は働きづらく、また、地方自治体の目的である公共の利益を金銭で把握することは難しい。そのため、多くの自治体が人事院の調査結果を客観的な数値と捉え、給与を決定しており、本市も同様に人事院勧告に準じて給与を決定しているとの答弁がありました。これに対して、委員からは、職員の給与については理解したが、特別職の期末手当については人事院勧告では根拠として弱いのではないかとの質疑があり、理事者からは、市議会議員の期末手当については、昭和31年の国からの通知に従い、国会議員に準拠することとなっており、その国会議員の期末手当については、国家公務員の期末手当に準拠することとなっている。こうしたことから、市議会議員の期末手当の考え方を別にする合理的理由が見いだせず、いずれも人事院勧告に準拠することとしているとの答弁がありました。

これを受けて、委員からは、時代も変遷しており、いつまでも古い国からの通知に従うだけでなく、市として特別職の期末手当に関する考え方を持つべきと考えるとの意見がありました。

また、他の委員からは、この改正でどの程度の費用が削減されるのかとの質疑があり、理事者からは、約4,600万円であるとの答弁がありました。

また、委員からは、任期付職員の給与も国家公務員に準拠

した形で減額となるのかとの質疑があり、理事者からは、任期付職員も市職員と同じ形になるとの答弁がありました。

これに対して、委員からは、任期付職員も市職員と同様に減額する必要があったのかと考える。任期付職員については、これらの職員の生活を支えていくという意味で、もう少し市独自の配慮があってもいいではないかと考えるがどうかとの質疑があり、理事者からは、先ほど申しあげました合理的な理由というのもある中で、どの部分をとというのはなかなか難しいところもある。職員の種別ごとに配慮するというわけにもいかないので、市民に理解いただけるものとして一律に対応したところであるとの答弁がありました。

これを受けて、委員からは、行政の責任として次回以降にこういうケースがある場合、職員の暮らし、生活ぶり等に配慮しながら検討してもらいたいとの意見がありました。

また、他の委員からは、人事院勧告が遅れたことによる影響を確認する質疑があり、理事者からは、人事院勧告から議案上程までの期間が非常に短かったために、職員団体との交渉期間を十分に確保できなかったことは大きな違いであるとの答弁がありました。

以上の経過により、当委員会に付託されました4議案につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

これをもちまして、総務常任委員会の審査報告といたします。

予算常任委員会総務分科会長報告(令和2年12月定例会月議会)

総務分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第 68 号 令和 2 年度四日市市一般会計補正予算（第 8 号）について

【財政経営部・経過】

○第 1 条 歳入歳出予算の補正

≪歳入全般≫

別段の質疑、及び意見はなかった。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分については、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、全体会に送るべきとする事項についても特段ありませんでした。

これをもちまして、総務分科会の審査報告といたします。

予算常任委員会総務分科会長報告(令和2年12月定例月議会)

総務分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第50号 令和2年度四日市市一般会計補正予算(第7号)について

【総務部・経過】

○第1条 歳入歳出予算の補正

≪歳出第1款議会費 ～ 第10款 教育費(人件費補正分)≫

人件費補正について

Q. 農林水産業費と教育費のみ減額となっていないのはなぜか。

A. 当初予算の積算人数と実際に配置した職員数の差や、職員数に変更がなくても給与に差が生じることなどから、その結果として減額とならない場合もある。

≪歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第2目人事管理費(職員研修費)≫

職員研修について

Q. 今年度実施できなかった職員研修を来年度取り戻すとのことだが、どのように取り組んでいくのか。

A. 新型コロナウイルスの影響で研修を一時見合わせるといった対応も行ってきたが、そのような中でもオンラインでの研修や少人数での実施、会場レイアウト等、工夫しながら取り組んできた。その結果、階層別研修は概ね実施することができたため、来年度での対応は可能な範囲である。今年度の経験を活かし、引き続き工夫して取り組んでいきたい。

Q. 新規採用者向けの研修はどうであったか。

A. 概ね予定していた研修は実施できる見込みだが、福祉体験は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、中止とした。

Q. コロナ禍における窓口対応で精神的な疲労の増加も考えられるが、職員のメンタルヘルスに関する研修は行っているのか。

A. 階層別研修においては実施できたが、特別研修では実施できなかった。

(意見)メンタル面の問題で休職する職員も多いので、今後も取り組んでほしい。

≪歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第9目 計算記録管理費≫

行政内部システム再構築業務について

Q. 来年度への繰越ではなく、今年度分については中止したということか。

- A. 今年度は中止とし、来年度分として新たに予算を計上し、業者選定からやり直すこととしている。
- Q. 今年度の委託を中止したことにより、どの程度業務に遅れが生じるのか。
- A. 20 か月ほどの開発工期を要すると考えている。今年度の業務を取りやめたことにより、単純に開始が1年間遅れることとなる。

○第2条 債務負担行為の補正

旧三重ソフトウェアセンター社屋解体工事設計業務委託について

- Q. 平成20年に旧(株)三重ソフトウェアセンターが解散して以降の収支状況はどうか。また、当施設の赤字はどこが補填してきたのか。
- A. 平成20年以降、毎年500～800万円ほどの赤字を計上しており、累計約7400万円の赤字となっている。赤字分については本市が補填している。
- Q. 市が全額補填するという取り決めになっているのか。
- A. 社屋の持ち分については市と県で案分しているが、本市が中心となって行っている貸館業務は、毎年三重県と無償貸し付けの契約を締結した上で行っており、貸館業務に伴う赤字は本市が賄うことになっている。
- Q. 資料の記載を見ると、三重県が社屋解体に係る費用を出し渋っているようにも受け取れるが、県も費用負担をしてもらえと考えていいのか。
- A. 県議会の承認が得られていないため言い切ることはできないが、県としても当初予算への計上を予定しており、出し渋っているということではないと考えている。

【政策推進部・経過】

○第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第11目国際化推進費》

国際交流事業について

- Q. 補正後の予算額の内訳を確認したい。
- A. 国際交流担当の会計年度任用職員の人件費に係る予算が大きい。その他、万が一、交流が行われることを想定し、一部残している。
- Q. 「中止又は、延期とした」とあるが、どの事業が延期となったのか。
- A. ロングビーチ市との交流事業では毎年交代で交換学生・教師を派遣している。今年度は本市からロングビーチ市に派遣する年であったが、新型コロナウイルスの影響を考慮して今年度の派遣を取りやめた際に、再開できるようになったら次回は本市の学生や教師を派遣することを確認したため、延期という扱いにしている。今年度の取り組みとしては中止ということになる。
- Q. 今年度分の交換学生・教師は決定していたのか。
- A. 今年度の初めに新型コロナウイルスの影響を考慮して中止の判断をしており、交換

学生・教師の募集、選考は行っていない。

【シティプロモーション部・経過】

○第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第1目一般管理費》

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第4目文書広報費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

《歳出第7款商工費 第1項商工費 第23目観光費》

四日市市まつり事業費、四日市市花火大会事業費、四日市市サイクルスポーツフェスティバル事業費について

Q. 恒常的に必要となる経費についてはそれぞれ繰越金を活用しているとのことだが、いくらくらいかかっているのか。

A. ホームページの維持管理費等に約20万円かかっている。なお、それぞれの実行委員会の繰越金については、協賛金などの自主財源であり、市の補助金は含まれていない。

○第2条 債務負担行為の補正

四日市市PR番組制作業務委託費、放送業務委託費について

Q. 詳細な番組内容は委託業者の提案内容を参考に決定していくとのことだが、担当部局として、どのような番組にしていきたいと考えているのか。

A. 市民にも出演していただきながら、本市の魅力を紹介していくといった構想を持っている。ただ、これまでもプロポーザル方式の業務委託を行う中で得た経験として、行政が細かく内容を決めるのではなく、委託業者のアイデアやノウハウを活用した番組作りをした方が良いものができると考えているため、業者からの提案を受けて詳細な内容は決めていきたい。

Q. この番組の映像を二次利用することはできるのか。

A. これまでもYouTubeに映像をアップロードしており、今後も同様の取り組みを行っていききたい。また、イベント等の場でも流すといったことも考えていきたい。

Q. これまでも三重テレビを活用して情報発信してきた取り組みはあるのか。

A. 三重テレビで放送している番組「旬感M i e」のコーナーの中で情報発信に取り組んでいる。

【財政経営部・経過】

○第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第23目諸費》

《歳出第2款総務費 第2項徴税费》

別段の質疑、及び意見はなかった。

《歳入全般》

財政調整基金について

- Q. 来年度の市税収入の減少に対応するために財政調整基金を活用するとの発言もあったが、財政調整基金は不測の事態に対応するためのものではないのか。
- A. 財政調整基金は災害だけでなく、経済の落ち込みによる減収にも対応するために積み立ててきている。今年度は新型コロナウイルス感染症対応のため財政調整基金を取り崩し、様々な対策を実施してきた。来年度もさらなる状況の変化が想定されるため、引き続き、財政調整基金の活用も含めて対応していきたい。
- Q. 歳入の減収が見込まれる中、令和3年度当初予算編成においては、財政調整基金の活用も見込んだ予算編成となるのか。
- A. 数十億円の減収を見込んでおり、財政調整基金からの繰り入れが必要であると考えている。
- Q. 財政調整基金の推移を示した表に、マイナスの取崩額が記載されているが、どういった意味なのか確認したい。
- A. 今年度は新型コロナウイルス感染症対応のために多額の取り崩しを行ってきたが、繰越金や地方創生臨時交付金等を財源として、取り崩しの減額を行うことで歳入歳出の均衡を図った。また、積立額については決算剰余金の2分の1を積み立てるもので、例年11月補正で上程している。

○第2条 債務負担行為の補正

市庁舎や総合会館に関する各種業務委託について

- Q. 本町プラザについては、設備管理保安業務や警備保安業務、清掃業務、新庁ひろば駐車場管理運営業務をまとめて3年間の委託業務としているが、一方で、本庁舎や総合会館の空調や自動ドアの保守点検業務は別々の単年度業務とされている。まとめて委託するなど、工夫できないか。
- A. これまで、単年度業務については市内業者に発注の機会を与えるという観点と、業者が複数年にわたってノウハウを蓄積する業務ではないことから単年度での委託業務としてきた。
- Q. それぞれの委託料はそこまで大きいものではない。発注の機会を確保するという考えよりも、委託の手続きに係る管財課の事務負担を軽減する意味で改善が必要ではな

いか。

A. 業務改善に向け、まとめられる委託業務がないか検討していきたい。

○第3条 地方債の補正

別段の質疑、及び意見はなかった。

【消防本部・経過】

○第2条 債務負担行為の補正

寝具取り換え及び乾燥消毒業務委託について

Q. 寝具のカバーの交換、乾燥等の件数について、増減はあるのか。

A. 295 セットを定期的に交換、乾燥等を行うものとしており、これは来年度の北部分署、南部分署の人員の増加を見込んで設定したものである。翌年度以降は大きな変更はないと思われる。

Q. 複数年度の契約は検討しないのか。

A. 調達契約課とも相談の上、検討したい。

消防庁舎総合管理業務委託について

Q. これまでの入札においては、何社ほど応札があったのか。また、これまでも同じ業者が落札しているのか。

A. 前々回は7者、前回は6者の応札があった。前回は僅差で落札者が決まっており、十分競争が成り立っていると考えている。ここ数回は、同じ業者が落札している。

(意見) これまで業務で特に問題がないのであれば、契約期間を長くし、入札に係る事務負担軽減を図ってはどうか。

Q. これまでも6～7者が応札しているとのことであるが、業務が多岐にわたり、対応できる業者が限定されてしまうのではないかと考える。これらの業務をまとめた方が、安価に委託できるとの判断でこのような業務内容としているのか。

A. 分割して委託するよりも安価になるとの判断で、このような業務内容としている。

Q. 庁舎の清掃に係る日常業務は類似性もあるかもしれないが、貯水槽の清掃や環境測定等はなかなか対応が難しいようにも感じる。しっかりと委託業者が業務を行っていることは確認しているのか。

A. 委託業者の職員が対応していることを確認している。

Q. 庁舎管理は本部庁舎のみ、緊急用貯水槽清掃は北消防署のみとなっているが、その他の庁舎においてはどのようにしているのか。

A. 本部庁舎は建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき庁舎管理を委託するものである。その他の庁舎については、季節の変わり目における空調の保守等、限られた業務が中心であるため、別の契約としている。また、緊急用貯水槽は北消防

署にのみ設置されている。

南消防署改築整備工事費について

- Q. 地区市民センター等では停電時も業務を継続できるよう、蓄電池を整備しているが、今後整備される南消防署庁舎における蓄電池の整備についてはどうか。
- A. 5.4kW相当の太陽光発電システムを整備することに伴い、発電能力に合わせた蓄電池も整備する。また、統計用のデータは消防本部の庁舎に設置してあるサーバーに蓄積しており、バックアップもとっている。
- Q. 自家発電設備はあるのか。
- A. 78.5kWの自家発電設備を新たに整備する。
- Q. 太陽光発電との役割分担はどうか。
- A. 災害時の施設の維持に関しては、主として自家発電設備で賄うことを想定している。太陽光発電は天候に左右されることもあり、災害時には補助的に避難者のために使うことを想定している。
- Q. 平時においては太陽光発電によって発電された電気はどのように活用されるのか。
- A. 平時においても施設で使う電力の一部を賄う。年間15%ほどの電力を賄えるものと想定している。
- Q. 発電量をもっと増やせないのか。
- A. 太陽光発電パネルを設置する屋上面積を考慮して最大の発電量である。
(意見) 環境面も考慮した施策を今後も検討してほしい。
- Q. 急速充電器は整備するのか。
- A. 現在、消防車はガソリン、ディーゼルのみであり、充電設備の整備は考えていない。将来的に電気自動車やハイブリッド車両を導入することが考えられるため、今後、必要に応じて整備を検討していきたい。
- Q. 政府の示す次世代車の普及拡大の方針に合わせ、本市としても積極的に電気自動車を導入すべきと考える。緊急車両への電気自動車の採用が難しいのならば、広報車からでも検討できないか。また、将来的に電気自動車等を導入するならば、改築整備工事に合わせて充電設備を整備した方が良いのではないか。
- A. 広報車の電動化については、今後検討していく。充電設備については、将来的にどここの消防署所に整備するのが効果的かといったことも含めて検討していきたい。

【議会事務局・経過】

○第2条 債務負担行為の補正

市議会インターネット会議録管理業務委託費について

- Q. 委託業務にシステム構築業務が含まれているが、これまでも四日市市議会会議録をインターネット上で公開しており、システム構築は不要ではないか。
- A. これまで受託していた業者とは別の業者が落札した場合、新たにシステム構築が必

要となるため記載している。

Q. 現在受託している業者が有利ではないか。

A. システム構築に係る経費が発生するため、新規業者が参入しにくいといった課題がある。

Q. 平成9年5月臨時会以前の会議録を閲覧できるようにできないか。

A. 技術的には可能であると思われるが、その分の経費は必要である。市議会として閲覧できるようにすべきとの方針が示されれば対応することになる。

議案第53号 令和2年度四日市市介護保険特別会計補正予算(第2号)について

【総務部・経過】

別段の質疑、及び意見はなかった。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分については、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、全体会に送るべきとする事項についても特段ありませんでした。

これをもちまして、総務分科会の審査報告といたします。

総務常任委員長報告（令和2年12月定例会月議会）

総務常任委員会に付託されました2議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

議案第61号 火災予防条例の一部改正につきましては、総務省令の改正に伴い、電気自動車等への充電に使用される急速充電設備について、全出力の上限を200kwまで拡大するとともに、火災予防上必要な措置を定める等、関係する規定を整備しようとするものであります。

委員からは、既存の充電設備への影響を確認する質疑があり、理事者からは、現在、市内には17基の充電設備があり、そのうち高出力のものは3基であるが、改正後の基準を満たしていることは確認しており、条例改正後も引き続き利用可能であるとの答弁がありました。

また、他の委員からは、一般家庭に設置されている充電設備は消防署への届出の対象となるのかとの質疑があり、理事者からは、一般家庭用の充電設備は出力が低いため、届け出の対象外であるとの答弁がありました。また、委員からは、届け出に係る手数料を確認する質疑があり、理事者からは、届け出に際して手数料等がかからないとの答弁がありました。

また、他の委員からは、充電設備の安全性を確認する質疑があり、理事者からは、塩害によりショートした事例は報告されているが、火災等につながった事例は聞いていないとの

答弁がありました。

また、他の委員からは、地球環境を考慮して、電気自動車の導入を進めていくべきと考えるが、消防本部所有の車両を電動化することについて、どのように考えているかとの質疑があり、理事者からは、現在所有している車両はすべてディーゼルまたはガソリン車であるが、電気自動車やハイブリッド車が増加している社会的な流れに沿って、今後、消防本部所有の広報車などの車両についても更新していくことになると考えているとの答弁がありました。

この議案に関連して、電気自動車をはじめとする次世代自動車の導入について委員間討議を行ったところ、委員からは、「世界的にカーボンニュートラルをはじめとする取り組みが広がる中、市としても環境面を意識した行動を示すべきである」といった意見や、「水素自動車の導入も見据え、環境にやさしい車両の導入を進めるべきである」といった意見、「災害時の活用を考えると、緊急車両への導入には課題も考えられる。消防本部だけでなく、脱炭素に向けて市全体で取り組むことが重要である」といった意見があり、消防本部に限らず、全庁的に次世代自動車の活用等、地球環境に配慮した取り組みを進めるべきとの意見集約に至りましたので、申し添えます。

次に、議案第65号 四日市市総合会館集会施設の指定管理者の指定につきましては、総合会館集会施設の指定管理者を指定しようとするものであります。

委員からは、前回との提案価格の比較について確認する質疑があり、理事者からは、前回の提案額から大幅に増加しているが、これは人件費の増加によるものが大きい。貸館業務に携わる職員4名の時給単価の上昇や会計年度任用職員への移行による期末手当の支給のほか、消費税増税分等が提案額の増加につながっており、選定委員会においても確認されていることから、妥当な金額であると考えているとの答弁がありました。

また、委員からは、選定委員会による審査における標準点を確認する質疑があり、理事者からは、提案内容に係る評価点の6割以上を獲得することとしている。今回の提案は、約64%を獲得しており、基準点を満たしているとの答弁がありました。

また、委員からは、応募者が前回、今回ともに1者であることについて、募集の仕方に問題があるのではないかと質疑があり、理事者からは、主な業務が貸館業務であり、自主事業がないという点で、管理者としてメリットを見いだしにくいのではないかと考えているとの答弁がありました。

また、他の委員からは、自主事業がない中でも審査に係る評価項目や配点は変わらないのかとの質疑があり、理事者からは選定委員会で配点について審議しており、今回は適正な管理や経費、また過去の実績等が評価されたとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、文化会館の指定管理者も同じ団体であるが、監査において、備品管理について不備がみられ

た。管理運営については、これまでの慣例により業務を行うのではなく、緊張感を持って業務にあたっていくことを今後とも指導すべきであるとの意見がありました。

以上の経過により、当委員会に付託されました2議案につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、付託されました議案以外の委員会の所管事務についてであります。令和2年度 四日市大学運営協議会報告について、調査を実施いたしましたことを申し添えます。

これをもちまして、総務常任委員会の審査報告といたします。

予算常任委員会総務分科会長報告(令和3年2月定例会月議会)

総務分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第 122 号 令和 2 年度四日市市一般会計補正予算（第 9 号）について

【政策推進部・経過】

○第 1 条 歳入歳出予算の補正

≪歳出第 4 款衛生費 第 1 項保健衛生費 第 4 目予防費≫

○第 2 条 繰越明許費の補正

○第 3 条 債務負担行為の補正

集団接種の候補地について

- Q. 集団接種の候補地が 6 つ示されているが、本市の西部地域は手薄であると感じる。自分で運転できない高齢者等はどうやってワクチンを打ちに行くのか。今後候補地をさらに増やす考えはあるのか。
- A. 北西部、南西部地域については、現在調整中であるが、市域全体のバランスを考慮して検討していきたい。
- (意見) 高齢者等、運転できない方などは多いため、対応をしっかりと考えてほしい。
- Q. 接種体制については川崎モデルや練馬区モデル等も提唱されているが、集団接種の場所については学校の体育館等でなく、一定期間以上占有する公共施設という考え方か。
- A. 示した施設の中にも大会等の利用を予定しているところもあり、期間を区切って接種会場として利用するところもある。一定期間設置し続けられる方が効率的だが、投票所を学校体育館に設置するように、土日のみ接種場所を仮設することも想定し、学校の利用も念頭に置いている。
- (意見) 集団接種を続ける中でノウハウを蓄積し、徐々に接種場所を広げていけるように努力してほしい。
- Q. かかりつけ医等も接種場所として活用する練馬区モデルについて、本市でも検討しているのか。
- A. ワクチンの種類の扱いやすさにもよるため今後の検討課題である。
- Q. 集団接種の候補地が沿岸部に偏っている。予算を使ってでも利便性を優先するように、会場を配置してもらえないか。
- A. 現在示している 6 カ所だけでは市内で偏りがある状況と認識している。実施してもらえる医療機関がないか、また、日曜日限定で学校体育館を巡回して利用するなど念頭に、あらゆるケースを想定し検討している。ワクチンの取り扱い方法や量、専門の方の派遣がどの程度可能かなどをセットで考える必要があるため、国の説明会を受けて早急に決め、周知していく。

Q. 接種会場運営等に関する経費等についてはどのように考えているか。

A. 病院への委託費用については、調整が必要ではあるが、一部の病院では病院従事者による接種をするところもある。通常の診療行為があるため、極力そこに影響がないようにしたい。いくつかの病院からは協力できる旨の回答を得ているため、それに対する何らかの委託料は必要であると考えている。集団接種の候補会場の中には金額が掛かる施設もあるため、接種会場は、予算上は、1日約20万円を5会場、約300日程度で計算している。費用は仮のものであり、流動的である。

ワクチン接種のスケジュールについて

Q. 川越町、朝日町、菰野町も同様のスケジュールで進めるのか。

A. 今のところ、国の指針に則って進めていくと認識している。

Q. 事務は本市が一括していくのか。

A. 1市3町で予約システムの導入を検討している。集団接種にかかる事務作業については、各市町で個別にしていく想定をしている。

Q. 本市が1市3町分の事務を担う場合はあるのか。

A. 1市3町で予約システム、コールセンターを設置していく場合には、別々で開発するよりも、共同でやった方が財政面などスケールメリットもあるため検討しているが、集団接種に関する事務については1市3町が個々に行っていく。

Q. ワクチンの配備方法について、国の方針に沿って今後進めていくのか。

A. ワクチンの種類によっても異なるが、ファイザー社のワクチンについては、羽津医療センター、市立病院、県立総合医療センターにまず置いて、その後、国のスキームに基づいて本市にある中規模病院に運んでいく。

Q. 基礎疾患を有する方への優先接種について、接種券を郵送することとしているが、本市が対象者の判断ができるのか。

A. 非常に大事な個人情報であり、本市では把握していない。事前把握は課題と認識しているが、やはり広報が大切と考えており、基礎疾患を有する方が早めに受け取ってもらえるよう、医療関係者と調整も行いながら取り組んでいきたい。

Q. 市民目線から見てどのように打つのか。

A. 今公共施設6か所を挙げているが、集団接種の場所を現在検討している状況である。その中でワクチンの種類によってはクリニックなど、ワクチン接種ができる場所を拡大できないかについても検討している。接種者へは、予約する施設を明示して、空き状況に応じて接種場所を選択して予約できるような仕組みを考えていきたい。

Q. 接種場所と方法が決まるのはいつか。

A. 接種場所についてはできるだけ早急に決めたいと考えている。2月17日に国から説明があるので、その内容に応じて対応することとなるが、様々なパターンを想定して医療機関と調整している。

Q. 基礎疾患の方の把握については、自己申告か、医療機関への問い合わせの実施か、最終的にはどうするのか。

A. 基礎疾患を有し通院・入院している方の把握については、医療機関を通じて把握できないか検討しているが、診療時間も限られる中、対応が難しい医療機関もあると聞

く。また、BMI 30 以上を満たす肥満の方についても検討が必要である。

Q. ワクチン接種に係る業務を実際に行うのはどのような方々なのか。また、接種に係る費用はどこから支払われるのか。

A. ワクチン接種に当たっては、医師、看護師、薬剤師の協力が必要であり、医師会、薬剤師会にも協力を仰いでいる。接種費用については国から支払われる。

Q. 本市では一日あたりどのくらいの接種数を目標としているのか。

A. 高齢者対象のワクチンの入荷見込みが不透明であり、はっきりとしたことが言えないが、国の示している基準を本市に当てはめ、最大限接種できるように考えると、1週間で9000人に接種する必要があると思われる。

委託業務について

Q. 本件に係る委託業務について、接種券消込作業、クーポン券封入などは随意契約とするのか。

A. 業務内容によって随意契約を結ぶ。例えば、クーポン券印刷封入は、本市の住民基本台帳システムのデータをもとに作業をしていくため、この住民基本台帳システムを開発しているシステムベンダーに随意契約での委託を考えている。1市3町共同運営の予約システム、コールセンター、接種券消込作業等についてはプロポーザル方式で契約していくことを考えている。

Q. 接種会場運営、接種料支払い事務、接種費用等の委託先はどこを想定しているか。

A. まだこれから委託先を決めていく段階である。

Q. 会場運営費用というのはどういったものか。

A. 先般の川崎市の訓練を見るとわかりやすいが、受付、問診、接種にあたっての注意事項の用紙を配布するなど、接種を円滑に進めるために案内役を配置するなど会場の運営を行うものである。

コールセンターについて

Q. 県がワクチン接種に対してのコールセンターを設置したが、本市はどうか。また、県のコールセンターとの違いは何か。

A. 本市を含む1市3町では予約の受付など、細かな対応を想定したコールセンターを想定している。また、本市において可能な範囲でワクチンに関する一般的な内容の問い合わせを受け対応するが、専門的な問い合わせなど、本市で対応が困難な場合は、県へつなぐことも想定している。

広報について

Q. 市民への周知が重要になると考えるが、広報よっかいちに掲載するタイミングはどうか。

A. 3月上旬号に接種の概要等を掲載し、詳細な内容は3月下旬号に掲載を予定している。

【財政経営部・経過】

○第1条 歳入歳出予算の補正

《歳入全般》

別段の質疑及び意見はなかった

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分については、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、全体会に送るべきとする事項についても特段ありませんでした。

これをもちまして、総務分科会の審査報告といたします。

予算常任委員会総務分科会長報告(令和3年2月定例月議会)

総務分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第70号 令和3年度四日市市一般会計予算

【政策推進部・経過】

第1条 歳入歳出予算

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第1目一般管理費》

首都圏におけるシティプロモーション推進事業費について

Q. 例年の取り組みとの違いはあるか。

A. 感染症対策を徹底してオンラインや映像や展示を中心とした活動とした。

Q. シティプロモーション映像を放映する大型ビジョンとはどこか。

A. 新宿アルタビジョンである。

Q. これまでの取り組みの効果検証は行っているか。

A. YouTubeの再生回数の調査により本市に関連するページの再生回数が増加しており、若干の効果があつたことを確認している。来年度は、新宿アルタビジョンでの映像の放映と近隣の店舗等と連携させ、本市の地場産品を購入したり、味わってもらえる場を通じて、四日市市の認知につなげていきたい。シティプロモーション活動の効果検証は難しいが、効果としては、本市を知っていただく機会にはなつたと考えており、本市にゆかりのある企業への訪問についてもふるさと納税などに結び付いたのではないかと考えている。

Q. シティプロモーション事業の効果については懐疑的に考えている。税金を使っている以上、効果検証し、成果を分かりやすく示すべきではないか。

A. 本市につながるのがある方々の声を拾い上げ、そのつながりの輪を広げていきたい。効果を示すのは難しいが、地道な活動を続けていきたい。

Q. コロナ禍において、首都圏で本市に人を呼び込むかのような映像を放映することについて、市民から疑問の声を聞いた。方針転換すべきではないか。

A. すぐに本市に来てもらうという狙いではなく、本市を応援していただく方を増やすことを目的に活動している。

(意見) シティプロモーション事業の最終的な目標を定住人口の獲得と位置付けて取り組んできており、市民の目にどう映っているかよく考えるべきである。

Q. 決算審査において、シティプロモーション活動の検証手法を検討していくとの発言があつたが、その後の検討状況はどうか。また、東京事務所と市役所内のシティプロモーション部で取り組む姿勢に温度差があるように感じられるが、組織体制の改善が必要なのではないか。

A. 目的意識はシティプロモーション部としっかりと共有できている。段階的にシティプロモーション活動を行っていききたいと考えており、本市を「知る」ことから始まり、

「来る」そして「再訪」へとつなげていきたい。首都圏においては、まず知ってもらうことに時間をかける必要があり、アプローチの方法には、シティプロモーション部との違いもあるが、シティプロモーション部と同じ目的意識で、本市を応援してくれる関係人口の増加に向けて取り組んでいきたい。また、イベントなどの場でアンケートを実施しており、分析を進めている。

Q. 東京事務所とシティプロモーション部で意識を完全に一致させなければいけないと考えており、効果検証についてもどちらか一方だけで行うのではなく、全体での効果検証が必要なのではないか。

A. 検証は必要であると考えており、シティプロモーション部と政策推進部で意思疎通を行っている。全体の効果検証には少なからぬ経費がかかるため、費用対効果も考慮しながら取り組んでいきたい。

(意見) シティプロモーション事業における本市の現在の位置が分かっていないことが、明確な目的を掲げられない原因であると考えている。事業を否定するものではないが、シティプロモーション部と連携してこれまでの取り組みを検証すべきである。

Q. 本市を知ってもらう段階から来てもらう段階に移行したかどうかはどのように判断するのか。また、次の段階に移行する時期の見通しはどうか。

A. 段階が上がるにつれて取り組みが難しくなる。イベントなどへの関心や関係人口の動向を指標として取り組んでいきたいが、現在は知ってもらう段階であり、次の段階に進むにはまだまだ時間がかかると考えている。

Q. 東京事務所の役割として、中央省庁とのパイプ役や首都圏での情報収集といった役割が重要なのではないか。移動が大きく制限される今こそ東京に立地しているメリットを生かすべきであり、予算を増額してでも、この時期にしかできない取り組みを進めるべきではないか。

A. 当然、中央省庁とのパイプ役や首都圏での情報収集といった役割の重要性は認識している。令和2年度は新型コロナウイルスの影響で活動が制限されることが多かったが、各省庁とのリモート会議等を活用しながら、情報収集を行ってきた。また、東京にある他都市の東京事務所とのネットワークを構築し、情報収集等に役立てた。

Q. 四日市ふるさと納税フェア in 企業オフィスについて、個人だけでなく企業版ふるさと納税についても働きかけを行ってはどうか。

A. この取り組みは個人を想定しているものであるが、関係部局と調整して取り組んでいきたい。

Q. フリーペーパーの配布はどのように実施しているのか。

A. 企業や省庁に伺う際に直接渡していたが、緊急事態宣言中は郵送していた。今後はSNS等も活用していきたい。

Q. フリーペーパーの内容を確認したい。

A. A4用紙の片面に、例えば、本市独自の新型コロナウイルスに係る経済対策や10大ニュース等の旬な情報を分かりやすくまとめたものである。

Q. フリーペーパーにQRコードを掲載し、SNSや動画等に誘導するなど、紙とデジタルを融合した取り組みも検討してはどうか。

A. まだ具体化している取り組みではないが、インターネット上に本市の窓口となるデ

デジタルブースのようなものを作成できないかと考えており、チラシやポスターといったものもすべてそのページで閲覧できるようにしていきたい。QRコードを掲載することについては、すぐに取り組めるものであると考えており、実施していきたい。

Q. 県では国土交通省から優秀な人材を登用しているが、同様に本市にも優秀な人材を呼び込めないかと考えている。本市出身者で構成する集いもあると聞いており、東京事務所の機能として、中央省庁の人材に関する情報収集に期待しているが、どうか。

A. 中央省庁とのパイプを積極的につないでいきたいと考えており、そのネットワークの中で情報収集に努めたい。

Q. リニア中央新幹線の開通により、東京事務所の役割は大きく変わると考えているが、中長期的な視点で東京事務所の存在についてどう考えているか。

A. 中長期的視点に立ち、先を見据えて東京事務所の役割を考えていきたい。

Q. 最近世界的に脱炭素に向けた動きが加速してきている。環境施策で全国をリードする存在になってほしいと考えており、東京事務所においても中央省庁の情報収集に努めてほしいと考えるがどうか。

A. 各省庁とのネットワークを通じて情報収集を行い、本庁へ情報提供しているところである。

新型コロナウイルス感染症対策への取り組みについて

Q. ワクチン接種事業について、どのように取り組んでいくのか。

A. ワクチンの入荷数量等、日々情報が変わる中で一般的な問い合わせに対応するためのコールセンターの運用を開始した。接種会場や医療機関、医師会等との調整等に取り組んでいるところであり、確定した情報があれば提供していきたい。

Q. ワクチン接種に関して、外国人向けの広報はどのように行っていくのか。

A. ワクチン接種券を郵送する際に同封するチラシのQRコードから5か国語対応の案内ページを閲覧できるように工夫する。また、4月からはポルトガル語のラジオ放送を考えている。

Q. 外国語に翻訳された市ホームページを見ると誤訳が多く、ワクチン接種会場に関するページについても住所が正しく表示されていない。自動翻訳であるが故の誤訳は致し方ない面もあると思うが、住所や施設名が異なると深刻な誤解を与えかねないため、修正すべきではないか。

A. できるだけ早く正しい情報に修正する。

(意見) 誤解を与えないよう、接種会場の所在地以外についても内容のチェックを求める。

＜歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第8目企画費＞

総合計画推進事業費について

Q. 総合計画に沿って10年後の姿を目指して取り組んでいくためには、短期的な目標設定が必要ではないか。例えば令和3年度の目標は示されているのか。

A. 単年度ごとに目標設定するのは難しく、何年間かの節目で振り返りを行っていききたい。また、各推進計画事業については向こう3年間の事業内容をお示ししている。政

策推進部としては、各部局の推進計画の進捗管理を行い、財政経営部の協力も得ながら予算の確保に努め、総合計画に示した姿の実現に向け取り組んでいく。

(意見) せつかく総合計画で10年後の姿を設定しているのだから、せめて3年間でどういった目標を達成するのか示し、着実に政策を進めていかなければならない。

Q. 政策課題の調査研究費は具体的にどのように使われるのか。

A. コンサル業者への委託費用を想定している。

産学官連携事業推進費について

Q. 三重大学北勢サテライトの活動の実績を見ると、セミナーや講座等の開催が主であるが、本市産業の発展に向けた人材確保につながった実績についてはどうか。

A. セミナーや講座以外に、企業との共同研究も行っているが、企業秘密の面から公開できないということで、詳細な内容をいただいている。過去の事例で言えば、萬古産業でも特許申請などにつながったケースもあり、本市産業に貢献している部分もある。

Q. 本市産業の雇用につながる効果はあったか。

A. 人材育成支援事業として何社か合同で新規採用職員向けの研修を行っている

Q. 予算を組んで研究してもらえば、脱炭素等のテーマを取り扱ってもらい、企業の誘致等にも結び付けていくべきではないか。

A. 先進的な研究機関が立地している優位性を生かして、企業への展開につなげていきたい。

(意見) 実質的な成果が見えるように取り組んでほしい。

Q. 東京大学との産学官連携による調査研究事業では、各年度の研究テーマはどのように設定されるのか。研究機関と本市にとって双方に利益がなければならぬと考えるが、本市にとってのメリットがよくわからない。間接的に役に立つような研究であっても、その効果を分かりやすく示す必要があるのではないか。

A. 当事業を開始して2年目になる。研究者が扱う分野の中で、本市というフィールドを生かして取り組める研究内容を示してもらい、その中で、本市にとっても有益な成果が得られるようすり合わせを行い、最終的に取り組む研究テーマを決定している。研究は基本的に単年度でテーマ設定を行っているが、テーマによっては複数年度にまたがることも考えられる。なお、令和2年度は新型コロナウイルスの影響でフィールドワークが実施しにくいことから、研究テーマも制限された面がある。

(意見) 研究テーマによっては行政が持っていない情報やデータを得られる効果も期待できる。今後、より効果的に活用できるよう取り組んでほしい。

Q. 研究テーマの設定については、先に自治体が研究したいテーマがあり、その課題解決のために研究機関に依頼をするというプロセスが一般的だと考える。令和3年度に取り組む研究テーマは決まっているのか。

A. 研究機関とのすり合わせに至っておらず、令和3年度の研究テーマはまだ決まっていない。年次的に研究テーマが決まっていなかったことについては、担当部局としてコーディネート不足であったと反省している。

Q. テーマが決定していない中、予算案を上げてきていることから、市として研究し

たいテーマがないのではないかと思わざるを得ない。三重大学等は多くの学部を有しており、広い分野の研究テーマを網羅できると考えるので、本市が主体となって研究テーマを設定できるようにすべきではないか。

A. 各部局が課題と捉えているテーマを大学等の研究機関に調査研究の依頼をすることはあるが、当事業では、短期的な成果と言うよりも、他の部局が研究しない基礎的な研究を行えるという意義もあると考えている。一方、研究機関との連携の取り方にはより習熟が必要であり、今後の取り組みを検討していきたい。

Q. 東京大学や三重大学との連携事業が挙げられているが、四日市大学や四日市看護医療大学との連携は行わないのか。

A. 政策推進課の産学官連携事業では、東京大学や三重大学との連携事業が予算化されているものだが、本市のさまざまな部局において、四日市大学や四日市看護医療大学と連携した取り組みを実施している。

Q. 市外の大学との連携に予算を使い、市内の大学を使わない合理的理由にはならないと考える。まずは本市として研究すべきテーマを決め、その研究を大学等の研究機関に依頼する段階で、東京大学や三重大学を優先するのではなく、まずは四日市大学もその候補に入れるべきではないか。

A. 市内の大学が本市として研究したいテーマを取り扱っている場合は、当然研究をお願いしていく。市内市外を問わず、適材適所で考えていく。

Q. 桑名市では脱炭素の取り組みを強化する狙いで新たな組織を立ち上げているが、そのように本市においても狙いを明確にして、各部局がどのような課題を抱えていてどういった研究が必要なのかといったことを政策推進部が把握し、整理をかけていく役割を担うべきではないか。

A. 真に実効性を上げていくためには、各部局におけるボトムアップによる政策提案が必要であると考えている。推進監会議等の場を通じて情報共有を図りながら、必要な課題に取り組んでいきたい。

(意見) 明確な狙いのもとで学術機関との連携を進めてほしい。三重大学の生物資源学部などでは脱炭素に係る研究を行っているので、そういった知見もぜひ活用してほしい。

新図書館整備について

Q. 近鉄グループとは基本計画を作成することについて合意できているのか。

A. 令和3年度中に本市と近鉄グループがそれぞれ基本計画を作成し、すり合わせを行うことで合意している。

Q. 総合計画の推進計画事業には、小ホールの整備が盛り込まれている。新図書館に小ホールを備えるべきと考えているが、令和3年度推進計画では、小ホールの設置場所検討調査を令和4年度に実施することとなっており、新図書館整備とは検討時期がずれている。新図書館とは別の場所に小ホールを整備するのか。

A. 新図書館に合わせて小ホールを整備するかどうかは未決定であるが、協議の中で話題には出している。今後近鉄グループと調整する中でその可能性も検討したい。小ホールの整備場所は、決定しているものではない。

(意見) 新図書館への小ホール整備を期待したい。

Q. 新図書館の立地場所はスターアイランド跡地に決定したのか。

A. どのような施設が整備できるのかについて、検討を行うために基本計画を作成しようとするものであり、スターアイランド跡地に新図書館が立地することが最終決定したのではない。

中核市移行推進事業費について

Q. 中核市移行に向けた令和3年度の取り組みについて確認したい。

A. 令和5年1月に産業廃棄物不適正処理事案に係る工事が完了する予定であり、その進捗を注視しながら中核市移行のタイミングを見極める。現在は中核市移行に関わる移譲事務について県と協議し、スムーズに中核市に移行できるようにシステム構築や規程整備等の準備を進めており、令和3年度も同様の取り組みを続ける。

Q. 中核市移行に向けた全体の進捗はどこまで来ているのか。

A. 中核市移行の手続きは、正式に移行時期を表明し、県・市で協議した上で総務省に中核市移行の意思を伝えることとなるが、本市はまだその段階まで到達していない。現在進めているのは中核市移行を決断したときにスムーズに事務の移譲ができるようにする準備であり、正式に手続きが始まっていないことから進捗を示すのは難しい。

Q. 政策推進部は中核市移行に向けて各部局が行うべき対応の進捗管理を行わなければならない。中核市移行が叫ばれてから長い年月が経過しているにも関わらず、進捗を示すことができないのはおかしいのではないか。

A. これまでの中核市移行における県との議論は、主に産業廃棄物の対策工事に関する事務委託についてであったが、対策工事の完了が見えてきたことから、令和元年の後半から、移譲事務に関する具体的な課題等の情報交換に取り組んでいるところである。移譲事務の課題等については県との情報交換の中で把握しており、令和3年度も引き続きこの作業を続けていきたい。

Q. 中核市移行については長年議論されてきたにも関わらず進捗が見えないが、税金を投入して事業を行っている以上、市民への説明責任を果たさなくてはならず、現在の状況を明快に示すべきではないか。

A. 現在、移譲事務の課題や支障等についてはおおむね洗い出しはできている。また、産業廃棄物不適正処理事案に係る工事については令和5年1月に完了予定だが、その後の状況を見極めながら、今後の対応について考えていく必要がある。

＜歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第11目国際化推進費＞

姉妹友好都市交流事業費について

国際経済交流等関係経費について

Q. ロングビーチ市との交流事業はオンライン交流を行ったとのことだが、オンラインならばもっと多くの方に参加してもらってもいいのではないか。

A. 参加者数の制限はないが、画面に表示される方が多くなりすぎると見づらくなってしまふといった弊害も考えられるので、先方の意向も確認しながらできるだけ多くの方に参加してもらえよう検討していきたい。

- Q. ベトナムハイフォン市やカナダなどからの訪問団の受入等の予算が計上されているが、場合によっては、こちらから伺うほうが経費を抑えられるのではないかと。
- A. 姉妹友好都市交流事業費として計上している 20 万円は本市で受け入れる際のおもてなしに関するものであり、国際経済交流等関係経費として計上されている 190 万円が本市からハイフォン市等に赴くための予算である。令和 2 年度は新型コロナウイルスの影響で国際交流事業は大きく制限されたが、令和 3 年度は国境をまたぐ交流の再開を期待して予算計上している。海外への渡航が難しい場合は代替手段も考えていきたい。

《歳出第 8 款土木費 第 5 項港湾費》

四日市港管理組合負担金について

- Q. 決算審査において、四日市港管理組合の組織体制の変革に向けて県に働きかけるとの答弁があったが、令和 3 年度は負担割合や体制についてどのように働きかけていくのか。また、多額の負担金を払っているにもかかわらず市民目線でその効果が見えないことに課題があると考えているが、どうか。
- A. 令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響で直接対談する場がなく、組織体制の見直しについては実現していない。一般市民が恩恵を得られる事業が少なかったことに対して申し入れを行い、令和 3 年度予算には港まつりやみなとまちづくりプランに係る予算への反映につながっている。市民目線で効果が見えないことについては、親しまれる要素が少ないことが原因であると考えており、何らかの形になるものを生み出していきたい。
- (意見) 総務常任委員会で報告するだけでなく、市民に対し広く情報を発信することも考えてほしい。
- Q. 本市の沿岸部にはコンビナートが形成されており、災害時には甚大な被害が懸念される。親しまれる港づくりを進めることで、危険な地域に人を呼び込むことに不安を感じるが、そのような方針で良いのか。
- A. コンビナートは安全に関する各種法規制のもと、事業活動を行っており、防災の取り組みも行ってきている。また、四日市みなとまちづくりプラン案への意見にもあるように、港を活用し、親しみを持てるようにしてほしいという声を市民からもいただいており、港で憩いを感じられるような取り組みを進める必要性を感じている。物流・人流のゾーン分けや非常時の避難誘導等、安全面の確保については配慮しながら実施していきたい。
- (意見) もともとは砂浜が広がっていた場所に工場地帯を形成してきた行政の歴史的責任をしっかりと認識すべきである。今後長期的に港に人を呼び込む取り組みを進めるならば、コンビナートの安全性についても今一度考えるべきである。

四日市みなとまちづくりプランについて

- Q. 四日市みなとまちづくりプラン（案）について意見募集を行ったということだが、当該地区の住民への周知についてはどうか。
- A. 当該地区の連合自治会長には意見募集について事前に説明をさせていただいた。

Q. 意見募集には地元住民からの意見も寄せられているのか。また、募集結果はいつ公表するのか。

A. 地元住民からの意見も寄せられている。寄せられたご意見については今年度中をめぐりに整理し、四日市みなとまちづくりプランの作成に活用していく。

(意見) 地元住民の意見もしっかりと聞いてほしい。

Q. 意見を聴取するのは当該地域の住民のみか。

A. 当該地区には丁寧に案内させてもらったが、四日市みなとまちづくりプラン(案)の意見募集は広く市民、県民を対象に行っている。

Q. 意見募集以外に地元の住民や企業、団体の声を反映させる仕組みはないのか。

A. みなとまちづくり協議会の下にみなとまちづくりプラン検討委員会を設けており、そこでは観光協会や企業に入らせていただいているほか、大学生等の意見を聴取する取り組みも実施している。

(意見) 様々な立場の人の意見を聞き取ってほしい。

J R貨物四日市駅ツアーについて

Q. 今回のツアー企画のような取り組みを今後も継続していくかどうかについて、商工会議所はどう考えているのか。

A. 主催者である商工会議所は、この取り組みを継続し、企画・運営を行った大ナゴヤツアーズ実行委員会が単独で開催していけるようにしていきたいという考えを持っていると聞いている。

Q. 大ナゴヤツアーズ実行委員会とはどのような団体か。

A. 名古屋市を中心に活動するNPO法人であり、まちを知る活動や生涯学習に係る講座の開催等を行っている。まち歩きイベントの開催にノウハウを持っているということで本市商工会議所とのコラボレーションにつながったと聞いている。

Q. アフターコロナにおいては本市としても協賛し、来街者を増やす活動を支援すべきと考えるがどうか。

A. こういった成功事例のノウハウを蓄積し、商工会議所にも相談しながら、親しまれる港づくりの参考にしていきたい。

国における霞ヶ浦地区に係る事業化検証調査費について

Q. 81号岸壁について、令和3年度予算に向けた新規事業採択時評価手続きに着手したと発表があったとのことだが、今後事業化に進んでいくと捉えてよいのか。

A. 国土交通省において、新規事業の事業化に当たって事前に評価する場が設けられるもので、市としては手続き的に一歩進んだととらえており、事業化への期待感を持っている。

第2条 債務負担行為

別段の質疑、及び意見はなかった。

《その他》

市長の所信表明について

- Q. 市長の所信表明の中に「チーム市役所」という言葉が使われていたが、こういった意味で使ったものなのか。
- A. 市役所改革について触れたものであり、市役所が一体となって取り組んでいくという意味合いのものであると理解している。職員一人一人が市役所の一員として一体感を持ち、横の連携を意識する中で個の力を発揮し、施策を推進していくという思いがこもっているものであると捉えている。

【シティプロモーション部・経過】

第1条 歳入歳出予算

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第1目一般管理費》

シティプロモーション推進業費について

- Q. インスタグラムのフォロワー数を指標の一つとし、令和2年度は500人を目標としているが、現在の状況はどうか。
- A. 目標を上回り、現在約700名である。
- Q. 若年女性層の本市に対する支持を高める狙いで始まったものだが、フォロワーの若年女性の割合など、フォロワーの投稿内容等から分析しているのか。
- A. アカウントを開設したばかりでフォロワーとのやり取りなどは行っていないが、できるだけ傾向等を分析していきたい。
- (意見) SNSの活用は生の声を拾い上げることにつながると考えるため、しっかりと分析して活用してほしい。
- Q. インスタグラムのフォロワーの所在地についての分析は行っているのか。
- A. 65.6%が四日市市内在住の方で、残りの主な内訳として鈴鹿市が3.3%、大阪市が3.1%、名古屋市が3.1%となっている。
- (意見) 非常に重要な情報だと思う。比較的簡単に調べられるので、こまめにチェックして活用してほしい。
- Q. インスタグラムを活用したフォトコンテストはいつ実施するのか。また、景品はあるのか。
- A. 令和3年3月5日から募集を開始する。入賞者には景品の贈呈を考えている。
- Q. 令和2年度四日市市議会高校生議会に参加した高校生から、フォトコンテストを開催して本市の魅力発見につなげ、景品として商店街で使えるクーポン券を贈呈するという提言をもらった。高校生の提言にも合致する事業だと思うが、今後の展開を確認したい。
- A. 何らかのテーマを設定したフォトコンテストを開催し、本市の魅力を発信してほしいと考えている。令和3年度は市民向けのセミナーと併せて2回程度開催したい。
- Q. 商工会議所が主催したJR貨物四日市駅ツアーは好評だったと聞いている。様々な団体と協力して魅力あるツアーを開催し、インスタグラムの取り組みと併せて本市の魅力を広く発信してもらおう取り組みを検討してはどうか。

- A. 観光交流課の補助メニュー（補助率2分の1、上限額50万円）を活用して商工会議所が主催したイベントであり、今後もこういったコンテンツを生み出していきたい。四日市観光協会が法人化することが決定しており、観光協会が中心となって本市の観光コンテンツを生み出していけるように協議を重ねていきたい。

客船誘致事業について

- Q. 客船にとって、四日市港に入港するメリットは何か。
- A. 本市にとっては、客船を誘致することでインバウンドが期待できる。本市を起点に近隣の名所旧跡に移動する方もいるが、本市中心市街地で買い物、飲食をする方も多い。客船側のメリットとして、四日市港は大きな船を受け入れることができるという点が強みである。
- Q. 四日市港は天候条件に関わらず入港できる点が非常に強みだという話を聞く。一方で、物流港としての役割を持つため客船の入港による荷役への影響を懸念する声もある。客船の受け入れは霞地区から四日市地区へと移ったがそのことによる影響はあったか。
- A. 四日市地区にも飛鳥Ⅱクラスの客船が着岸できるように港を改良したことで、一昨年からは基本的に四日市地区で客船を受け入れるようになった。また、物流が休みになる日曜日に限って霞地区でも客船を受け入れるなどの区分けを行っている。ただし、MSCベリッシマやダイヤモンドプリンセス等の規模になると霞地区でしか受け入れができない。幸いにもこれまで最大規模の客船が平日に寄港することはなかったが、解決策を検討する必要があると考えている。
- Q. 客船誘致に関して東京事務所は何らかの役割を担うのか。
- A. 東京事務所は直接役割を担っていないが、四日市港の特性や強みを本市の魅力の一つとしてPRに努めていきたい。
- (意見) 客船が寄港する際に歓迎イベントを実施しているが、入港に係る作業の妨げになりかねないという話を耳にしたことがある。むしろ出港時の見送りに力を入れる方が買ったものや食べた記憶などがよみがえり、良い印象を与えると聞いたので、参考にしてほしい。
- Q. 客船が入港することによる本市や周辺市町への経済効果を把握しているのか。
- A. 岸壁から中心市街地までシャトルバスを運行しており、団体ツアーではなく個別行動をとる方が増えてきているといった傾向もつかんでいる。客船誘致協議会で傾向を把握しており、そういった内容も踏まえて誘致活動を進めていきたい。
- (意見) 税金を使って行われている事業であり、客船を受け入れることで本市にどのようなメリットがあるのか明確に示されないと、無条件で応援することはできない。
- Q. 新たな大型客船を受け入れるためには膨大な調査費が必要であり、客船を受け入れることで経済効果やにぎわいの創出につながることは理解するが、費用対効果を突き詰めて考える必要がある。しっかりと根拠をもって市民や議会にその意義を説明できるよう努めてほしいと考えるがどうか。
- A. 指標の一つに観光入込客数を掲げてシティプロモーション事業に取り組んでいるが、その数に固執するのではなく、内訳としてその属性や本市に来訪した感想等の情報収

集に努め、効果的な取り組みにつなげていきたい。
(意見) 大型客船による環境負荷が国内外で問題視されていることも念頭に入れておいてほしい。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第4目文書広報費》

広聴活動事業費について

- Q. 市ホームページの外国語翻訳の精度が低く、誤訳が多いため外国人市民に誤解を与えかねない。改善が必要ではないか。
- A. 自動翻訳機能の精度が部分的に低く課題と感じている。専門の業者にも相談し、費用対効果を考えながら、できるものについては改善していきたい。

広聴について

- Q. 市の施策全般に言えることだが、事業実施に伴い市民意見を聴取しようとする際に自治会に意見を求めることが多い。自治会長の意見を参考にするのは良いが、自治会長の意見を地域の総意のように取り扱い、それを根拠に事業を進めようとするのは市民意見の聴取方法として間違っている。市民意見の聴取方法について新たな手法を検討すべきではないか。
- A. シティプロモーション部では広く全体の市民意見の聴取に努めているが、各事業に係る市民意見の拾い上げは担当部局において担う。シティプロモーション部に何らかの事業に関わる意見が寄せられれば、担当部局に必ずつないでいる。また、職員一人一人が、市民の意見を拾い上げる広聴の機能を果たさなければならない。市全体で市民の意見に耳を傾ける姿勢が重要である。

《歳出第7款商工費 第1項商工費 第3目観光費》

コンベンション事業について

- Q. 令和3年度はどのように取り組んでいくのか。
- A. 令和2年度はコロナ禍の影響もあり、誘致できたのは3件にとどまった。スポーツ課において大規模スポーツ大会の開催を対象とした補助制度が創設されたが、観光交流課としてはその補助制度をカバーする形で別のスポーツコンベンションに関する補助制度を有しており、スポーツ課と連携して対応していきたい。

観光対策推進事業費について

- Q. フィルムコミッション事業については予算がついていないが、こういった活動をしているのか。
- A. 観光交流課にフィルムコミッション担当職員を配置している。観光シティプロモーション協議会が窓口となり、ドラマや映画撮影に関する問い合わせに対してロケ候補地を提示しているほか、フィルムコミッションの全国組織があるため、その会合に向いてロビー活動等行っている。
- Q. 観光シティプロモーション協議会やフィルムコミッション全国組織への支払いはあるか。

- A. 観光シティプロモーション協議会を通じてフィルムコミッション全国組織に負担金を支払っているほか、誘致に成功した作品のロケ地マップの製作についても負担金から支出している。令和2年度の観光シティプロモーション協議会への負担金は720万円だったが、四日市観光協会の法人化に伴い、観光シティプロモーション協議会付きの職員を四日市観光協会に移すため、人件費分の費用を差し引き、令和3年度の負担金額は350万円となる。
- Q. 観光シティプロモーション協議会に支払った負担金の使途について、人件費以外の内訳を教えてください。
- A. 観光PR素材の製作に約125万円、コンベンション誘致事業費に約1万1000円、フィルムコミッションに係る事業のうち、ロケ地マップの作成に約25万円、ジャパンフィルムコミッションの会費が約10万円、ホームページの維持管理費が約10万円となっている。そのほか、教育旅行部会や魅力発信事業等180万円や雑費等が含まれる。

伊坂ダム周辺整備事業について

- Q. 伊坂ダムとその周辺の管理について確認したい。
- A. 伊坂ダムは企業庁が管理している。そのうち、遊歩道やそれに接する緑地、サイクリングパーク、自転車の貸し出し所等が観光交流課の所管になっており、文化まちづくり財団に委託している。
- Q. 伊坂ダムの入口付近にある2階建ての休憩施設の管理について確認したい。
- A. 休憩施設は市の所有であるが、1階の休憩スペースの管理は文化まちづくり財団に委託しており、2階の喫茶店部分は行政財産の目的外使用申請に基づき、地元自治会とNPO法人が管理している。1階部分も文化まちづくり財団から自治会とNPO法人に再委託しており、実質的に建物の管理は自治会とNPO法人が行っている。
- Q. 地元自治会が管理しなければならないのか。また、これまで地元以外から参入する意思表示等があったか。
- A. 地元自治会が地域に資する活動をしたいという思いから目的外使用の申請をいただいたものである。制度上、地元自治会以外に管理をお願いすることはできるが、参入の意思を聞いたことはない。
- Q. 伊坂ダムは市内外の方が利用する施設だが、休憩施設については地元住民以外が使いにくい雰囲気になってしまっている。これまでの慣習で続いてきた弊害が出てきているのではないか。
- A. 利用者から入りにくいといった声もあり、その内容は管理しているNPO法人等にも伝え、誰もが利用しやすい環境づくりをお願いしている。
(意見) 慣れ合いの中で現状の運営に落ち着いてしまったのではないかと考えるので、改善に向けて検討してほしい。

実行委員会形式の3事業について

文化財関連事業（観光交流課分）について

別紙「四日市市議会提言シート」に記載。

《その他》

シティプロモーション全般について

(意見) 追加資料でシティプロモーション部がこの一年でどのようなことに取り組んでいきたいのかが分かった。シティプロモーション部に限らず、このような資料作りに努めてほしい。

Q. シティプロモーション事業の効果をきちんと検証できているのか疑問に思う声を聞いており、中には一つ一つの事業に基準を設定して効果検証すべきとの意見もある。各事業で効果検証を行うのは難しいようにも感じるがどうか。

A. 各事業に基準を設け、目標を設定して取り組むのが望ましいと思うが、シティプロモーション事業は人の心情に訴えるものも多く、効果を定量的に測ることが難しい。そのため、シティプロモーション部としては都市イメージの調査で全体としての取り組み成果を図っていきたいと考えている。

Q. 指標としている名古屋都市圏における暮らしやすい都市イメージ調査について、平成 29 年に実施した調査の中で本市は 14 市中 13 位であったということだが、対象となる自治体はどういったところか。また、どのように調査したものなのか。

A. 平成 29 年の調査結果では、上位から岡崎市、岐阜市、豊田市、安城市、刈谷市、大垣市、犬山市、桑名市、多治見市、常滑市、可児市、半田市、四日市市、土岐市であった。3 種類の調査を業務委託しており、名古屋圏や三重県などの住民を対象にアンケートを実施している。基本的にインターネットを通じて調査を行っているが、女性を対象としたアンケートは郵送しているものもある。

(意見) 本市のシティプロモーション事業の成果を測る重要な調査であり、信頼性の高い調査となるようにしてほしい。

Q. シティプロモーション事業に携わる職員の努力は認めるが、シティプロモーションを行う前に、本市の魅力を高める必要がある。例えば、子育て世代を呼び込むための取り組みを行っているが、保育園、幼稚園、こども園の受け入れ態勢は十分とは言えず、子育て世代が流出している実態もある。このことをどうとらえているのか。

A. 転出する理由は様々で、本市には市外からの転入者も多く、Uターンしていることも考えられる。子育て施策については担当部局で取り組んでいかなければならないが、重要な視点であり、シティプロモーション部としてどう取り組んでいくのか考えていかなければならない。

Q. シティプロモーション部は市外に向けて情報を発信する役割を担う中で、市がどういった取り組みをしていけばもっと効果的にプロモーションができるといったことにも気付けるのではないか。良い情報を発信するために、シティプロモーション部が各部局に改善点を知らせる役割を担い、本当の意味で住みやすいまちを実現してほしいと考えるがどうか。

A. シティプロモーション部も行政の使命に基づいて業務にあたっており、業務の中で気づいた点を意見するのは当然のことである。

(意見) 住民が幸福であれば、自然と評判は広がるはずである。シティプロモーション事業を展開する中で構築したネットワークを活用し、仕入れた情報を各部局に提供して市の魅力を高めていくことで本市のイメージ向上を図ってほしい。

Q. 関係人口の増加に向けた取り組みについて説明があったが、関係人口とは、本市に

何らかの関わりを持つ人々のことであり、比較的働きかけの成果が表れやすい層ということか。

- A. 関係人口は離れた場所に住んでいても本市とのつながりがあり、本市を応援してくれる方々である。今までは定住人口と交流人口という概念で施策を展開してきたが、交流人口をさらに細分化し、効果的に取り組んでいこうとするものである。関係人口も定量的に把握することが難しいという課題はあるが、これを今後拡大していきたい。
- Q. 東京事務所と本市のシティプロモーション部でそれぞれシティプロモーション事業に取り組んでいるが、目的意識や取り組む姿勢に差があるように感じられる。まずは中期目標を共有し、そして検証、総括をともに行う必要があるのではないか。
- A. 首都圏の人々の感覚は現地でしか感じられないことから、東京事務所の存在は貴重であり、東京事務所の提案でバスターミナルでの映像放映につながった事例もある。予算、決算等のタイミングも活用しながら、東京事務所とシティプロモーション部で足並みをそろえて今後も事業に取り組んでいきたい。
- Q. 本市のシティプロモーション施策は名古屋都市圏をターゲットにしたものが多く、首都圏に向けたシティプロモーション活動と矛盾しているようにも感じられる。シティプロモーション事業の中で、首都圏での取り組みはどういった位置付けなのか、整理して取り組む必要があると感じるがどうか。
- A. 関東で暮らす知人から、首都圏での本市のシティプロモーション事業に触れ、故郷を身近に感じることで非常にうれしく感じたとの感想をもらったことがある。このように本市を応援してくれる関係人口を増やしたり、ふるさと納税につなげるなど、首都圏におけるシティプロモーション事業の意義や効果についても整理していきたい。
- Q. 本市出身者に焦点を絞った取り組みを提案していたが、検討したのか。
- A. 転出者向けにチラシをお渡ししており、遠方においても本市を身近に感じてもらえるように本市の公式 SNS へのリンクを掲載したり、ふるさと納税の案内を行っている。(意見) 大学進学に合わせて転出する方がふとした時に故郷の情報に触れ、思いをはせることができるような魅力ある取り組みをお願いしたい。(意見) チラシに使われているオブジェクトの画素数に差があることが気になるので、気を付けてほしい。
- Q. 最終目標を定住人口とするならば、転入者、転出者を対象にその理由を調査すべきではないか。
- A. 窓口業務を担う部局と調整したい。(意見) 大学等の専門的知見の活用も検討してほしい。

シティプロモーション部の予算規模について

- Q. シティプロモーション部全体の予算規模が減少しているがその要因を確認したい。
- A. 新型コロナウイルス感染症の影響で大四日市まつりや四日市花火大会が中止になった影響が大きい。
- Q. 今後の開催予定イベントについて、中止の判断を下す時期を教えてください。
- A. サイクル・スポーツ・フェスティバルは感染対策を施しながら実施したいと考えて

おり、日本自転車競技連盟にも相談しながら実行委員会の中で判断していく。遅くとも6月頃までに決定をする。なんでも鑑定団は令和3年度に、NHKのど自慢は令和2年度中に開催予定だが、開催の直前まで状況を見ながら判断していきたい。

【総務部・経過】

第1条 歳入歳出予算

＜歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第1目一般管理費＞

働き方改革推進本部について

- Q. 平成29年度から令和元年度まで時間外勤務時間は増加傾向だが、令和2年度についてはどうか。
- A. 今年度についてはコロナ禍の状況の中、時間外勤務時間が多くなっている所属もあり、全体としては令和元年度と同等、もしくは、若干上回る可能性がある。
- Q. 働き方改革推進本部を設置し、働き方改革に取り組んでいるにも関わらず、成果が出ていないのではないか。
- A. 本市の職員の年齢構成として、30代、40代の職員層が薄いという構造的課題を抱えており、兼務していることも多く、負担がかかっている。こうした状況を改善するためにも職員の採用を進めており、今後も継続して改善に取り組む。
- Q. 業務の削減についてはどうか。
- A. 市民ニーズを考えながら、業務のあり方を考えていかなければならないと考えている。
- (意見) 全体として時間外勤務の増加傾向がみられる。職員が健康に働けない環境は市民サービスの低下にもつながると考えるため、抜本的な改革を求める。
- (意見) 資料を見る限り、成果が表れているとは思えない。やるからには強い意志を持って本気で取り組まなくては意味がない。
- Q. 就職氷河期世代の採用について、来年度以降の方針を確認したい。
- A. 国は3年間は続ける方針を示しており、本市でも複数年継続していきたい。
- Q. テレワークの導入について、考えを確認したい。
- A. 一部実証実験を行ったが、実現には至っていない。公文書や個人情報の扱いなどに課題があり、業務の整理、切り分けが必要であると考えている。

電子入札システム運用経費について

- Q. 電子入札システムの導入により、図面等も含めてペーパーレス化が実現するのか。
- A. 市が提示する公告文書や図面、応札者が提出する入札書や入札参加資格を確認するための書類等、すべて電子データでのやり取りになる。
- Q. 当システムの導入により手続きの省力化や短縮につながるのか。
- A. 事務作業の削減効果は期待できる。また、抽選もシステム上でできるようになるため、開札に係る手続きについても省力化できると考えている。一方で、契約の締結については、現状では、地方自治法に従って書面で行う必要があり、システム導入後も契約締結に係る手続きについては現状通りである。

Q. 法人のマイナンバーを活用することで他部局と連携するなど、全庁的なICT化の取り組みと連動するのか。

A. 当システムの核となるシステムは国や各自治体が使っている電子入札コアシステムを利用している。全庁的なICT化とは別の独立したシステムであり、マイナンバーカードとは別の独自のICカードを活用した認証システムを使うことになる。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第2目人事管理費》

職員研修の充実について

Q. 令和3年度も新型コロナウイルスの影響が残る中、職員研修を実施することで研修を受講する職員に負担がかかることはないか。

A. 新型コロナウイルス感染症の影響で中止した研修を令和3年度に持ち越すことになるが、受講する職員への負担の増加はないと考えている。ただし、令和2年度の研修が積み残しとなっていることで全体の研修回数は増加しており、職員が研修に参加することで各所属の業務に影響する可能性は考えられるため、そういった点に配慮しながら研修を実施していきたい。

Q. 技術系職員の研修についても、Zoom会議システム等を活用して問題なく実施できる見込みなのか。

A. 一般的な研修であればZoom会議システム等を活用して対面でなくても問題なく実施できるが、ドローンを使った研修等、実体験を伴う研修は実施できない。建設技術系職員の研修については、三重県建設技術センターに講師派遣を依頼しており、講師も近隣から来ていただく想定なので、研修開催時期の感染状況によっては対面での研修も検討したい。

(意見) 市役所内でクラスターが発生しないよう、引き続き対策をお願いしたい。

Q. 外部機関への派遣研修について、派遣先はどういった場所なのか。

A. 市町村アカデミーや全国建設研修センター、一般社団法人等が主催する研修がある。関東の研修施設も多く、中止となった研修も多い。

Q. 研修による人事交流に期待しているが、長期間の研修等で人事交流を行うようなものはあるか。

A. 自治大の研修等、長いものでは1か月程度かかるものもある。また、県や国への職員の出向等で人事交流を行っているものはある。

(意見) 人事交流の中でノウハウを蓄積し、活用してほしい。

Q. 職員研修に力を入れ、さらなる行政サービスの向上を図るべきと考えるが、研修にかかる予算規模は増加しているのか。

A. 令和2年度の積み残しとなった研修のフォローや感染対策として1回の参加者数を限定していることから、令和3年度に実施する研修が増加しており、それに伴って予算も増加している。令和3年度は令和2年度に実施できなかった研修を優先させたいと考えているため、研修の規模はあまり変わらないが、内容の見直しは行っている。今後さらなる研修の充実を努めたい。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第3目恩給及び退職年金費》

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第4目文書広報費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第9目計算記録管理費》

四日市情報化実行計画について

Q. 計画策定に係る予算額を確認したい。

A. 官民データ利活用事業の中で四日市市情報化実行計画の策定及び基本的な考え方の整理に係る予算として1650万円を計上している。

Q. 専門的知見の活用が必要だと考えるがどうか。

A. 実績のあるコンサル業者に委託したいと考えている。なお、本市と同等規模の自治体の計画を策定した実績のある業者は全国で5～6社存在することを確認している。

Q. 令和3年度中に一定の成果物が出来上がるという認識でよいか。

A. そのとおりであり、特に行政手続きのオンライン化については、いつ、どのような手続きを実現するといったことが分かるロードマップの作成を目指している。

Q. LINEを活用した行政手続きオンライン化事業とのすみ分けを教えてください。

A. LINEを活用した行政手続きオンライン化事業だけではなく、基幹システムと連動した手続きまでを対応範囲とした実行計画の策定を目指している。

Q. 本計画は4年間を計画期間としているが、計画期間内であっても随時ICT化を進めていくのか。

A. 技術革新のスピードにも対応できるように4年間という計画期間を設定したが、社会情勢や国の動向によっては計画期間中の見直しも検討していきたい。

(意見) ICT化の目的は市民サービスの向上が第一義であり、付随して職員の働き方改革にも取り組んでほしい。デジタル化が進んでも、デジタル機器の操作に不慣れな方等には職員が直接対応するなど、デジタル格差の解消についても意識して取り組んでほしい。

(意見) 本庁舎に行かなくても地区市民センターで手続きが完了するような仕組みも検討してほしい。

マイナンバーを活用した行政手続きオンライン化事業

Q. 令和3年度はどのようなことに取り組むのか。

A. 全庁的に手続きを洗い出し、オンライン化の優先順位を検討していく。

Q. 児童手当の手続きが非常に煩雑であるという声を聞く。他市町では手続きのオンライン化が進んでいるが、本市の取り組みはどうか。

A. 本市ではマイナンバーカードを持っていれば、マイナポータルを活用して6件の手続きができるようになっている。児童手当関連の手続きとして、児童手当等の受給資格及び児童手当等の額の認定請求や児童手当等の額の改定及び請求及び届出がオンラインで申請可能である。

Q. 財源として一般財源が充てられているが、マイナンバーカードを活用した事業については国の補助メニューが活用できるのではないか。

A. 現状ではそのような情報はつかんでいないが、使える制度があれば活用していく。

Q. 先進的な自治体においては、マイナポータルを活用したオンライン手続きを 100 種類まで増やす計画をしている事例もある。本市は何種類を目標とするのか。

A. 総合計画ではマイナンバーカードを活用したオンライン手続きの数を 100 件とすることを目標としていたが、オンライン手続きの取り組みが加速しており、利便性の高い手続きから実現できるように取り組んでいく。

キャッシュレス決済の導入について

Q. キャッシュレス決済の導入について考えを確認する。

A. キャッシュレス決済は避けて通れないと考えており、効果的な手法を含めて考えていきたい。

スマート自治体の実現について

別紙「四日市市議会提言シート」に記載。

《歳出第 2 款総務費 第 1 項総務管理費 第 15 目人権推進費》

人権相談体制強化事業

Q. 新型コロナウイルス感染症に起因する人権相談の件数は増えていないとのことであるが、保健所に相談が寄せられていることも考えられる。保健所とは連携できているか。

A. コロナ禍以前から、人権侵害に関する相談があれば人権センターに情報提供することになっている。保健所等と連携する中で、現時点では人権侵害に当たる相談は寄せられていないことを確認している。

Q. コロナ禍において人と接触する機会が減り、悩みを抱える方も一定数存在するのではないかと考えているが、周知方法について考えはあるか。

A. 機会をとらえて周知に努めることで市民に安心感を持ってもらうことが重要であると考えており、直近では地区回覧での周知を行ったところである。

(意見) 安心感を与えることが非常に重要であると思うので、取り組みを続けるとともに、潜在的なニーズも拾い上げられるように努めてほしい。

人権活動拠点施設整備事業について

Q. 人権プラザの所管は教育委員会と総務部が関わっており、整理が必要であると考えらるがどうか。

A. 予算上は人権センターが計上しているが、施設については、当初は教育集会所として立ち上がった経緯があり、教育委員会の部分もある。取得経緯を踏まえて教育委員会と協議していきたい。

《歳出第 2 款総務費 第 1 項総務管理費 第 23 目諸費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

《歳出第 2 款総務費 第 4 項選挙費》

衆議院議員選挙における感染症対策について

投票率向上に向けた啓発について

Q. コロナ禍の選挙啓発について、どのような体制で取り組むのか。

A. 特別な体制を組むことは考えていないが、感染症対策を意識してSNS等を活用して情報発信に取り組んでいきたい。

(意見) 各地の先進事例も参考にして、優れた取り組みは採用しながら啓発に取り組んでほしい。

Q. 期日前投票者数の増加も想定されるが、各投票所の増員数については1名で十分か。

A. 期日前投票所に派遣従事者を1名程度増員し、定期的な消毒や密を防ぐための入場整理等の対策をするものである。

(意見) 投票所の感染対策を徹底するとともに、安心して投票できることを積極的に広報して、投票率向上を図ってほしい。また、従事者の感染対策についても十分注意してほしい。

Q. 感染対策のために、投票所の換気等を行うための設備は導入するのか。

A. 換気装置を導入することは考えていないが、窓が少ない投票所等は積極的に空気を入れ替える必要があるため、扇風機等を使って対策したい。

Q. 投票所の混雑状況をリアルタイムで知らせるシステムについて詳しく教えてほしい。

A. 各投票所の従事者がスマートフォン等で入力することで、ホームページに各投票所の混雑状況を3段階程度で表示するようなシステムの導入を考えており、有権者が投票に行く時間帯の判断材料にしてもらおう。

Q. 商業施設への期日前投票所の設置について、検討状況を確認する。

A. 令和3年度予算には商業施設への期日前投票所の設置にかかる予算を計上する状況には至っていない。次の選挙に向けて検討を進める。

(意見) これまで様々な取り組みを実施しているにも関わらず、効果が表れていない。啓発物資の配布等による効果はあまりないようにも感じるため、新たな取り組みに期待したい。

《歳出第2款総務費 第5項統計調査費》

第2条 債務負担行為

別段の質疑、及び意見はなかった。

【消防本部・経過】

第1条 歳入歳出予算

《歳出第9款消防費 第1項消防費 第1目日常備消防費》

火災予防関係事業活動費について

福利厚生費について

Q. 防火対象物の立入検査における不備指摘事項のうち、消防用設備点検未実施が50%を占めているが、点検実施に係る啓発をどのように行っているのか。また、検査実施

啓発に係る予算について確認したい。

A. 立入検査で防火対象物の管理者に対し、点検未実施について直接通知を行い、点検の実施を促しており、火災予防運動活動費として、立入検査の結果通知や不備指摘の通知に係る経費を計上している。

Q. 消防法令で定められた施設以外の施設についての指導や改善についてはどのように行っているのか。

A. 火災予防相談等を受けた場合に、施設を訪問し、指導等を実施している。

Q. 資料中の防火対象物の立入検査数・指摘事項・改善率等については、朝日町、川越町も含んだ数であるのか。

A. そのとおりであり、経費についても応分の負担をしてもらっている。

(意見) 消防職員においては、市民の生命や財産に関わる職務を最前線で担っており、特にコロナ禍において健康管理及び感染防止に係る予算を確保したことは確認できたが、平時においても万全の対策を継続して講じるようにしてほしい。

消防音楽隊活動費について

Q. 消防音楽隊活動費の内訳について確認したい。

A. 講師への謝礼や活動ボランティアへの報償費として計上している。

Q. 音楽隊の役割について確認したい。

A. 出初式等の行事において演奏を行うことで消防広報を行っている。

Q. 音楽演奏による広報が主目的であるのか。

A. そのとおりであり、火災予防の広報を行うことを目的として活動している。消防本部として、防火意識啓発も大きな役割であるため、従来から人が多く集まる場面で音楽を通じた広報活動を行っており、効果的であると認識している。

(意見) 広報活動に音楽が有効であるならば、消防本部にしか音楽隊が存在しないのは疑問である。

Q. コロナ禍においては、活動回数が減ったと思われるが、平時においてはどの程度活動しているのか。

A. 市主催事業を中心に年 10 回程度活動している。

Q. 音楽隊の隊員構成について確認したい。

A. ボランティア及び機能別消防団員にて構成されている。

Q. 消防職員も音楽隊員として活動しているのか。

A. 以前は消防職員も消防業務として活動を行っていたが、火災救急等の業務の中で、同活動が困難となったため、現在のような構成となった。

(意見) 言葉だけではなく、音楽を通して伝わる部分もあると考えるため、今後もしっかりと活動を行ってほしい。

119 番映像通報システムについて

Q. システムを利用する際の通信料は通報者の負担となるのか。

A. そのとおりであり、システムの導入に当たり、通信料について調査を行ったが、消防本部が負担している事例はなく、また、携帯電話のキャリア会社へも問い合わせた

が、通信料の把握ができないことや契約者に代わって通信料を支払うといったサービスがないため、通報者の負担となる。

Q. システムの利用に当たってはアプリのダウンロードが必要なのか。

A. 事前登録やアプリのダウンロードは不要であり、通報者のスマートフォンにショートメッセージでURLを送信し、通報者にアクセスいただくことになる。

Q. 市民への周知啓発はどのように行うのか。

A. 7月を目途に導入を考えており、ホームページ、SNS、広報誌、防火だよりを用いた広報や、講習等の機会を捉え周知啓発を行いたい。

Q. システムの利用に当たっては、通話料でなくインターネット通信料が必要になるのか。

A. そのとおりであり、インターネット通信料が必要となるが、Wi-Fi等の通信環境であれば通信料は発生しない。

(意見) 議案に対する市民意見募集においても、通信料負担に係る意見が寄せられており、周知啓発の際には通信料についても併せて広報を行ってほしい。

Q. スマートフォンを利用して119番通報したかどうかはどのように判断するのか。

A. 通報者への聴取によりスマートフォンかどうかを確認する。

Q. 先行自治体における導入効果について調査を行ったのか。

A. 現在、全国で十数か所の消防本部において導入事例があり、この地方で先進的に導入した岡崎市への視察も行い、心臓マッサージ指導における活用等、救急現場における実際の活用事例等について調査を行った。

Q. スマートフォンで撮影しながら心臓マッサージ等の救命活動を行うのは難しいのではないのか。

A. 現場に複数名の人員がいる場合であれば撮影できると考えるが、本システムは録画映像も送信できるため、事前に録画した心臓マッサージの方法を通報者へ送信し、音声通話と合わせてやりとりを行うことでより効果的に活用できると考える。

(意見) システムの利用手順や通信料の負担等、市民への十分な広報をお願いしたい。

消防指令システムについて

Q. 119番通報を受信した際の通報者の位置情報の特定について、NTT以外の固定電話でも特定できるのか。

A. NTTの固定電話、携帯電話及びIP電話であれば位置情報の特定が可能である。

Q. 位置情報が取得できない電話もあるのか。

A. IP電話はインターネット回線を用いており、業者によっては位置情報が取得できない場合があるため、問い合わせがあった場合には契約業者に119番通報ができるかの確認を促している。

Q. 本システムの運用開始時期を確認したい

A. 現在の消防指令システムは平成28年4月から運用しているが、NTTの固定電話からの発信地の通知については昭和62年頃から始まり、その後、携帯電話からの位置情報の通知にも対応してきている。

外国語三者間同時通訳システムについて

Q. 本システムについては、決算審査における答弁において、外国人市民に対する周知啓発方法を増やしたとのことであるが、本システムの活用により、確実な通報につなげるべきと考えるが、外国語しか話せない市民が本システムを利用して通報した件数はどの程度あるのか。

A. 119番通報における本システムの利用件数は、昨年度は1件で今年度も現時点で1件の利用となっており、片言で日本語を話せる方であれば、災害地の特定や、救急か火災かどうかといった内容は特定できている。一方、火災原因調査や救急現場で会話に専門的な用語を用いる際に活用している。なお、今年度は日本語学校を中心に本システムの広報を行ったが、来年度も様々な場所で広報を行いたい。

(意見) 生命に関わることであるため、引き続き周知に努めてほしい。

消防救急体制について

Q. 本市ではこれまで5分救急8分消防に取り組み、近年ではほぼ実現できているが、当初の目的である救命率の向上や延焼の防止といった効果についてはどうか。

A. 数値として表せられないが、火災においては、署所の配置により、現場までの到着時間が短縮され、延焼も減少していると考ええる。また、救急においても同様に、署所の配置により、11台の救急車の動態管理を行っており、対応はよくなっていると考えている。

Q. 新たな目標として、119番通報受信から医療機関収容までの時間短縮の取組を進めるとのことだが、目標設定や新年度の取組等について確認したい。

A. 受付から医療機関収容までの目標時間を32分と設定し、今後取組を進めていく。なお、平成30年は32分25秒、令和元年は31分51秒であったが、令和2年においては、新型コロナウイルス感染防止対策を講じての出動を要したことから、速報値で32分17秒であった。

Q. 目標時間の設定根拠について確認したい。

A. これまでの収容の状況を勘案し、32分と設定した。

Q. 目標達成に向け、現状の主な課題及び今後の取組について確認したい。

A. 現在1隊編成である北部分署と南部分署について、本年12月にそれぞれ2隊ずつになり、内陸部の消防力が強化されるとともに、ハード面においては今後、北西出張所、西南出張所の庁舎整備が行われることで目標時間の達成に向けて努めていきたい。

Q. 救急救命士養成や救急ワークステーションといった人材育成等、ソフト面での収容時間短縮に向けた取組についてはどのようなか。

A. 救急救命士の養成については、救急車に複数名の救急救命士が乗車できるよう養成していくこととしており、救急ワークステーションでの研修については、救急救命士の手技の向上により現場での処置が短縮され、その結果、医療機関への搬送開始が早くなるものと考えている。また、四日市医師会、県立総合医療センター、市立四日市病院、四日市羽津医療センター、菰野厚生病院、本市消防本部、菰野町消防本部、本市保健所で構成される四日市地域メディカルコントロール協議会において、医療機関における収容体制について協議していきたい。

- Q. 救急車への救急救命士2名体制の実現時期を確認したい。
- A. 現在救急救命士は約70名であるが、常に2名を救急車に乗せるためには100名必要であり、毎年3名の養成を行ったとしても10年を要することとなる。なお、来年度は4名の救急救命士の養成を計画しているが、今年度は新型コロナウイルス感染症対策の影響もあり2名しか養成できなかった。
- Q. 四日市地域メディカルコントロール協議会においては、新型コロナウイルス感染症患者の搬送受入の協議も行っているのか。
- A. 四日市地域メディカルコントロール協議会は、救急搬送の円滑化のため、地域の関係者が協議を行う場であり、新型コロナウイルス感染症に関する協議は行っていない。
- Q. 新型コロナウイルス感染症に係る通報があった場合に救急搬送するのは消防本部であるが、その対策や協議はどのように行うのか。
- A. 新型コロナウイルス感染症は保健所の管轄であり、収容病院については、保健所を中心に調整を行った上、消防本部において救急搬送を行っている。
(意見) 救急救命士の100名体制に向けてはスピード感を持って取り組んでほしい。
- Q. 三重県ではドクターヘリの運用を行っているが、本市の土地柄としてはドクターヘリよりも車両による搬送のほうが時間的には早いと考えており、ドクターカーを導入している中核市等もある中、本市での検討状況について確認したい。
- A. ドクターカーは救急ワークステーションの延長線上にあると考えているが、具体的な協議に至っていない。将来的には5Gを用いて現場の映像を収容する病院に送信することで医師が現場の状況をリアルタイムに把握し、適確な処置が指示できるよう取り組みたい。
- Q. 5Gを活用した各種取組の実現に向け、来年度は具体的にどのようなことを実施するのか。
- A. まずは先進事例の状況把握に努めたいと考えるが、5Gエリアの対応状況も勘案し、現在、4Gでも実施可能なライブカメラ試験等を実施しており、このような新たな技術を用いた取組を進めていきたい。
- Q. 救急搬送を行う場合、例えば保々地区であれば、距離的に近い菰野厚生病院やいなべ総合病院といった本市以外の病院に搬送することもあるのか。
- A. かかりつけの医療機関や直近の医療機関への搬送を行っており、本市以外の病院への搬送も行っている。

救急出動件数について

- Q. 救急出動件数について、前年よりも2000件ほど減っているが、新型コロナウイルス感染症の影響もあるのか。
- A. 緊急事態宣言が発令されていた昨年4、5月は前年に比べて月に200件から300件減っており、また、本年は、2月までで200件ほど減っており、新型コロナウイルス感染症の影響によるものと分析している。
- Q. 119番通報受付のうち、間違いによるものが2000件ほどあるが、具体的にはどのような間違いであるのか。
- A. スマートフォンがポケットやカバンの中で誤作動して119番通報されるケースが多

い。対策についてメーカーに問い合わせたが抜本的な解決策がないため、注意を促す広報活動を行っている。なお、通報を受けた際、相手方からの返答がない場合は折り返し追跡をしており、誤発信防止のため発信履歴の消去もお願いしている。

Q. 必ず折り返して電話してもらっているのか。

A. 必ず折り返して電話を入れているが、通じない場合は携帯電話会社に発信者照会を行っている。

負担金について

Q. 全国消防長会等負担金について、令和2年度と比較して予算額が大幅に減った理由を確認したい。

A. 県域での三重県防災通信ネットワークの再整備に伴う整備費用として、令和2年度は三重県防災行政無線運営協議会へ約400万円を負担していたが、令和3年度は不要となったためである。

Q. 同負担金については、今後負担する必要はないのか。

A. 令和2年度は県内各消防本部が負担、令和3年度は県内29市町が負担し、以降は大きな負担を伴うことはない。

Q. 各種団体への負担金について確認したい。

A. 全国消防協会、三重県消防長会、三重県内高速道路消防連絡協議会、三重県安全運転管理協議会等への負担金である。

コンビナート防災について

Q. 本市における過去のコンビナート事故件数の状況を確認したい。

A. 平成20年8件、平成21年6件、平成22年9件、平成23年9件、平成24年6件、平成25年11件、平成26年17件、平成27年9件であり、10から20件程度で推移している。

(意見) 設備の老朽化や人的な面では対応ができずに事故が発生するケースもあると思われるため、消防本部だけでなく全庁的な課題として捉えて対応してほしい。

Q. 各コンビナート事業所が保有する消防車両の配備台数の根拠を確認したい。

A. 石油コンビナート等災害防止法に基づき、危険物の屋外タンクの直径等によって配備台数が決まる。

Q. 事故等が発生した場合、事業所においては誰が消防車両の運用や消火に当たるのか。

A. あらかじめ各事業所において防災要員として指名された従業員が消火に当たるよう任務付けされており、各事業所においても訓練を行っている。

Q. 火災等が発生した場合、必ず消防本部も出動するのか。

A. 事業所だけで消火する場合もあるが、事業所だけで消火を行った場合でも調査、確認のために出動し、事業所とともに事故原因の究明を行い再発防止に取り組んでいる。

Q. 事故発生時に消防本部への通報の法的義務はあるのか。

A. 消防法や石油コンビナート等災害防止法において定められている。

Q. 事故発生時の指揮命令系統について確認したい。

A. 消防隊が到着するまでの間は事業所の自衛防災隊長が指揮を執り、公設消防隊到着

後は、消防本部の指揮隊長及び事業所の自衛防災隊長との間で消防戦術を協議し、消防本部の指揮下において消火活動を行う。

Q. 指揮命令系統における危機管理監の関わりはどのようなか。

A. 甚大な災害発生時等、市民に大きな影響を及ぼす場合、危機管理監へ連絡し、連携を取りながら活動を行う。

Q. コンビナート事故発生時における県との関わりについて確認したい。

A. 一義的には市町村消防で対応するが、大規模災害の場合は県において調整本部が設置され、県外の消防本部への応援要請等を行うこととなる。なお、石油コンビナート等災害防止法に基づき県において防災計画を策定しているため、大規模災害が起こった際の災害対策の本部長は三重県知事であるが、現地本部長は市長となり、市長の指揮下で消防本部において現場の指揮を執り、災害を鎮圧することとなる。

Q. コンビナート事故等が発生し霞ヶ浦緑地周辺施設に災害が及んだ場合も同様の体制なのか。

A. そのとおりであり、コンビナートに起因する災害が周辺に及んだ場合も同様の体制である。なお、市に災害対策本部が設置された場合、危機管理監において対策本部の運営を行うが、現場活動は消防本部において指揮を執る。

Q. コンビナート防災に関連した予算である火災予防関係事業費の内容を確認したい。

A. 防火対象物の立入検査の通知書、火災予防に係る啓発用物品等の購入費、地域の防災訓練で使用する消火器の借り上げ費用等である。

Q. 他のコンビナート防災や事故対策に関連する予算について確認したい。

A. 火災予防運動活動費において、コンビナート安全対策委員会における外部委員のための報償費等を計上している。

Q. 事業所が防災体制を整備するための補助は行っていないのか。

A. 公設消防隊が活動するためのコンビナート対応の消防資機材は市の予算で購入しているが、事業所側が整備する消防資機材については事業所負担である。

Q. コンビナート防災や安全性担保のために市が果たす役割は立入検査や啓発事業等のみであるのか。

A. コンビナート事業所で組織するコンビナート地域防災協議会との情報交換やコンビナート安全対策委員会での事故検証、また、コンビナート事業所の防災担当者との意見交換やコンビナート防災診断等を実施している。さらに、危機管理室において沿岸部の自治会やコンビナート事業所等で組織する会議体や、環境部においても霞ヶ浦地域公災害防止協議会や南部工業地域環境安全協議会において、地域、企業、行政がコミュニケーションを図っている。

Q. 例えば四日市ドーム利用中に、コンビナート災害が起きた場合、どのように避難誘導等を行うのか。

A. 四日市ドームは防火対象物であり、避難誘導、初期消火等を定めた消防計画を策定しており、防火管理者の責任で避難誘導を行う。公設消防隊到着後は、公設消防隊において指揮を執り、災害を鎮圧する。

Q. 四日市ドームは四日市市スポーツ協会が指定管理を行っているが、防火管理者は指定管理者となるのか。

A. そのとおりである。

(意見) コンビナート周辺施設にも災害の影響が及んだ場合、指定管理者に避難誘導等を担わせることについては疑問を感じるため、コンビナートだけでなくその周辺の安全確保についても十分に考えてほしい。

Q. 事故発生時、コンビナート事業所の自衛防災隊は消防本部の指揮下に入ることから、けが等があった際には公務災害となるのか。

A. 公務災害として補償するケースもあるが、ケースバイケースであり、事業所の従業員には消火義務が課せられているため、一般的には労働災害が適用される。

Q. コンビナート事業所との間で協定書等により定めているのか。

A. 消防法及び石油コンビナート等災害防止法の規定に基づいたものであり、改めて協定を結んではない。

Q. 消防本部の指揮の下、災害対応活動に当たっていただいているという認識の下、この点については改めて整理すべきと考えるがどうか。

A. 改めて整理を行い、市と事業所が同じ認識を持って災害対応をしていきたい。

Q. 例えば消防本部との共同訓練中においても、従業員によるけがの可能性もあるため、事故発生時以外の対応も整理してほしいがどうか。

A. 防災活動全般における補償については改めて整理したい。

《歳出第9款消防費 第1項消防費 第2目非常備消防費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

《歳出第9款消防費 第1項消防費 第3目消防施設費》

防災教育センターリニューアル事業費について

Q. コロナ禍を受け、リニューアルに向けた設計にどのような変更があったのか。

A. コロナ禍により、スケジュールを1年先延ばしし、令和3年度に基本構想、令和4年度に基本設計を予定しており、今の時代に沿った施設とし、オンラインによる情報発信やVR（仮想現実）の導入等を検討している。

Q. 今後は地域でのイベント等の機会においてもVR等の最新技術を活用した活動を行っていくのか。

A. これまでは防災教育センターに来ていただくことで様々な体験をしてもらっていたが、今後は現地に出向いて体験してもらえようにもしていきたい。

防火・防災教育について

Q. 今年度に引き続き、全ての中学生を対象とした防災教室を実施することであるが、今年度の実施状況を踏まえた中で、実施方法についてどのような工夫を行うのか。

A. 人と人との間隔を空けることや、こまめな消毒の指導を行うことで今年度実施した防災教室は、7校のみの実施であった。来年度においては学校とも協議を行いながら全校で実施したい。

Q. 心肺蘇生法のうち、人工呼吸の指導は行っているのか。

A. コロナ禍においては、人工呼吸の指導を行わずに講習を行っている。

- Q. 心肺蘇生において人工呼吸は必須ではないのか、それともコロナ禍であるため講習項目から除いているのか。
- A. コロナ禍でなければ人工呼吸の指導も行うが、心肺蘇生においてはまず胸骨圧迫が重要であり、心臓マッサージの指導をしっかりと行っている。
- Q. 人工呼吸の講習がなくとも講習修了証を発行しているのか。
- A. そのとおりである。

消防車両購入費について

- Q. はしご車の保有台数について、現状の台数で充足しているのか。
- A. 現在、中消防署、北消防署、南消防署に配備しているが、西部地域においても高所に対応できる車両配備について、総合計画において今後検討していきたい。
- Q. 昨年10月に発生した近鉄四日市駅前の解体工事中のビル火災について、はしご車は1台の出動であったが、想定内の消火時間で鎮火できたのか。
- A. 延焼面である中央通り側にはしご車を配置できたため、延焼経路に対して放水活動ができ、鎮火までに要した時間は1時間程度であった。
- (意見) 今後建物の高層化等も進むため、はしご車の増台について十分に検討を行ってほしい。

第2条 債務負担行為

別段の質疑、及び意見はなかった。

【危機管理監・経過】

第1条 歳入歳出予算

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第14目防災対策費》

不発弾の処理について

- Q. 本市が負担する可能性のある金額を確認したい。
- A. 不発弾であった場合、行政が確認・復旧工事及び防護壁等設置工事を全額負担することになるが、その場合でも国庫補助金や特別交付税等で賄えるため、市の負担はほぼない。不発弾でなかった場合、行政と土地所有者で確認・復旧工事に係る費用を折半することになるが、同様に市の負担はほぼない。
- Q. 埋設物が不発弾かどうかはいつ分かるのか。
- A. 工事は段階を踏んで実施されることとなり、最終段階では手掘りの作業を行う。11月上旬に判明する見込みである。
- Q. 掘削作業は誰が行うのか。
- A. 専門の業者に委託する。
- Q. 周辺住民等への広報を行うタイミングを確認したい。埋設物が不発弾ではなかった場合、広報は行われぬのか。
- A. 埋設物が不発弾であった場合に、周辺住民に避難を呼びかけるための広報であり、

不発弾でなかった場合には広報は行わない。

- Q. 掘削作業中は埋設物の正体が分からない段階であり、広報は行われなかったことになると思われるが、掘削作業中に事故が発生する可能性もあるのではないかと。埋設物の正体が分からない段階であっても、掘削作業に入る前に周辺住民に情報提供すべきではないか。
- A. 自衛隊の専門部隊や掘削作業に当たる専門業者に見解を確認したが、掘削作業中の危険性は小さいと聞いている。
(意見) 危険性は少ないとはいえ、不安を感じる。事前に周辺住民に知らせておくことも必要であると考えます。
- Q. 不発弾ではなかった場合、土地所有者が多額の負担を負うことになるが、土地所有者や自治体の責任について確認したい。
- A. 本件は企業所有の土地にあった不用ピットの解体に伴い、地下埋設物の存在が判明したものである。もともと、土地を所有する企業としても既存構築物を取り壊し予定であったこともあり、協議の結果、同意を得て撤去に向けて進めることになった。
(意見) 中小企業や個人宅等で見つかった場合、負担できない場合も考えられる。本来は国が行うべきと考えるため、国への働きかけも行ってほしい。
- Q. 不発弾の処理については、自治体によって対応が異なるとのことだが、本市としての対応方針は定まっているのか。
- A. 地権者の負担額については今後もその都度協議していくことになると思われる。また、工事中等に偶然発見された不発弾は国庫補助金等の対象にならないため、全額市又は土地所有者負担になる。
- Q. 本市において、過去に処理した不発弾（疑い）処理事例については、どうであったか。
- A. いずれも市が所有する塩浜雨水1号幹線から偶然発見されたものであり、国庫補助金の対象外であった。
- Q. 処理にかかる費用はどのくらいか。
- A. 不発弾の処理は自衛隊が実施するため費用はかからないが、防護壁や掘削に係る費用負担が発生する。
(意見) 多額の経費を負担できない方も多くいると思われる。対応方針を決めるのも難しいと思うが、不安を感じるため研究してほしい。

避難施設へのWi-Fi整備について

- Q. 災害時に避難所でWi-Fiを活用するための電源の確保について、取り組み状況を確認したい。
- A. 100V電源が必要であり、課題と捉えている。
- Q. 防災倉庫備蓄品等整備事業で配備を進めるカセットガス発電機を活用することはできないのか。
- A. インバーター付きのものであれば、電圧が安定するため使えると思われる。今回購入予定のものはインバーター付きのものであるが、すべての避難所に配備できていない状況であり、今後も配備を進める。

Q. W i - F i の整備と電源の確保は並行して進めないと意味がないので、今後も電源確保を進めてほしいと考えるが、どうか。

A. すべての避難所に発電機は配備してあるが、インバーター付きのカセットガス発電機を全避難所に配備するには至っていないため、全避難所への配備を進めていきたい。カセットガス発電機は発電容量が小さいという課題があるため、その他にも様々な手段で対応していきたい。

(意見) 空調を動かすのか、情報を取得するためのW i - F i を動かすのか、目的によって確保する発電容量も変わってくるため、体系立てて取り組んでほしい。

Q. 地区市民センターへの電気自動車の配備が進むことになると考えられるが、危機管理監としての取り組みはどうか。

A. 三重県が電気自動車の活用に関する協定を結んだことに合わせて、本市もパワームーバーを購入し、有事の際に電気自動車の電源を様々な用途に活用できるように取り組んでいる。市民への協力要請も考えていきたい。

危機管理監の役割について

Q. 電気自動車の活用や国土強靱化の取り組みなど、危機管理監以外の部局に頼りすぎているようにも感じられる。危機管理監において全体を統括する立場であったとしても、もっと主体的に各事業に携わっていく姿勢が必要であると考えますがどうか。

A. 危機管理監として主体的に取り組んでいきたい。国土強靱化計画は総合計画と同等の位置付けとするべき重要なものであり、今後の取り組みについて庁内で再調整したい。今回、都市整備部が作成した国土強靱化地域計画とこれまで危機管理監が行ってきた脆弱性の評価は別のものとして、今定例月議会においては、国土強靱化地域計画に関する協議会を都市・環境常任委員会で実施していただくこととなったものである。
(意見) 危機管理監は危機管理全体を統括する立場として、どのように市民の安全安心を守っていくか、主体的に各種施策に向き合ってほしい。

避難施設等整備事業について

Q. 令和3年度は貯留式マンホールトイレ整備に係る工事を4校に、別の4校に測量調査設計を行うこととなっているが、これらの学校は翌年度に工事を行うのか。

A. その通りである。

Q. すべての整備が完了するのはいつか。

A. 現在は津波避難ライン付近の8校を優先的に進めることとしており、今後拡大していきたいが、いつまでに全市的に整備するという目標は立てていない。

Q. 1年間に4校の工事が限界なのか。また、1校当たり何基の貯留式マンホールトイレが整備されるのか。

A. 学校の長期休暇等、工事に入ることのできる時期が限られており、1年間に4校が限界である。また、1校当たり5基整備する。

ホームページ等での災害情報の広報について

Q. 防災気象情報のページについては決算審査の際にも改善を指摘し、ページのリニュー

ーアルに向けて調整しているとの答弁をもらったが、その後の取り組み状況はどうか。また、どのくらいの予算がかかっているのか。

A. 市内に設置されているカメラの映像を見ることができるようにするなど、リニューアルに向けて取り組んでいるところだが、従来のページがスマートフォンでの閲覧に対応していないといった課題が明らかになったので、それらの課題改善に向けてもう少し時間を要する。予算額は約 500 万円である。

Q. 防災気象情報のページに訪れる人は四日市に特化した気象情報を求めていると考えられる。掲載すべき情報を整理する必要があるのではないか。

A. 分かりやすい掲載内容を目指して、改善に取り組む。

Q. 気象予報士とのアドバイザー契約等、専門的な知見による四日市独自の気象情報の発信に努めるべきではないか。

A. 気象庁にも問い合わせを行っており、令和 3 年度は講師として本市に招くことを考えている。

緊急告知ラジオ購入支援事業について

Q. 緊急告知ラジオに関して、販売台数の考え方を確認したい。

A. 本市に居住する避難行動要支援者のうち携帯電話・スマートフォンを持っていない方を約 5300 人と試算し、このうち販売時期等も踏まえながら、おおよその推測で 500 台程度の販売台数とした。それ以外の市民への販売を 200 台と想定している。

Q. 緊急告知ラジオで放送する内容はどのようなものか。

A. FM三重では三重県全体の情報であり、本市に特化した情報の放送は限定的だったが、新しい緊急告知ラジオは本市に特化した情報を放送できるようになり、具体的には気象情報や避難情報の発信を想定している。また、Jアラートにも対応できるようになる。

Q. 本市が発信する情報を聞くためにはどのような操作が必要になるのか。

A. 特定の周波数の電波を受信すると自動で放送に切り替わるため、特別な操作は必要ない。

Q. 緊急告知放送を行う事業所とはラジオ局という認識で良いか。

A. 電波法上放送局となっている事業者をお願いすることになるため、市内のFMラジオ局を想定している。

Q. ラジオ販売業者は緊急告知放送を行う事業所とは一致しなくても良いとなっているが、一般的なラジオとは異なるため新たな業者の参入は難しいように思われる。緊急告知放送を行う事業所の利益につながってしまうのではないかと懸念するがどうか。

A. 緊急告知放送を行う事業所は限定されてしまうが、特定の電波を受信して自動で起動する技術は別の企業が特許を持っているため、その企業の販売代理店として業務を行う分には広く参入することができると考えている。

Q. 緊急告知放送を行う事業所は限定され、本市ともこれまで深いかかわりがある。そういった関係性や当事業の公共性を考慮すれば、無料で放送をお願いしても良いと考える。また、緊急告知ラジオの販売価格についても携帯電話・スマートフォンを持っていない避難行動要支援者には無料で配布しても良いのではないか。

A. 携帯電話やスマートフォンの普及が進み、ほとんどの方が何らかの形で自己負担して災害情報を入手していることを考慮すると、避難行動要支援者についても一定の負担をいただきたいと考えている。

(意見) 災害時の情報の入手については非常に重要であると考えてるので、携帯電話・スマートフォンを持っていない避難行動要支援者の緊急告知ラジオの購入費用については全額公費負担すべきである。

Q. 購入希望者が想定を上回る場合はどのように対応するのか。

A. 増額補正等も含めて、希望者に販売できるよう対応していきたい。

Q. 今回導入するラジオは通常のラジオ放送も聞けるとのことだが、緊急告知放送のみを受信する製品はないのか。

A. 緊急告知放送を行う放送局のみを受信するシングルチューナーの製品もあるが、いずれもAC電源から電力供給を受けるものであり、価格差は2000～3000円程度である。また、シングルチューナーの製品であっても補助率は同様にする。

(意見) セーフティネットとしての役割をよく考えてほしい。

(討論) 緊急告知ラジオについては携帯電話・スマートフォンを持っていない避難行動要支援者に対し、購入費の1割を負担していただくこととなっているが、行政のセーフティネットとしての役割を鑑み、無料で配るべきであると考えているため、予算案に反対する。

防災意識アンケートについて

Q. アンケート結果を受けた今後の対応方針を確認したい。

A. 普及啓発が基本になる。出前講座や広報、イベントの場での啓発等に取り組んでいきたい。

(意見) これまでの普及啓発の取り組みで効果が見られなかったことを考えると、新たな取り組みが必要なのではないかと考える。

新型コロナウイルス感染症対応について

Q. 新型コロナウイルス感染症対策事業はどのように決定しているのか、市の政策決定に係る体制を確認したい。コロナ禍において、市民がどのようなことに苦しんでいるのか、しっかりと思いを拾い上げることはできているのか。

A. 各部局が発案し、副市長と協議の上、財政経営部と調整して予算計上している。必要に応じて健康危機管理対策本部員会議に報告してもらっているが、同会議で調整を行っているものではない。

Q. 新型コロナウイルス感染症対策についても、全体を見渡して政策決定するプロセスが必要であると感じる。今回の補正予算の新型コロナウイルス感染症対策事業は市民が感じている課題に的確に対応できていないように感じる。部局をまたぐ対策も必要であり、全体を統括し、必要に応じて主体的に動ける立場が必要だと考えるがどうか。

A. 健康危機管理対策本部員会議は感染拡大防止を担当しており、それ以外の対策については各部局が対応している状況である。全庁的な協力が必要であり、連携しながら取り組んでいきたい。

- Q. 健康危機管理対策本部員会議で取り組んでいる感染症拡大防止とは具体的にどういったことか。
- A. 市主催行事の中止や公共施設の運営方針等について危機管理監として発案し、協議してきた。
- (意見) 感染症拡大防止以外の新型コロナウイルス感染症対策についても全庁的に議論する場を設けるべきである。

総合防災拠点について

- Q. 総合防災拠点が完成し、いよいよ活用が進むことになるが、どういった予算が計上されているのか。
- A. 倉庫管理費中に電気代と樹木の維持管理費を計上している。
- Q. 有事の際には防災関係機関の集結拠点や救援物資の受入れ拠点、応急仮設住宅用地として活用されることになる。また、訓練等で活用することも考えられるが、そのような予算だけで対応できるのか。
- A. 災害時の応急仮設住宅については、国や県の支援で賄う想定であり、発災時の予算は計上していない。
- Q. 予算額が十分か不安に感じる。訓練に必要な経費等精査すべきではないか。
- A. 訓練については消防本部からも活用したい旨聞いているが、そのことで必要になる予算はない。また、物資を受け入れるためのエアータントはすでに配備しているので、新たに必要ない。
- (意見) 防災協定を締結している自治体への説明も必要である。また、地域住民には当施設の重要性や今後の活用について情報提供が不十分であるとの声も聞いている。ご協力いただいた地域住民にも活用方法等をしっかりと説明すべきである。

防災・減災に関する情報伝達機能強化事業について

- Q. 四日市版防災アプリ制作にかかる予算が計上されているが、令和2年度に計上されていたアプリとの違いは何か。
- A. 令和2年度に開発に取り組んだアプリは本市危機管理室がワンオペレーションで発信する情報を受信するアプリであり、令和3年4月供用開始予定である。一方、令和3年度当初予算に計上したアプリ開発は、防災意識向上のためにAR（拡張現実）機能を使って想定される浸水被害を視覚的に表現したり、避難所への誘導の補助を行うものであり、令和4年度の供用開始を目指している。
- Q. 一つのアプリに統合した方が便利なのではないか。
- A. アプリの性格上、別のアプリとした。
- Q. これまでの安全安心メールはアプリに統合されていくことになるのか。
- A. 安全安心メールの運用も別途引き続き行う。スマートフォンを持っている方はメールかアプリを選べることになる。

防災倉庫備蓄品等整備事業について

- Q. 簡易ベッドと段ボールベッドの価格差を確認したい。

- A. 簡易ベッドが約2万9千円、段ボールベッドは約1万円である。
- Q. 今後はどちらの備蓄に重点を置くのか。
- A. 段ボールベッドは保管に注意が必要であり、また、組み立てる手間がかかることや基本的に使い捨てになることから、恒久的に使用できる簡易ベッドの配備を進めたいと考えている。段ボールベッドは協定によって災害時に提供してもらい、市としては簡易ベッドの配備を進めることとしたい。
- Q. 間仕切り用パーティションの備蓄数についても簡易ベッドと同じ数備蓄するのか。
- A. 間仕切り用パーティションも簡易ベッドと同数備蓄したい。
- Q. 備蓄目標である440個の根拠を確認したい。
- A. 南海トラフ地震発災時にベッドでの対応が必要な避難行動要支援者約4000人のうち11%が指定避難所に避難してくるという想定で目標個数を440個としているが、これで備蓄が完了したという認識ではなく、今後も状況を見ながら備蓄を進めたい。
- Q. 段ボールベッドと簡易ベッドを使う中で、順次段ボールベッドから簡易ベッドへと切り替えていくということか。
- A. 簡易ベッドは複数回使うことができる点がメリットである。本市は風水害が多く、1泊程度の避難に使うためには、簡易ベッドの方が費用対効果が高い。
- Q. 液体ミルクの備蓄についてはどうか。
- A. 液体ミルクは粉ミルクと比べて保存期限が短いという短所がある。まずは試行的に配備を進めたいと考えており、既決予算の範囲内で液体ミルクを購入し、啓発等も含めて検討していきたい。

住宅等耐震化促進事業について

- Q. 木造住宅無料耐震診断の予定数量400件の根拠を確認したい。
- A. これまでの実績から平均をとって積算している。所有者の診断を希望する件数ということで、対象となる建築物の数より少ない件数を計上している。
- Q. 行政として市民の安全安心のために、どのくらいの数の耐震診断をしていきたいという目標はもっていないのか。
- A. 都市整備部で作成している四日市建築物耐震化促進計画の中に目標値を定めている。診断結果によっては耐震補強等が必要であり、所有者の費用負担も発生する。耐震補強等の実施の判断は所有者がすることだが、想定される費用負担が可視化されることから、耐震診断をためらってしまう方もいるのではないかと考えている。
- Q. 危機管理監としては目標を持っていないのか。
- A. 四日市建築物耐震化促進計画では耐震化率95%を達成目標としている。この目標は危機管理監と都市整備部で協議して決定したものである。
- Q. 木造住宅除去工事費補助金について、固定資産税の補助金制度により空き家の除去が促進されると考えているが、この効果をどう捉えて予算計上を行ったのか。
- A. 除却が進む効果も考えられるが、予算要求においては例年と同じように算定した。
- Q. 除却に係る申請数が予想を上回った場合、流用等によって対応することもできるのか。
- A. 耐震診断等と除却に係る予算は同じ科目であり、流用可能である。

Q. 令和3年度はどのくらい空き家の除去が進むと考えているか。

A. 除却に当たっては多い場合には200万円程度の所有者負担を一時的にお願いすることもあり、なかなか除却が進まない事情がある。新型コロナウイルス等の影響もあり、予想が難しいが、1割程度の増減はあるかもしれない。

(意見) 関係部局と連携し、固定資産税の補助金制度の効果も見極めながら、引き続き取り組んでほしい。

Q. 昭和56年から平成11年までに建てられた新耐震基準に適合する建物についてはどうとらえているか。

A. 新耐震基準で建てられた木造建築物についても四日市建築物耐震化促進計画に含まれているので、都市整備部と連携しながら対応していきたい。

緊急輸送道路に係る対応について

別紙「四日市市議会提言シート」に記載。

《歳出第9款消防費 第1項消防費 第4目水防費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

【会計管理室・経過】

第1条 歳入歳出予算

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第6目会計管理費》

報酬等について

Q. 報酬と職員手当が前年度より減額になっている理由を確認したい。

A. 令和3年度に庁舎1階で行う窓口業務の外部委託を考慮しており、それに伴って、会計年度任用職員の人件費の減額を見込んでいる。

Q. 庁舎1階での窓口業務について、具体的にどのような業務を行っているのか。

A. 窓口での市民への還付金の返還に関する手続きや、口座振込に係る業務である。

備品管理について

Q. 2万円未満の机等を台帳記載しないよう備品管理の方法を変更したが、それぞれの所属での必要な数の管理や更新方法はどのようにしているのか。

A. 2万円未満の机等については、会計管理者の委任を受けた出納員である原課の所属長に、必要な数の管理や適切な更新をお願いしている。

Q. 仕組みとして原課に任せているとのことだが、備品の正確な更新や適正な管理が原課で行われるよう、会計管理室において対策は行っているのか。

A. 原課への実地検査を8月から10月に行う中で、主に備品の管理にターゲットを当てて検査を実施している。

(意見) 実地検査の実施はいいことである。仕組み上リスクもあるので、原課への牽制が常に利くように取り組んでほしい。

給食費の公会計化について

Q. 給食費の公会計化について、会計管理室の業務に関係はあるのか。

A. 公金扱いとなるので、最終的に会計管理室を通して収入として入ってくる。口座振替などの金融機関とのやり取りは、担当課とともに会計管理室が行っている。

Q. 公会計化の制度立ち上げの際には、一時的に業務が増大するのか。

A. 制度開始に向けて、システムへの組み入れなど、以前から担当課やICT戦略課と連携して取り組んでおり、スムーズに業務が進むように努めたい。

【財政経営部・経過】

第1条 歳入歳出予算

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第1目一般管理費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第5目財政管理費》

行財政改革推進費について

Q. 行財政改革推進費の内訳を教えてください。

A. 公会計システムの保守に267万5000円、指定管理に係る経費に118万3000円、行財政改革推進会議に係る経費に32万3000円、その他事務改善提案や旅費等の経費がある。

Q. 公会計改革や行財政改革の取り組みについて、施設別行政コスト計算書ができた等の成果はあったが、今後の方針はどうか。

A. 施設別行政コスト計算書については、データ蓄積され、施設の状況を経年比較できるようになってきたとともに、今後、歳入の減少や社会保障費の増大等が予想される中、アセットマネジメントにおいては、公共施設の適正配置、また、受益者負担の考え方についても整理していかなければならないが、その検討資料のひとつとなると考えている。

Q. 公認会計士の雇用など様々な取り組みを行っているが、目指す姿が見えてこない。どういった姿を目指して行財政改革に取り組んでいくのか。

A. 職員一人一人がコスト意識をもって職務に当たる必要があると考えており、職員向けに研修等で意識啓発を行うことや、市民の方にも市の取り組み内容を発信する等を行い、持続可能な行政運営を実現していきたい。

Q. 施設別行政コスト計算書を活用して職員のコスト意識を醸成することで得られた成果はあるか。

A. 施設別行政コスト計算書を活用しながら担当課にヒアリングを行ったり、アンケート調査を実施して、所管する施設についてコスト意識を持たせ、施設の状況を理解し、方向性を考えてもらうようなことを行っている。こういった取り組みを施設別行政コスト計算書を作っている公共施設については全て実施している。

- Q. 次のステップとしては施設の廃止や統合といった結論を出していくことになるのか。
- A. アセットマネジメントに関して、公共施設の個別施設計画の策定を進めているが、その中で所管課が廃止や統廃合とするのは難しいと感じている。次の策として、行財政改革課も入りながら全体を見渡して議論を進めていく必要があると考えている。
- Q. 福祉施設等、重要な役割を担う施設についてはコストだけで存続の判断をすることはできない。そういった施設の重要性についてはどのように判断しているのか。
- A. 施設それぞれに公共施設としての設置目的があり、コストだけでは判断できない。様々な観点から検討する必要があると考えており、随時、行政経営委員会での議論等も行いながら整理を進めていきたいと考えている。
- Q. 公共施設の適正配置というが、縮減ということだと思うが、具体的に、どのように取り組んでいくのか。
- A. 施設カルテの検討をした中でも、いろいろな視点で見た場合に課題のある施設はあるので、整理をして検討していきたい。
(意見) 行政経営委員会等でしっかりと議論し、改善の必要に迫られている施設等もあるので、しっかり検討してほしい。

当初予算編成について

- Q. 今回6年ぶりにマイナスシーリングを実施したことについて、一律で予算規模を縮小することで必要な新規事業の創設に消極的になってしまうことを懸念するが、考え方を確認したい。
- A. シーリングは各部局が予算要求をする際に上限を設定するもので、令和3年度は市収入の大幅な減少が見込まれることから、経常的な一般事務経費に限り前年度比でマイナス3%の上限を設けたものである。ただし、特殊要因による増減を除くほか新型コロナウイルス対応等の緊要な経費については別枠での要求を認めるなど、市民向けに必要な事業には十分な予算を配した。各部局が節減の必要性を理解し、市民生活に直接影響の生じない事務経費等を各々の自発的な工夫により削減し、予算要求を行ったものである。
- Q. 当初予算編成プロセスと市長の関与について確認したい。
- A. 各部局の予算要求を財政経営部で調整し、副市長と調整した後、市長が最終判断を行う。また、事業の立ち上げの段階で、副市長や市長から各部局へ指示を行う場合もある。

＜歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第7目財産管理費＞

車両管理費について

- Q. 自動車重量税が97万円増えているが、内容を確認したい。
- A. 年度により車検を行う車両台数が違うことによるものであり、車検対象車両が令和2年度の162台に対し、令和3年度は209台の車検を予定しているため、予算を増額することとなった。

公共施設LED化推進事業費について

Q. 公共施設のLED化を進めているが、現在の進捗状況はどうか。また、計画的に整備を進めているが、未整備の部分を短期間ですべてLED化した方がランニングコストの削減につながるのではないか。

A. 消防庁舎等、LED化による効果が大きい施設から整備を始め、今後は残っている保育園や少年自然の家等の整備を進める。日本照明工業会や国においては、今後10年間でLED等の高効率照明の使用100%を目指しており、本市としても今後10年で計画的に更新を進めていく。現時点の進捗状況について、おおむね4割程度達成したと感じている。なお、今回計上した77万7千円は北館の設計業務委託の予算であり、工事は令和4年度に行う計画であるが、工事施工の際には相当の予算が必要になる。また、施設によっては大規模改修等と合わせて実施する方が得策である。なお、今後のLED化については、各施設の管理状況に合わせて適切な調達方法を検討するよう所管課に通知している。

Q. 学校施設の照明が暗いといった声を保護者から聞くことがあるが、学校施設のLED化についてはこの計画とは別なのか。

A. そのとおりである。

電力入札について

Q. 今年度の冬は電力会社との契約内容によっては個人宅において電気代が跳ね上がった事例があったと聞いている。本市は電力入札を行っているが、今後の見通しはどうか。

A. 本市の電力入札では市場連動型ではなく、契約期間の単価を固定しているため、市への影響はない。今回の電力価格の高騰は電力の使用が集中したことによる一過性のものであると考えている。令和3年度分の入札を進めているが、入札結果からも令和3年度中は影響はないものと考えている。中部電力ミライズの価格（従来の価格）を上限価格として入札しており、その削減幅は小さくなる可能性もあるが、引き続き電力入札を実施していきたい。

Q. 2050年のカーボンニュートラルに向けて、コストだけでなく脱炭素の視点も交えて電力会社と契約する必要があると考えるがどうか。

A. 環境配慮契約法に沿って、本市も「四日市市電力調達に係る環境配慮方針」を策定しており、発電量1キロワットあたりの二酸化炭素排出量、自然エネルギーや未利用エネルギーの活用といった項目で採点し、基準を満たした事業者の中で最も安い事業者と契約を締結しており、現在も環境への配慮を行っている。脱炭素に向けて、今後のことについては環境部とも相談しながら検討していきたい。

市庁舎等整備事業費について

Q. 自家発電機更新工事設計業務委託について、自家発電機はどこにあるのか。

A. 市庁舎7階の電算マシン室に電源を供給するための自家発電機であり、市庁舎の地下1階に設置してある。

Q. 浸水被害も想定されるが、災害時に使えないのではないか。

A. 本事業とは別に市庁舎東側にも市庁舎、総合会館に電力供給できる自家発電設備が

設置されており、この発電設備は津波対策として高い位置に設置している。災害時にはこの発電設備からも電算マシン室へは電力供給できるようになっている。本事業については既存の発電機が更新時期に当たることから設計業務を委託しようとするものである。

Q. 現状の位置では危機管理上リスクがあると考えため、設置位置の変更を検討すべきではないか。

A. 浸水のリスクも踏まえ、移設可能な候補地等について検討し、必要な措置を講じていきたい。

Q. 自家発電機の燃料は何か。

A. 重油である。

Q. 太陽光発電設備や蓄電池の活用についてはどうか。

A. 電算マシン室にはC V C F（無停電電源装置）がすでに設置されている。また、太陽光発電設備は発電容量が小さく、必要な電力を賄うことができない。

（意見）市として再生可能エネルギーを活用するという姿勢を示すことが重要であり、一部であっても積極的にクリーンなエネルギーの活用を進めるべきである。発電機の設置場所の検討とともにクリーンエネルギーの導入についても検討するよう要望する。

Q. 発電機を更新した場合、次の更新はいつになるのか。また、工事を実施するのは発電機部分だけか。

A. 更新周期は 30 年ほどを見込んでいる。また、工事箇所については主に発電機だが、一部配線にかかる電気工事もある。

（意見）次の更新が 30 年後ということも踏まえると、工事に着手する前に浸水リスクも念頭において十分な検討が必要である。

《歳出第 2 款総務費 第 1 項総務管理費 第 23 目諸費》

財政調整基金について

Q. 令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症対策として財政調整基金を活用したが、もっと活用しても良かったのではないかと考えている。コロナ禍という特殊事情があった年でさえ、数十億円の取り崩しにとどまっているが、今後の財政調整基金の活用方針について確認したい。

A. 財政調整基金は災害等への対応や税収の落ち込みに対応するために、100 億円を下回らない残高を確保するよう運用してきた。令和 2 年度は各自治体において独自の新型コロナウイルス感染症対策やそれに係る経済対策を実施しており、本市としても 40 億円強の取り崩しを行い、独自の対策を実施してきた。結果的に国から臨時交付金 22 億円強が戻ってきたが、財政調整基金を積み立てていたおかげで躊躇なく各種対策事業を先行して実施できた。令和 3 年度についても、税収の落ち込みが予想される中でも推進計画事業をできる限り計画通りに進め、同時に新型コロナウイルス感染症対策も実施するために、財政調整基金を活用して過去最大の予算規模を確保している。

基金積立金について

Q. 学校施設整備基金とアセットマネジメント基金とのすみ分けを確認したい。

A. アセットマネジメント基金は学校施設の建て替えや大規模改修に活用する。一方、教育委員会が所管する学校施設整備基金は学校の空調整備やタブレット端末の導入などに活用していくことを検討している。タブレット端末等は更新周期が比較的早く、その都度一定の予算規模が伴うため、タブレット端末等導入に係るイニシャルコストに学校施設整備基金を活用して平準化していきたいと考えている。

Q. デジタル教科書についても学校施設整備基金を活用するのか。

A. デジタル教科書については、これまでと同じように紙の教科書を購入するための予算から支出する予定であり、基金の活用は考えていない。

(意見) 学校施設は地域活動の拠点や災害時の避難所等、多様な役割を有している。体育館への空調の整備についても検討してほしい。

《歳出第2款総務費 第2項徴税费》

納税通知書の見直しについて

Q. 市県民税の新たな納税通知書について、サイズが大きくなり、カラーで見やすくなった。昨年度の予算と比べてどうか。

A. 用紙が大きくなったため封入する作業に係る経費として令和3年度が約1859万円と、昨年度の約411万円に比べ約1450万円程度増える見込みである。

Q. この経費増は、毎年度かかる経費か、令和3年度の切り替え時のみの増か。

A. 毎年度、4月から6月にかけての納税通知書の封入作業時にかかる経費である。

Q. 固定資産税や他の納税通知書についてはどうか。

A. 固定資産税は、令和2年度に予算を約3倍に増額し、今回の市県民税のものと同様の新たな納税通知書を採用している。また、軽自動車税についても新たな納税通知書を採用する。

Q. 納税通知書が見やすくなったことについて、どのように広報を行うのか。

A. 広報よっかいち12月下旬号に別冊の税特集号で案内を行った。

ふるさと応援寄付金について

Q. 寄附受入額と税額控除額との収支差がマイナスで推移しているが、ふるさと納税に関する非常事態宣言を行った後、どのような取り組みを行ってきたのか

A. ふるさと納税対策本部を設置し、全国の方に四日市を応援していただけるよう、返礼品の拡充等を行ってきた。市民に対しては寄付に伴う税の流出が行政サービスの低下につながらないよう制度の趣旨の周知や広報を行ってきた。

Q. これまでの取り組みが効果に表れていないが、どのように認識しているか。

A. 出来るだけ本市に寄附していただけるような返礼品となるよう、改善を図っている。

Q. ふるさと応援寄付金の制度自体を本市として好ましい制度だと考えているのか。

A. 制度の是非については言及できないが、魅力ある四日市を発信したり、返礼品として地場産品を紹介するための手段として、一つのツールになっていると考える。

Q. 返礼品の用意を各担当課が行うことについて、業務への負担の状況はどうか。

A. 事業者との調整やホームページの作成など各担当課に一定の労力はかかっているが、最近はシステムチックに事務を行うこともあり、大分労力は減ってきている。ただし、事業者を募る部分で、広報マーケティング課には大変労力がかかっていると認識している。

(意見) 費用対効果を考えると、本当に応援したいと思ってもらえる人から寄附を募るような方向に進むべきであり、他自治体と競争する取り組みはどうか。なかなか本市のみで制度をどうこうできるものではなく、国等に意見を上げてほしい。

《歳出第4款衛生費 第4項病院費》

《歳出第8款土木費 第7項下水道費》

《歳出第11款公債費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

《歳出第12款予備費》

予備費について

Q. コロナ禍の影響を踏まえ、迅速に使える予備費をもっと増額すべきではないか。

A. 例年は1億円の予備費を確保しているが、今後、新型コロナウイルスワクチンの接種等も予定されており、令和3年度予算においては予備費を3億円とし、突発的な対策に活用していきたい。また、政策的な経費については議会の審議を経て予算成立し、その後予算執行するのが原則であり、四日市市議会は通年議会制を採用していることから、基本的には補正予算を上程し、各種対策を実施していきたい。

第2条 債務負担行為の補正

第5条 歳出予算の流用

別段の質疑、及び意見はなかった。

《その他》

補助金・負担金の見直しについて

Q. 補助金の見直しについては、「見直し実施」による成果は2億4410万円ほどの増額となっている一方、「見直し以外」の部分で4億5160万円の減額となっている。見直しを行ったことによる削減の効果はないのではないかと受け止められるがどうか。

A. 新たな補助金や既存の拡充も必要な見直しとして「見直し実施」に含まれている。また、「見直し以外」の減額要因としては、既存の補助金の補助件数や金額が変動したことによるものである。

Q. 補助金については交付基準を設けて削減に向けて取り組んできたが、補助金の種類も様々である。例えば、交付対象が団体か個人かなど、補助金の性質に応じて交付基準を見直すべきと考えるがどうか。

A. 対象に応じた仕分けは行っていない。ご意見の趣旨を踏まえ、一度検討してみたい。

中小企業臨時給付対策事業（商工農水部所管）について

- Q. 商工農水部が進める中小企業臨時給付対策事業は、事業所税を納付している中小企業を対象にしており、給付額にも事業所税相当額が関係する。当事業について、財政経営部はどのように関係しているのか。
- A. 新型コロナウイルス感染症の影響が企業にも波及する中、事業所税の減免について議会からもご意見をいただいていた。事業所税の減免は制度上難しいとの結論に至ったが、税の減免ではなく市独自の支援等は可能であると考え、商工農水部で中小企業の支援事業を立ち上げたものである。
- (意見) 事業所税の公平性の観点から、交付対象外の企業からの反発も予想されるため、商工農水部としっかり連携して周知に取り組んでほしい。

【財政経営部 & 会計管理室・経過】

第1条 歳入歳出予算

＜歳入全般＞

市税の推移見通しについて

- Q. 総合計画には令和11年度までの市税推移の見込みが示されているが、どのように出したのか。
- A. シンクタンクの経済見通しなどを参考にしながら、その時点の本市の状況を当てはめて推測しているが、税制改正等は見込めないため、長期的な見通しはなかなか立てにくい。直近の税収については、企業へのヒアリングなどを通じてある程度の精度で予測を行っている。
- Q. 法人市民税や固定資産税等、令和2年度の当初予算額と決算見込額にずれがある。ずれが生じることは仕方がないが、令和3年度予算編成においては市税収入の減額を見込んでマイナスシーリングを実施するなど、市の事業全体に影響を及ぼしている。市税収入については毎年厳しい見込みを出しているが、引き締めるばかりではないか。
- A. 安定した事業実施のために、歳入は確実な額を見込んで予算編成を行うことから、引き締めているように映っているのかもしれない。中期財政収支見通しを出す段階では、歳入歳出を個別に見込んで収支差が発生するが、毎年度の予算編成を行う中で、基金や市債の活用のほか、歳出を調整することにより、収支の均衡を図っている。
- (意見) 年度途中で歳入の増加が見込める場合は新たな展開も検討してほしい。
- Q. 令和4年度まで歳入は減少を続ける見込みだが、原因は新型コロナウイルス感染症だけか。
- A. 令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響で法人市民税、個人市民税が減少する見込みだが、それ以降は持ち直すとみている。その他の減額の要因として、令和元年度に過去最大となった固定資産税（償却資産）が、減価償却に伴う減少が続いている。また、令和5年度に新たな大規模投資の税収が見込まれるため、固定資産税（償却資産）の減少幅が小さくなる見通しを立てている。
- Q. 経済情勢に左右されない、比較的安定した市税は何か。

- A. 家屋や土地に関わる固定資産税は比較的安定しているが、3年に一度の評価替等によって若干変動する。
- Q. 大規模投資による税収は経済状況に左右されやすく、非常に不安定であり、不安を感じる。企業の投資に頼った税収確保ではいずれ限界が来ると考えており、安定して得られる税収を増やすべきではないか。長期的な視野に立った税収確保に向けた考えを確認したい。
- A. 子育て施策などの人口減少対策とともに、本市の強みである産業政策について重点をおいて取り組んでいきたい。また、税の仕組みとして、県と比べると、市等の基礎自治体は固定資産税を中心に比較的安定して税収を得られるようになっているが、その制度の中で税収確保に向けて努力を続けていきたい。
- Q. 将来的な人口減少や経済の衰退は避けて通れないと考えており、余裕のある今のうちに将来を見据えて方針転換し、持続可能な財政運営を目指すべきと考えるがどうか。
- A. 土地や家屋に関する固定資産税をはじめ、安定して得られる市税は貴重であり、引き続き本市に居住していただけるような取り組みを進める。また、その他にも都市型産業の誘致や新エネルギーの利活用を行う企業への支援、産業のスマート化等を後押しし、時代に沿った事業を展開できるように取り組むことで、財源の確保に努めたい。
(意見) 日本の有史以来、人口減少は初めてのことであり、誰も経験したことがない時代に突入する。これまでの自治体の運営から大きく方針転換をする必要があると考えており、庁内でも議論してもらいたい。

キャッシュレス決済による公金の支払いについて

- Q. 税金や公金の支払いについて、クレジットカード払いに対応している手続きを確認したい。
- A. 現時点ではふるさと納税の収納及び企業会計に係る支払いのみクレジットカード払いに対応している。
- Q. 県の自動車税の納付はクレジットカード払いに対応しているにも関わらず、市の収納業務では取り組みが進んでおらず、時代に即していない。以前に国民健康保険の支払いについてクレジットカード払いを進めるべきという趣旨の文書質問を行った際の答弁では、所管する部局と調整するとのことだったが、その後の検討状況はどうか。
- A. クレジットカード払いについては、納める料金の1%程度の手数料がかかることがネックになっており、クレジットカード払いを導入している自治体でも手数料を利用者負担にしているところもある。収納業務については、各担当部局での対応が基本であるが、総合計画においてはスマート自治体の実現を基本的政策に位置付けており、キャッシュレス決済を含めた行政手続きのオンライン化については、全庁的に進めていく。
(意見) 全国的にクレジットカード払いを導入している事例も多く、本市においても企業会計等、一部で対応していることを踏まえると、スマート自治体の実現を目指し市民の利便性も考えて導入を検討すべきである。
- Q. スマホ決済の導入についてはどうか。
- A. スマホ決済も含めて、さらにキャッシュレス化を推進していく。

みえ森と緑の県民税市町交付金・森林環境譲与税について

Q. みえ森と緑の県民税市町交付金と森林環境譲与税の見込みを教えてください。

A. 令和元年度から国の森林環境譲与税の自治体への譲与がスタートし、経過措置の制度完成に向けて金額が増加してきており、みえ森と緑の県民税市町交付金については、令和3年度に2300万円、森林環境譲与税については、令和3年度に2800万円となる見込みである。

(意見) 今後も毎年歳入として5000万円ほどが安定して入ってくる貴重な財源であり、活用方法をさらに検討してほしい。

基金の運用について

Q. 今年度の実績と来年度の見込みを確認したい。

A. 今年度は歳計現金、基金ともに大幅に運用益が向上した。基金の定期預金の運用益については、昨年度の約2100万円から現時点で約3300万円に増加している。安全性を第一に考えたうえで、資金管理運用方針を改正して債券による運用も行っており、来年度も精度の高い資金管理に努め運用益の増収を目指したい。

第3条 地方債

第4条 一時借入金

別段の質疑、及び意見はなかった。

【監査事務局・経過】

《歳出第2款総務費 第6項監査委員費》

監査事務局の体制について

(意見) 法改正で業務量が増え、職員の時間外が年々増えている。職員が不足し、過渡期の状況で業務量が増える中、職員を増やすよう人事当局に働きかけてほしい。

Q. 人員の確保は大事である。きっちりとした体制がとれるように継続的に取り組んでほしいと考えるが、現状はどうか。

A. 人員増の要求を毎年行っているが、なかなか認められない現状である。条例により事務局の人員が定められており、人員増には条例改正が必要である。

(意見) 今後は、これまで以上に監査事務局の事前調査の重要性が増し、業務負担が増えるので、それに見合った対応が必要である。

Q. 市長による内部統制体制整備について、本市は必須ではなく努力義務であるが、内部統制体制で整理することとなるリスク分析については、法改正後の監査の前提として必要となるとの説明であった。リスク分析により集中的に監査するところと、簡易的に監査するところを事前に仕分けをすることが事務量の増加につながるのか。

A. 最終的にはリスクの高いところに監査対象を絞っていくことになるが、現状は、従来の監査を行いつつ、内部統制体制整備に向けた新たな準備を行っている。

Q. 何年後までに内部統制体制を整備していくという目標はあるのか。

A. 法改正にあたり、まずは政令市で行われるが、政令市以外も内部統制に関する方針を策定するよう附帯決議も付いている。また、本市の総合計画では、中核市に向けての内部統制に関する記載があり、中核市移行時期が目途になるのでは考えている。

監査結果の市民への共有・議会内での活用について

Q. 監査結果について、議員にも分かりにくく、市民にはほとんど知られていない。市民に分かりやすい内容で情報提供することで、監査事務局の成果も見えやすくなる。市民への広報により力を入れてほしいと考えるが、考え方を確認したい。

A. 現在、監査結果などの報告書そのものをホームページに掲載しているので、市民には分かりづらい。概要などで分かりやすく工夫してホームページ等で公表することから始めたい。

(意見) 他自治体の好事例があれば研究して取り組んでほしい。

(意見) 議会において監査の知見を活用できる機会を設けてはどうか。意見交換を行うなど監査委員の知見も共有できる機会があれば、監査の有効性が高まると考える。

【議会事務局・経過】

第1条 歳入歳出予算

＜歳出第1款議会費＞

音声自動認識システムの活用について

Q. 音声自動認識システムの活用に関する現状と令和3年度の見込みを確認したい。

A. 令和2年度の前半は、会議録反訳委託をする業者のシステムを使った反訳処理を当該業者に依頼していたが、年度後半は、ICT戦略課が導入したシステムを活用し、事務改善につながった。基本的にはICT戦略課が導入したシステムの方が反訳処理にかかる時間が短いため、令和3年度は同システムを使用する予定である。

Q. ICT戦略課が導入したシステムの反訳の精度はどの程度で、活用状況はどうか。

A. 反訳の精度は、コロナ禍でのマスク着用の状況で若干は落ちるものの、8割から9割程度の認識率であり、議会だより、分科会長報告の作成などで有効に活用している。

議員共済費について

Q. 議員共済費の負担金額について確認したい。

A. 平成23年度に議員年金が廃止されたが、以降、受給に係る経費を各市町が負担している。受給者の減少とともに毎年負担額も減少している。

Q. 議員年金に代わる議員の福利厚生について、議員のなり手を確保するためにも何らかの対策が必要であると考えているが、現状の取り組みを確認したい。

A. 全国市議会議長会において厚生年金への地方議会議員の加入を求めており、本市議会においても平成28年に国に対して意見書を提出している。

Q. 議員共済費の負担金額の算定方法を確認したい。

A. 各自治体の議員の標準報酬月額総額に係数をかけて算定するものであり、受給者の減少とともに係数が低下している。係数は全国一律に決められており、各自治体における元議員の人数などは関係しない。

予算要求について

Q. 予算要求に当たって、正副議長の意見は反映されているのか。

A. すべての予算について相談を行っているわけではない。タブレット端末の見直しなど、ある程度の予算規模を伴う事業については正副議長に相談したうえで予算要求を行っている。

Q. 正副議長の意向に沿って事業を実施しようとしても、予算が確保されておらず、対応できないことがある。予備費のように、突発的な事業目的に使える予算は確保していないのか。また、かつては海外視察のための予算が計上されていたが、現状はどうか。

A. 事業の内容にもよるが、調査研究や広報等に使う予算は突発的な事業にもある程度は使えるものと考えている。そのほか、予算流用や補正予算による対応が考えられる。また、平成 27 年に全国市議会議長会の視察が中止になったことを契機に、海外視察に係る予算は計上していない。

押印の廃止について

Q. 議会内の手続きについても押印の廃止を進めるべきと考えるが、どのような手続きに押印が必要なのか。特に、決裁にかかる押印についても廃止すべきと考えるが、今後の方針はどうか。

A. 政務活動費の申請書関係については、四日市市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則に定められており、押印廃止の手続きを進めているところである。また、現状でも押印の必要がない電子決裁の仕組みはあるが、議長決裁は紙決裁で回議する必要があり、押印を廃止する予定はない。

議案第 82 号 令和 3 年度四日市市桜財産区予算

別段の質疑、及び意見はなかった。

議案第 123 号 令和 2 年度四日市市一般会計補正予算（第 10 号）

【政策推進部・経過】

第 1 条 歳入歳出予算の補正

《歳出第 2 款総務費 第 1 項総務管理費 第 8 目企画費》

《歳出第 2 款総務費 第 1 項総務管理費 第 11 目国際化推進費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第24目特別定額給付金費》

《歳出第3款民生費 第2項児童福祉費 第1目児童福祉総務費》

特別定額給付金事業費・特別定額給付金事務費について

ひとり親家庭等生活困窮対策給付金給付事業費について

Q. 新型コロナウイルス感染症対策室の所掌事務について、今一度確認したい。

A. 主に新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関連の特別定額給付金に係る事務を担当する目的で発足した。そのほか、感染症に関する施策の調整やひとり親家庭等生活困窮対策給付金、四日市市中小企業等持続化給付金等、本来であれば他の部局が担うものであっても各課の本来業務を圧迫しないよう、当室で受け持ってきた。1月からは新たにワクチン接種に係る業務も担うことになった。

Q. 特別定額給付金は基準日である令和2年4月27日において、住民基本台帳に記録されている者を対象としていた。基準日以降に生まれた子供を対象とした本市独自の支援策を提案したが、その後検討は行ったのか。

A. 新型コロナウイルス感染症関連の各種給付金等は、コロナ禍による生活困窮者への支援を目的としていた。そのような制度の趣旨から判断して、基準日以降に生まれた子供を対象とした制度の創設には至らなかった。

Q. ひとり親家庭等生活困窮対策給付金は対象者を3000人と仮定して開始したが、対象者数の設定は何を根拠に算定したのか。

A. 前回の国勢調査の結果を参考として算定した。

(意見) 実績が当初の想定数に近く、しっかりと対象者を把握したうえでの確かな給付につなげてほしい。

《歳出第8款土木費 第5項港湾費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

【総務部・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第1目一般管理費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第2目人事管理費》

勸奨退職について

Q. 勸奨退職予定者数が当初見込みを上回っているが、勸奨退職についての説明を求めらる。

A. 50歳以上の職員を対象にした制度で、早期退職と同じ位置付けである。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第15目人権推進費》

赤堀児童集会所内装改修工事について

Q. 工事を中止した経緯を教えてください。

A. 工事用車両の駐車場所として同施設の駐車場の利用を考えていたが、施設利用者との調整が難航し、中止となったものである。令和2年度の下半期の工事を予定していたが、上半期に新型コロナウイルスの影響で開催できなかったイベントが下半期に先延ばしとなったことや、工事用車両の利用により駐車スペースが減ってしまうことで、せっかく人権相談や生活相談に訪れた方を帰してしまうのではないかと懸念があり、調整がつかなかった。施設の利便性向上のために、令和3年度は工事を実施できるよう同施設の駐車場の利用について調整したい。

《歳出第2款総務費 第4項選挙費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

【消防本部・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第9款消防費 第1項消防費 第1目常備消防費》

退職手当について

Q. 勸奨退職の概要について確認したい。

A. 体力的理由等により50歳以上の職員が早期退職する場合、勸奨退職として退職金を上乗せして支払っている。

庁舎等管理費について

Q. 消防本部庁舎便所等改修工事において多額の入札差金が生じた要因は何か。

A. これまで大規模なトイレ改修工事の機会がなかったため、予算額を多く見込んでいたことから、結果的に差金が大きくなった。

《歳出第9款消防費 第1項消防費 第2目非常備消防費》

《歳出第9款消防費 第1項消防費 第3目消防施設費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

【危機管理監・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第14目防災対策費》

住宅等耐震化促進事業について

Q. 沿道建築物において補助申請予定であったものが全額自費負担での施工になった事例があるとのことだが、こういった事情があったのか。

A. 事業者が考える建て替え時期に、補助金が間に合わないことが理由であると聞いて

いる。

Q. 補助申請の手続きはそこまで時間がかかるものなのか。

A. 診断、計画、工事という段階を踏む必要がある中で、当該事業者は診断、計画を行っていなかったことから、工事の補助を受けるまでには、どうしてもその分の時間がかかってしまう。

防災対策事業について

Q. 市民総ぐるみ総合防災訓練を中止にしたことに伴い、地元自治会の事前の取り組みにかかった出費等への補填は行ったのか。

A. 4月の段階で中止の意思決定を行い、7月の防災会議に諮ったうえで正式決定した。早い段階で中止を決定したので、自治会の負担はなかった。令和3年度においても中止の判断を迫られる可能性が考えられるが、令和2年度と同様に早い段階で中止決定できるよう、夏には決定したい。

Q. 令和3年度の市民総ぐるみ総合防災訓練はどこで実施するのか。

A. 令和2年度と同じ、桜地区での開催を予定している。

【財政経営部・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第7目財産管理費》

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第23目諸費》

《歳出第2款総務費 第2項徴税费》

《歳出第12款公債費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

【財政経営部&会計管理室・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

《歳入全般》

第4条 地方債の補正

別段の質疑、及び意見はなかった。

議案第129号 令和3年度四日市市一般会計補正予算（第1号）

【政策推進部・経過】

《第1条歳入歳出予算の補正 歳出第4款衛生費 第1項保健衛生費》

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費について

新型コロナウイルスワクチン接種事業費について

Q. ワクチン接種に当たって、マイナンバーカードは活用するのか。

A. 国においてはマイナンバーカードを活用する考えがあるという話も聞こえてくるが、

未確定の情報である。

Q. 国から示された優先性の高い人たちを除き、一般の市民を対象としたワクチン接種の中での優先順位はあるか。

A. ワクチンの入荷数が見込めないため、未決定の段階だが、状況によっては60～64歳の方の接種を基礎疾患のある方の接種と同時にすることも想定される。入荷するワクチンの数が限られ、また、接種方法についても様々な情報が錯綜しているため、確定次第情報提供していきたい。

Q. 入荷するワクチンの数にもよるが、接種順位は自治体に裁量が認められているのか。

A. ある程度の裁量はあると考えているが、市域をまたいで市外の病院を受診している場合もあることから、近隣市町で足並みをそろえる必要があると考えている。

Q. 16歳以下の子供への接種はしないこととなっているが、学校や保育園等での感染拡大を危惧するため、教員や保育士への接種を優先すべきではないか。

A. クラスタを起こさないという視点を常に持ち、近隣市町とも情報交換をしながら、本市に最適な方法を模索していきたい。

(意見) 必ずしも近隣市町と足並みをそろえる必要はないと考えるが、医学的根拠に基づき、感染拡大を食い止められるよう効果的な接種方法を検討してほしい。

Q. 未確定な情報も多い中、様々な想定のもとで医師や看護師、施設の確保はできているのか。

A. ファイザー社製のワクチンは取り扱いが難しく、希釈等の医療行為も伴うため、医療関係団体と相談する中で集団接種が望ましいという結論に至った。日々状況が変わる中、医師1人と看護師3人を1班として様々なシミュレーションを行っている。あさけプラザ、橋北交流会館、総合体育館、ヘルスプラザ、三浜文化会館、中消防署中央分署を接種会場として想定しているが、市域のバランスを考慮して、その他民間施設も念頭に置きながら引き続き調整にあたりたい。また、各医療機関での個別接種については調整中である。

Q. 国・医療従事者先行接種はすでに完了しているのか。また、市・医療従事者等優先接種は実施できる見込みなのか。

A. 国・医療従事者については1回目の接種が完了した段階である。市・医療従事者等への接種については、当初想定の20%ほどしかワクチンが入荷しないとの情報もあるが、国は高齢者向けのワクチン接種の開始日を明言しており、場合によっては高齢者向けの接種と並行して市・医療従事者等への接種を行うことになる。

Q. 交通弱者であってもワクチンを接種できるよう、駅等の公共交通でアクセスしやすい場所でワクチンを接種できるようにすべきではないか。

A. 集団接種会場は駐車場の有無を一つの基準として選定しているが、既存の駐車場では車両を収容しきれないことも考えられるため、臨時駐車場を設け、シャトルバスで輸送することも考えている。高齢者等の交通弱者向けにかかりつけ医を通じた対応も考えたいが、その他、移動が困難な方の接種についても対応策を検討したい。

(意見) 今回の事業は新型コロナウイルス感染症という特別な事情で不本意な形で実施することになったが、交通弱者の把握やその解決策へのアプローチにつながる可能性がある。しっかりとデータ収集に努め、今後の施策に活用できるように取り組んでほ

しい。

- Q. ワクチンの取り扱いや6回分接種できる特殊な注射器等について、様々な報道がされているが、現在の状況を確認したい。
- A. 6回分接種できる注射器については、国が発注しているとの情報もあるが、入手困難な状況が続いており、本市のワクチン接種事業はすべて5回分の接種で想定している。ワクチンの取り扱いについては情報が更新され、当初よりは扱いやすくなったが、貴重なワクチンであることに変わりなく、医師会や薬剤師会とともに職員も入りながら、的確に対応できるよう勉強していく。
- Q. 市・医療従事者等優先接種の対象には救急搬送に係る消防職員も入っているのか。
- A. 消防職員も優先接種の対象である。
- Q. 東京事務所の職員はどのように接種することになるのか。
- A. 一般の方と同じタイミングで接種することになるが、東京に住みながら本市に住民票を残している場合等の対応については整理が必要であり、動向を注視していきたい。
- Q. 政府の会見では全額国が負担するという説明があったように記憶しているが、一部に一般財源が充てられていることについて説明を求める。
- A. 国庫支出金には国から示されている上限額を当てはめ、不足分を一般財源から充当するものである。接種に係る費用については全額国が負担するといった情報もあり、国から新たな方針が示されたときは、修正していくことになると考えている。

【総務部・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

≪歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第9目計算記録管理費≫

- Q. 総務省情報通信政策研究所の調査結果を踏まえてLINEの活用を決定したとのことであるが、調査結果ではLINEの利用率が圧倒的に高かったのか。
- A. 双方向通信アプリの中でLINEは80%以上の利用率があり、他のアプリと比較して圧倒的に利用率が高いという結果であった。
- Q. これまで、市は特定の事業者の利益につながる事業の進め方を行ってこなかったと認識しているが、本事業はLINEの活用を前提としたものであり、違和感を感じる。本件に反対するものではないが、事業の進め方について考え方を確認したい。
- A. 当事業の目的の一つとして、新型コロナウイルスワクチン接種に関する情報を正確かつ迅速に発信するという目的があるが、LINEを活用したアプリサービスは全国的にも広がっており、効果も実証されている。また、スマート自治体の実現に向けた取り組みにも活用できると考えており、市民サービス向上のために十分効果があると思われる、LINEを活用してアプリを開発しようという考えに至ったものである。
- Q. ワクチン接種の情報発信にとどまらず、予約等も行えるようにしてはどうか。
- A. ワクチン接種の予約についてはLINEだけでなく、様々な手法が存在しており、新型コロナウイルス感染症対策室において検討を進めている。
- Q. 当事業について、どのように広報していくのか。

- A. 本市の公式アカウントを登録してもらう必要がある。シティプロモーション部と協力しながら広報していきたい。
- Q. 予算案が可決されていない段階で、LINEの活用についてFIXERとの協定締結を発表したことは、市民に誤解を与えかねず、手続きの順序として間違っていると考えるがどうか。
- A. 総務省の調査結果からも今後はLINEを活用した行政サービスの展開は避けて通れないと考えており、そのためには専門業者のノウハウも必要であることから、今回の協定締結によってFIXERのノウハウを活用できるのではないかと考えている。今回は企業側の経営戦略と、タイミングが重なってしまったものであると認識している。

【財政経営部&会計管理室・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

《歳入全般》

第2条 地方債の補正

別段の質疑、及び意見はなかった。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分につきましては、議案第70号 令和3年度四日市市一般会計予算 第1条歳入歳出予算 歳出第2款総務費 第1項総務管理費のうち、緊急告知ラジオ購入支援事業については、賛成多数により、その他の部分については、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、第1条歳入歳出予算 歳出第2款総務費 第1項総務管理費のうち、緊急告知ラジオ購入支援事業について、修正すべきものとして全体会において審査すべきとの意見があり、これを諮ったところ、賛成多数により、全体会に送ることと決しました。

これをもちまして、総務分科会の審査報告といたします。

四日市市議会提言チェックシート

～当初予算案への反映状況について～

(令和3年2月定例会議会 予算常任委員会)

No. 1

事業名	スマート自治体の実現について	
事業概要	<p>スマート自治体はA I (人工知能)、R P A (ロボットによる自動化)等の最先端技術を活用することで自動化・省力化を図り、事務作業時間を削減し、その時間を職員でなければならない、より価値のある業務に注力することと、情報システムや申請様式の標準化・共通化・電子化により、情報システムへの重複投資の抑止と行政手続きにおける市民や事業者の負担を軽減することとされている。</p> <p>政府は Society5.0 (※) を提唱しており、新たな技術革新で様々な行政課題を解決へと導く社会の在り方を示している。本市においても、スマート自治体の実現は総合計画の基本的政策に位置付けられ、人口減少社会に伴う職員数の減少に備えるための手段の一つとして、職員が効率的でより迅速に、質の高い行政サービスの提供を実現することや、官民データの公開により、行政事務の効率化が図られるとともに、新たなビジネスの創出や新たな官民連携による手法が確立され、様々な地域課題が解決されることを目指す姿としている。</p> <p>※サイバー空間 (仮想空間) とフィジカル空間 (現実空間) を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会 (Society)</p>	
	決算額	<p>情報システム最適化関連経費 244,119,568 円</p> <p>情報系業務システム関連運用費の一部 13,455,036 円</p>
翌年度予算への提言		
<p><提言> スマート自治体の実現について</p> <p>スマート自治体の実現については、A I 及びR P A等の先端技術の活用、及び、業務プロセス・システムの標準化等、多くの検討課題がある中で、業務の効率化による市民サービスの向上に向け、着実に進めていく必要がある。</p> <p>今後においては、先進事例に係る調査・研究を行い、併せて市の業務を精査する中で、本市のスマート自治体の実現に向けてのビジョンを示すべきである。</p> <p style="text-align: right;">※参考 事業実施に関する意見 ③拡大</p>		

【当初予算案への反映状況 / 理事者からの報告】

令和3年度は、総合計画に掲げたスマート自治体の実現において、以下の4つの推進計画事業を行うとともに、スマート自治体実現のための具体的な計画として、「四日市市情報化実行計画」の策定を行い、市民サービスの向上に向けた取り組みを着実に進めていく。

1. AI・RPA等のICT活用促進事業について

令和2年度に実証実験を行うために導入した、AI・RPA関連ソフトのライセンスの更新とシステムの保守等を行う。

【令和3年度当初予算】

12,300千円（前年度当初予算 21,800千円）

2. 情報システム最適化推進事業について

本事業は、平成28年度から継続して取り組んできた個人住民税や固定資産税、国民健康保険などの二次稼働システムが令和3年1月から運用を開始したところである。令和3年度においては、保健福祉や介護保険などの三次稼働システムに着手する予定であり、継続して情報システムの最適化に努める。

【令和3年度当初予算】

35,000千円（前年度当初予算 341,483千円）

※構築事業者の選定と構築に係る進捗及び品質管理などの工程管理に要する経費

3. マイナンバーカードを活用した行政手続のオンライン化事業について

行政手続のオンライン化に向け、業務運用フローを作成し、業務内容や申請実績などの分析を行うことで、オンライン化していく申請書の優先順位を決めるとともに、オンライン申請専用サイトの研究や実証実験を行う。

【令和3年度当初予算】

13,000千円（前年度当初予算 500千円）

4. 官民データ利活用事業について

スマート自治体の実現に向けた具体的なサービス提供時期を示した「四日市市情報化実行計画」の策定を行う。また、官民データの公開専用サイトの構築に関する調査研究、実証実験を行うとともに、官民協働による地域課題の解決に向けたアプリ開発の調査研究を行う。

【令和3年度当初予算】

18,000千円（前年度当初予算 500千円）

【当初予算案への反映状況 / 分科会での確認】

1. 主な意見

(意見) 四日市市情報化実行計画の策定及び基本的な考え方の整理に係る予算 1650 万円を確保したことを評価し、③拡大と判断して良いと思う。今後も継続して取り組むことを期待する。

2. 反映状況

分類	備考
①廃止	次年度事業費予算に関連するもの
②縮小	
③ 拡大	
④新規事業の実施	
⑤その他	事業実施手法の見直し など

四日市市議会提言チェックシート

令和3年2月定例会議会
 予算常任委員会資料
 危機管理室
 予算書 P102～P105

～当初予算案への反映状況について～

(令和3年2月定例会議会 予算常任委員会)

No. 9

事業名	緊急輸送道路について	
事業概要	<p>緊急輸送道路は、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路並びにこれらの道路と都道府県知事が指定するもの（地方公共団体等の庁舎等の所在地、救援物資等の備蓄地点等及び広域避難地など）とを連絡し、またはそれらの拠点を相互に連絡する道路及びそれらを補完する道路と定義されており、地震後の利用特性により、第1次から第4次までに区分されている。</p> <p>緊急輸送道路沿いの一定の高さを超える建築物については耐震改修促進法に基づき、三重県が第1次緊急輸送道路沿いの建築物の耐震診断を義務付けたことを受け、市も同様の義務付けを行っている。この耐震診断及び補強計画に対しては国・県・市の協調による補助が実施されている。</p>	
	決算額	耐震診断義務化沿道建築物耐震診断補助 21,041,000円（4件） 耐震診断義務化沿道建築物耐震補強計画補助 5,567,000円（2件）

翌年度予算への提言

<提言> 緊急輸送道路に係る対応について

1. 緊急輸送道路の機能確保について

現在、第1次緊急輸送道路沿道の建築物については、国・県・市の協調により耐震診断及び耐震補強計画に係る補助が実施されているが、第2次から第4次の緊急輸送道路に関しては、災害発生時の適切な輸送路確保に向けた対策が行われていない。国・県の動向を待つだけでなく、市としても積極的な姿勢が求められる。

緊急輸送道路沿道の建築物の耐震対策に関し、第2次から第4次までの沿道の状況について点検を行い現状を把握するとともに、液状化対策や無電柱化に向けた対応は他自治体の取り組み事例を研究するとともに、さらに踏み込んだ検討が必要である。なお、無電柱化については、新技術の確立等により従来よりも安価に整備ができるようになる可能性があり、空飛ぶ車等の将来的なインフラへの対応や総合計画に示されたスマートシティ構想等、緊急輸送道路以外の視点からも無電柱化は推進すべきであることから、新たな手法についても検討すべきである。

また、災害発生時の緊急車両等のスムーズな通行や住民の円滑な避難を担保するため、緊急輸送道路の位置やその意義について、市民への啓発をあわせて行っていくべきである。

2. 緊急輸送道路の指定について

緊急輸送道路の確保は発災時の市民の生命に大きく影響する。三重県は総合防災拠点完成までは国道477号四日市湯の山道路を第1次緊急輸送道路に見直す議論はできないとの見解を示

しているが、総合防災拠点完成前であり、この道路の第1次緊急輸送道路への見直しなどネットワーク区分の見直しについて、早急に三重県と協議すべきである。

※参考 事業実施に関する意見 ⑤その他（事業実施手法の見直し など）

【当初予算案への反映状況 / 理事者からの報告】

1. 緊急輸送道路の機能確保について

これまでに行ってきた、国道477号四日市湯の山道路等、第2次緊急輸送道路における沿道建築物の現地確認状況を踏まえつつ、関係各所と協議を進めてきた。

今般、都市整備部において「四日市市建築物耐震改修促進計画」を改定する中で、まずは第1次緊急輸送道路の沿道建築物と同様に、第2次緊急輸送道路についても沿道建築物の耐震診断の義務付けを行うこととし、耐震診断や耐震補強に係る補助経費を令和3年度当初予算に計上した。

なお、液状化対策や無電柱化については、今後も引き続き調査研究を進めるとともに、災害発生時の緊急車両等のスムーズな通行や住民の円滑な避難を担保する「緊急輸送道路に係る情報」を、機会をとらえ、市ホームページや広報よっかいち（文字）、ワークショップや講座（口頭）等、複数の手段で周知・啓発していく。

【令和3年度当初予算】

耐震化促進事業費のうち沿道建築物：389,867千円	}	うち診断 15,296千円
（前年度当初予算：108,300千円）		うち設計 10,667千円
		うち改修 363,904千円

2. 緊急輸送道路の指定について

緊急輸送道路の見直しについては、三重県が毎年度末をめどに行っている。県は第1次緊急輸送道路を「県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡する道路」、第2次緊急輸送道路を「第1次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点等）を連絡する道路」と定義しており、従来国道477号は「第2次緊急輸送路」とされていた。

令和2年度末の見直しにおいて国道477号を「東名阪自動車道四日市インターチェンジを経由し、三重県庁と四日市市役所と連絡する道路」として、第1次緊急輸送道路に指定されるよう、引き続き三重県に対し働きかけている。

【令和3年度当初予算】 —

【当初予算案への反映状況 / 分科会での確認】

1. 主な意見

Q. 緊急輸送道路の機能確保について、第2次緊急輸送道路についても沿道建築物の耐震診断の義務付けを行い、耐震診断や耐震補強に係る補助経費を計上してきたことは評価できるが、無電柱化に関する取り組み状況はどうか。

A. 電気事業者や都市整備部と協議の場を設けたが、課題等もあり事業化には至っていない。

Q. どういった課題があったのか。

A. 費用負担の増大や復旧に要する時間の増加、変圧器を地上付近に設置することで浸水被害に脆弱性があるといった課題が分かった。

(意見) 無電柱化にコストはかかるかもしれないが、公共工事として経済に寄与するという面もある。また、復旧に時間を要するかもしれないが、電柱が倒れてけがをしたり、命を失うリスクは軽減できる。さらに、浸水に脆弱性はあるかもしれないが、台風等の風による被害には強いなど、メリットと捉えることもできるので、前向きに検討してほしい。

Q. 耐震診断や耐震補強等が必要な沿道建築物の数を踏まえたくて予算を計上しているのか。

A. 対象となる建築物を把握したうえで計上している。耐震診断を実施したうえで耐震補強等の対策を実施することになるので、耐震診断の補助金として計上している。

Q. 対象となる沿道建築物については、すでに具体的な協議に入っているのか。

A. 都市整備部が主に担当しているため、庁内で連携を取りながら建物の施主に働きかけを行っているところである。

(意見) ある程度時間がかかることも想定されるので、都市整備部と連携しながら取り組んでほしい。

Q. 第1次緊急輸送道路への指定についてはどうなったか。

A. 正式に第1次緊急輸送道路に指定されることが決定した。

(意見) 沿道建築物の耐震診断や耐震補強にかかる予算が拡充されており、国道477号の第1次緊急輸送道路への指定も実現したので、反映状況はおおむね③拡大として良いと考えるが、無電柱化や液状化対策については引き続き取り組むべきである。

(意見) 無電柱化や液状化対策については対策に時間がかかると思うので、今後も検討を続けるとともに、取り組み状況を総務常任委員会に報告してほしい。

2. 反映状況

分類	備考
①廃止	次年度事業費予算に関連するもの
②縮小	
③拡大	
④新規事業の実施	
⑤その他	事業実施手法の見直し など

※無電柱化や液状化対策については引き続き取り組みを続け、適宜総務常任委員会に報告を求めることとした。

四日市市議会提言チェックシート

～当初予算案への反映状況について～

(令和3年2月定例月議会 予算常任委員会)

No. 10

事業名	実行委員会形式の3事業について	
事業概要	「第56回文化都市四日市を創る大四日市まつり」、「第32回四日市花火大会」、「四日市サイクル・スポーツ・フェスティバル（全国ジュニア自転車競技大会）」について、いずれも市長を会長（名誉会長）とする実行委員会形式により運営されており、市は、その開催に要する経費の一部を四日市市補助金等交付規則に基づき補助している。	
	決算額	大四日市まつり事業費補助金 25,000,000円 四日市花火大会事業費補助金 24,800,000円 四日市サイクル・スポーツ・フェスティバル事業費補助金 21,000,000円

翌年度予算への提言

＜提言＞ 実行委員会形式事業の在り方の検討について

実行委員会形式で実施されている事業について、市は開催に係る経費の一部を補助しているが、実行委員会は、いずれも会長（名誉会長）を市長が、実行委員長を副市長が務めていることをはじめ、他にも複数の市職員が公務として参画していることから、法に反しないとはいえ、補助金の流れとしては不適切ではないかと思われる。

加えて、各種団体の実行委員会への参画はあるものの、事業全体に深く携わることが難しいため、調整業務等の多くを事務局が担当することとなり、市職員への負担が大きくなっていることも大きな課題である。

こうした状況に鑑み、現在の実行委員会による事業の運営や、それに対する補助金支出という手法が果たして適当であるのかを改めて検証し、民間委託等も含めた将来的な事業のあり方について全庁的な議論を開始すべきである。

今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、大四日市まつり、四日市花火大会、四日市サイクル・スポーツ・フェスティバルはいずれも中止となり、実行委員会が開催されないことから実行委員会の在り方等の議論は進んでいないとのことであるが、四日市花火大会においては例年同じ業者が企画運営業務を行うなど、改善の余地もみられるため、補助金等を支出する市の立場から最適なあり方を模索すべきである。

そのための手法として本市の観光協会や文化協会等が各種イベントを担うことも考えられるが、現時点ではイベントの運営に携わるほどの体制とはなっていない。観光協会をはじめとする各種団体とともに本市のシティプロモーションを推進していけるよう、適切な財政的、人的支援を検討すべきである。

なお、運営手法の検討に当たっては、リスク管理の観点はもちろんのこと、効果的なシティプロモーションの観点も持ち、イベントをこれまで以上に市内外から注目され、市民の誇りにつながるものとすべく取り組むべきである。

※参考 事業実施に関する意見 ⑤その他（事業実施手法の見直し など）

【当初予算案への反映状況 / 理事者からの報告】

【観光交流課】

令和2年度に開催を予定していた「大四日市まつり」「四日市花火大会」「四日市サイクル・スポーツ・フェスティバル」については、新型コロナウイルスによる来場者等の安全・安心面の確保や、さらなる感染症拡大防止の観点から、三重県発出の「新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた指針」などを踏まえ、中止とした。

令和3年度についても、『三重県指針』にある、「全国的に参加が見込まれる行事や、参加者や見物人の移動を伴う行事など、参加者の把握が困難なものについては、中止を検討する」を踏まえるとともに、昨今の感染者数増大の状況からも開催が困難であると判断されることから、実行委員会においては、不特定多数が集う「大四日市まつり」「四日市花火大会」を開催するべきではないと判断し、当初予算の計上は行っていない。

また、「四日市サイクル・スポーツ・フェスティバル」については、新型コロナウイルス感染症対策として、参加カテゴリー毎の受付時間の分散やソーシャルディスタンスを確保するなど、新しい生活様式を取り入れて開催した大会もあることから、コロナ対策費用に加え、動員など市職員の労力を減らすための経費を含め当初予算計上を行った。

今後の実行委員会形式の3事業については、コロナ禍におけるイベント事業実施の是非とともに、事業運営の方向性も含め、各実行委員会での協議を進めながら検討していきたい。

なお、観光協会においては、令和3年4月1日の一般社団法人化を目指して、現在手続きを進めていることから、イベント運営の担い手としての可否について、今後とも協議を図っていく。

【令和3年度当初予算】

- (1) 大四日市まつり 計上なし：(前年度当初予算：29,000千円【中止】)
- (2) 四日市花火大会 計上なし：(前年度当初予算：31,700千円【中止】)
- (3) 四日市サイクル・スポーツ・フェスティバル
：34,600千円(前年度当初予算：26,000千円【中止】)

【当初予算案への反映状況 / 分科会での確認】

1. 主な意見

- Q. 観光協会の令和3年4月1日の一般社団法人化を目指して手続きを進めているということだが、現在の状況を確認したい。
- A. 観光協会の臨時総会で一般社団法人化が決定した。将来的に経営が軌道に乗るよう、令和3年度は観光協会が担うべき業務を精査したり、観光業の許認可の取得を進めるなどの協議を進めていきたい。実行委員会形式の3事業を直ちに担うことは難しいと考えるが、まずは四日市花火大会の主催を観光協会に担っていただく方向で調整していきたいと考えている。
- Q. 観光シティプロモーション協議会に支払っていた補助金のうち、人件費分を観光協会への委託費に移したとの説明があったが、その意図を教えてください。
- A. 市、商工会議所、観光協会で構成する観光シティプロモーション協議会に就いていた職員を観光協会の専属とするため、その分の人件費を移したものである。また、一般社団法人化することで、会計処理もより厳格にする必要がある。業務と人員のバランスを見ながら、まずは十分な予算をつけて、地域資源の調査や観光動向調査、情報交換といった新規事業の実施を委託する中で、今後の方向性を探っていきたい。

Q. 毎年同じ業者が花火大会の企画運營業務を担っている。また、花火の打ち上げ、制作などにかかる費用よりも、企画運営委託、警備委託等にかかる費用のほうが高額であるといった課題に対する取り組みはどうか。

A. 現在の場所で花火大会を行う場合、どうしても雑踏警備等に費用がかかるため、企画運営委託、警備委託等にかかる費用はこれ以上削れない。花火にかかる費用を増額すれば、費用のバランスを改善することはできるが、総額はその分増加することになる。これまで、様々な変遷を経て現在の開催場所になった経緯がある。委託業者についても、実行委員会名義で見積合わせを行い、手順を踏んで選定している。

Q. 事業主体の担い手として観光協会に焦点を絞って働きかけを行った方向性は良いと思うが、このままなし崩し的に実行委員会形式の事業が増えていくのではないかと危惧しているがどうか。

A. 他市の花火大会等でも観光協会が主催している事例があり、観光協会が担うことができるという判断のもとで観光協会にも打診をしている。花火大会を開催するノウハウ等を習得するために、令和3年度は協議を進め、必要な人員規模の把握など、体制整備を進めたい。

Q. 令和3年度は大四日市まつりや花火大会は中止になっている。その間に実行委員会に事業主体の改革について諮り、方向性を決めるべきではないか。これまで本件を実行委員会に諮ったことはあるのか。

A. 実行委員会の協議の場に上げたことはない。

Q. 提言内容を受けて実行委員会を開催しようとしなかったのか。

A. 令和2年度は花火大会の中止の判断を集中的に議論したため、提言内容までは議論が及ばなかった。

Q. 令和3年度の花火大会の中止の判断は実行委員会を開催して決定したのか。

A. 新型コロナウイルス感染症の拡大状況を受けて、書面で諮り、決定した。

Q. それぞれの実行委員会の招集は誰が行うのか。また、実行委員会は常に存在するのか。

A. 会長が行う。大四日市まつりであれば市長、花火大会であれば観光協会の会長が行う。実行委員会を構成する委員は1年任期だが、招集自体はいつでも可能である。

2. 反映状況

分類	備考
①廃止	次年度事業費予算に関連するもの
②縮小	
③拡大	
④新規事業の実施	
⑤その他	事業実施手法の見直し など

※新型コロナウイルスの影響で各種イベントが開催できないため、分類は不可能と判断した。令和3年度中に実行委員会を開催して提言内容について諮り、早急に方向性を決める必要がある。実行委員会に置いて協議した結果については報告を求める。

四日市市議会提言チェックシート

～当初予算案への反映状況について～

(令和3年2月定例会議会 予算常任委員会)

(継続) No. 2

事業名	文化財関連事業について	
事業概要	補助金制度を始めとした文化財関連事業は、文化振興課、観光交流課、社会教育・文化財課など複数の部署にまたがり設けられている。煩雑さを軽減するため、各課では、補助金一覧表を用いた統一的な案内を実施している。	
	決算額	
翌年度予算への提言		
<p><提言> 文化財関連事業の見直しについて</p> <p>地域に根ざした伝統文化が、教育、観光、地域活動における重要な資産として、十分に活用されるよう、複数の部署にまたがる文化財関連事業を見直し、市民にとって、よりわかりやすく、使いやすいリニューアルを検討すべきである。</p>		
<p>【当初予算案への反映状況 / 理事者からの報告】</p> <p>【3課共通】</p> <p>本市の伝統文化を教育や観光、地域づくりにより活用していくため、文化財関係課（文化振興課、社会教育・文化財課、観光交流課）による会議を随時開き、情報共有及び連絡調整を行っている。</p> <p>令和2年度は、補助金の活用等が市民に対して不便のないよう、自治会や地域活動団体等の活用に資する助成制度をまとめた「地域団体への助成制度のしおり」に3課で扱っている文化財関連の補助金などを掲載するなど周知に努めたところである。引き続き、市民には丁寧でわかりやすい案内を行っていく。</p> <p>なお、文化財関連事業の見直しについては、現在の文化振興課と社会教育・文化財課を市長部局において統合することを念頭に、組織の見直しについて検討を進めている。</p>		
<p>【社会教育・文化財課】</p> <p>鳥出神社の鯨船行事については、令和2年度に新たに設けた観覧環境の整備などへの補助金の制度により、令和3年度も引き続き支援を行っていく。</p> <p>ユネスコ無形文化遺産継承支援活用事業費：500千円 継承支援補助（1/2、上限500千円） （前年度当初予算：500千円）</p>		
<p>【文化振興課】</p> <p>「地域の文化遺産の保存・継承支援事業補助金」については、令和3年度予算案での内容変更等はなく、同補助金の活用を進めるため、地区市民センターを通じた地域へのPRをはじめ、保存団体等へ個別に同補助金の案内をするなど、丁寧に周知を行っていく予定である。</p>		

地域の文化遺産の保存・継承支援事業補助金：1,400千円
(前年度当初予算：1,400千円)

【観光交流課】

「大四日市まつり 山車等復元に対する助成金交付に関する規約」に基づき、復元や修理を必要とする山車等に対して、大四日市まつり実行委員会の自主財源（基金）から必要に応じて助成を行うものであることから、当初予算措置は行っていない。

【当初予算案への反映状況 / 分科会での確認】

1. 主な意見

Q. 年度末を目途に組織統合を検討していくとのことだったがどうなったか。

A. 社会教育・文化財課と文化振興課が統合に向けて調整中である。なお、社会教育・文化財課が令和4年度策定を目指して四日市市文化財保存活用地域計画の議論を進めており、文化振興課や観光交流課もその議論に参加している。引き続き、市民にとって使いやすい制度を目指して部局間で連携していきたい。

(意見) 方向性は良いと思うが、あまり進んでいない印象を受ける。早急に進めるべきである。

2. 反映状況

分類	備考
①廃止	次年度事業費予算に関連するもの
②縮小	
③拡大	
④新規事業の実施	
⑤その他	事業実施手法の見直し など

総務常任委員長報告（令和3年2月定例月議会）

総務常任委員会に付託されました7議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

議案第83号 四日市市土地開発公社経営健全化基金条例の一部改正について、ないし議案第85号 四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、別段、質疑及び意見はありませんでした。

次に、議案第86号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正及び議案第87号 固定資産評価審査委員会条例の一部改正につきましては、いずれも行政手続の簡素化及び市民の利便性の向上を図るため、押印に関する規定を見直そうとするものであります。

委員からは、今回の押印廃止の動きは、これまで日本に根付いてきた印鑑至上主義に一石を投じるものであり、法令で定められていたり、国の通知等で押印が必要とされている手続き以外は押印を廃止すべきであると考えがどうかとの質疑があり、理事者からは、国からは押印廃止に係るガイドラインがまだ示されていないものもあるが、押印廃止の意義はよく理解しており、市民の利便性向上を第一義として取り組んでいるとの答弁がありました。

また、他の委員からは、押印廃止の例外となっている手続きについて確認する質疑があり、理事者からは、例えば市営

住宅の連帯保証人の実印等、作成者の意思に基づいて作成されたという事実が特に重要な文書や、その他、県内で様式を統一している手続きの中で、まだ押印が必要な手続きなどを除き、押印を廃止し、署名の必要性なども考慮しながら見直しを行ったものであるとの答弁がありました。

また、委員からは、押印廃止に向けた取り組みとあわせて、印鑑登録証明書についても考え方を整理すべきであり、各種手続きにおいて状況を見ながら取り組んでほしいとの意見がありました。

議案第100号 四日市市観光大使設置条例の一部改正については、別段、質疑及び意見はありませんでした。

議案第130号 四日市市職員給与条例の一部改正につきましても、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び関係政令の改廃に伴い、それらの法令を引用していた新型コロナウイルス感染症に係る定義規定を整備しようとするものであります。

委員からは、今後、新たな感染症が流行した場合には、当条例は適応されないのかとの質疑があり、理事者からは、今回の改正は新型コロナウイルスの定義づけをするものであり、新たな感染症に対しては適応されないとの答弁がありました。

以上の経過により、当委員会に付託されました7議案につ

きましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、付託されました議案以外の委員会の所管事務についてであります。令和2年度人権施策推進懇話会及び令和2年度同和行政推進審議会について、調査を実施いたしましたことを申し添えます。

これをもちまして、総務常任委員会の審査報告といたします。

予算常任委員会総務分科会長報告(令和3年4月閉会議会)

総務分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第 135 号 令和 3 年度四日市市一般会計補正予算（第 2 号）について

【財政経営部・経過】

○第 1 条 歳入歳出予算の補正

≪歳入全般≫

Q. 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金については、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の事務費にも充てられるが、その用途を確認したい。

A. 今回の補正予算では、ひとり親世帯分の事務費として、口座振り込み手数料や振り込み通知の郵送料等に使うほか、給付金の支払いに関するシステム改修に活用する予定である。

Q. 事務費には職員の人件費は含まれていないのか。

A. 正職員の時間外手当や会計年度任用職員の報酬などは認められているが、正職員の本給部分については認められない。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分については、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、全体会に送るべきとする事項についても特段ありませんでした。

これをもちまして、総務分科会の審査報告といたします。

4. 所管事務調査報告書

○新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応した避難所運営について

1. はじめに

新型コロナウイルスは世界規模で感染拡大を続けており、我が国においても多くの感染が確認されております。一時は落ち着きを取り戻しつつあると思われた新規感染者数も、緊急事態宣言の解除後、再び増加傾向にあり、予断を許さない状況が続いております。感染防止のためにはいわゆる3密（密閉、密集、密接）を避けることが重要であるとされておりますが、我が国は災害大国であり、地震等の大規模災害に加え、例年全国各地で風水害が発生しております。特に、これからの時期は台風等による被害が想定される場所であり、コロナ禍における感染拡大防止に対応した避難所運営方法の確立が急務であります。

令和2年6月定例会議会において、危機管理監からは新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた避難所運営ガイドライン（試行版）が示され、委員からは様々な意見が出されたところです。この新たなガイドラインに沿った地域の防災訓練を視察し、また、実際に防災訓練に参加することで、考えられる課題を洗い出し、今後想定される災害やその後の避難所運営によりの確に対応していくために、所管事務調査を行ったものであります。

2. 新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応した避難所運営訓練について

(1) 日 時 令和2年7月12日（日） 午前9時から午前11時10分まで

(2) 場 所 浜田小学校 体育館（四日市市北浜田町13番6号）

(3) 参加者 浜田地区自主防災連絡協議会

市職員、浜田小学校教職員

四日市市地区防災組織連絡協議会

総務常任委員会委員（※）

（検証者）三重大学 川口 淳准教授（浜田地区自主防災組織総合アドバイザー）

（検証者）県立総合医療センター感染管理認定看護師

※荻須智之委員長、豊田祥司副委員長、樋口博己委員、村山繁生委員、森川慎委員が参加

(4) 訓練概要

①訓練内容説明

②避難所設置訓練

- i) 体調不良者スクリーニング受付設置訓練
- ii) 発熱者エリア、チェックリスト該当者エリア設置訓練
- iii) 避難所受付及び体育館内エリア、通路設定訓練



(パーティションテント等の設置)

③避難所運営訓練 (避難者受け入れ訓練)



(スクリーニング受付の様子)



(チェックリスト該当者受付の様子)



(避難所受付の様子)



(避難所全景)

④講評

3. 委員からの主な意見

- ・悪天候の場合は避難所入口にスクリーニング用の受付を設置することもままならないなど、有事の際に住民だけで避難所運営が可能かどうか不安に感じた。長期的な避難生活においては新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた避難所運営ガイドラインは有効かもしれないが、緊急時に誰でも対応できるよう、要点を絞ったマニュアルを別途整備する必要性を感じた。
- ・実際には地域住民が中心になって対応しなければならないため、防災訓練を積み重ね、改善を重ねていく必要があると感じた。
- ・体調不良があり、家族とともに避難してきたという設定で防災訓練に参加したが、同行した家族役の方に受付での指示がうまく伝わらず、誤って体調不良者用の避難場所に来てしまうアクシデントがあった。
- ・早期にガイドラインを示し、実際に防災訓練に行って検証したことに大きな意味がある。今年度は新型コロナウイルス感染症拡大を受け、市民総ぐるみ総合防災訓練が中止となってしまったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた避難所運営ガイドラインの内容や今回の浜田地区での防災訓練の反省点を全市的に共有すべきである。
- ・避難所開設当初から感染症対策を意識した避難所運営ができるよう、指定避難所担当職員にもしっかりと研修をすべきである。
- ・各地区で実施される防災訓練においても、今回の防災訓練のように検証者に参加してもらうことが望ましい。
- ・検証者として県立総合医療センター感染管理認定看護師に参加いただいているが、このような立場の人材が必要であるならば、本市としても人材育成に取り組むべきである。
- ・今後購入するパーティションテントなどの資機材を、できるだけ早く各避難所に配置できるよう努めてほしい。

4. まとめ

国及び三重県からの通知に基づき、早い段階から本市の避難所運営ガイドラインの改定作業に取り掛かり、県内他市に先駆けて新型コロナウイルス感染症対策に配慮した防災訓練を実施したことは高く評価できますが、防災訓練に実際に参加することで様々な課題が見えてきました。当委員会として今回の防災訓練を通じて感じた課題等は前記のとおりで

ありますが、コロナ禍における避難所運営をより安全なものにするためには、防災訓練に参加された方々から広く意見を聞き取り、避難所運営ガイドラインに反映させることで実効性を高めていくことが重要であります。

また、新型コロナウイルス感染症との戦いは始まったばかりであり、未知の部分も多く残されております。さらに、国の動きや他市の取り組み状況、専門家の提言等にも柔軟に対応していく必要があります。今後も刻一刻と状況が変わっていくことが想定されますが、その都度、避難所運営ガイドラインの検証を行い、コロナ禍における災害や発災後の避難所生活に係る様々な課題に柔軟かつ的確に対応していかなければなりません。

今回の防災訓練の反省を避難所運営ガイドラインに反映させることはもとより、修正された避難所運営ガイドラインについても完成形とみなすのではなく、常に広く情報を吸収し、避難所運営ガイドラインの検証を継続的に行っていくことを求め、当委員会の報告といたします。

〔委員会の構成〕

委員長	荻 須 智 之
副委員長	豊 田 祥 司
委員	笹 岡 秀太郎
委員	土 井 数 馬
委員	豊 田 政 典
委員	樋 口 博 己
委員	村 山 繁 生
委員	森 川 慎

○これまでの新型コロナウイルス感染症対応を踏まえた本市の危機管理体制について

1. はじめに

中国を発端とした新型コロナウイルス感染症は全世界に拡大し、我が国においても多くの感染者が確認されております。全国に発令されていた緊急事態宣言は5月中旬に解除されましたが、その後、感染の勢力を取り戻し、再び全国的に危機感が強まっています。

新型コロナウイルスに関わる影響は健康面の被害はもちろんのこと、経済に大きな打撃を与えており、多くの国民が生活に苦しんでいます。また、学校等も休業を余儀なくされるなど、影響は多方面に及びます。

感染症に関しては未知の部分も多く、状況に合わせた迅速かつ柔軟な対応が必要であり、特に初動対応が非常に重要となります。今後、第二波、第三波が危惧される中、感染症に起因する様々な危機に的確に対応していくために、本市の危機管理体制について調査を実施することといたしました。

2. 四日市市危機管理指針について

第1章 総則

第1節 目的

1 目的

「四日市市危機管理指針」（以下「本指針」という。）は、危機発生時における、または発生するおそれがある場合に、市民及び滞在者（以下「市民等」という。）の生命、身体、財産への被害を防止・軽減するため、平常時における事前対策並びに応急対策、事後対策の確実な実施を含め、本市における危機管理の枠組みを示すものである。

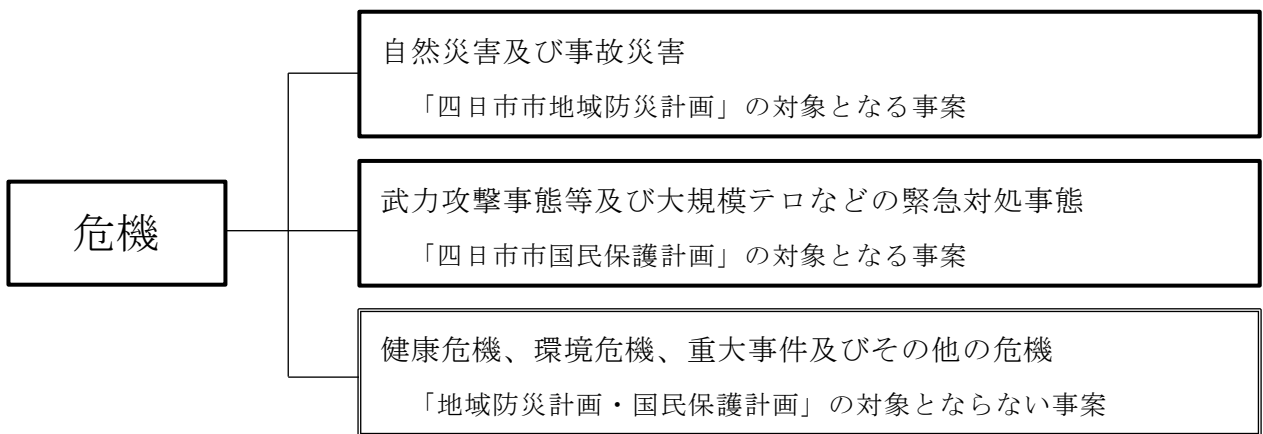
2 基本的な考え方

本指針は、危機発生時の未然防止及び、危機発生時または発生のおそれがある場合の対応について、一般的な原則等を定め、全庁的に考え方の統一を図るものであり、個々の危機への対処方法を個別具体的に定める計画ではなく、共通の考え方を示すことで、全庁的な危機管理の仕組みづくりを目指すためのガイドラインとなるものである。

第2節 対象とする危機

1 危機

本指針に定める危機とは、「市民等の生命、身体、財産に直接的かつ重大な被害を及ぼす事態又は及ぼすおそれがある緊急の事態」をいい、以下のとおり大別する。



2 危機管理

危機管理とは、市民等の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、危機発生の予防、発生時の迅速かつ的確な対応、速やかな市民生活の回復を図ることをいう。

3 対象とする危機

本指針は「健康危機、環境危機、重大事件及びその他の危機」について対処方針を定めるもので、「自然災害及び事故災害」及び「武力攻撃事態等及び大規模テロなどの緊急対処事態」については、「四日市市地域防災計画」及び「四日市市国民保護計画」に基づき対処する。

ただし、財政危機、経済危機、市の組織運営危機など被害が直接的、突発的でない事態は本指針の対象から除くものとする。

また、想定される危機及びその危機を所管する部局は、次のとおりとする。

想定される危機と所管部局（主たる対応部局）

想定される危機		所管部局
健康危機	重大な感染症	健康福祉部
	大規模な食中毒	
	食品・医薬品による健康被害	
	毒劇物漏洩、流出	
	学校給食による健康被害（食中毒、アナフィラキシーなど）	教育委員会
	水道水の水質悪化	上下水道局
	家畜伝染（BSE・鳥インフルエンザ・など）	商工農水部
環境危機	大気・水質・土壌などの環境汚染事故等	環境部
	産業廃棄物の不法投棄	
重大事件	爆発物・乱射等による事件	危機管理監

	暴動・凶悪連続犯罪等の重大事件の発生	
	イベント開催に関わる事件・事故	開催部局
その他の危機	市長などへの危害	政策推進部
	不発弾の処理（事業・工事等の関連）	事業部局
	不発弾の処理（民間開発等）	危機管理監
	ライフラインの大規模な停止	危機管理監
	大規模な断水・濁水・濁水	上下水道局
	市が管理する公共施設等における事件・事故	施設管理部局
	公共工事における大規模な事故	事業部局
	大規模事業所における事故	商工農水部
	学校施設・児童生徒に対する事件・事故	教育委員会
	修学旅行をはじめとした県外学習中の事故	
	児童生徒による重大な犯罪	
	保育園・幼稚園・こども園・学童保育所における事件・事故	こども未来部
	福祉施設等における事件・事故	健康福祉部
	地区市民センターにおける事件・事故	市民文化部
	サイバーテロ等による情報システムの事件・事故	総務部

* 所管部局が不明確、または複数にまたがる場合は、危機管理監が所管部局または主たる対応部局を決定する。

第3節 責務

1 危機管理監の責務

危機管理監は、市の危機に対する管理能力向上のための企画、調整を行うとともに、全庁的な対応が必要な危機が発生した場合は、関係部局及び関係機関が連携して効果的な対策が講じられる体制を構築しなければならない。

2 各部局の責務

各部局は、四日市市事務分掌条例等に規定する事務分掌に従い、定められる危機ごとの責任部局であり、当該危機の危機管理を行う。

部局が所管する事務に関連して想定される危機に備え、別表に基づき危機管理マニュアル（以下「マニュアル」という。）を作成し、予防措置に努めるとともに、危機の発生時にはマニュアルに基づき迅速・的確な対策を講じなければならない。

3 職員の責務

職員は、自らの職務及び職責に応じて、常に起こり得る危機を想定し、その対策について検討するとともに、情報の収集や訓練などを通じ、必要な技術や知識の習得に努めなければならない。

第2章 危機管理体制

第1節 危機管理マニュアルの作成

1 マニュアルの作成

各危機に対応する部局は、所管する事務に関する平常時の危機管理、危機発生時の対応及び危機収束時の対応を迅速かつ的確に行うため、それぞれの危機ごとに対応するマニュアルを作成することとし、危機管理監はこれを支援する。

なお、マニュアルの作成にあたっては、関係部局及び関係機関等と十分協議・調整することとし、作成後は速やかに危機管理監に報告する。

2 マニュアルの見直し

各部局は、関係法令の改正、本指針の改正、事後評価等によるマニュアルの見直しを適宜適切に行う。

なお、マニュアルの見直しを行った場合は、速やかに危機管理監に報告するとともに、関係部局、関係機関に周知する。

3 指定管理者を導入している場合等のマニュアル作成及び運用基準

- (1) 指定管理者を導入している場合は、市と指定管理者が協議のうえ市側の所管部局が、当該業務または施設に係るマニュアルを作成し、共同で研修・訓練などを実施する。
- (2) 業務委託を行っている場合は、当該業務または施設に係るマニュアルを市側の所管部局が作成するとともに、受託業者の研修・訓練を実施する。
- (3) 当該業務または施設に係る危機が発生した場合には、市側の所管部局は主体性をもって当該危機に対処する。

第2節 危機管理担当者

1 危機管理監

危機管理監は、市長の指揮を受け、四日市市における危機管理対策を強力に推進するため、各部局と連携を図りながら、危機管理に関する事務を統括する。

また、必要に応じ、市長に対し、危機管理対策に関する必要な措置について意見具申を行う。

危機発生時には、庁内の危機管理体制の統括、総合調整、関係機関との連携を図る。

2 危機管理責任者（部局長）

各部局の長は、危機管理責任者として、部局における危機管理体制の整備、及び部局が所管する危機事象への適切な対応に関して、責任を負う。

また、危機を所管する所属の長に対して、マニュアルの作成を指示する。

危機発生時には、部局が行う危機対策の指揮をとる。

3 危機管理主任（所属長）

各所属の長は危機管理主任として、所属における危機管理体制の整備、及び所管する危機事象への適切な対応に関して責任を負う。また、部局における危機管理に関し、危機管理責任者を補佐し、部局内の各所属間及び部局間の調整を図る。

危機発生時には、危機管理責任者を補佐し、適切な対応に資せるよう、所属職員を指揮監督する責任を負う。

4 危機管理室

危機管理室は、市が行う危機管理対策の中心となり、全庁的な視点での危機事態に関する情報の収集や各部局が行う危機管理に対し、支援・協力を行う。

また、報告された危機情報や対応結果情報を集約分析して、全庁的に共有化を図るとともに、職員の危機管理意識の高揚や対応能力の向上を図るために行う教育訓練を企画、実施する。

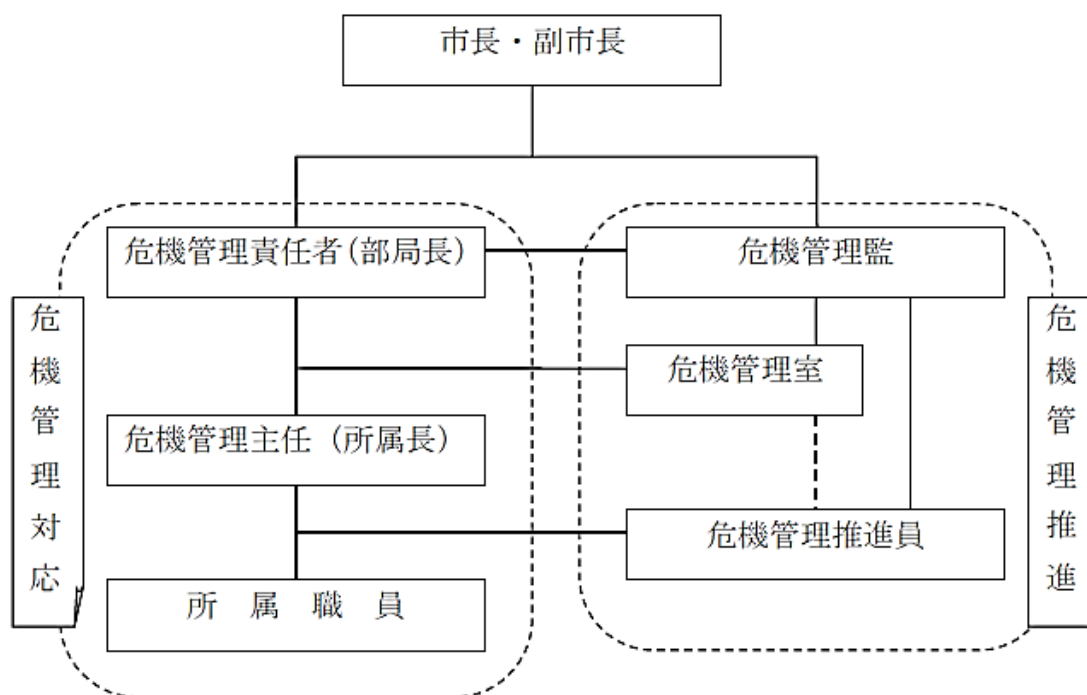
危機発生時には、危機管理監が臨機の措置を講じられるよう補佐する。

5 危機管理推進員（情報責任者）

部局及び所属における危機管理に関して、部局内の各所属間の調整を図りながら、危機管理対策を積極的に推進するため、所属内に危機管理推進員をおくものとし、危機管理推進員は所属長が指名する。

危機発生時には、危機管理主任を補佐し、情報責任者として危機情報を整理し、一元的に管理する。

危機管理担当者概念図



第3節 危機対応レベル

危機に対し適切な対応をするため、その状況や被害の規模に応じて次のように分類する。

危機対応レベル	定義
注意体制 (通常の業務体制の範囲内)	危機の兆候、軽微な人的・物的被害の発生など通常の業務体制で十分対応が可能な規模の危機。
警戒体制 (部局対応が必要な危機)	緊急な対応の必要、重大な人的・物的被害の発生など通常の業務体制では対応が困難な規模で、部局での対応が必要と判断される危機。
非常体制 (甚大な規模の危機)	状況や被害の規模、拡大の可能性、社会的に及ぼす影響の範囲が甚大で、全庁的な対応が必要な危機。

第4節 危機対応のための体制

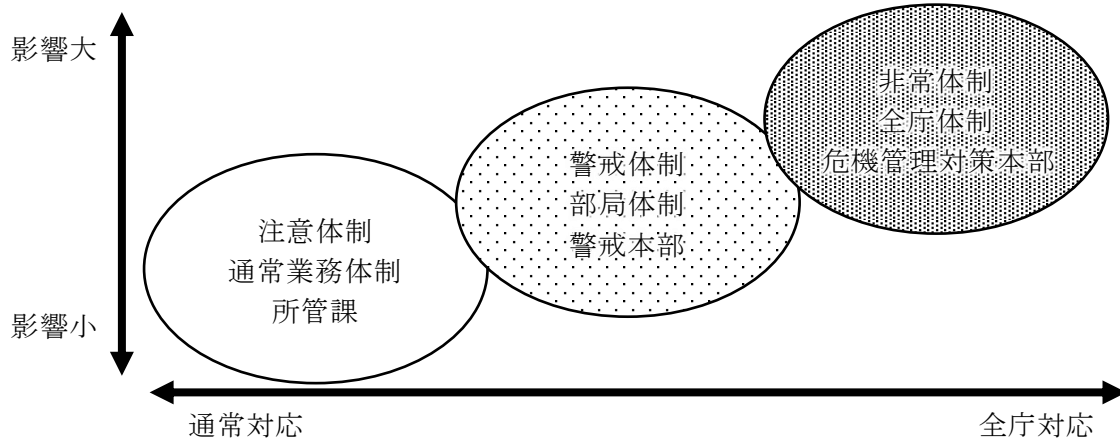
1 危機に対応する体制

各危機に対して、迅速かつ的確な対応が行えるよう、危機対応レベルごとに危機管理体制をとるものとする。

危機対応レベル	危機管理体制
注意体制 (通常の業務体制の範囲内)	それぞれの危機に対応する所管課
警戒体制	危機の所管部局長を本部長とする警戒本部を設置

(部局対応が必要な危機)	
非常体制 (甚大な規模の危機)	市長が危機管理対策本部を設置

危機対応イメージ



2 警戒本部

警戒本部での役割は次のとおりとする。

- (1) 所管の部局は、当該危機に対応するため部局長（危機管理責任者）を長とする警戒本部を設置する。
- (2) 危機管理監は、警戒本部の運営を補佐し、危機管理体制を統括する。
- (3) 消防長は、四日市市警防規程等に定める災害等の危機発生時に、必要に応じ、主に危機対応の活動面において警戒本部長を補佐する。
- (4) 所管部局の職員は、マニュアルに定めるそれぞれの役割に応じて、迅速かつ的確に対処し、危機の收拾に当たる。
- (5) 関係部局の職員は、警戒本部の運営に係る事務を補佐し、助言及び支援を行う。

3 危機管理対策本部

危機管理対策本部の構成は次のとおりとし、当該危機の規模に応じて四日市市地域防災計画の職員配備体制を準用する。

四日市市危機管理対策本部の構成

本部長	市長
副本部長	副市長、危機管理監
特別本部員	総務部長、政策推進部長、財政経営部長、都市整備部長、消防長、 上下水道事業管理者
本部員	教育長、市民文化部長、健康福祉部長、子ども未来部長、

	シティプロモーション部長、商工農水部長、環境部長、 スポーツ・国体推進部長、会計管理者、議会事務局長、監査事務局長、 病院事務長
--	--

また危機管理対策本部の庶務は、危機管理監危機管理室において処理する。

4 緊急対応が必要な場合等の主たる対応部局の決定と対応

- (1) 所管部局が明らかでない危機が突発的に発生し、緊急対応が必要となった場合は、危機管理監が主たる対応部局を決定する。
- (2) 所管する部局が複数に及ぶ危機が発生した場合、危機管理監が主たる対応部局を決定し、主たる対応部局を中心に関係部局が連携・協力して対処する。
- (3) 主たる対応部局決定までの間は、危機管理監が初動対応を行う。
- (4) 危機管理監は主たる対応部局の決定にあたり、必要に応じて関係部局と協議を行うとともに市長・副市長の指示を仰ぐものとする。

5 業務継続

大規模災害や国民保護法が想定する有事、新型インフルエンザ等の感染症、その他の市民生活に甚大な影響を与える危機の発生時において、市民生活に密着する行政サービスの提供や市の基幹業務などは、危機発生時においても継続して実施することが求められており、このような危機発生時において、市として実施すべき業務をなるべく中断させず、また中断した場合においても、早急の復旧を行うため次の点について検討、整理を行い業務継続の取り組みを進めることとする。

- (1) 各部局は、危機発生時に非常時優先業務を把握すること。
- (2) 各部局は、非常時優先業務を実施するに際して支障となるような資源（職員や資機材等）を把握すること。
- (3) 危機発生時には、必要に応じて、部局間での職員の配備に関して、応援・受援を行うこととし、そのための準備（動員可能人員の把握や応援、受援の方針の確認など）を行うこと。

※非常時優先業務：「応急業務」と「継続の必要性の高い通常業務」を合わせた業務で、大規模災害等の発生時に市として実施・継続すべき業務。

第3章 平常時の危機管理

第1節 危機管理能力・意識の向上

1 各部局の危機管理能力の向上

各部局は、危機発生時の被害や影響を回避・軽減するため、常に危機に対応できるよう起

こり得る事態を想定し、マニュアルの実効性を高めるためそれに対処すべき体制、人員、資器材及び行動の手順などについて備え、必要な訓練を行う。

2 職員の危機に対する意識の向上

職員は、自己の職務や職務によって必要な危機管理の知識や技術の向上に努める。

また、職員の危機に対する意識の向上を図るため、危機管理監は、職員研修所と連携し危機管理一般に関する研修を行い、各部局は、関係部局と連携し個別の危機を想定した研修を行う。

3 市民に対する危機意識の啓発

各部局は、危機発生の防止や、危機発生時の被害軽減が図られるよう、市民に対し具体的な危機の発生を想定した啓発を実施する。

第2節 平常時の業務

1 危機事象による被害等の想定

各部局は、所管する危機事象およびその対策の現状を把握するとともに、把握した現状を基に、その被害の程度と影響の大きさ等を想定し、マニュアルに明記する。

2 平常時における情報の収集及び伝達

各部局は、通常業務で収集できる情報を積極的に収集し、その内容が危機に発展しないかその情報を分析し、迅速な対応が取れるよう努める。

3 夜間・休日等の連絡体制の整備

各部局は、夜間休日等においても情報の収集・伝達が行えるよう連絡体制を整備する。

4 危機予防対策の実施

各部局は、関連部局と協力し、適宜適切に、次の危機予防対策を講じる。

(1) 点検活動

各部局は、危険な状況を生じさせる原因となるものを排除するため、安全点検等の日常の維持管理を行うとともに、危機の対象となるものの調査等を実施する。

(2) 市民への広報

危機の発生のおそれがある時、発生を回避したり、市民の不安を解消したりするために、市民にホームページや広報等で迅速・的確な情報提供に努めるとともに、市民からの問合せの窓口を設置する。

①発信内容

- ・危機予測情報や注意喚起情報
- ・危機を予防するための行動の留意点

②発信上の留意点

情報の収集や情報の内容確認等は、各部局の情報責任者が中心となってい、市民に対する広報や報道機関に対する情報提供は、シティプロモーション部と連携し行う。

危機予測情報や注意喚起情報を発信する場合、各部局は情報の事実確認等を慎重に行うとともに、いたずらに市民の不安を助長することがないように配慮する。

5 関係機関との連携

各部局は、危機管理に関し平常時より、関係機関と連携し情報収集等に努めるとともに、危機発生時においても連携して迅速・的確な対策が実施できるよう関係機関の窓口、連絡先を把握する。

6 資機材の整備

各部局は、危機の発生に備え、必要な資機材を備蓄・整備する。備蓄に適さない物資については、関係者と協議し円滑な調達が図れるように調整する。

第4章 危機発生時の対応

第1節 初動措置

1 情報の収集

各部局は、危機発生時または発生のおそれがある場合、警察・消防その他関係機関の協力を得て、正確・迅速に情報を収集する。

収集した情報、対策の実施状況についての情報、被害状況等の情報は、各部局において一元的に管理し、事態の推移に伴う対策等の判断の基礎にするとともに、危機収束後には評価の資料とする。

2 情報の伝達

各部局は、予め確立した連絡体制により収集した情報を速やかに部局長に報告する。

なお、危機発生時には迅速な初動体制の確立が被害の拡大を防止するうえで極めて重要であるため、断片的な情報であっても速やかに報告し、詳細は追加情報として続報で報告する。

報告する内容は概ね次の項目とし、客観的な事実を時系列で整理し、報告を行う。

- ・情報元
- ・発生場所・時間

- ・危機の概要
- ・被害等の具体的状況、拡大の可能性
- ・所管部局の応急措置及び関係機関の対応

3 市長への報告

(1) 発生報告等

危機発生時、所管の部局長もしくは主たる対応部局長は、危機の発生報告又は被害状況等を速やかに、市長・副市長へ報告する。

また、当該部局長は、市長・副市長への報告にあわせて、危機管理監、関係部局へ報告するものとする。

(2) 応急対策等の詳報

危機の詳細及び応急対策の詳報については、原則として所管の部局長もしくは主たる対応部局長が、危機管理監同席のもと市長に報告するものとし、必要に応じて関係部局が同席する。

4 市議会への報告

所管の部局長もしくは主たる対応部局長は、市議会へ必要な報告を行う。

方法、内容及び時期等について、議会事務局と連絡を取り合って行うこととする。

5 危機管理体制の決定

所管の部局長もしくは主たる対応部局長は、発生した危機が軽微な人的・物的被害の発生にとどまり、拡大の可能性がない場合や緊急に対処する必要がない場合などを除き、発生した危機の規模、被害状況及び緊急度に応じて、危機管理監と協議のうえ、必要な危機管理体制をとる。

危機の規模や被害状況等が発生時より拡大した場合又は縮小した場合には、柔軟かつ速やかに、適切な危機管理体制に移行させ対応する。

なお、危機管理体制の決定・変更にあたっては、必要に応じ市長・副市長の指示を仰ぐものとする。

第2節 注意体制（通常業務の範囲）と判断された場合の対策

当該危機が注意体制（通常業務の範囲）と判断された場合、各部局はその通常業務の体制にて対応を行う。

所管の部局長は、危機管理監及び関係する各部局と連絡を密にし、不測の事態に備える。

危機の規模が拡大又は拡大するおそれがある場合、あるいは社会的な影響が大きいと判断

される場合には、危機管理監に警戒本部の設置の協議を行い、警戒本部を設置する。

第3節 警戒体制（部局対応が必要な危機）と判断された場合の対策

1 警戒本部の設置

当該危機が警戒体制（部局対応が必要な危機）と判断された場合、所管の部局長もしくは主たる対応部局長は警戒本部を設置し、マニュアルに基づき、迅速かつ的確に対処する。

警戒本部を設置した場合、当該部局長は直ちに市長・副市長に報告する。

なお、その後の状況や被害の規模、拡大の可能性、社会的に及ぼす影響の範囲が甚大で、全市的な対応が必要と判断される場合には、危機管理監に危機管理対策本部の設置を要請する。

2 応急対策の実施

所管の部局長は、危機管理監と協議の上、以下の応急対策を適切に行う。

なお、応急対策を実施するにあたり、部局内だけで対応できない場合は、他部局の応援を得ることができる。

この場合、危機管理監は担当部局と応援部局との調整を行う。

(1) 被害者への対応

人的被害が発生した場合は、人命の救出及び市民等の安全確保を最優先し、消防・警察及び自主防災組織等の関係機関・団体の協力を得て、二次災害が発生することのないよう、安全性を確認したうえで、被害者の救出・救助を行うとともに、負傷者に対し必要な応急手当を行う。

(2) 被害の拡大防止

① 避難誘導

危機により、人的な被害が発生するおそれがあり、避難の必要性を判断したときは、避難対象区域、避難先、避難ルート等を定め、関係機関等の協力を得て避難誘導を行う。

② 二次被害の防止

危機による被害の拡大と二次被害を防止するため、関係機関等の協力を得て、危険施設や区域の安全点検、立入りの制限、その他必要な防止措置を講じる。

3 警戒本部の廃止

所管の部局長若しくは主たる対応部局長は、当該危機が収束したと認めたとき、又は危機管理対策本部が設置されたときは、警戒本部を廃止する。

第4節 非常体制（甚大な規模の危機）と判断された場合の対策

1 危機管理対策本部の設置

当該危機が非常体制（甚大な規模の危機）と判断された場合、市長は危機管理対策本部を設置し、全庁的な体制をもって迅速かつ的確に対処する。

2 応急対策の実施

前節2における警戒本部の応急対策を踏まえたうえで、「四日市市地域防災計画」の「災害」を「危機」に読み替え、その事務分掌を準用し、迅速かつ的確に対処し、危機の收拾を図るものとする。

なお、当該危機の所管部局が対応に追われ、地域防災計画上の事務分掌を十分に遂行できない場合、調整のうえ、柔軟に動員体制を組みかえることができるものとする。

3 危機管理対策本部の廃止

市長は、当該危機が収束したと認めたとき、あるいはその他本部を置く必要がないと認めたときは、危機管理対策本部を廃止する。

第5節 広報・情報提供活動

1 市民への情報提供

各部局は、情報責任者を中心に一元的な情報管理を行い、危機発生時の混乱を防止し、市民等の安全・安心を確保するため、概ね次の事項を中心に、携帯電話メール、市のホームページ、広報誌、ケーブルTV、コミュニティFMなど、利用可能な媒体により迅速かつ的確に情報を提供する。

- ・危機の発生状況（経過、被害状況）
- ・発生の原因
- ・二次災害の危険性
- ・市民が取るべき適切な対応
- ・応急対策の実施状況及び窓口
- ・災害時要援護者への支援の呼びかけ
- ・生活関連情報

2 報道機関への情報提供

報道機関への情報提供に当たっては、危機の規模、態様に応じて、記者会見、資料提供等の方法により速やかに行うこととし、その方法、内容及び時期等について、シティプロモーション部と緊密な連絡を取り合って行うこととする。

危機発生時の報道機関に対する情報の発表は、次により行う。

(1) 重要事項の発表

被害が甚大な場合の被害状況、応急対策等の重要な事項についての発表は、市長、副市長が行う。

(2) 全庁的又は複数部局の対応を要する場合の発表

全庁的又は複数部局の対応を要する場合の被害状況、応急対策等の発表は、主たる対応部局長が行う。

ただし、主たる対応部局長が行うことができない場合は、危機管理監又は主たる対応部局長が指定する者が行う

(3) 所管部局が対応する場合の発表

所管部局が対応する場合の被害状況、対策等についての発表は、所管の部局長が行う。

第5章 危機収束時の対応

第1節 安全確認

所管の部局長若しくは主たる対応部局長（危機管理対策本部を設置した時は、市長。）は、危機に係る応急対策が概ね完了し、新たな被害の発生や拡大のおそれがないと判断した場合は、速やかに安全確認を行うものとする。

安全確認された場合は、報道機関を通じて公表するとともに、携帯電話メール、市のホームページや広報誌、ケーブルTV、コミュニティFMなど、利用可能な媒体を活用して広く市民に周知する。

第2節 被害者への支援等

各部局は、被害を受けた市民からの相談に対処するため、必要に応じ相談窓口を開設する。

また、危機による負傷・疾病又は生活環境の激変等による健康不安などに対処するため、必要に応じ保健所、医療機関等の協力を得て健康相談を実施する。

第3節 事後評価と危機対応力の向上

1 事後評価

各部局は、危機の収束後に危機対応を時系列に整理・記録するとともに、連絡体制や実施した対策についての評価、課題の抽出、改善策の検討を内容とする事後評価を行う。

2 危機対応力の向上

各部局は、事後評価をもとに、必要に応じマニュアルの見直しを実施し、予防対策や危機対応力の向上に努める。

別表 危機管理マニュアルの基本項目と構成例

項目	細目	内容
1. 総則	目的	危機管理マニュアル作成の目的を記載する。
	基本方針	基本的な対処の方針や考え方等を記載する。
	対象とする危機	本指針の対象とする危機で各部局の責務に基づき当該マニュアルの対象危機を定める。
	危機管理に対する役割	① 部局の役割を明記する。 ② 当該危機の関連部局とその主な役割を整理する。
2. 危機管理の体制	決定基準	レベルごとの決定基準を記載
	対応する危機管理体制	レベルごとの危機管理体制の構成について記載する。 特に、情報収集、対応策の決定、庁内・関係機関への連絡、広報など担当者をできるだけ具体的に定めておく。
3. 平常時の危機管理	危機予防対策	当該危機を未然防止するための平常時の活動を記載する。（市民への啓発・情報提供、施設の巡回等）
	被害想定	当該危機の被害想定を行い、緊急時に必要な対応策を検討するための基礎資料とする。
	緊急連絡先の整備	関係部局や関係機関等との連携事項、及び連絡手段・ルートを整理し、連絡先一覧等を作成する。
	職員研修、訓練	研修等の実施方法・内容について記載する。
	資機材の整備	必要な資機材の備蓄、補給計画について記載する。
4. 応急対策	初期対応	危機発生時の第一報を受けた後の対応について記載する。（夜間・休日対応できるように）
	情報収集・連絡・管理	① 収集・連絡体制 ・収集・連絡ルートと基本ルール ・夜間・休日の緊急連絡ルート （連絡手段等も具体的に） ・庁内及び関係機関への連絡 ② 情報の整理・一元化・共有化 ・危機情報の整理と一元管理ルール
	応急対策	危機発生時の応急対応・被害軽減措置について、汎用的な実施行動項目・手順及び実施者等を可能な限り記載する。
	広報広聴	① 市民への情報提供

		② 報道機関対応 ③ 市民からの問い合わせ窓口
5. 事後対策	安全確認	被害状況の最終確認、安全宣言
	被害者対策	相談窓口の設置など
	復旧対策	① 市民生活、施設等の復興・復旧 ② 事後の安全確認
	事後評価	① 危機対応の整理・記録 ② 事後評価の方法など

3. 四日市市健康危機管理対策指針について（抜粋）

「第3章 緊急時の対応 3 緊急時の体制」中

（2）四日市市健康危機管理対策本部の設置

- ・被害の拡大が予想され、大規模で社会的影響が大きく、全庁的な対応が必要と考えられる健康危機が発生した場合は、健康福祉部長は市長、副市長と協議を行い、全庁一丸的な対応が必要であると判断した時は、「四日市市健康危機管理対策本部」を設置し対応する。
- ・本部長を市長とする。
- ・四日市市健康危機管理対策本部の事務局は健康福祉課とする。

4. 四日市市新型インフルエンザ等対策行動計画について（抜粋）

「6 本市行動計画の主要6項目 1)実施体制」中

（1）市の実施体制等（発生前）

未発生期においては、健康福祉部及び危機管理室において、部間での情報共有及び非常時対応体制の整備等を行う。

（2）市の実施体制等（発生後）

国が政府対策本部を設置した場合、本市は直ちに特措法に基づかない任意の本市対策本部を設置することとし、政府対策本部長が緊急事態宣言を行った場合には、直ちに特措法に基づく本市対策本部と位置付ける。

なお、任意で設置する本市対策本部の組織及び職務等については、特措法及び四日市市新型インフルエンザ等対策本部条例に準ずるものとする。

5. 四日市市健康危機管理対策本部設置要綱について（抜粋）

（組織）

- 第3条 対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。
- 2 本部長には市長を、副本部長には副市長及び危機管理監を充てる。
 - 3 本部員は、四日市市庁議規程（昭和52年訓令甲第26号）に定める部長会議の構成員とする。
 - 4 本部長は、各健康危機事象に応じて、必要があると認めたときは、その都度本部員を追加することができる。
 - 5 各部局の所掌事務は、「四日市市地域防災計画」に定める「市及び防災関係機関の防災上の事務又は業務の大綱」を準用する。

（運営）

- 第4条 本部長は、対策本部の会議を招集し、これを主宰する。
- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長が不在のときは、健康福祉部を所掌する副本部長がその職務を代理する。

（事務局）

- 第5条 対策本部の事務局は、健康福祉部健康福祉課及び危機管理室が行う。
- 2 健康福祉課は、健康危機に関する専門的な事項について所掌する。
 - 3 危機管理室は、全庁的な対応が必要な事務の調整等について所掌する。

6. 新型コロナウイルス感染症対策に関連する主な内容

(危機管理室)

		四日市市	国と県の動向
1月	16日		国内1例目感染者確認確認（神奈川県在住）
	30日		県内1例目感染者確認 政府および三重県が新型コロナウイルス感染症対策本部を設置
	31日	第1回 四日市市健康危機管理対策本部員会議 開催	
2月	10日	帰国者・接触者相談センター開設	
	18日	第2回 四日市市健康危機管理対策本部員会議 開催	
	25日	第3回 四日市市健康危機管理対策本部員会議 開催 四日市市主催行事等の中止（3/15まで）	
	27日		総理大臣が全国一斉休校（3/2～）を要請
	28日	第4回 四日市市健康危機管理対策本部員会議 開催 小・中学校の臨時休校決定（3/5～3/24）	
3月	6日	第5回 四日市市健康危機管理対策本部員会議 開催	
	10日	第6回 四日市市健康危機管理対策本部員会議 開催 四日市市主催行事等の中止、市公共施設等の休業を延長（3/31まで）	
	13日	議会より『新型コロナウイルス感染者対応について』収受【5つの提案項目】	
	18日	市内1例目（県内9例目）感染者確認	
		第7回 四日市市健康危機管理対策本部員会議 開催	
	23日	第8回 四日市市健康危機管理対策本部員会議 開催	

	24日	『新型コロナウイルス感染者5つの提案に対する回答について』議会報告	
	25日	第9回 四日市市健康危機管理対策本部員会議 開催	
	26日	第10回 四日市市健康危機管理対策本部員会議 開催	新型インフルエンザ等特別措置法に基づき政府、県が対策本部設置
	27日	四日市市主催行事等の中止、市公共施設等の休業延長を公表（4/12まで） ◎「本市独自の緊急支援策・第1弾」を公表 （セーフティネット資金保証料補助金、中小企業振興資金保証料補給金等）	
	30日	第11回 四日市市健康危機管理対策本部員会議 開催	
4月	6日	第12回 四日市市健康危機管理対策本部員会議 開催	
	7日		政府から7都府県に『緊急事態宣言』 （東京都、埼玉県、神奈川県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県）
	8日	第13回 四日市市健康危機管理対策本部員会議 開催	
	10日	小・中学校の臨時休業を公表（4/15～5/6まで） 四日市市主催行事等の中止、市公共施設等の休業延長・拡大を公表（5/6まで） 『市長から市民へのメッセージ』（1回目）	愛知県が県独自の『緊急事態宣言』 岐阜県が県独自の『非常事態宣言』 三重県が県独自の『感染拡大阻止緊急宣言』 三重県が『緊急事態措置』を公表
	16日	市内2例目（県内26例目）感染者（死亡後陽性）確認 第14回 四日市市健康危機管理対策本部員会議 開催	政府の『緊急事態宣言』対象が全国に拡大（期間：5/6まで） 13都道府県が「特定警戒都道府県」指定 （東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県、北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府）

	17日	第15回 四日市市健康危機管理対策本部員会議 開催	
	18日	市内3例目（県内34例目）感染者確認 第16回 四日市市健康危機管理対策本部員会議 開催	
	19日	市内4例目（県内36例目）感染者確認 第17回 四日市市健康危機管理対策本部員会議 開催	
	20日	市内5, 6, 7例目（県内37, 38, 39例目）感染者確認 第18回 四日市市健康危機管理対策本部員会議 開催	
	21日	市内8例目（県内41例目）感染者確認 第19回 四日市市健康危機管理対策本部員会議 開催 ◎「本市独自の緊急支援策・第2弾」を発表（飲食店応援さきめし券）	
	22日	市内9例目（県内42例目）感染者確認 第20回 四日市市健康危機管理対策本部員会議 開催	
	23日	『市長から市民へのメッセージ』（2回目）	
	24日	◎「本市独自の緊急支援策・第3弾」を発表 （水道基本料金半年間無料化、ひとり親家庭等生活困窮対策給付金の支給等）	
	27日	第21回 四日市市健康危機管理対策本部員会議 開催 小・中学校の臨時休業の延長を決定（5/31まで） 四日市市主催行事等の中止、市公共施設等の休業延長を発表（5/31まで） 政策推進部内に新型コロナウイルス感染症対策室を設置	
	28日	『新型コロナウイルス感染症対策に係る寄贈品の受領について』①を発表	
	30日	議会より『新型コロナウイルス感染症対策に対する緊急要望について』収受	
5月	4日		政府が『緊急事態宣言』を5/31まで延長
	5日		三重県が『緊急事態措置 ver.2』を発表

	6日	第22回 四日市市健康危機管理対策本部員会議 開催	
	11日	『新型コロナウイルス感染症対策に係る寄贈品の受領について』②を公表	
	12日	主管課長会議開催	
	14日	第23回 四日市市健康危機管理対策本部員会議 開催 『小・中・幼、こども園（教育認定）の再開について』を公表 (5/18より段階的再開、5/25～通常運営)	北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府、兵庫県を除き『緊急事態宣言』解除
	15日	第24回 四日市市健康危機管理対策本部員会議 開催 『市主催行事中止等の対応方針見直し』①を公表	三重県が「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』」発表
	19日	令和2年度5月補正予算（第2号）議決	
	21日		京都府、大阪府、兵庫県の『緊急事態宣言』解除
	22日	『新型コロナウイルス感染症対策に対する緊急要望について』議員説明会	
	25日		北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県の『緊急事態宣言』解除（全国解除）
	26日	第25回 四日市市健康危機管理対策本部員会議 開催	三重県が「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』 ver. 2」発表
	27日	『市主催行事中止等の対応方針見直し』②を公表	
6月	17日	第26回 四日市市健康危機管理対策本部員会議 開催	
	18日	『市主催行事中止等の対応方針見直し』③を公表	
7月	2日	令和2年度6月補正予算（第3号）、（第4号）議決	
	8日	『市主催行事中止等の対応方針見直し』④を公表	
	23日	市内10例目（県内60例目）感染者確認 第27回 四日市市健康危機管理対策本部員会議 開催	

(新型コロナウイルス感染症対策室)

<これまでの経緯および予定>

4月27日(月)国の緊急経済対策の一環として、国民一人あたり10万円を給付する「特別定額給付金」事業を担当するほか、下記の業務を所管する組織として政策推進部に「新型コロナウイルス感染症対策室」を市役所本庁舎11階に設置

- ・主な業務 ①感染症対策に係る全庁的な施策の調整及び広報に関すること
②新型コロナウイルス感染症対策に係る給付に関すること

・人員体制 室長1名、専任職員5名、兼務職員25名、計31名

5月2日(土)オンライン申請を開始〔5月15日(金)振込開始 ※7月末で受付終了〕

5月18日(月)順次申請書の発送を開始〔5月26日(火)振込開始〕

5月29日(金)給付業務を迅速に進めるため兼務職員12名の追加

7月3日(金)「四日市市中小企業等持続化給付金」の受付を開始
(7/22現在問い合わせ330件、申請42件)

8月3日(月)「四日市市ひとり親世帯臨時特別給付金」の受付を開始予定

<特別定額給付金の状況>

・本市の給付対象者・受給対象件数(世帯)

基準日(令和2年4月27日)において、住民基本台帳に記録されている市民

給付対象者数(及び金額) 311,756人(311億7,560万円)

受給対象件数(世帯数) 141,143件

・コールセンターへの問い合わせ件数合計13,365件(1日で最大1,316件)

・最大動員人員約150名(派遣職員も含む)

・7月22日時点の申請、支給状況

	郵送申請	オンライン申請	合計
申請受理件数(%)	133,731(94.7)	4,253(3.0)	137,984(97.8)
支給件数(%)	133,342(94.5)	3,694(2.6)	137,036(97.1)
支給総額(%)	297億8,030万円(95.5)	8億6,330万円(2.8)	306億4,360万円(98.3)

特別定額給付金 給付状況



7. 委員からの主な質疑・意見

(体制について)

Q. 新型コロナウイルス感染症対策室の人員体制について確認したい。また、身体の不調を訴える職員等はいなかったか。

A. 現在の室の人員体制は、専任職員は室長を含めて6名、加えて兼務職員が当初からの25名と給付業務を迅速に対応するために5月29日に増員された12名を加えた合計37名である。派遣職員については業務がひっ迫していた時期から削減し、現在は40名であり、コールセンターの人員も3名としている。また、職務に当たった人員の中で新型コロナウイルスの感染が疑われる症状を訴えた者はおらず、各々が体調に十分注意する中で業務を行ってきた。

(意見) 専任職員は多くの時間外労働を行ったと聞いており、引き続き、兼務職員等も含めて体調管理に気を付けてほしい

Q. 今回の感染症対策では四日市市健康危機管理指針に従って四日市市健康危機管理対策本部を設置している一方、第13回から第25回の四日市市健康危機管理対策本部員会議は四日市市新型インフルエンザ等対策行動計画に従って議論を行ったとの報告もあったが、それぞれの法令としての位置付けを確認したい。四日市市健康危機管理指針の方が四日市市新型インフルエンザ等対策行動計画よりも上位の位置付けなのか。

A. 四日市市健康危機管理指針に沿って四日市市新型インフルエンザ等対策行動計画を策定したものである。

- Q. 新たに法整備等はせず、すべて既存の法令等に従って対応したということか。
- A. 四日市市新型インフルエンザ等対策行動計画に当てはめて行動した。
- Q. 今回の新型コロナウイルス感染症の影響は健康被害にとどまらず、経済にも大きな打撃を与えている。経済的な支援策と四日市市新型インフルエンザ等対策行動計画は連動しているのか。
- A. 本来、経済対策や生活支援策は四日市市健康危機管理対策本部の所掌事務外であるが、国や県の対策本部ではそれらも包括して議論を行っており、本市でも要綱上のその他に含むものとみなし、各部局が立案してきた施策を四日市市健康危機管理対策本部において検討している。
- Q. 四日市市健康危機管理対策本部の中で経済対策等をどのように連動していくのかという判断は、本部長である市長が行うのか。または、副本部長である両副市長及び危機管理監の中で協議が行われるのか。
- A. 体制として感染症対策と経済対策等を連動させる仕組みにはなっておらず、各部局が必要と思われる施策を検討し、提案してきているのが現状である。
- Q. 自然災害により家屋への被害が発生することもあり、災害と経済的支援は密接に関係するはずである。自然災害に関する災害見舞金等についてはどのように対応しているのか。
- A. 災害見舞金については、家屋への被害状況の調査や罹災証明の発行等を各部局が役割分担して対応している。
- (意見) 災害と経済対策や生活支援は密接に関係しており、自然災害で破壊されたインフラを速やかに復旧すると同様に、市民への支援をいかにスムーズに行うか、支援の在り方を検討してほしい。
- (意見) 四日市市健康危機管理対策指針には危機管理監の位置付けが明記されていない。今回のような大規模な感染症の被害は想定していなかったと思われるので、今後、よりの確に対応していけるよう、同指針の修正も必要であると考えます。
- Q. 四日市市健康危機管理対策本部設置要綱には危機管理室が事務局を務めることが明記されているが、四日市市健康危機管理対策指針との整合性を確認したい。
- A. 健康福祉部で作成したものだが、整合性が取れていないように感じる。
- Q. 四日市市健康危機管理対策本部ではどのような情報が報告されているのか。
- A. 各部局の方針を報告している。例えば、陽性者が確認された際に開催する場合は、まず、健康福祉部から感染状況の報告があり、その後、学校の休校や行事の中止等について各部局が方針を報告する流れが多い。
- Q. 例えば、倒産した事業者数の推移など、新型コロナウイルス感染症の被害状況の指標になるような数値を定量的に報告するといったことはされないのか。
- A. 問い合わせ件数等の報告はあったが、倒産件数についての報告はない。定量的に状況を

報告するのではなく、各部局が方針を示したり、報告をする際にその都度裏付けとして数値を示している。

(意見) 令和2年2月定例会議会の所管事務調査の中でも、PCR検査数等の情報共有が不十分であると指摘したところである。問い合わせ件数や被害報告等の数字を継続的にモニタリングし、組織全体で情報を把握、共有すべきである。

Q. 四日市市健康危機管理対策本部の会議録はあるのか。

A. 会議録として記録しており、四日市市新型インフルエンザ等対策行動計画に沿って開催した第13回から第25回までの会議録についてはインターネット上で公開している。

Q. 特別定額給付金は令和2年4月27日時点で本市に住民基本台帳に記録されている市民のみが対象であり、基準日以降に生まれた新生児は対象外である。以前に、基準日以降に生まれた新生児を対象とした市独自の支援策を求めたが、その後、支援策設立に向けた議論はされたか。

A. 新生児を対象とした施策であれば、こども未来部等が中心となって検討することになると思われるが、現時点ではそのような動きは把握していない。これまでも国や県の施策を補う形で市の支援策を検討してきた。

(意見) 国や県の動向を見て市の施策を検討していくととれる答弁が多く、残念に思う。市民の声を丁寧に聞き取り、真に必要とされている施策を市独自で進めるべきであり、そのためには必要に応じて財政調整基金等も財源として活用していくべきである。

Q. 飲食店への経済的影響も大きく、各店舗が販売手法を工夫している。店頭で飲食を販売する店舗もみられるが、食品衛生法に抵触する可能性がある。そのような実態は把握しているか。

A. これまで、四日市市健康危機管理対策本部においては議題となっていない。

(意見) 万が一店頭で販売された食品が原因で健康被害が発生した場合、市の責任も追及されることになる。危機管理監は統括する立場として全体的な状況把握に努め、対策を考えていかなければならない。本市の飲食店事業者を救うためにも保健所と連携して対応に当たってほしい。

Q. 四日市市健康危機管理対策本部を所管する部局について、今一度確認したい。

A. 健康福祉部である。

(意見) 四日市市危機管理指針と四日市市健康危機管理指針のすみ分けが不明確であり、整理が必要である。このような大規模な健康危機は想定外であったかもしれないが、所管する常任委員会もはっきりしないため、改善すべきである。

Q. 感染拡大を受けて医療用ガウンの確保等を各部局に提案したが、どの部局も購入の決断をできないまま時間が経過してしまった。このような経験したことの無い有事において、誰かがリーダーシップをもって決断をしていかなければならないが、危機管理監はそのよ

うな権限を有していないのか。

A. 各部局長が必要性を判断し、資機材等を購入することになる。危機管理室は、各部局においてどれだけの資機材を要するのか把握する役割を担うものと理解している。

(意見) 全体を統括する立場が必要であり、危機管理監がそのような役割を担うことを期待している。

(意見) 会議体によって危機管理監の位置付けにばらつきがあるように感じられる。有事の際には、強いリーダーシップを発揮して組織をけん引する立場が必要であり、両副市長と危機管理監の中で市長の次に権限を有する立場を明確に決めておくべきである。

(四日市市中小企業等持続化給付金について)

Q. 本市は国が実施する持続化給付金の対象とならない中小企業・小規模事業者・個人事業者等を支えるために、市独自で四日市市中小企業等持続化給付金を設けているが、市の制度を利用後、さらに経営が悪化したとしても、国の制度は利用できないことを窓口ではどのように説明を行っているのか。

A. 国の持続化給付金の対象は前年同月比で事業収入が50%以上減少した月があることが給付要件であるが、四日市市中小企業等持続化給付金は国の制度を補う形で20%以上50%未満減少している月があることを給付要件としている。窓口では国の制度との併用はできないことを説明し、四日市市中小企業等持続化給付金を利用する場合、国の制度を利用しない旨誓約書も交わしている。問い合わせに対しては経営状況や国の動向を見て制度の利用を検討してほしい旨説明しており、四日市市中小企業等持続化給付金の方が受付期間が長いといった特徴も含めて丁寧に説明している。

(意見) 市内事業者にとって最も恩恵が得られる制度を利用できるよう、引き続き丁寧な説明を行うよう求める。

Q. 四日市市中小企業等持続化給付金の申請件数42件のうち、どれだけ給付決定されたのか。

A. 申請を受ける前に丁寧に聞き取りを行っており、申請されたものはほぼすべて給付決定を行っている。

Q. 四日市市中小企業等持続化給付金に関する問い合わせ件数と比較して申請件数が少ないが、どのような問い合わせがあるのか。

A. 国の持続化給付金とのすみ分けなど、制度内容に関する問い合わせが多い。国の制度との併用はできず、少しでも有益な制度を利用しようとすると事業収入の減少率を見極める必要があることなどが件数の乖離に繋がっていると思われる。

(特別定額給付金について)

Q. 特別定額給付金が給付されたことに対する市民の声は把握しているのか。また、定額給付金の使途についてもできるだけ把握し、次の施策に生かすべきである。まずは実態把握が必要であると考えがどうか。

A. 一部の市民からは感謝の言葉や給付金の使途を聞いているが、市民全体の実態は把握できていない。実態把握に努めたい。

(市民への啓発について)

(意見) 多くの市民が自分だけは感染しないだろうと油断していると思われるため、今一度意識啓発が必要である。

Q. 多くの市主催行事が中止となる中で、各地域では地域主催行事の中止の判断に苦しんでいる。コロナ禍における地域行事の開催基準を示すべきではないか。

A. 新しい生活様式の啓発を行うなど、市民への意識啓発を行っていききたい。また、市主催行事や貸館業務には一定の基準を設けているため、そういった事例を参考にしながら主催者において地域行事の中止を判断してもらいたいと考えている。

(意見) 多くの行事が中止となり、例年よりも楽しみが減ってしまっている中、各地域では感染防止を優先するか、行事により少しでも楽しみを提供するかの狭間で葛藤している。最終的には主催者が中止の判断をせざるを得ないかもしれないが、市としてガイドラインとして示すべきである。また、市主催行事の中止の判断基準等は市民に認識されているとは言えず、周知に力を入れる必要がある。

(意見) 地域の中でも判断が分かれることがあり、市がガイドラインを示すべきである。

Q. 社会福祉協議会が小地域福祉活動の再開に向けた感染拡大予防ガイドラインを作成しているが、危機管理監としてそういった情報は把握していないのか。

A. 社会福祉協議会の取り組みについては健康福祉部を通じて情報収集していききたい。なお、博物館や図書館等でそれぞれのガイドラインを作成しているが、市として総括したガイドラインはない。県が示しているガイドラインが地域行事を行う際の参考になると思われる。

(意見) 危機管理監は情報収集に努め、広く実態を把握するべきである。

8. まとめ

我が国は世界でも有数の災害大国であり、これまでも多くの大規模災害に見舞われてきました。本市においても、これまで台風をはじめとする風水害が発生しており、加えて、南海トラフ地震の発生も予見されるなど、大規模な地震や津波への警戒も怠ることができません。本市ではこれまで、過去の災害の発生状況や対応等の情報を収集し、自然災害への備えを着実に固めてきたところです。

しかしながら、今回の新型コロナウイルス感染症のように多方面に影響を与える感染症へ

の対応は経験が乏しく、従来の危機管理体制では限界があることがわかってまいりました。新型コロナウイルス感染症拡大に伴う被害は健康面にとどまらず、経済や市民生活など幅広く影響を及ぼしており、様々な課題に対して総合的に対応していかなければなりません。本市においては、四日市市健康危機管理指針に従い、健康危機管理対策本部において本市の対応を検討してきたということですが、健康危機管理対策指針の所管は健康福祉部であるのに対し、本市の危機管理全般をまとめた四日市市危機管理指針は危機管理監が所管しており、さらに、それぞれの指針の中に健康危機に関する記述がみられるなど、市としての対応方針が整理できていないように見受けられます。

また、今回の新型コロナウイルス感染症への対応は健康や医療、産業、教育等様々な分野の相互連携が不可欠であり、市の部局が一丸となって対応に当たる必要があります。このような未曾有の事態に際しては、強いリーダーシップを発揮して組織をけん引する立場が必要ですが、それぞれの指針の中で本市の危機管理を担うべき危機管理監の位置付けの統一性がなく、統括を行う立場が不明確であることが事態への即応性の障害となっていると思われまます。

今回の調査において、委員からは健康危機管理対策本部における経済対策を担う立場が不明確であり、感染症対策と合わせて経済対策を講じていくためには、有事における権限を持つ立場をはっきりさせる必要があるとの意見がありました。地震等の災害が発生した際には、インフラの復旧等に多くの資金を要することから、本来、災害と経済は切っても切り離せない事柄と言えます。今回の新型コロナウイルス感染症に伴う経済損失がここまで大きなものとなることは想定外のことであったかもしれませんが、本来の災害への対応に立ち戻って経済対策を含めた総合的な支援を展開していくことを望みます。

今回の新型コロナウイルス感染症に伴い、本市でも複数の感染者が確認されており、死亡後に陽性が確認されるなど、尊い命が失われた事例も確認されているところではありますが、世界的に見れば、本市の被害は軽微であったと言えます。しかし、今後感染の第2波、第3波が懸念される中、これまで同様の体制で市民の生命及び財産を守っていけるのか不安が残ります。感染の第2波、第3波、さらにはまだ見ぬ新たな感染症にも対応できるよう、直ちに危機管理に関わる各種指針や法令等を見直し、より強靱な危機管理体制を構築することを求め、報告とさせていただきます。

[委員会の構成]

委員長 荻 須 智 之

副委員長 豊 田 祥 司

委	員	笹	岡	秀太郎
委	員	土	井	数馬
委	員	豊	田	政典
委	員	樋	口	博己
委	員	村	山	繁生
委	員	森	川	慎

○スマート自治体の実現について

1. はじめに

ICT技術を行政サービスにも導入し、様々な課題解決を目指すスマート自治体構想は以前から議論されてきましたが、これまで目立った進展は見られませんでした。しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、非接触型の窓口サービスの重要性が注目され、また、マイナンバーカードを活用した新型コロナウイルス感染症に伴う特別定額給付金の申請において様々な課題が浮き彫りとなったことで、国においても行政のデジタル化に取り組む動きがみられるなど、スマート自治体実現に向けた動きは全国的なものとなっております。

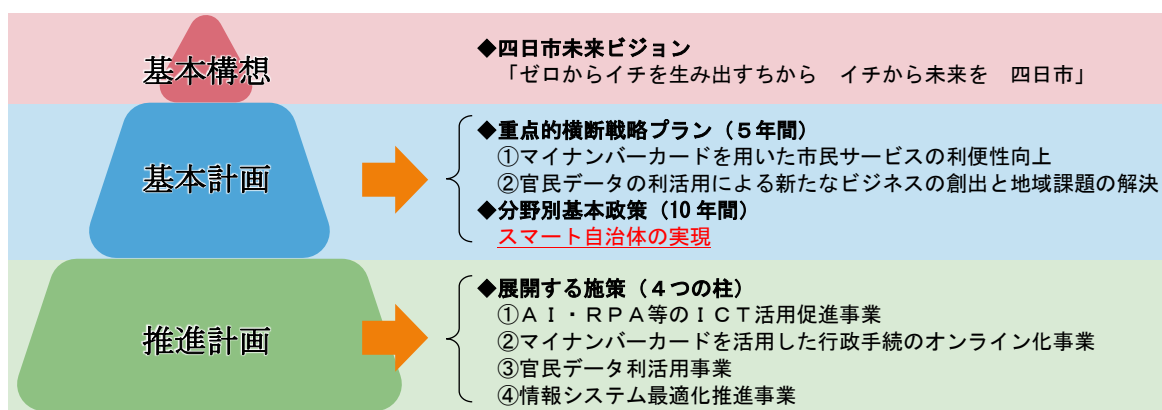
本市では令和2年度を初年度とする総合計画において、スマート自治体の実現を基本的政策に位置付け、今後10年間で取り組んでいくこととしております。また、本市議会では令和2年8月定例会議会において、決算常任委員会総務分科会からスマート自治体の実現に向けた論点整理シートを提出し、決算常任委員会全体会での議論を経て、政策提言を行ったところであります。

こうした中、本市の目指すスマート自治体の姿や実現に向けた課題等について共有し、将来的な行政サービスのあり方について理解を深めるために、所管事務調査を行ったものであります。

2. 総合計画の位置付けについて

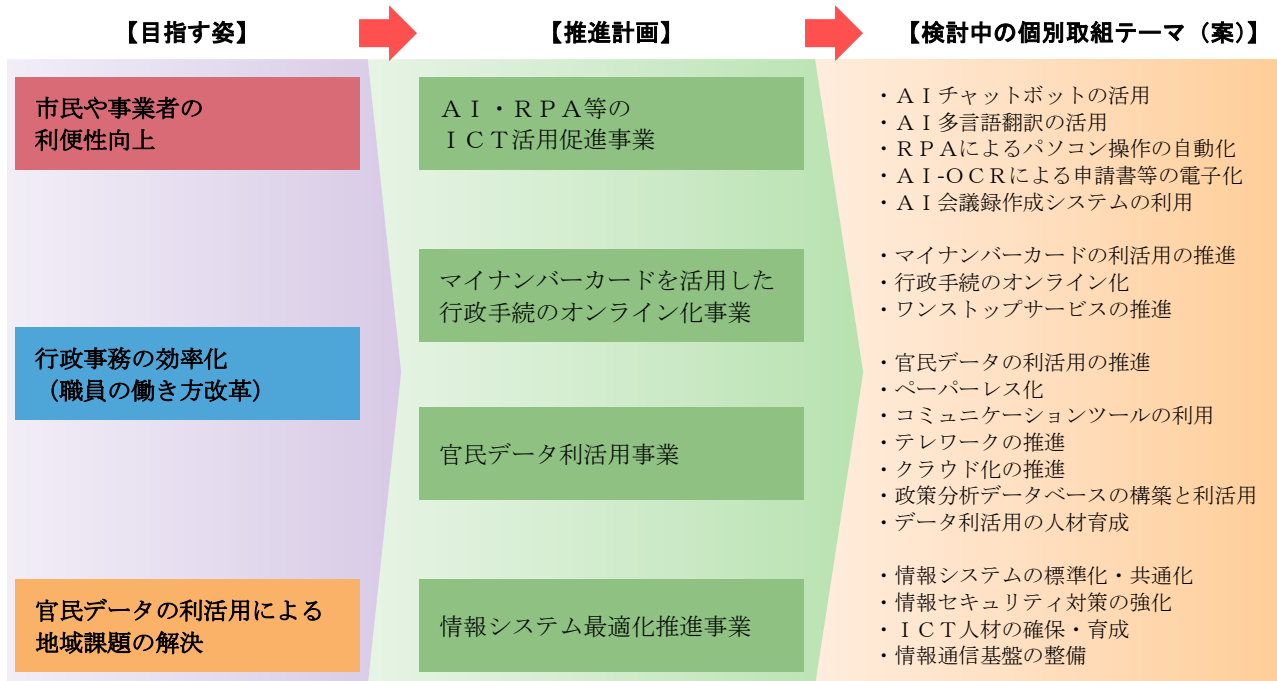
令和2年4月からスタートした新総合計画の分野別基本政策に、本市の「スマート自治体の実現」に向けた4つの施策を掲げている。

また、全庁を挙げて分野横断的に取り組むテーマとして「マイナンバーカードを用いた市民サービスの利便性向上」と「官民データの利活用による新たなビジネスの創出と地域課題の解決」を重点的横断戦略プランに位置付けている。



3. 検討中の個別取組テーマについて

総合計画では、市民や事業者、四日市に関わりのある人たちが、もっと幸せになれるまちとなるために具体的な実施事業を推進計画としてとりまとめており、「スマート自治体の実現」では、以下のような個別取組テーマを検討している。



4. スマート自治体実現後の将来イメージについて

スマート自治体実現後には、目指す姿である「市民や事業者の利便性の向上」、「行政事務の効率化」、そして「官民データの利活用による地域課題の解決」が達成されている状態であり、以下に想定される具体的なイメージを一例として示す。

※後述の「スマート自治体実現後の将来イメージ図」参照

【市民や事業者の利便性向上】

- ① 窓口での混雑状況が来庁前から把握することができ、受付時の混雑を避けて来庁できるようになっている
- ② 市役所の閉庁日、閉庁時間に自分のパソコンやスマホなどから市役所への問合せができ、その問合せに対する回答をAIが自動応答している
- ③ 外国人の方でも多言語翻訳のしくみを活用して、市政情報の閲覧や行政手続が容易にできるようになっている
- ④ 場所や時間に制約がなく、いつでもどこでも自分のパソコンやスマホなどから行政手

続ができるようになっており、既に行政に届け出ている内容は、改めて書かなくてもよいしくみになっている

- ⑤ 行政手続と連動して、民間手続がオンラインでできるようになっている
- ⑥ スマホに四日市専用の「(仮称) 市民生活総合情報アプリ」をインストールすることで、子育て支援アプリや資源・ごみ分別アプリなどの日常生活に必要なアプリを一つのメニューから選択できるようになっており、自分に関連する情報が取得できるようになっている

【行政事務の効率化（職員の働き方改革）】

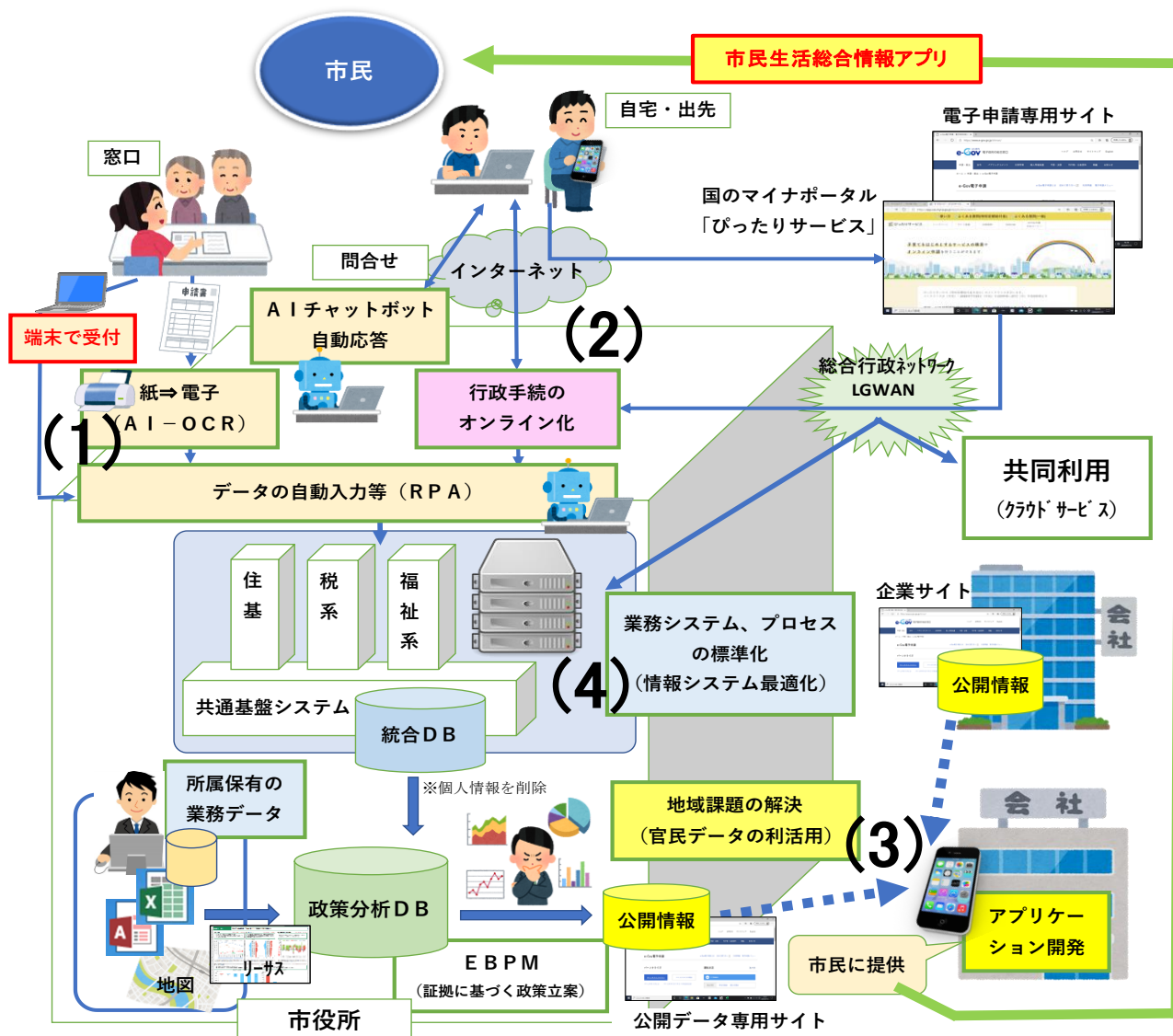
- ⑦ 紙の申請書を受け取ってから業務システムに入力するまでの作業をA I等の技術で自動化しており、そのことによりデータの誤入力の防止と単純反復作業の省力化が図られている
- ⑧ 行政が保有しているデータを集約することで、業務間での情報連携が可能となり、業務フローの見直しを行うことで、事務効率の改善に繋がっている。また、それらに基づいて、政策立案が可能となっている
- ⑨ 従来のメールと比較して、迅速で簡単なやりとりが可能な会話ツール（チャット）を活用することで、職員間の情報共有や情報蓄積が進み、またペーパーレス化により電子化されたデータを職員がどこからでも利活用できる環境が整っている

【官民データの利活用による地域課題の解決】

- ⑩ 行政や民間が保有しているデータを活用したスマホアプリを開発することで、市民や事業者が抱える様々な地域課題を解決している

【スマート自治体実現後の将来イメージ図】

※ () 番号は、後述する各推進計画の番号と紐づく



5. 各推進計画の取組状況と今後の予定について

(1) AI・RPA等のICT活用促進事業

《事業概要》

AI（人工知能）・RPA（ロボットによる自動化）等のICTの利活用により職員の働き方改革を進め、職員でなければできない、より価値のある業務に注力することで、市民サービスの質の向上に努める。

《取組状況》

今年度は、主に以下の4テーマについて導入及び横展開を行っている。

- ・会議録音声のデータ化(A I 音声認識、文字起こし)
- ・紙の申請書類等の電子化(A I -O C R)
- ・各業務システムへのデータの自動入力等(R P A)
- ・庁舎行先案内自動化(A I チャットボット)の実証実験に向けた構築

《今後の予定》

業務効率の効果が見込まれる業務について、既存技術の横展開を図るとともに、新技術の実証実験を行っていく。

《先進自治体の取組事例》

(神戸市) 分析A Iを用いて、総合コールセンターにおける対応履歴の自動分析を行い、市民のニーズや困りごとの速やかな「見える化」が可能かを検証している。

(2) マイナンバーカードを活用した行政手続のオンライン化事業

(重点的横断戦略プラン：マイナンバーカードを用いた市民サービスの利便性向上)

《事業概要》

あらゆる行政手続において、電子化及びペーパーレス化、キャッシュレス化を推進し、マイナンバーカードの普及促進とともに、マイナンバーカードを使って自宅等で各種手続きがオンラインで完結できるしくみの提供を目指し、市役所に来庁する手間を省くなど、市民の利便性の向上を図る。

《取組状況》

マイナポータルを活用したオンライン申請を一部可能としている。

- ・妊娠の届出
- ・保育園(保育所)などの入所申込
- ・児童手当等の受給資格及び額についての認定請求など 6件

《今後の予定》

- ・令和2年度：電子申請サービスの基本調査
- ・令和2～3年度：市の行政手続の棚卸し(①)
- ・令和3年度：市民ニーズを基にしたオンライン行政手続の調査・検討・計画策定

・令和4～5年度：電子申請専用サイトの構築（②）

《取組の考え方》

① 市の行政手続の棚卸し

行政手続のオンライン化を早期に実現するために、市民ニーズが高く、行政手続件数の多い手続等から推進していくこととし、次の段階として、ライフステージに沿った各種手続のワンストップサービス等の検討を行うとともに、法令や運用等の見直しによるオンライン化を推進していく。

② 電子申請専用サイトの構築

電子申請専用サイトの構築においては、「市単独による構築」、「他市との共同構築」、「国のしくみ（マイナポータル）を活用」の3点があるが、国のしくみを活用することを優先し、そのしくみで実現できないオンライン手続について、コスト、利便性、サイト構築後の行政手続の追加の容易さ等を視野に入れて検討していく。

《先進自治体の取組事例》

（大阪市）市独自の「大阪市行政オンラインシステム」を導入し、個人と事業者向けを合わせて、今年度中に約200種類の申請をオンライン化予定であり、2025年までに1500種類に拡充を目指している。

（鎌倉市）神奈川県独自の電子申請システム「e-kanagawa」を今年度の4月にリニューアルし、「行政文書公開請求」や「市政へのご意見・ご提案」などの申請や届出を受け付けている。

（三条市）国が運営するマイナポータルの電子申請サービスを利用し、妊娠・出産、子育て、高齢者・介護などに関する30以上の手続きをオンライン化している。

（3）官民データ利活用事業

（重点：官民データの利活用による新たなビジネスの創出と地域課題の解決）

《事業概要》

市と市民・企業等が官民データ（自治体や民間が保有しているデータ）を容易に利

活用することができ、地域課題への対応を連携して分析・解決できる環境を整備することにより、市民サービスの向上や地域課題の解決を図る。

《取組状況》

国が推奨する二次利用可能なデータ標準形式にあわせたデータをホームページで公開している。

⇒公共施設一覧、指定緊急避難場所一覧、文化財一覧など6件

《今後の予定》

- ・令和2年度：官民データ活用の先進事例調査
- ・令和3年度：官民データ活用推進計画の策定、データ公開等の基本的な考え方の整理
- ・令和4年度：市保有データの棚卸し及びニーズ調査、及びデータ利活用に関する人材育成
- ・令和5～6年度：公開データ専用サイト構築

《先進自治体の取組事例》

（静岡市）市内の道路を対象に、災害や工事による通行止めなどの規制情報をリアルタイムに提供できるアプリ（しずみち info）を開発した。

（宮島観光協会）人から車まで、カメラやセンサーを使いデータ収集して、渋滞や人混みの把握を行うアプリを開発し、待ち時間なく快適な観光ができることを目指している。

（4）情報システム最適化推進事業

《事業概要》

スマート自治体の実現には、新たな行政サービスの構築を行うとともに、サービス提供する市側の体制強化や業務の効率化を進める必要がある。

そのため、現行の住民情報システムの更新時期にあわせて、標準パッケージを用いた業務システムを導入することとし、業務プロセス、情報システムの標準化に取り組むこととする。

また、国においては、地方公共団体の住民記録システムをはじめとする基幹系情報システムの標準化を推進する動きがあり、本市においても、その方向性と一致した取組となっている。

《取組状況》

平成 31 年度に、各業務システムを連携させるための共通基盤システムを稼働し、令和 2 年度に、税総合システム、国保年金システム、市営住宅システムなどの新システムを構築し、令和 3 年 1 月からの稼働を予定している。

《今後の予定》

福祉総合システムや介護保険システムの選定を、令和 3 年度に行い、令和 5 年度の稼働を目指す。

6. スマート自治体を実現するための今後の方針について

これらの事業を着実に推進するため、総務部長を本部長とした全庁横断的な既存の会議「四日市市 ICT 戦略本部会議」のもと、令和 3 年度に今後 5 年間を目途した実行計画を策定し、その中で、推進体制を明確にするとともに、市民や事業者にいつ、どのようなサービスが提供できるかを明らかにしていくこととしている。

7. 委員からの主な質疑

Q. 来年度、官民データ活用推進計画を策定することだが、それ以降はどのように取り組みを進めていくのか。

A. 10 年後の目指す姿を目標として掲げ、5 年間の重点的横断戦略プランに沿った取り組みを進めていくことはもちろんのこと、その後についても取り組むべきことを洗い出し、ロードマップを示して計画的に進めていく。

Q. マイナンバーカードの交付件数も目標の一つとして明記していくことになるのか。

A. 四日市市総合計画では、2029 年における本市のマイナンバーカードの交付率を 30% 以上とすることを目標として掲げている。マイナポイント事業等の効果で交付率が増加しており、今年度末には本市のマイナンバーカードの交付率が 20% に届くとの見方もあるため、目標の上方修正も含めて検討したい。

Q. 来年 3 月からはマイナンバーカードの健康保険証としての利用が始まるが、対応状況

はどうか。

A. 健康福祉部において、本年8月から受付窓口を設けて対応している。

Q. マイナンバーカードの機能の多くはマイナポータルを活用するものであり、国の進める事業であるが、市としては利用や普及に関して、周知啓発を行うだけなのか。

A. マイナポイント等について国もテレビCMを流すなど積極的に広報している。各種サービスを受けるためにはマイナンバーカードの発行が必要であり、カードの発行については市民文化部、マイナポイントのサービスを付加することについてはICT戦略課にも窓口を設けており、各部局において対応している。

Q. マイナンバーカードは様々な行政サービスを利用するための入り口であり、関係する部局が多岐にわたるため、対応する部局を整理する必要があると感じるがどうか。

A. マイナンバーカードは国策として進められている事業という側面のほかに、市独自でサービスを展開することもできる。マイナンバーカードは将来的な社会インフラの一つと考えており、国策としてのサービスと市の独自利用を両輪として、事業によってはワーキンググループを立ち上げるなどして取り組んでいきたい。

Q. ワーキンググループを立ち上げて各種制度の検討を進める場合、それらの動きを統括する立場が必要になるのではないか。

A. 検討するサービス内容に応じて、関係する部局から担当者を集めてワーキンググループを構成することになる。ワーキンググループの運営や基盤となるマイナンバーカードのシステム面は総務部が担っていくものと捉えている。

Q. 今後、職員数が減少しても行政サービスを維持していかなければならないが、働き方改革の推進についてもICT推進の観点から取り組んでいるのか。

A. 昨年度から働き方改革推進本部を設置し、業務の効率化を図っている。働き方改革推進本部の下には人事制度検討部会、AI等導入検討部会の二つの部会を設置し、制度面の検討とICT技術の活用の2つを柱として議論を進めている。

Q. 職員の勤怠管理にマイナンバーカードを活用する手法について、検討状況を教えてほしい。

A. AI等導入検討部会において検討を進めているところであり、職場によっては一人一台パソコンがない所属があるといった課題がある。また、マイナンバーカードの利用にこだわらず、マイナンバーカードのシステムをスマートフォン等を通じて利用する手法も検討している。

(意見) 労務管理のデジタル化に向け、取り組みを進めてほしい。

- Q. 行政のスマート化には専門的な知見が必要であると考えているが、ICTの専門知識に長けた民間の力を活用することについて、考えを確認したい。
- A. 専門的な知見が必要であると考えており、官民データ活用推進計画の策定においては、専門知識を有するコンサル業者にも意見をもらいながら進めていく。
- (意見) いっそのこと専門的な業者に委託する方が良い計画が出来上がるのではないか。
- Q. 行政手続きと民間手続きが連動する取り組みについて、具体的にイメージを教えてください。
- A. 例えば、スマートフォンなどから行政の転居手続きを行うことで、電気やガスなどの公共料金の支払いに係る住所変更の手続きもワンストップで完了するといったものである。行政だけではなく、民間の協力も必要となるが、実証実験も始まっているという話も聞く。
- Q. スマート自治体実現後の将来イメージとして挙げたものは、すべて技術的に実現可能なものか。
- A. 先進自治体での取り組み事例のあるものも参考にしながら検討したものであり、技術的には実現可能なものと考えている。
- Q. 導入に向けた技術的課題がないのであれば、導入に至っていない理由は何か。
- A. これまでは導入するサービスの方向性を整理する作業を行っていた。今後はどういったシステムをいつ導入するのか、計画を立てて取り組んでいきたい。技術も日々進歩しているため、綿密な計画のもと、より良いシステムを導入したい。
- Q. 時間外勤務は増加傾向であるが、AI等導入検討部会の取り組みにより業務の効率化につながった事例はあるか。
- A. AI音声認識やAI-OCR、RPA等の検討を進めてきた。現在は先行して一部の部局において実証実験を行っている段階であり、今後、効果を見極めたうえで水平展開していきたいと考えている。時間外勤務との関連まで検証できていないが、各システムを利用した所属からは好評の声をいただいている。
- Q. 国においては押印の廃止といった議論も進んでいる。行政文書の作成や決裁を行う中のミスが業務負担につながっているのではないかと考えるが、行政文書のデジタル化や効率化についての取り組みはどうか。
- A. 現在、AI等導入検討部会において導入を検討しているICT技術については、従来職員が行っていた単純作業をシステムが行うことで職員の負担軽減を図るものである。一方、電子決裁をはじめとした行政文書の電子化にはすでに取り組んでいるが、システ

ムに依存しない人的ミスについては、マニュアル等の整備により正確性や効率性を上げていかなければならないと考えている。

Q. 本市は株式会社F I X E Rと高度I T人材育成にかかる連携協定を締結したが、この協定により、市の内部人材の育成にもつながるのか。

A. 官民データの利活用においては、行政のデータのアウトプットが重要になってくるため、株式会社F I X E Rを通じて民間との連携を強めていきたい。また、民間のノウハウも提供してもらえよう、関係を強化していきたい。

Q. 株式会社F I X E R以外にも連携を検討している民間企業はあるのか。

A. 行政が持つデータを民間事業者のアプリ等に活用したり、逆に民間が有するデータを提供してもらって、行政のデータとタイアップしていくなど、様々な構想を考えているところだが、事業者との連携を具体的に検討する段階までは至っていない。

Q. 行政のスマート化を進めることで様々なサービスが利用できるようになるとのことだが、構築できたサービスから順次供用開始するのか。

A. 出来上がったものから順次サービスを提供していきたい。

Q. 高齢者等、I C T機器の利用に不慣れな市民もいる。対象の広げ方やサービスの提供方法について進め方を確認したい。

A. まずは計画を立て、その後広くサービス内容等の周知に努めたい。サポートのためのマニュアル等を準備するほか、出前講座を通じた啓発活動も考えられる。

Q. スマート自治体実現に向けた取り組みを職員にも周知する必要があるのではないか。

A. 業務効率向上に資するツールが導入された時には、庁内掲示板や各所属のI C T推進員を通じて周知していきたい。職員全体に関わるシステムはI C T戦略課でユーザー管理を行うことで、異動があっても利用することができる。

(意見) 市民向け、職員向けの両方の取り組みについて、うまくスマート化を進めてほしい。

Q. 高齢者をはじめとするI C T機器の利用に不慣れな利用者へのサポートについてはどうか。また、インターネット環境にも格差があるが、市民が平等にサービスを享受できるようにするための考えはどうか。

A. 官民データ活用推進計画を策定する中で具体的に検討していきたいが、一例として、スマートフォンを通じて動画による直感的な説明をするといった方法が考えられる。また、ネット回線の格差については、全市的にW i - F i環境を整備することが理想だが、なるべく格差が解消できるよう取り組んでいきたい。

(意見) 例えば、地区市民センターにW i - F i 環境を整備するとともに、システムの説明をする人員を増強し、地区市民センターで行政サービスが完結できる仕組みを構築することも考えられる。人員体制を強化することはスマート自治体の取り組みに逆行することかもしれないが、誰も取り残さない仕組みを検討してほしい。

8. まとめ

I C T技術はすでに広く市民生活に浸透しており、行政のスマート化も将来的に実現しなくてはならない社会的潮流であると言えます。加えて、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い新しい生活様式が広まる中、来庁しなくても行政サービスが受けられる窓口のオンライン化等の取り組みをはじめ、行政のスマート化の流れは今後さらに加速するものと思われれます。

今回の調査では市の考えるスマート自治体のイメージを共有することができ、また、スマート化に向けた取り組みを着実に進めていることが分かりました。I C T技術の導入により、利用者の利便性向上や業務の効率化が期待できるため、いち早い導入が求められますが、一方で、高齢者をはじめとするI C T機器の利用に不慣れな市民への対応も欠かすことができません。理事者からは、計画的にシステム導入を進める中で丁寧な周知に努めるといった方針が示されましたが、スマート化を進める中でも、人による対面での丁寧な操作説明を充実させるなど、すべての市民にとって利便性向上が感じられるような取り組みが必要であると考えます。

また、将来的に人口減少が予想される中、限られた職員数で行政サービスを維持・向上していくためにも、I C T技術を活用した業務の効率化が必要であります。理事者からは、現在、一部の部局で先行してA IやR P AといったI C T技術を活用した業務改善に取り組んでいるところであるとの報告がありましたが、現在でも一部職員において長時間の時間外労働が見られることなどから、将来的な人口構造に対応するためだけでなく、今ある課題解決のためにも取り組みの効果を検証し、効果のあるものは全庁的に導入していくことが重要であります。

以上のように、スマート自治体の実現により利用者の利便性向上や業務の効率化等の効果が期待できますが、日々開発が進み、様々な新技術が生み出されている昨今において、最適な技術を導入し、最大の効果を発揮するためには計画的な導入や専門的な知識を有する外部人材の活用が不可欠であります。来年度予定されている官民データ活用推進計画の策定作業においても、効果的な民間企業のノウハウの活用方法を検討するとともに、I C

T技術を活用したシステムが導入された後も、システムを最大限活用できるよう組織内の人材育成にも取り組むことを求め、当委員会の報告といたします。

[委員会の構成]

委員長	荻	須	智	之
副委員長	豊	田	祥	司
委員	笹	岡	秀	太郎
委員	土	井	数	馬
委員	豊	田	政	典
委員	樋	口	博	己
委員	村	山	繁	生
委員	森	川		慎

○高校生議会の意見書（複合災害対策委員会）について

1. はじめに

四日市市議会は平成 30 年度から高校生議会を開催しており、本市が抱える課題を高校生の視点で話し合い、本市議会に向けて意見書を提出していただけてきましたが、令和 2 年度の高校生議会は新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、開催を断念しました。

しかしながら、高校生議会に向けた事前勉強会等を通じて参加者が各テーマについて調査し、考えを醸成させてきた努力を無駄にしないためにも、書面を交わすことで高校生の意見を拾い上げ、意見書として取りまとめました。

中でも複合災害対策委員会の意見書は、新型コロナウイルス感染症の脅威が広がる今こそ必要な視点が多分に含まれており、本市の災害対策の参考になると判断し、所管事務調査を行ったものであります。

2. 高校生議会の意見書について

令和 3 年 2 月 4 日に四日市市議会高校生議会から四日市市議会宛に、複合災害対策に関し、高校生の視点から、以下の項目について提案がありました。

- (1) 感染症が流行する中の避難所運営において専門的な立場から適切な判断を行うために、十分な数の保健師の確保に努めるとともに、専門的知見に基づいて分かりやすい避難所運営ガイドラインを整備し、各地区において感染症対策の視点を加えた避難所運営マニュアルが作成できるよう強力に支援すること。また、想定外の事態に対しても迅速に対応するために、有事の際の指揮命令系統を明確にすること。
- (2) 大規模災害時の避難所運営に感染症対策の視点を加え、ハード、ソフト両面での感染対策を徹底しながらもプライバシーへの配慮等に努め、避難者の心が少しでも休まるようにホテルへの避難や車中泊、テント泊といった手法も含めて、様々な状況に対応できる避難方法を検討すること。
- (3) 災害時に役立つアプリ等の独自開発を早急に検討し、避難所運営マニュアル等も含めて事前に市民に周知すること。加えて、アプリ等も活用しながら備蓄状況や避難所の収容人数等の基本的な情報を積極的に公表したり、防災訓練等を重ねることで市民の防災意識の醸成を図り、相互の助け合いの中で誰もがスムーズに避難できるようにすること。

- (4) 車中泊のための駐車スペース確保や迅速な情報共有等を含め、災害時のあらゆる事態に対応できるよう、幅広い企業や団体、広域自治体間での協定締結を進めること。

3. 高校生委員からの提案事項

【保健師の確保について】

- 避難所への保健師の常駐と保健師による感染症予防の資料配付、掲示。

理由最近では、SNSの普及等により、世の中にたくさんの情報が溢れている。これは自分の求めている情報が簡単に得られる反面、間違った情報もすぐに出回ってしまうというリスクもある。そこで、避難所に保健師が常駐していれば何かあれば質問をし、正しい知識を得ることができる。また、感染症予防の簡単でわかりやすい資料を保健師に作成してもらい、配付・掲示することで正しい知識を得て避難者の安心につなげるとともに感染症予防ができると思う。以上の点より、避難所での保健師の常駐と保健師による感染予防の資料配付、掲示を提案する。

→保健師を目指す人材を確保するために、災害時に医療・衛生面で活躍が期待される方々の仕事紹介等を通じて保健師の仕事内容やなり方などを周知し、興味を持ってもらう。

また、災害時に役立つアプリ等を活用してこれらの内容を発信すれば、より多くの人に見てもらえるのではないか。

【有事の指揮命令系統について】

- 防災計画にあった非常時の通信手段を、不測の事態が発生した際に速やかに会議、相談を行うために使用すること。

理由東日本大震災においては、避難所生活の中で育児、介護等への配慮に関して想定外の問題が起こった。コロナ禍の災害においては、過去に経験のない問題が発生する懸念があるため、特定の時間に各避難所が抱える課題を聞き取る仕組みを作るなど、対処法を市や県で統一しておく必要があると感じる。

【避難所の感染症対策について】

- 新型コロナウイルスの感染の影響を踏まえつつ、災害時に混乱が起こらないように深く想定したうえで避難所運営・避難所生活を検討すること。

理由①避難所の運営

私自身、指定避難所になじみがない。また、災害時に避難所でどのように行動すべきか分からない方も多いと思われる（ペットの同伴、避難生活をする場所、物資の

入手方法等)。避難所に着いてから避難所生活の中での活動等、事前に受付やリーダーなどの仕組みを整える必要がある。また、もし新型コロナウイルスの感染者が出た場合の対応について深く想定する必要がある。

②避難所生活

新型コロナウイルスの影響を考慮すると、避難所生活の在り方を変更すべきである。海外ではテントを設置することによってプライベート空間を作った事例がある。また、熊本地震では、坂茂さんの「ペーパー・パーティション・システム」というものを使い、個人の空間を確保しており、本市でも何か具体的な対策が必要だと感じた。さらに、個人の空間を作ることで感染予防にも効果が期待できる。

○避難所として体育館に加えて運動場を追加し、そこで生活できる簡易テントを準備する。

理由新型コロナウイルスや類似する感染率の高いウイルスが蔓延している場合、人との距離を保つ必要がある。過去、東日本大震災時の体育館での避難生活を見る限り、2m以上の間を空けていない場合でも入りきるのがやっと思われる。このことから、ウイルス対策を行うと今まで以上の敷地の確保が必要となり、運動場を避難所として活用することで、より感染予防に繋がると考える。

また、津波等で車中泊ができない場合、安全に生活ができるよう簡易テントを用意し、体育館内だけでなく、運動場を利用することで広さを確保できる。

車中泊が可能な場合は、駐車スペース、簡易テントスペースを設け、テントを無駄にすることなく活用できる。

○3密を避け、プライベートな空間を作り、避難者の不安やストレスを軽減させること。理由身体的距離を取るだけではなく、マスクやフェイスシールドはもちろん仕切りを設けることによって、感染リスクを下げるができる。加えて、家族以外との接触を避けることにより、プライベートな空間もでき、不安やストレスを少しでも減らすことができるのではないか。

○避難所では、ダンボールを積極的に用いて仕切りをつくる。

理由避難所ではダンボールを用いて避難スペースを小分けすることで避難所内での人の移動を抑え、飛沫感染などのリスクを下げることでクラスターを未然に防ぐことができ、有効な方法である。さらにダンボールで仕切ると避難者のプライバシーの保護の向上につながる。

○避難所におけるサーマルカメラの導入

理由避難所生活で、コロナ感染のリスクをおさえ、受け入れ人数を増やすためには自動検温をするシステムの導入が望ましく、特に大人数を受け入れる避難所には優先的に配置すべきと考える。

- 避難所で感染拡大を防ぐために、各避難所の保健師の数を増やし、体育館だけでなく学校内の校舎・校庭を使うなど学校の中でも幅広く避難所として活用する。

理由避難所で新型コロナウイルスを防ぐには、手洗いうがい、アルコール消毒はもちろん、ソーシャルディスタンスを保ち、三密を回避することが特に重要である。三密は「密閉、密集、密接」を意味するが、体育館等では密集することが多いので、区切り方も細かくした方が良い。

ソーシャルディスタンスについては、人との距離感を考えた方が良い。

校庭を避難所として活用することで、三密を防ぐことができる。また、家族で車中泊ができ、他の人との接触の機会を低減させる効果が期待できる。ただし、地域によっては車中泊が難しい可能性がある。

- 発熱あり、発熱なし、高齢者、基礎疾患持ちなど、避難者をもう少し細かくふり分け、スペースを区切るべきである。

理由人との関わりを少なくすることで感染を防ぐことができるので、学校の中でも避難所として活用できるスペースを拡大し、体育館の中でも細かく区切ることで感染拡大を防ぐことが出来ると考える。

【分散避難の手法について】

- 分散避難をしてもらうために、避難場所を増やすこと。

理由コロナ禍の状態においては、避難場所での三密（密閉、密集、密接）を防ぐことが重要になってくると考える。そのため、学校であれば、体育館や各教室、グラウンドへのテントの設置、さらに、ホテルや知人宅などへの避難も市民の方々に考えてもらい、分散避難を呼びかけることで避難場所の3密が避けられると考える。

- 避難所での3密を避けるため、四日市市内のホテルと提携し、災害時にはホテルを避難所として利用できるようにする。

理由既存の取り組みでは、避難所というと小中学校や高校、地区市民センターが主であった。しかし、コロナ禍において、これらの避難所だけでは特に大きな災害において、避難所が感染リスクの非常に高い空間になることは避けられない。そこでホテルと提携を結ぶことが有用であると考えられる。ホテルであれば例え大き

な災害であったとしても倒壊する可能性は低く、また収容可能人数も多いため、避難所の3密回避にも大いに役立つと考えられる。そのため、ホテルを避難所として利用できる仕組みを今からしっかりと整えていくことが大切である。

【防災、避難に役立つアプリの導入について】

○避難した際、受け入れ拒否を防ぐため、避難所ガイドアプリを作成する。

理由全国には、現存地から周辺の避難所が分かるアプリがある。四日市市で独自の避難所アプリを作成し、避難所の混雑状況を色分けして一目で分かるシステムを作る。そうすることで、コロナ対策をしつつスムーズに受け入れが可能になると考える。
→備蓄状況や避難所の収容人数も災害時に役立つアプリで確認出来ると良い（基本的情報等を紙で配布した際、災害が起こった後に配布した紙が紛失する可能性がある。）。

アプリの開発もどのタイミングでするのが問題となってくるので、早急に導入すべき（災害はいつどこで起こるか分からないから難しい。）。

スマホの普及率が高いので、紙よりアプリの方が良い。

→アプリ内で災害時にも役立つメディアとして、ラジオや地域のケーブルテレビ局等とも協力し、早く情報が市民に届くようにすれば、より活用しやすいアプリになる。市民にもさらに寄り添い、興味をもってもらえるのではないかな。

【防災意識の向上について】

○ヘルプマークを広める。

理由災害の時に色んな人に助けて貰いたいから。

○給水車から水を貰う体験の場等の設定。

理由実際にやらないと解らないので、水を貰いに行くことなどを体験できるようにする。

→来庁した市民等を対象に防災意識のアンケートを実施し、それを基に、各種政策を推進する方がより効果的で、市民の防災意識の現状を把握できるというメリットもあるのではないかな。

また、防災活動面では、普及活動を中心に活動する高校生消防団を設立し、若者からたくさんの方々呼びかけを行うといったことも有効な手段ではないかと考える。

【市の防災対策に関する情報の公開について】

○各避難所のコロナ後の具体的な収容人数の調査・公表。

○現在、物資や感染予防具がどれだけあるのかを地域住民へ公表。

理由災害はいつ、どのタイミングで発生するか予測することはできない中、今、現在災害が起きてしまった場合、感染予防等も考慮すると、災害現場はパンク状態になると思われる。特にソーシャルディスタンスを保った際、避難所に入れなかった人はどうするのかなど、早い段階で決めておくことで少しでも混乱を防ぐことができれば、スムーズな避難等を実現できるのではないかと考える。

【学校再開に向けた計画の作成について】

○避難所として学校を使用した際、どのタイミングで学校教育活動を再開できるのかといった、具体的な計画の作成。

理由東日本大震災等においては教育活動が中々再開できなかったことから、どこまで災害復旧ができれば再開するといった計画を作成しておけば、学校・教育機関等もスムーズに運営を行っていただけるのではないかと考える。

【民間事業者との協定の拡大について】

○レンタカー店と取り決めを交わし、災害時にレンタカーを避難場所として借りる。

理由感染症が広がる中、感染者の隔離は重要課題となる。そこで、車を利用した避難を提案する。これは自宅から車で避難するというのではなく、駐車場に車を用意しておき、そこで寝泊まりしてもらおうというものである。しかし、津波等で持っている車が使えなくなる可能性もあるし、公用車にも数に限りがある。そのため、災害時にレンタカー店から車を借りる方策を提案する。

→人との接触を避けるため、車中泊をする人が増えると思うので、学校の校庭だけでなく、周りにある店の承諾をもらった上でその店の駐車場も使うことで、車を持っている人は誰でも車中泊ができる。

避難所の近くの店の駐車場を利用して車中泊をする。(感染リスクを抑えるため。場所を特定すると込みやすくなると思う。)

【自治体間の協力体制の構築について】

○他府県の市町村との関係を深め、医療支援や物資の供給といった災害支援についての協定を作る。

理由実現はかなり難しいかもしれないが、実現すればお互いの交友関係をさらに深めていけるだけでなく、災害時の混乱も大幅に軽減できるのではないかと考える。

4. 委員からの主な意見

Q. 高校生議会から提出された意見書において、保健師の確保についても触れられているが、危機管理室に保健師は配置されているのか。

A. 配置されていない。

(意見) 保健師の配置は感染症対策を考える上で重要な視点であり、新型コロナウイルス感染症対策の中心的な役割を担う一組織として、危機管理室にも保健師を配置し、専門知識を活用した施策展開をすべきである。

Q. 防災対策を検討する上で、保健師とは連携できているか。

A. 避難所運営ガイドラインの作成に当たっては、保健師の知見も活用しており、そのガイドラインを基にした避難訓練においても保健師に協力していただくなど、保健師と連携して対応している。長期にわたる避難生活においては保健師の応援部隊が来ると聞いており、こういった部隊ともしっかり連携していきたい。

Q. 避難所開設担当の市職員が避難所の開設に携わることになっているが、その際の保健師の関わりはどうか。

A. 保健師かどうかは関係なく、避難所付近に住んでいる職員から避難所開設担当を決めている。看護師等、災害時に活躍が期待できる人材をリスト化している地域もある。

(意見) 避難所において感染対策が徹底されるよう、避難所開設時から保健師が関わることも考えてほしい。

Q. 意見書にはホテルの避難所としての活用や車中泊、テント泊による避難生活が提案されているが、現状の市の取り組みはどうか。

A. 新型コロナウイルス感染症対策としてのホテルの活用や、災害時に車中泊等のあり方について検討を進めているところである。

(意見) 災害関連死をなくすために、海外の事例も研究して避難生活の苦痛を少しでも軽減できるようにしてほしい。

Q. 車中泊やテント泊のスペースとして総合防災拠点を活用できないか。

A. 総合防災拠点は災害時の応援部隊の集結拠点や物資の受け入れ拠点、応急仮設住宅の用地として想定しているが、車中泊やテント泊による短期の避難への活用を検討し、令和3年度中には方向性を示したい。

Q. 車中泊のために指定避難所となっている小中学校に車両は進入できるのか。

A. 現時点では一部の学校に乗り入れができないため、対策が必要であり、施設側と調整する。

(意見) 地中にスプリンクラーが埋設されていることから、車両の進入を禁止しているグラウンド等もあるため、各施設としっかりと情報交換して車中泊のスペース確保に努めてほしい。

(意見) 災害時には自主的にホテルに避難するという市民もいると聞いており、市としてもホテルを避難所としてどのように活用していくのか、早急に方針を決める必要がある。

Q. テント泊のための物資の備蓄等を行っているのか。

A. 屋内用のパーティションテントの備蓄は進めているが、屋外に設置するテントは備蓄していない。避難者に持参していただくことを考えている。

(意見) 災害時に避難者がテントを持参するのは大変であり、備蓄を進めたり、協定で確保するなど、有効な手立てを考えてほしい。

(意見) 地区社会福祉協議会等がテントを持っていることもあるので、市や関連する団体が所有するテントの状況把握に努め、有効活用してほしい。

Q. 車中泊やテント泊をしている避難者への物資の供給等の管理はどのように行うのか。

A. 物資の供給については課題であると考えており、避難した後の避難者情報の集約方法などについても十分検討したい。

(意見) ショッピングモールとの協定において、車中泊スペースの提供にとどまらず、在庫の食料品の提供などについても協定を広げることで対応できるのではないかと考えるが、公園等にテント泊をする方への物資の配給方法についても十分検討してほしい。

(意見) 市営駐車場の活用も検討すべきである。

(意見) 電気自動車の活用方法についてもしっかりと協議してほしい。

Q. 国や県から届く物資について確認したい。

A. 毛布や水、食料、おむつなどの8品目が決まっており、県からは3日目以降、国からは4日目以降に届く想定である。その後は現地で不足しているものを届けてもらうことになる。大規模災害が発生した際には、市からプッシュ式で各避難所にパーティションなどを届ける。また、不足分を協定等で補う。

Q. 自治体間の協力体制等が十分に周知されていないように感じるが、防災教育はどのように行っているのか。

A. 消防本部と協力して自助・共助などの基本的なことを中心に防火教育、防災教育を実施しているが、カリキュラムの都合上、自治体間の協力等までは伝えられていない。市ホームページ等でも情報発信を検討していきたい。

(意見) 防災に関する情報発信も重要である。カリキュラムの都合上伝えることが難しい

としても、防災情報や市の取り組みをまとめた冊子を配布するなど、小中学生のころから防災意識を高められるように取り組んでほしい。

Q. 高校生からこれらの提言をいただいたことについて、所見を伺う。

A. 高校生を含め、若者をターゲットとして防災意識を高めていきたいと考えていたところに、ご意見をいただいたことをうれしく思う。高校生の皆さんからの貴重な意見であり、しっかりと受け止め、施策に反映していきたい。

5. まとめ

新型コロナウイルス感染症は人々の健康を脅かし、世界規模で経済を停滞させるなど、その影響は多岐にわたります。国による緊急事態宣言や経済対策等に加えて、各自治体においても独自の対策を実施しておりますが、感染の収束は見通せない状況が続いております。そのような状況の中でも、災害大国である我が国においては、毎年各地で地震や風水害などの被害が出ており、感染症が広がる中でも市民の避難が伴う災害の発生とその対応策を想定しておかなければなりません。

高校生議会からの意見書の指摘は、いずれも新型コロナウイルスの感染が広がる現在において重要な視点であり、加えて、高校生の目線から見た防災への取り組みに関する提言は大変貴重なものであります。残念ながら、例年のような形での高校生議会の開催は実現しませんでした。コロナ禍においてもできる限りの意思疎通を重ね、意見書の提出につながったことは成果であると捉えており、今後も議会として若い世代の意見に耳を傾ける姿勢を続けていくことの重要性を再認識いたしました。

新型コロナウイルス感染症はすべての市民にとって脅威であり、幅広い世代の想いをくみ取り、施策に反映することが重要であることから、理事者においては、高校生議会からの意見書の内容や、それを受けた総務常任委員会からの指摘をしっかりと受け止め、感染対策を意識した防災対策につなげていくことを求め、調査報告とします。

[委員会の構成]

委員長	荻	須	智	之
副委員長	豊	田	祥	司
委員	笹	岡	秀	太郎
委員	土	井	数	馬
委員	豊	田	政	典
委員	樋	口	博	己
委員	村	山	繁	生
委員	森	川		慎

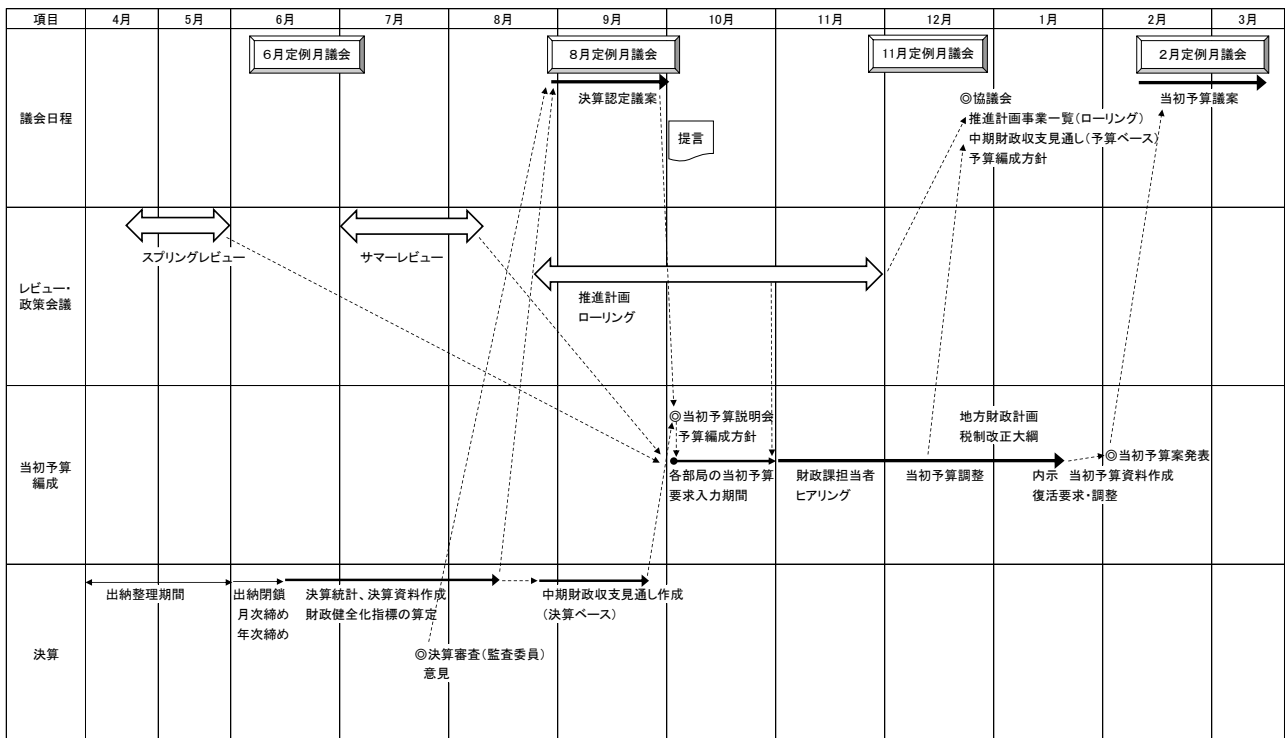
○予算編成プロセスについて

1. はじめに

本市議会では、令和元年度以降、決算審査と予算審査を連動させる政策サイクルを導入し、8月定例会議の決算審査を通じて次年度予算編成に向けた市長への「提言」を行うとともに、翌年2月定例会議の予算審査において、当該提言の内容を踏まえて当初予算への議会意思の反映状況を確認し予算審査を行っています。他にも、代表質問・一般質問、委員会審査など、あらゆる機会を通じて、行政に議会の意思を伝えてきました。

今回は、令和3年度予算審査を行ったことを受け、議会としてもう一度、行政が予算編成に至る過程を体系的に捉えなおし、決算審査を通じた「提言」や、代表質問・一般質問、委員会審査などにおける議会の意思が行政側でどのようなプロセスを経て反映されているのか、職員のアイデアや市民の声がどのように生かされているのか、について理解を深めることで、より効果的に議会活動を行うことができると考え、今回の所管事務調査を行ったものであります。

2. 決算及び当初予算編成のスケジュールについて



(1) 決算について

<4月から5月末>

- ・出納整理期間

…令和2年度の出納整理を行う。出納閉鎖は5月末。

< 6月中旬以降 >

・地方財政状況調査（決算統計）の作成

…自治体間の比較に使用される決算カードなどのもととなる基礎的な統計資料

・財政健全化法に基づく健全化判断比率の算定

・決算資料の作成（→議会での審査）

…自治体によっては10月、12月に議会に提出しているところもある。本市では8月議会に間に合わせるよう、毎年タイトなスケジュールで決算作業を行っている。

< 7月20日頃 >

・監査委員による決算審査

…決算認定議案は、監査委員の意見を付して議会に提出しなければならない。

< 8月から9月ごろ >

・中期財政収支見通しの作成

…決算の数字に基づいて作業を行う。歳入については、過去の実績の推移を分析し、将来の伸びの推計、市税収入の仮の見通しなどを行う。また、歳出についても決算の数字に基づいて次年度の見込みの収支を算出する。

(2) レビュー、政策会議について

< 4月中旬から5月 > スプリングレビュー

< 7月から8月 > サマーレビュー

< 随時開催 > その他政策会議

事務局 : 政策推進課

出席者 : 市長、副市長、政策推進部長、総務部長、財政経営部長

…各部局から新規拡充の予算要求に向けての事前協議や、市長等からの指示があった事項に対する各部局の検討結果報告、課題・懸案に対する今後の方針案の協議などを行う。これらのレビュー、政策会議の場での方針の決定を受けて各部局が10月に予算要求を行う。

< 8月下旬から12月上旬ごろ >

・推進計画事業ローリング

…既存の推進計画事業に変更があるものについては、その変更内容は適切であるか、変更すべきものが適切に変更されているかや、新規事業を推進計画に位置付けるかどうかなどについて、ローリングを行う。また、新年度の当初予算に関係する部分は各部局の当初予算要求に適宜反映させながら調整を行う。

(3) 予算編成について

<10月初め>

・予算編成方針の作成

…レビューでの議論や議会からの提言などをもとに、また、歳入・歳出の収支差見込みがマイナスの場合などは各部局の予算要求の段階より前の段階で次年度に向けて行うべき抑制手法を検討し、予算編成方針を提示する。

(例) 大きなマイナスが見込まれる場合は予算要求のマイナスシーリングを実施する、補助金を一律カットするなどの抑制手法についての検討を行う。

<11月頃>

・予算要求

…各部局が予算編成方針に従って予算要求の内容を作成し、財務会計システムに入力する。

<12月下旬から1月中旬>

・予算会議

出席者：市長、副市長、政策推進部長、総務部長、財政経営部長

内容：推進計画事業や主要事業の予算を決定。

(4) その他

スケジュールは、標準的な年度の流れであり、例えば、新総合計画の策定年度や、市長選挙で市長が交代した年度などは、流動的なスケジュールになる場合がある。

3. 委員からの主な意見

(予算編成方針、中期財政収支見通しについて)

Q. 予算編成方針を市長名で出しているが、この素案は誰がどのように作成しているのか。

A. 財政課で原案を作成し、市長まで諮る過程で調整を経て最終案を作成している。

Q. 資料を見ると10月初めに庁内向けに当初予算説明会があり、そこで予算編成方針と中期財政収支見通しがそれぞれ示されるが、中期財政収支見通しが議会に示されるのが年末なのはなぜか。

A. 10月、11月頃に行う企業等の利益の見込み等のアンケートや、年末に示される税制改正大綱などの情報がまだなく、この時点の中期財政収支見通しはあくまで決算ベースでの暫定のものであり、まだ公開すべきものではないため、庁内の職員向けにも細かいところまでは示していない。また、予算編成方針については10月に資料として全議員のタブレットに配信している。

Q. 一般会計約1,200億円のうち、推進計画事業に使える予算はどのくらいで、それ以外に義務的経費を除いて政策的に使える予算としてはどのくらいあるのか。

A. 約300億円を推進計画事業に充てている。一般会計予算額約1,200億円から、義務的経費である人件費約200億円、公債費約70億円、扶助費約300億円を差し引き、さらに、施設管理費等経常的に必要となる経費を除いた金額が、政策的に使えるおおよその予算額であると考えられる。

Q. ある程度自由度のある予算というのと、経常収支比率の推移とかと思うが、平成30年度は一時的な市税収入の増加があり、74.4%と低くなり、令和元年度も74.8%であり、市としてかなり投資的経費に充てやすい状況にあると考えるが、今後の見通しを含めた考え方はどうか。

A. 自動車産業に恵まれた愛知県の自治体など、一部の財政力豊かな自治体が経常収支比率80%前半で推移する中、本市の74.4%というのは、一時的にはあるが破格の数字であった。このことから近年は積極的に投資的経費へ予算をつけている。今後については、各種の推進計画に位置付けたプロジェクトが本市では当分続くことから、出来る限りの予算措置を行っていきたい。

Q. 近鉄四日市駅、JR四日市駅周辺の整備は国の直轄事業も含めてできると判断したのはいつ頃なのか。平成30年の一時的な税収増の前なのか後なのか。

A. 一企業の税収の影響だけで決めたものではなく、基金の積立状況や、国体の運動施設に充てる資金の見通しを見ながら本市で実施できると判断したものである。

中央通り周辺整備に関しては、これまでの総合計画の中には推進計画に位置付けられていなかった。しかし、平成30年度から令和元年度にかけての総合計画策定にあたり、都市整備部から中心市街地の核として「WeDo 中央通り」というキャッチフレーズでやっていくということで推進計画に位置付けた。進捗にあたってはその都度、財源を見ながらになるが、2027年のリニア開通に向けて、本市が都市間競争に生き残るために、事業を推進していくこととしている。

(予算要求について)

Q. 予算編成方針の作成後、各部局はどのように予算要求の入力作業を行うのか。

A. 大きく政策的な経費である一次経費と、経常的な一般経費である二次経費に分かれている。二次経費は基本的には前年度のデータをもとにその金額を新年度向けに時点修正しながら入力することが多い。一次経費については、推進計画事業や各部局の目玉事業であることから、各部局が要求したい内容について、積算根拠をしっかりと持って財政課に予算要求を行うこととなる。財政課ではその内容や予算額について精査している。

Q. 二次経費は全体のどのくらいか。

A. 一般会計約1,200億円のうち約300億円程度である。

Q. 事業ごとに事業調書のようなものがあって、そこに目的や手法が記載されているのか。

A. 各所属が予算要求を入力すると、予算要求書が出力できる。そこに事業概要や財源、費目、単価、数量などが記載されている。この予算要求書を基本として、不足する情報については各所属が補足資料や国等からの通知の写しなどを提出している。そのうえで財政課の予算担当者がヒアリングしながら精査している。

Q. 例えば、12月にどうしてもやりたい事業が出てきた場合、当初予算の調整に入れ込むことはできるのか、それとも補正予算に回さなければならなくなるのか。

A. その事業に必要なスケジュールや緊急度合いに応じて、当初予算に間に合わせなければならぬのか、あるいは2月や6月の補正予算として挙げていくのか早急に確認し、当初予算に間に合わせる必要があるのであれば、財政課で調整をすることになる。

Q. 復活要求とは何か。

A. 当初予算調整を行った後、その結果として各部局に予算内示を行い、担当者から各所属に対して説明を行う。それに対して示された予算額では新年度から事業を進めていくのにどうしても支障があるという場合には、復活の予算要求ができるというものである。復活要求があったものについては市長まで再調整を行う。

Q. 本市のスピーディーな予算編成には職員の努力が重要であると聞いたが、今年度から働き方改革推進担当理事を新たに設置したことについて説明願いたい。

A. 本市では、特に、新型コロナウイルス感染症対応や、国体関連の業務において人手不足の状況が見られる。まずは、時間外勤務の抑制を喫緊の課題として、全部局の所属長を中心にマネジメントをしっかりとやっていくための働きかけを今年度1年間かけて取り組んでいく。

(スプリングレビュー、サマーレビューについて)

Q. スプリングレビュー、サマーレビューというのは何のことを指すのか。

A. 部局ごとにスケジュールを割り当てて、各部局における今後の懸案について、春や夏の期間に集中的に市長、副市長に諮っていく一連の会議のことを指す。

Q. スプリングレビュー、サマーレビューでは、例年、具体的にはどのような内容について協議を行うのか。

A. 基本的には、各部局において、当該年度で強く推進しなければならないような課題、案件について、または、推進計画事業のうち、より具体化しなければならない事項について、推進計画の中に位置付けてあるものの、これからの取り組みが明確でないものについて、今後の調査研究や、事業の具体化の方針を協議するのが基本となっている。

例えば、ある部局で新規事業をやりたいが、市長の所信表明や、総合計画に位置付けが

あるものの、現時点で事業の道筋が立っていない場合に、スプリングレビューにおいて、担当部局で他市事例や本市の状況を分析し課題整理を行ったうえで、その事業の方向性を市長、副市長に示し、協議を行う。その後、協議内容を受けて、事業内容をさらに掘り下げ、サマーレビューにおいて、事業スキームのような形で市長、副市長に諮っていく。そこで方向性が定まれば、推進計画のローリングで事業をより具体化していき、その上で予算を積算し、当初予算編成につなぐ流れとなる。

大きな事業については、ほとんどが推進計画で示してあるため、このような流れの中で事業の進め方等について庁内協議を行っている。

Q. 部局や課から市長、副市長に向けて新規事業などの提案を行うようなプレゼンテーションの場というのはないのか。

A. 他の自治体で各部長からプレゼンテーションを行う場を設けて予算要求をさせている例もあるが、本市の場合は実施していない。

Q. 各部局で推進計画にもない事業を新規で始めたい場合、どのように予算要求を行うのか。

A. 部局により様々であるが、部長まで意思決定をしっかりと行って要求する場合もあり、また、大きくない案件であれば各所属長の権限で増要求、新規要求する場合もある。レビューできちんと諮られていない内容であれば財政課で調整する場合もある。

Q. 部局で推進計画には当てはまらないがいいアイデアが出たという場合に、特別に提案できるような場面はないのか。

A. 例えば、職員が良いアイデアを持っているということであれば政策推進部で行う職員提案の制度を利用すれば、良いものについては翌年度に事業化を行うこともある。また、各部局で現場から上がってきたアイデアをスプリングレビューで来年度拡充したい事業として市長、副市長まで諮り、予算化するケースもある。

Q. 代表質問、一般質問などで議員が素晴らしい提案をしてぜひ事業化したいという場合には、どのような流れで事業化するのか。

A. 執行部として前向きな答弁をし、当初予算として計上する必要がある場合には、急遽見積もりを徴取するなど、予算の積算を急いで行い、当初予算要求に追加していくこともある。

(推進計画のローリングについて)

Q. 推進計画のローリングとして3カ月間設けているが、議会にローリング結果を示すまでの間に、具体的に何を行っているのか。

A. 次年度以降の推進計画事業について、内容の変更があるものについて各部局に対して、まずは担当者レベルで、変更点やその規模、理由などについての聞き取りを行う。政策推

進課でそれぞれの変更についてとりまとめ、課内・部内調整を行い、順に市長レベルまで諮っていく。その中で事業構築の甘いもの、金額的に精査の足りないものなどがないか、調整や確認作業をしているものである。

また、基本的には変更のあるものを諮っていくが、事業実績に照らして変更が必要な事業がローリングから漏れていないかという視点からも確認を行っている。

(議会の予算編成への関わり方について)

Q. 市長の予算提案権はあるものの、予算編成方針をもとに各所属が予算要求を作成するため、これについて議会でももっと議論していく必要があると考える。議会としても予算案として固まってきたものを方針から覆すことはできず、2月定例会議会の予算審査は個別事業の増減などにとどまっている。根本となる予算編成方針を議論することが本当に重要な行政と議会とのやり取りなのではないかと考える。執行部の見解はどうか。

A. これまでも予算案について理事者側と議会が協議し、協議の上での着地点が見いだせる場合には予算案にも議会の意思が反映されているものと考えている。議会とは対立関係にあるのではなく、双方がそれぞれの立場で協力して運営していくものと考えている。

Q. 議会から決算審査を通じた「提言」を行っているが、執行部としてその対応をするにあたってメリットなどはあるか。

A. 議長名で提言がまとめられているため、会派別の要望などよりも整理されて行政側に届くため、項目も絞られている。また、委員会での議論を改めて聞き、内容を確認することもできる。そのため、特に提言については、議会の意思を予算へ反映できるよう努力している。

(その他)

Q. 今回は一般会計の予算編成プロセスを資料として出しているが、特別会計、一・企業会計の場合も似たような流れなのか。

A. 市立四日市病院、上下水道局にも財政課の予算担当者と同じような仕事をしている職員が配置されており、一般会計予算の予算編成方針に準じてそれぞれが予算編成方針を作成しており、それぞれの方針に従って予算調整をしている。特別会計については、一般会計同様に財政課で予算調整をしているが、独立採算の原則に従い、一般会計と比べて所管課の意向をより尊重している。

Q. 公会計改革が進み、予算編成プロセスにも影響があると思うが、施策や施設の評価などが見える化することで、根拠がはっきりして予算立案などがしやすくなると思うが、見解はどうか。

A. 人口が減少し、施設が老朽化していく今の時代にあって、自治体が長期的な目で多くの

予算が必要となる時期を見定めて対策をすることができるのが、公会計の大きな役割のひとつであるので、現時点でまだ各年度の予算にリンクさせる段階にはないが、公会計の作業を通じて公共施設のストックなどの今後の方針を考えるのに示唆されることが多く、公会計の視点をそれぞれの計画に生かしていく方向で検討していくこととしている。

4. まとめ

今回の調査では、決算、政策形成の段階から当初予算案として上程されるまでの過程について、それぞれの時期においてそれぞれの担当部局の動きを体系的に把握することができました。また、決算審査を通じた「提言」や、代表質問・一般質問などの内容について行政が当初予算に反映させる流れについてもイメージをつかむことができました。令和元年度にスタートした決算審査と予算審査を連動させる政策サイクルは、令和2年度の予算審査を終えて一区切りとなりましたが、議会意思を当初予算へ反映させることについて、一定の効果は出ていると認識しています。

今後、さらに議会が予算編成や政策形成に深く関わり、議会と行政が活発に議論を行い、市民にとってより効果的な予算編成を行うことができるよう、さらなる改善を重ねていくことが必要であります。また、市長の予算提案権はあるものの、本市の予算編成の根本ともいえる予算編成方針などについても、議会と行政がより良い四日市にするために、ともに議論できる仕組みづくりをしていく必要があると考えます。

今後は、議会が予算編成により一層関わり、行政と議会とがしっかりと議論をしてより良い予算を作るための仕組みづくりを推進し、行政が今後も効果的な予算編成を行っていくことを望み、当委員会の報告といたします。

〔委員会の構成〕

委員長	荻	須	智	之
副委員長	豊	田	祥	司
委員	笹	岡	秀	太郎
委員	土	井	数	馬
委員	豊	田	政	典
委員	樋	口	博	己
委員	村	山	繁	生
委員	森	川		慎

5. 行政視察報告書

令和3年4月2日

四日市市議会

議長 早川 新平 様

総務常任委員会

委員長 荻須 智之

総務常任委員会行政視察報告

総務常任委員会がオンラインで行政視察を行いましたので、その結果を次のとおり報告いたします。

記

1. 視察日時 令和3年1月25日（月）

2. 視察都市 町田市

3. 参加者 荻須智之 豊田祥司 笹岡秀太郎 豊田政典
 樋口博己 村山繁生 森川 慎
 (事務局) 山路 昇 小林和矢

4. 調査事項 別紙のとおり

I. 令和2年度総務常任委員会行政視察の目的について

全国的に人口減少が叫ばれる中、本市においても平成20年をピークに人口減少傾向が続いており、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、何も対策がなされなかった場合、今後、減少幅が徐々に拡大していくものとされています。

このような社会的潮流を踏まえ、当委員会では、昨年度から中長期のテーマとして人口問題・シティプロモーションについて調査研究を重ねてまいりました。昨年度は定住人口・交流人口確保に向けた取り組みに焦点を当て、本市の取り組みや参考人への質疑を通じた調査、先進市のシティプロモーション（シティセールス）の取り組みと、人口政策との相関性についての調査を行ってまいりました。

今年度は視点を変え、今後の人口減少社会に対応した施策の在り方について調査研究をしていくこととしており、町田市の新公会計制度導入による効率的な財政運営やICT機器を活用した行政サービスや働き方改革などについて調査を実施したものであります。なお、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、オンラインで視察を行いました。下記に、それぞれの視察項目の概要を報告します。

II. 各視察都市の取り組み概要

【町田市】

1. 市勢 市制施行 昭和33年10月1日
 人 口 429,152人（令和3年1月1日現在）
 面 積 71.55平方キロメートル

2. 財政 令和2年度一般会計当初予算 1661億389万円
 令和2年度特別会計当初予算 1215億9542万円
 合 計 2876億9931万円

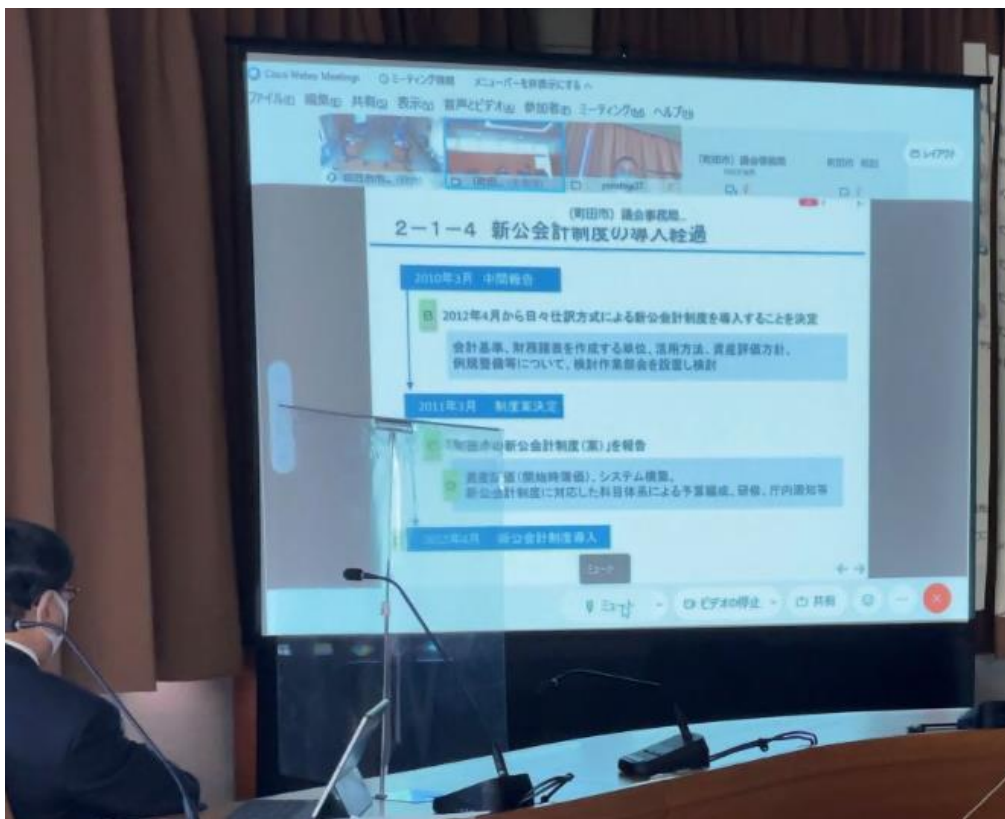
3. 議会 条例定数 36
 4常任委員会（総務・健康福祉・文教社会・建設）

Ⅲ. 視察方法

新型コロナウイルスの感染拡大状況を踏まえ、オンラインによる意見交換を行った。

1. 使用アプリ：Webex

2. 視察の様子（市議会第1委員会室）



4. 視察事項 新公会計制度の導入について

(1) 新公会計制度の導入経過

従来の官庁会計は、単式簿記・現金主義により、現金収入と現金支出の結果を示す会計であり、(i)予算の獲得と使い切りに主眼が置かれること、(ii)財政状態や経営成績を示すツールがなく事業の有効な評価が行えないこと等の課題があった。また、決算統計をもとに作成していた財務諸表は、会計全体の財務諸表であったため、十分に活用されていないという課題があった。

①新公会計制度導入の方針決定(2008年1月)

上記の課題を受け、市長の政策的判断により、マネジメントを強化し、民間で使われている会計言語を用いることで市民への説明責任を果たす目的で導入の方針決定を行った。

②新公会計制度導入検討委員会の立ち上げ(2008年11月)

副市長を委員長とする新公会計制度導入検討委員会(庁内検討組織)を立ち上げた。

また、財政課や会計課の職員を中心に関係各課により構成される作業部会を設置し、会計制度、資産評価、システム導入等について検討を行った。

検討にあたり、外部アドバイザーとして、公認会計士及び東京都新公会計担当職員が参加した。

・新公会計制度導入検討委員会の立ち上げ

総務省の2つのモデルと東京都方式を比較検討

↓

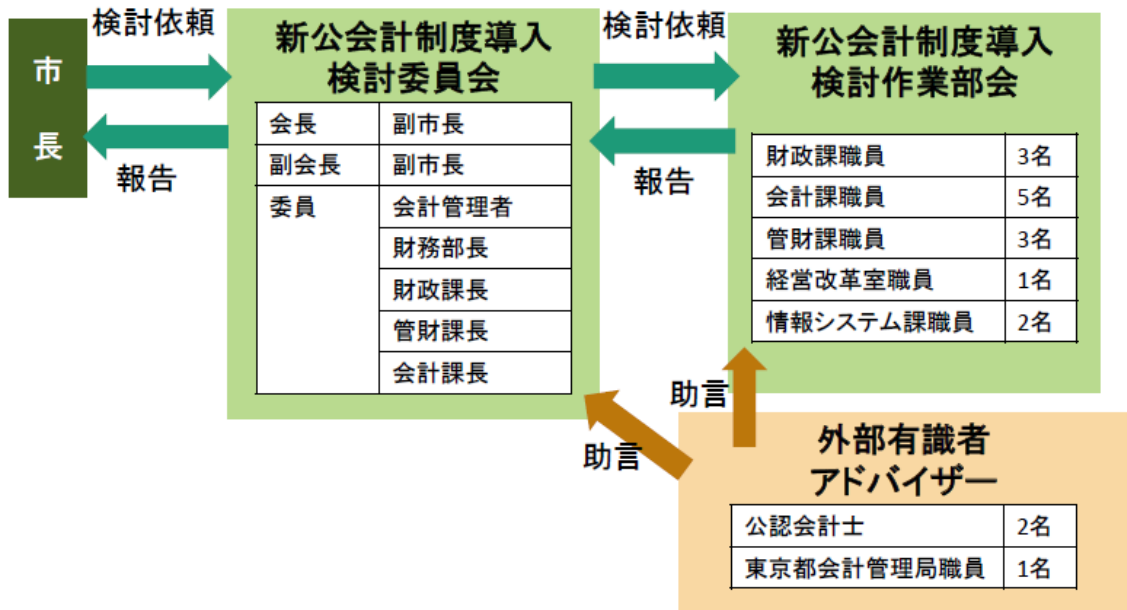
(i)マネジメントに活用するのであれば、施策別や事業別等のセグメント別の財務諸表を迅速・簡便に作成できる必要がある。

(ii)財政課や会計課だけの作業ではなく、全ての組織・職員が取り組む仕組みが必要

↓

東京都方式を採用

町田市の新公会計制度導入 検討体制



③日々仕訳方式を導入することを決定（2010年3月）

マネジメントを強化するためには、各課の職員が組織別・事業別などの財務諸表を作成し、全庁で事業改善等に活用する必要があることから、東京都方式をベースとした日々仕訳方式を採用することを決定した。

④例規整備等の具体的な制度設計を完了（2011年3月）

より効果のある取組みとするため、(i)個別の組織、事業におけるマネジメントに活用できること、(ii)市民に分かりやすい財務諸表であること、(iii)迅速・簡便に財務諸表を作成できることを重視して、制度設計を行った。

⑤予算体系を一課一目組替え（2011年12月）

予算科目の歳出目を、マネジメント（課）及び財務諸表作成の単位とするため、2012年度当初予算から、予算体系を一課一目に組替えた。

組替前の歳出目

款	項	目	計上内容
民生費	社会福祉費	社会福祉総務費	職員人件費（他目の人件費も含む）
			福祉総務事業費（福祉総務課）
			福祉のまちづくり推進費（福祉総務課）
			障がい福祉事務費（障がい福祉課）
			生活援護事務費（生活援護課）

1つの目に複数の課の事業費を計上している。
人件費は、項単位で計上されているため、他の目の人件費を含んでいる。

↓目を課単位に組替え

組替後の歳出目

款	項	目	計上内容
民生費	社会福祉費	社会福祉総務費	職員人件費（当該目の人件費）
			福祉総務事業費（福祉総務課）
			福祉のまちづくり推進費（福祉総務課）
		障がい福祉費	職員人件費（当該目の人件費）
			障がい福祉事務費（障がい福祉課）
			生活援護事務費（生活援護課）

1つの目に1つの課の事業費を計上する。
当該目の人件費を計上する。

○研修について

- ・複式簿記研修
 - 一般的複式簿記に係る知識の取得
- ・情報活用（間遠地面と研修）～管理職・係長職対象
 - 事業別財務諸表の見方と活用、ケーススタディ
- ・新公会計制度マネジメント研修（ディスカッション形式）～部長職対象
 - 月次報告・事業別財務諸表の活用についてのディスカッション
- ・新公会計制度財務会計システム操作研修
- ・各部の課題設定方式によるマネジメント研修
 - 事業別財務諸表の指標分析

⑥新公会計制度導入（2012年4月）

市町村として全国で初めて、複式簿記・発生主義の考え方を加えた、企業会計に近い新公会計制度を導入し、日々仕訳を開始した。

⑦「事業別財務諸表」を作成（2013年8月）

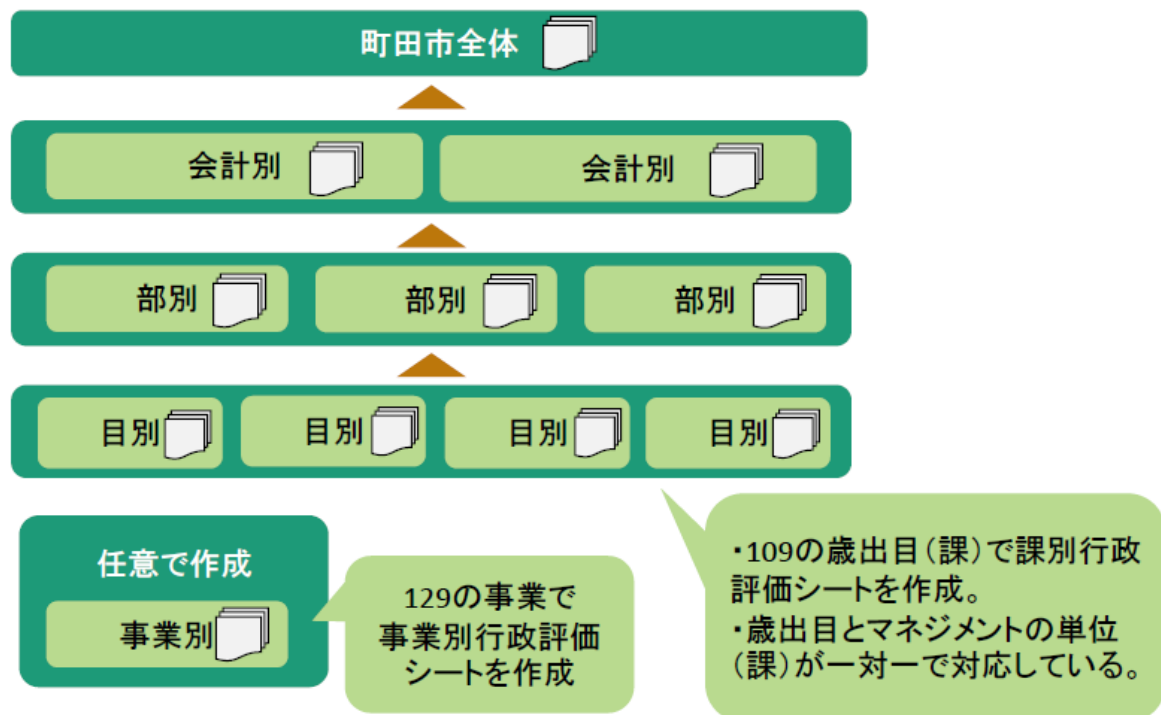
「事業別財務諸表」を作成し、決算の参考資料として議会に提出した。

○新公会計制度の2つの目的

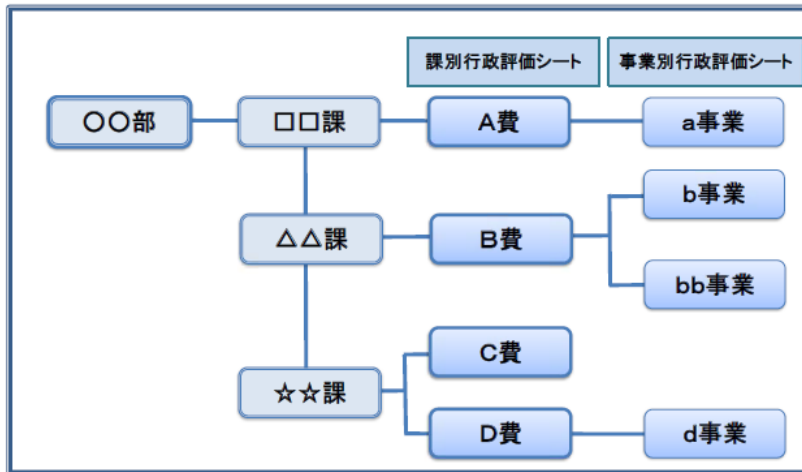
- I. 新公会計制度で明らかになった事業の成果とコストを、個別の組織や事業におけるマネジメントに活用する。この取り組みを通じて、職員の意識改革を図る。
- II. 企業会計と同様に事業のフルコストを見える化することで、市民に対する説明責任を果たす。

(2) 行政評価シートの特徴と進化

行政評価シートの作成対象（市全体との関係）



行政評価シートの作成対象（部と課の関係）



行政評価シート作成スケジュール

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9
日々仕訳	→																	
人件費等配賦														→				
行政評価シート作成																		
公表・市議会提出																		完成・公表
市議会決算審査																		決算審査

行政評価シートの様式の特徴

2019年度 経理行政評価シート

1 組織の概要

2 前年度末の総括

3 事業の成果

4 財務情報 (行政コスト計算書)

4 財務情報 (貸借対照表)

5 財務構造分析

6 個別分析

7 総括

行政評価シートの項目の特徴

(事業の成果)

3.事業の成果

成果指標名	単位	区分	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度目標	目標(達成時期)	成果指標の定義
小学校給食調理業務の委託化	校	目標	12	14	17	20	20	小学校42校のうち、給食調理業務を民間業者に委託している学校の累計数
		実績	12	14	17		(2020年度)	
PEN樹脂製食器の整備	校	目標	9	12	15	18	18	小学校42校のうち、PEN樹脂製食器を備える学校の累計数
		実績	9	12	15		(2020年度)	

成果の説明
 ◆2015年度に導入した給食調理業務委託について、2019年度は3校(南大谷小、南第三小、忠生第三小)の新規委託を開始するとともに、各校月1回の履行状況確認などの管理・指導業務を実施し、安全・安心な給食の提供に努めました。
 ◆大戸小学校給食室の改修工事と、南成瀬小学校給食室改修のための工事設計が、予定どおりに完了しました。
 ◆「安全性」「利便性」「食育」の3つの視点を考慮し、より割れにくい食器(ポリエチレンナフタレート(PEN)樹脂製食器)を3校(町田第一小、鶴川第二小、大蔵小)に整備しました。

- ・費用対効果の分析を行うため、事業の成果を明らかにしている。
- ・事業の成果を検証できるように、目標値と達成時期を明らかにしている。
- ・2020年度目標を掲載することで、2020年度決算時に検証できる。
- ・事業の成果を明確にすることで、行政コストや資産と事業の成果の関係を分析できる。

(単位あたりコスト分析)

③単位あたりコスト分析 ※単位あたりコストは、各年度の「行政費用 小計(b)」を「実績」で割って円単位で算出しています。

指標名	単位	年度	実績	単位あたりコスト	対前年度	単位あたりコストの増減理由
給食調理1食あたりコスト	食	2019	4,106,364	330	37	新型コロナウイルスの拡大防止に伴う休校による年間給食数減少や、委託料増加により、給食調理1食あたりの事業コストは37円増の330円となりました。(食材費・減価償却費は含まれません。)
		2018	4,519,000	293	△18	
		2017	4,554,000	311		
給食1食あたりコスト(食材費・減価償却費を含む)	食	2019	4,106,364	589	39	新型コロナウイルスの拡大防止に伴う休校による年間給食数減少や、委託料増加により、食材費・減価償却費を含めた給食調理1食あたり事業コストは39円増の589円となりました。
		2018	4,519,000	550	△18	
		2017	4,554,000	568		

○食材費の考え方…1食あたりの食材費は、低学年230円、中学年245円、高学年265円です。単位あたりコストは、平均である246円を加えています。
 ○減価償却費の考え方…2019年度の給食施設及び備品に係る減価償却費は52,929,205円です。年間給食数が4,106,364食のため、1食あたり13円を加えています。

- ・単位あたりコストにより、コストの規模を把握しやすくなる。
- ・他自治体や民間企業との比較に発展させることができる。
- ・事業別行政評価シートだけにある項目。

(事業に関わる人員)

▽事業に関わる人員 (単位:人)

業務内容	常勤	再任用		嘱託	臨時	2019 合計	2018 合計
		(フルタイム)	(短時間)				
小学校給食事業等	57.3	6.0	3.0	99.8	4.9	171.0	199.8
食品衛生対策事業	0.2					0.2	0.2
食器整備事業	0.1					0.1	0.1
給食室改修事業	0.1					0.1	0.2
						0.0	0.0
2019年度 特定事業 合計	57.7	6.0	3.0	99.8	4.9	171.4	200.3
2018年度 特定事業 合計	62.1	3.0	5.0	125.8	4.4	200.3	

- ・「事業に関わる人員」により、従事人員の変化がわかる。人件費の推移とあわせて、効率的に事業が執行されているかなど、見ることができる。
- ・成果に見合った人員なのか、委託化の検討が必要なのか、検証することができる。

(成果及び財務の分析～課題設定～今後の取り組み)

7. 総括

① 成果および財務の分析

◆給食調理業務委託校数が3校増加したことなどにより、委託料が68,753千円増加しました。また、常勤職員の減少や、配置基準に基づく人員配置による非常勤職員(給食調理)の人数減などから、人件費が55,547千円減少しました。

◆ポリエチレンナフタレート(PEN)樹脂製食器を3校に導入し、その購入に要した費用は5,126千円でした。不要となった強化陶磁器食器は、他校への破損対応として有効活用したため、食器整備に係る費用を968千円削減することができました。◆給食備品の老朽化による故障のため、スチームコンベクションオープンを2校(町田第三小、鶴川第二小)に整備し、6,600千円の備品購入費を要しました。

② 2019年度末の「成果および財務の分析」を踏まえた事業の課題

◇今後も安定的に安全な給食の提供を続けるため、正規職員の退職動向を踏まえ、計画的に給食調理業務委託を導入する必要があります。

◇給食施設の老朽化が進む中、学校給食衛生管理基準に則った備品等の買替や修繕を実施する必要があります。

◇強化陶磁器食器に替わり、ポリエチレンナフタレート(PEN)樹脂製食器を計画的に導入するとともに、交換した強化陶磁器食器は他校への破損対応として有効活用し、食器整備に係る費用を抑えていく必要があります。

③ 課題解決・目標達成に向けた今後の取り組み

◇給食調理業務委託について、2020年度は3校(藤の台小、南第一小、三輪小)新規委託を開始するとともに、委託導入済の学校への履行状況確認などの管理・指導業務を実施します。

◇施設の老朽化に対する改修及び改修準備として、2020年度は南成瀬小学校給食室の改修工事を行い、学校給食衛生管理基準に則った給食施設的环境整備を進めます。

◇不具合が目立つ給食備品について、計画的な整備を進めます。

- ・「事業の成果」と財務情報を交えて、費用対効果を分析する。
- ・組織の使命や事業の目的の達成に繋がる課題を設定する。
- ・課題解決・目標達成に向けた今後の取り組みを明確化することで、翌年度予算につなげやすくし、次年度決算時に検証可能とする。

○セグメントの設定方法

①課単位でセグメントを設定(課別行政評価シート)

②財務上の観点から特に検討を要する場合に、特定事業単位でセグメントを設定(事業別行政評価シート)

○特定事業を設定する際の着眼点

(着眼点1) 個別ストックを保有して事業を実施する事業

(着眼点2) 事業の課題や改善点を把握するため特に設定する事業

(着眼点3) 受益者負担のある事業

(着眼点4) 未収金、貸付金など債権管理を行う事業

(着眼点5) 事務事業の見直しを行うために特に設定する事業

○セグメント設定の見直し

・保健給食課の特定事業「小学校保健事業」「中学校保健事業」は、事業の課題や改善点を把握するため特にセグメントを設定した。

・2012年度、2013年度決算の経年変化をみた結果、法定の定期健康診断や就学時健康診断を行う事業であり、事業費に増減がないことがわかったため特定事業を廃止した。

- ・保健事業のコスト情報は、歳出目別で確認できる。

課名	2013 年度 歳出目・特定事業	2014 年度 歳出目・特定事業
保健給食課	保健給食費	保健給食費
	小学校保健事業	廃止
	中学校保健事業	廃止
	小学校給食事業	小学校給食事業
	中学校給食事業	中学校給食事業

○2012 年度決算から 2019 年度決算までの進化



(3) 説明責任を果たすための活用

○ダイジェスト版冊子の活用

- ・課別・事業別行政評価シート、全 238 シートのうち、市民の方が身近に感じられる事業の行政評価シートのダイジェストを紹介（15 事業）。
- ・A5 版、タテ見開き、37 頁の冊子。
- ・町内会・自治会連合会と市が協働で開催している市政懇談会等において、ダイジェストを使用して事業の成果やコストを説明。

人づくり分野	⑧介護保険事業会計
①学童保育事業	⑨がん予防対策推進事業
②子どもセンター「まあち」運営事業	賑わい分野
③民間等保育所運営事業	⑩国際版画美術館費
④小学校給食事業	⑪学校施設開放事業

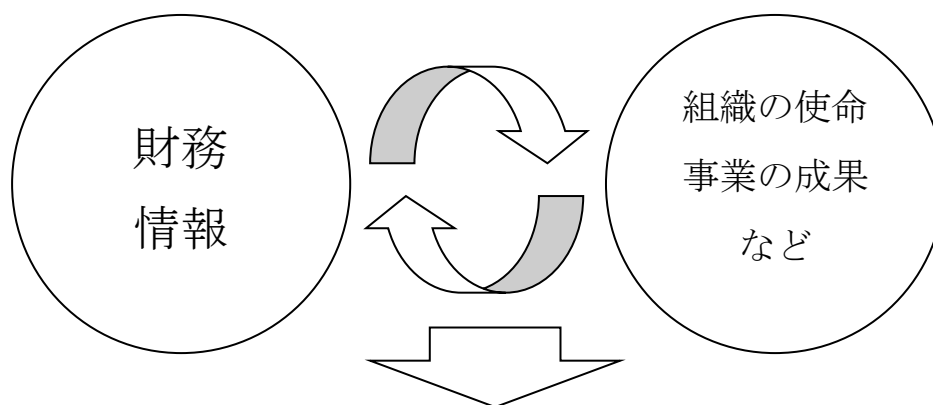
⑤中央図書館事業	⑫体育館事業
安全・生活分野	住環境分野
⑥生活保護事業	⑬廃棄物収集事業
⑦障がい者福祉費	⑭放置自転車等対策事業
	⑮市営住宅事業

○広報誌での決算情報の開示

○市民参加型事業評価での活用

- ・市民の声を行政経営・行政サービスの向上に活用するため、市民と有識者が、市の事業担当者と事業の課題や解決策について対話をして評価する市民参加型事業評価を開催。
- ・事業の目的、やり方、成果等について、市民目線で議論や評価をするため、市民には官庁会計よりもなじみがある複式簿記・発主義の考え方を加えた企業会計に近い財務諸表と事業の成果・課題等を兼ね備えた行政評価シートを活用している。
- ・2019年度には、子どもの参画をこれまで以上に推進するため、高校生が事業の評価人として評価対象の6事業すべての評価に参加しました。

(4) マネジメントのための活用その1 (行政評価シートによる活用)



事業マネジメントに向けて新たに得られる情報

- ・事業の成果と関連付けた行政コスト
- ・行政コストの経年比較
- ・単位あたりの行政コストによる効率性の分析
- ・事業のストックについての財務情報
- ・事業類型別の財務分析
- ・財務分析で明らかになった課題

○事業マネジメントのための着眼点

①事業の成果と行政コストの関係

- ・成果とコストの関係について。成果とコストは見合っているのか。
- ・コストをかけて上げるべき成果なのか。
- ・成果を達成するために、コストをかけるべきか削減すべきか。

②事業に関わる人員と人件費、成果の関係

- ・「事業に関わる人員」により、従事人員の変化がわかります。人件費の推移とあわせて、効率的に事業が執行されているかなど、見ることができます。
- ・成果に見合った人員なのか、委託化の検討が必要なのか、検証することができます。

③事業の成果と資産の状況

- ・そもそも資産の状況はどうなっているのか。
- ・資産は事業に活用されているのか。
- ・成果を実現させるためには、資産を増やしたほうが良いのか、減らしたほうが良いのか。
- ・資産の老朽化の状況はどうか。

④前年度の課題と当年度の取組結果

- ・前年度の課題を解決する取組みにより、成果はどのように改善されたのかを検証する。
- ・課題解決の取組みは、財務情報のコストやストックにあらわれているか。

⑤成果と財務情報との分析による事業の検証と課題設定、取り組みの明確化

- ・「事業の成果」と財務情報を交えて、費用対効果を分析する。
- ・組織の使命や事業の目的の達成に繋がる課題を設定する。
- ・設定した課題解決・目標達成に向けた取り組みを、具体的に明確化することで、実効性を確保し、次年度に検証する。

○課別・事業別行政評価シートの活用事例

①課別行政評価シート（児童青少年費）

- ②事業別行政評価シート（小学校給食事業）
- ③会計別行政評価シート（国民健康保険事業会計）
- ④課別行政評価シート（国際版画美術館費）

○勘定科目別・施設別比較分析表

- ①勘定科目別比較分析表（人件費）
- ②勘定科目別比較分析表（物件費）

他に維持補修費、扶助費、補助費等で作成

- ③施設別比較分析表

市内各施設の状況を相互に比較できるように、「開館1日あたりコスト」を基準にして作成

○同種施設比較分析表

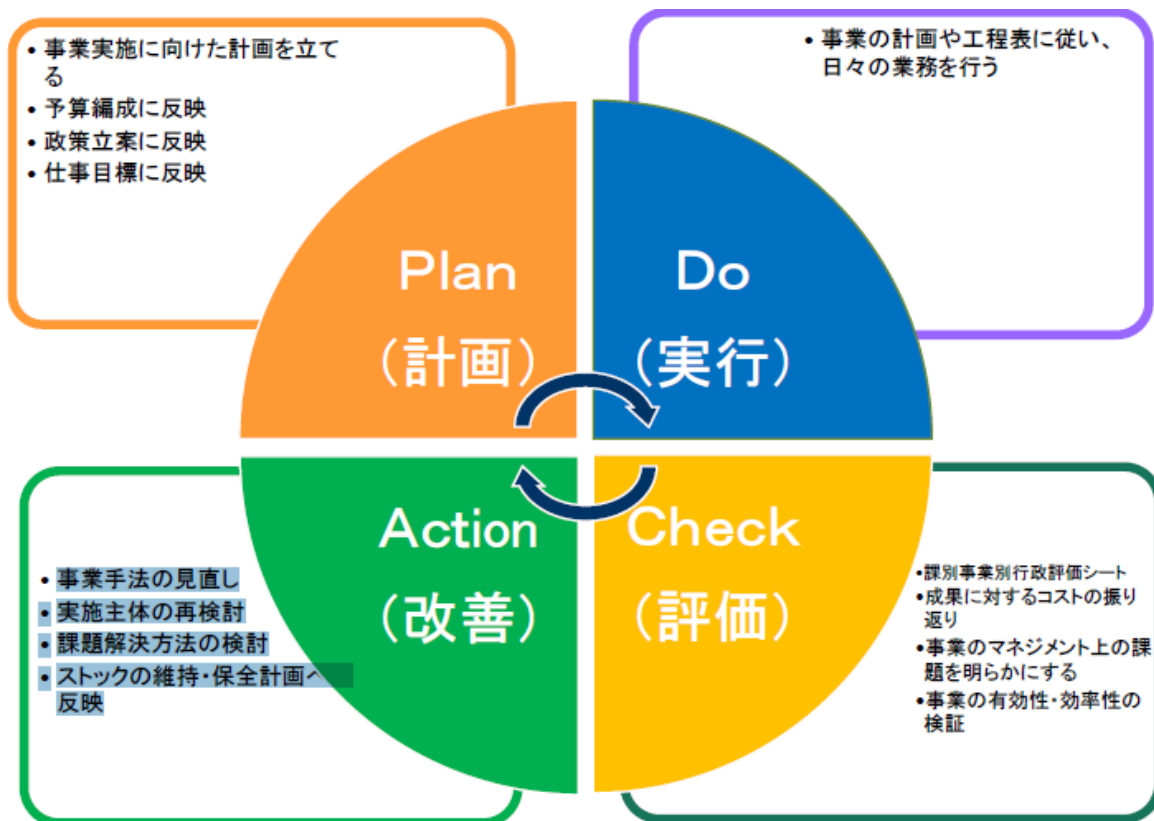
- ①同種施設比較分析表（図書館）
- ②同種施設比較分析表（市民センター）

・図書館、市民センターの他に、子どもセンター、コミュニティセンター、市民課連絡所、高齢者ふれあい館（福祉センター）を作成。

・図書館や市民センターといった同種施設ごとに相互に比較・分析し、成果の拡大や運営コストの削減を図ります。

・2019年度から、「前年度決算で掲げた施設マネジメント改善のための取り組み」を追加。

(5) マネジメントのための活用その2 (予算、決算、自治体間比較)

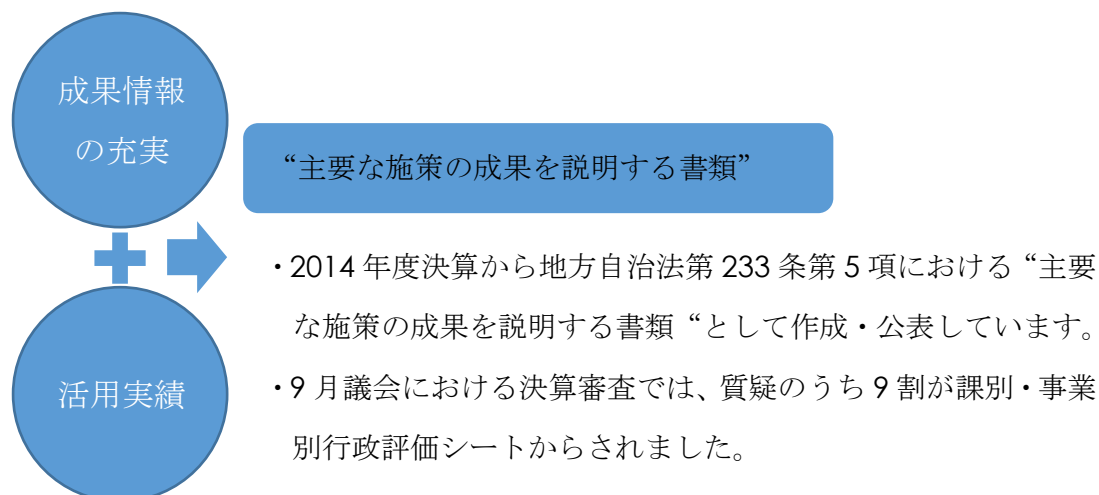


○行政評価シートを活用した予算編成

『平成 30 年度 (2018 年度) 町田市課別・事業別行政評価シート』で明らかになった課題を、2020 年度予算に反映した件数・金額は以下のとおり。

区分	予算に反映させた取り組み	件数	予算反映額
1	成果向上に向けた取組強化	94 件	3,496,563 千円
2	行政運営の見直しによる減	3 件	5,038 千円
3	歳入確保	4 件	34,356 千円
	予算反映額 合計	101 件	3,535,957 千円

○決算審査での行政評価シートの活用



○過去の議会での決算審査で付された附帯決議の一例

①国際版画美術館

「国際版画美術館について、効率的な運営に取り組むとともに、施設利用者数が増加するようさらなる改善を図り、インバウンド対策を強化されたい。」

②自転車駐車場事業

「駅周辺の利便性の高い施設に自転車等駐車場の需要が集中しているため、引き続き施設の機能改善に取り組み、市営自転車駐車場10施設についても、施設の修繕・管理を進められたい。」

○自治体間比較によるセグメント分析の充実

2018年度から、「新公会計制度普及促進連絡会議」で設置した検討部会で、事業別の財務情報を自治体間比較することで、他自治体の良い取り組みを取り入れるため、自治体内・他自治体における類似事業との比較へ向けた、事業別財務情報の作成・評価手法の整備を行っている。

○2019年度参加自治体（10団体）

町田市、大阪市、江戸川区、荒川区、福生市、八王子市、板橋区、渋谷区、世田谷区、立川市

○研究事項

- ①事業別財務情報の作成手法を標準化・共通化する。
- ②他自治体同種事業との比較へ向けたコストの算入基準を明確化する。
- ③実際の決算数値による比較分析を実施する。

(6) 委員からの主な質疑

- Q. 新公会計制度導入による職員及び議員の意識変化はどうであったか。
- A. 行政評価シートを活用して決算審査を行うようになったため、決算審査における質問内容が経費から事業内容へと変化していった。それに伴い、職員もそれぞれの事業の取り組み内容をより意識するようになった。予算編成においても事業の中身、成果を中心に考えるようになったと感じている。
- Q. 行政評価シートは施設利用料の設定に活用されることはあるのか。特に、福祉的な役割を持つ施設については、利用料についても特段の配慮が必要であると考えているがどうか。
- A. 事業によっては、基本情報として過去3年分の受益者負担率を記載している。福祉的事業については負担割合が決まっており、受益者負担を考えることは少ない。例えば、高齢者福祉センターは無料で利用できるため、行政評価シートには受益者負担比率は記載されていないが、経費や利用者数等を掲載して見える化している。
- Q. 新公会計制度導入に当たっては、一気に切り替えたのか。導入に当たって、各所属において混乱はなかったか。
- A. 導入当時は別の部署に所属していたが、気が付いたら導入されていたという印象であり、特に混乱はなかった。“各部局が迷わないようにする”という理念のもと、当時の財政課が努力した結果であると考えている。
- Q. 新公会計制度に関する職員の負担はどうか。
- A. 導入当初は市役所全体で職員に負担がかかったが、続けるうちに慣れてきたこともあり、今ではあまり負担はない。今年度は新型コロナウイルスの関係で例年開催している各所属への説明会を中止したが、大きな混乱もなく制度を運用できている。
- Q. 新公会計制度導入によるコスト削減効果はどうであったか。また、地方公共団体はコストとは関係なく自治体の責務として取り組まなければならない事業もあるが、コストを意識しすぎてそういった事業が疎かになるのではないかという懸念もあるがどうか。
- A. コスト削減については毎年項目を変えて取り組んでいるため、削減量をはっきりと示すことはできないが、例えば、行政評価シートによって委託と直営によるコストを明確に比較することができ、コスト削減につながったという事例がある。市民へのサービス提供を第一に考え、費用対効果を意識するようにしている。
- Q. 議員からコスト削減を厳しく指摘されることはあるか。
- A. 決算審議の場では事業の成果について質疑されることが多く、職員もしっかりと取り組んでいる。

Q. これまでの取り組みの中で課題はあったか。

A. 全体のサービスの提供量が分かってきたが、新型コロナウイルスの影響もあり、予算の使い道についても在り方が大きく変わってきている。そういった中でも市民への説明責任や各事業をより良いものにしていくために、今後も取り組んでいきたいと考えている。長年取り組みを続けてきたので、新たな改善点が見つかりにくくなっているという課題はある。

Q. 新公会計制度導入に向けた資産評価に当たっては、減価償却の考えを取り入れることになるのか。

A. 資産の把握に苦労した。特に道路については規模が大きく、道路延長や地価を考慮して資産を把握し、対応年数で割ることで減価償却を算出した。

Q. 行政評価シートの目標値や達成時期については、設定が難しい事業もあると思われるが、どのように設定しているのか。

A. 町田市5か年計画やマスタープラン等に記載されている目標と統一しており、行政評価シートのために新たに目標設定しているわけではない。

Q. 外郭団体等にも新公会計制度は浸透しているのか。

A. 第3セクター等の行政評価シートは作成していないが、町田市に限らず、各自治体で統一的な財務諸表を作成しており、その中には一般会計や特別会計とともに、第3セクター等の財務諸表も混ぜた連結財務諸表を作成しているため、それをもって把握することはできる。しかし、総務省基準の財務諸表には事業の成果がないため、費用対効果や有効性が十分に把握できないという課題がある。

5. 視察事項 ICT化の取り組みについて

(1) 情報システム最適化方針について

(i) 情報システム最適化方針

情報システムの中期的な方向性を示すもの。

(ii) 情報化推進計画

短期的な情報システムの整備スケジュールをまとめたもの。

(iii) 情報システム企画書

R F I ・ R F P を含む個別の情報システムの基本設計書及び R O I や K P I に基づく評価書を兼ねるもの。

(iv) 情報セキュリティポリシー

様々な脅威に対する抑止、防止、検知及び回復について、組織的かつ体系的に取り組むための基本方針と、この方針に基づき、情報セキュリティ対策を具体的に実施するにあたって遵守すべき事項及び判断等について示した対策基準からなるもの。

(2) 前方針の実施年度終了と成果

前方針の実施年度（2015年度から2019年度まで）が終了した。なお、前方針とその成果は次のとおり。

【方針1】 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）への対応

2015年度に市民へのマイナンバー付番が完了し、マイナンバーカードの配布を開始した。2017年度からの情報連携開始に必要な、庁内の既存業務システムの改修や庁内の運用ルールの整備などを遅滞なく完了させ、円滑に運用を開始することができた。

【方針2】 自治体クラウドへの対応

住民記録システム、電子申請・電子調達、自治体セキュリティクラウドを導入した。また、自治体向けの A S P ・ S a a S 型のサービス利用を促進し、従来型のオンプレミス型システムへの依存度を下げ、運用コストの低減に努めた。

【方針3】 オープンデータへの対応

多摩5市（八王子市、町田市、日野市、稲城市、多摩市）と協定を結び、オープンデータの推進を行った。データ所管課の協力を得て、総務省が自治体に公開を要請している、標準データセットの公開を推進した。

【方針4】 モバイル端末への対応

全管理職へモバイル端末を330台配備し、電子会議システムをはじめとしたアプリケ

ーションの整備が完了した。また、一般職員向けに 2019 年度からテレワークの試行運用を開始した。

(3) 検討課題

(i) 行政手続原則オンライン化への対応

・2019 年 5 月に内閣官房 I T 総合戦略室から「デジタル手続法（デジタル行政推進法関係）」が公布され、行政手続（納付を含む）について、オンライン実施を原則とする努力義務が地方公共団体に求められている。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止策の一環として、オンライン申請の推進が期待されている。

(ii) 自治体事務標準化・クラウド化への対応

・2019 年 6 月に「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」が閣議決定され、行政分野ごとに全国共通の仕様書を作成し、地方公共団体はシステム等の更新時期に合わせて標準仕様書に準拠したシステム等を導入する方法の検討が、総務省を中心として省庁横断的に推進されている。

(iii) デジタルデータ利活用への対応

・A I ・R P A 等のテクノロジーを効果的に活用するための前提として、電子データは必要不可欠であり、紙媒体ではなく、電子申請やタブレット入力等により、発生時から電子データ化される仕組みであることが望ましい。

(iv) 新しいワークスタイルへの対応

・2040 年に半減する労働人口を補うために、時間や場所の制約に縛られない多様な働き方が求められている。多様な働き方を支えるテレワークやリモート会議などの製品は、既に実用レベルに達しており、新型コロナウイルス感染拡大防止策として、全国的に導入拡大の動きをみせている。

(4) 情報システム最適化方針

第三次情報システム最適化方針は次のとおり。本方針の実施年度は 2020 年度から 2024 年度までとする。本方針に基づく具体的な整備計画は、情報化推進計画またはその他改造案件に含まれる。

【方針 1】 行政手続原則オンライン化への対応

・市民や事業者による来庁が前提となる手続について、オンライン化（電子申請・キャ

キャッシュレス化)を進める。

【方針2】自治体事務標準化・クラウド化への対応

- ・法定受託事務を中心として、国が策定する標準仕様に則った自治体クラウドサービスの利用を促進する。

【方針3】デジタルデータ利活用への対応

- ・タブレット端末等により、発生源でデジタル入力が可能となるシステムサービスの利用を促進する。
- ・デジタルデータを用いたロボット技術（RPA）の利活用を推進する。
- ・庁内に蓄積したデジタルデータを、二次利用可能なオープンデータとして公開し、利活用を推進する。

【方針4】新しいワークスタイルへの対応

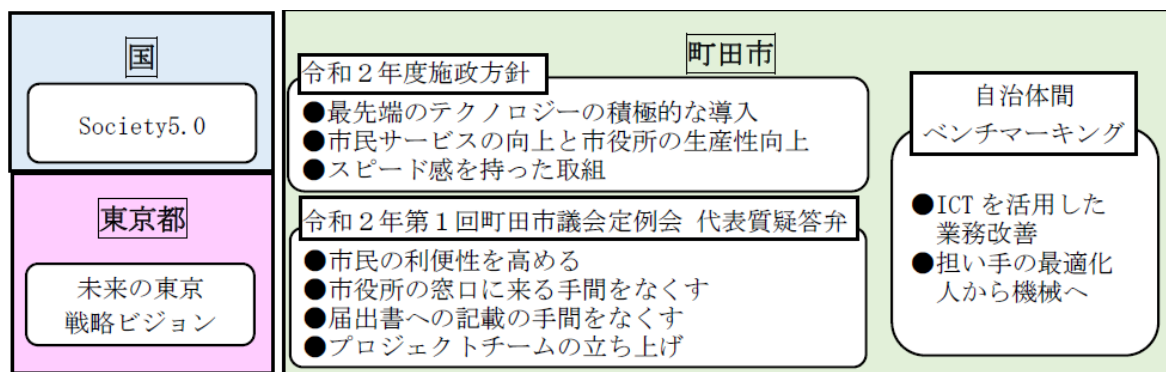
- ・テレワークを活用した次世代の働き方について、技術的観点から有効性を検証する。
- ・リモート会議システムやビジネスチャットなど、次世代のコミュニケーション基盤を導入する。
- ・大容量、低遅延の通信品質が求められるインターネットサービスに対応した庁内ネットワーク環境を整備する。

(5) 最適化スケジュール

項目	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
行政手続原則オンライン化への対応 ・電子申請の更なる推進 ・キャッシュレス化の推進	・「eまち」プロジェクト各WGでの導入推進				
自治体事務標準化・クラウド化への対応	▼(国)標準化検討	▼(国)標準仕様書作成	▼(国)クラウドシステム整備		
		・導入検討/導入			
デジタルデータ利活用への対応 ・発生源デジタル入力の推進 ・RPAの利活用 ・オープンデータの推進	・「eまち」プロジェクト各WGでの導入推進				
	・RPA化計画策定、対象業務選定、検証、支援				
新しいワークスタイルへの対応 ・テレワークの有効性検証 ・次世代コミュニケーション基盤の利活用 ・庁内ネットワーク環境整備	・リモート会議システム導入				
	・モバイル端末(iPad)更改				
	・インターネット回線見直し				

(6) “e-まち” 実現プロジェクトについて

(i) 背景



(ii) 設置

テクノロジーの積極的な導入・活用により、市民にとって便利な“まち”への転換と、職員の負担が少ない“まち”への転換を目指す、「e-まち実現プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）」を立ち上げる。

まずは、市民・市役所職員の「来る手間」や「書く手間」、「二度手間」などの手間を省くという点に着目して取組を進める。併せて、5GやMa a S等の研究を行う。

(iii) プロジェクトの位置づけ

プロジェクトは、町田市5ヵ年計画17-21の行政経営改革プランにおける「市役所業務の生産性の向上」の取組に位置づけて実施する。

(iv) 目的

- ①市民の利便性の向上
- ②事務の標準化及び効率化
- ③業務改善意欲にあふれる組織風土の醸成

(v) 組織

プロジェクトには、対象となる全ての所管部署の管理職による全体会議を設けるとともに、以下の4つのワーキンググループ（以下、「WG」という。）を設置する。

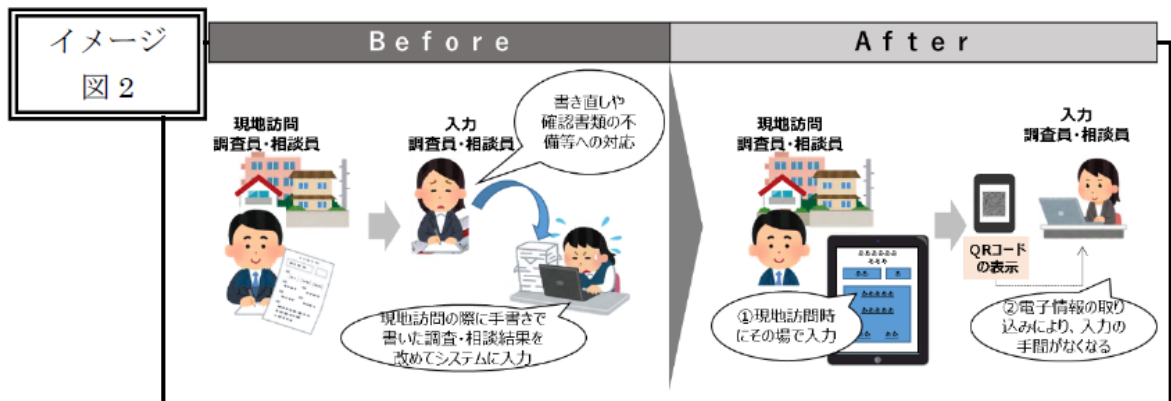
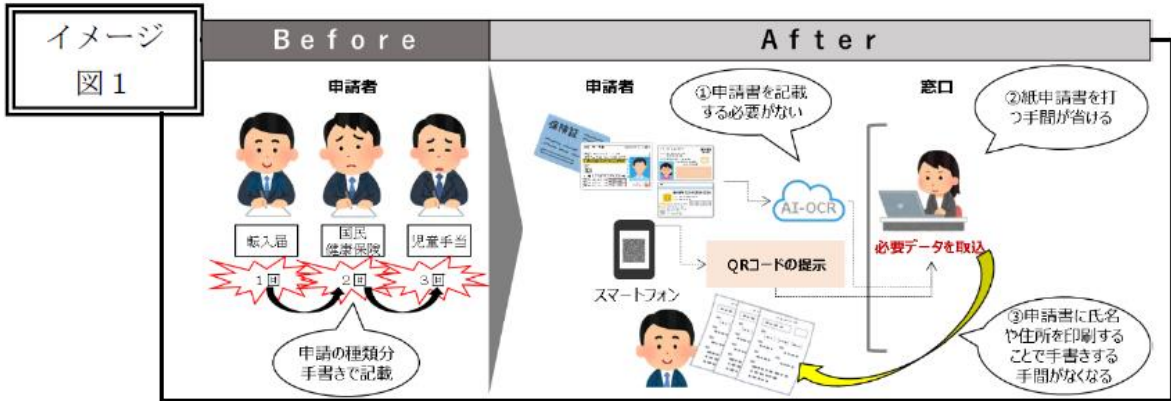
- ア キャッシュレス決済導入WG（LINE Pay等）
- イ 軽微な申請に係る電子申請導入WG（東京電子自治体共同運営電子調達サービス等）

ウ 申請支援システム導入WG（イメージ図1参照）

※転入手続の際に行う、各種申請書への記載の手間をなくす新たなシステム

エ 相談・調査支援システム導入WG（イメージ図2参照）

※市庁舎等の執務スペース以外の場所への現地訪問の際に行う、紙の調査・相談票への記載と調査・相談事項の登録の手間をなくす新たなシステム



(6) 会議

各WGの会議は、必要に応じ当該グループリーダーが招集する。

(7) 実施期間

実施期間は、プロジェクト開始日から2022年3月までとする。

(参考) 各WGの工程表 (2020年3月時点)

プロジェクトチーム名称	2019年度	2020年度				2021年度				2022年度
		4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月
自治体間BM (市民税 (資産税)) 市税業務改革	<ul style="list-style-type: none"> キックオフ会議 情報共有 役割の確認 課題の洗出 	<ul style="list-style-type: none"> (LINE Pay) 導入意向確認 費用対効果検証 	<ul style="list-style-type: none"> (LINE Pay) 導入方針決定 	<ul style="list-style-type: none"> (LINE Pay) 業者選定 システム構築 	<ul style="list-style-type: none"> (LINE Pay) 本稼働 					
		(交通系ICカード等その他の決済方法) 新たな決済方法の追加検討・導入								
自治体間BM (市民 (子ども))	<ul style="list-style-type: none"> 軽微な申請に係る電子申請導入WG 	<ul style="list-style-type: none"> 庁内調査 ソリューションの情報収集 費用対効果検証 	<ul style="list-style-type: none"> 導入方針決定 	<ul style="list-style-type: none"> 業者選定 システム構築 	<ul style="list-style-type: none"> 新システムの本稼働 					
	<ul style="list-style-type: none"> 申請支援システム導入WG 	<ul style="list-style-type: none"> キックオフ会議 課題解決策の検討 システム化領域の決定 費用対効果の検証 	<ul style="list-style-type: none"> 導入方針の決定 	<ul style="list-style-type: none"> 業者選定 システム構築 	<ul style="list-style-type: none"> 新システムの本稼働 					
派生	<ul style="list-style-type: none"> 相談・調査支援システム導入WG 	<ul style="list-style-type: none"> キックオフ会議 情報共有 役割の確認 課題の洗出 	<ul style="list-style-type: none"> ソリューションの情報収集 導入分野の選定 	<ul style="list-style-type: none"> システム開発 費用対効果検証 導入方針決定 	<ul style="list-style-type: none"> 業者選定 システム構築 	<ul style="list-style-type: none"> 新システムの本稼働 		<ul style="list-style-type: none"> 新システムの「試行」導入 		

(8) 委員からの主な質疑

Q. バックアップについての対策はどうか。

A. 庁内システム基盤と庁外のデータセンター、さらにクラウドを利用しており、いずれも定期的にバックアップを行っている。また、庁内のバックアップを庁外のデータセンターで、逆に庁外のバックアップを庁内システム基盤で行うことで、リスクを分散している。

Q. オンライン手続きに不安のある方への対応についてはどうか。

A. 申請支援システムについては転出届をOCRで電子化処理することで転入に付随する手続きを同時に行い、利用者の負担を軽減できる。情報が不足する部分については職員によるヒアリングで補完し、最終的には利用者本人の確認していただき、電子署名を発行することを検討している。

Q. 町田市の取り組みは国のモデル事業に指定されているといった特色はあるのか。

A. それぞれの取り組みはそれほどでもないが、ICT化のベースとなった自治体間ベンチマーキングは先進事例として挙げられることも多い。また、クラウド利用は先進的に取り組んでおり、そういった背景が今日のICT化の取り組みに繋がっている。

Q. マイナンバーカードの活用についてはどうか。

A. 資料に具体的記載はないが、電子申請や申請支援システムにも関わるツールであり、マイナンバーカードの普及は必要である。

Q. マイナンバーカードの普及に向けた取り組みを伺いたい。

A. 町田市のマイナンバーカードの普及率は27%程度であり、市民センターでの交付やイベント等の場を活用した取り組みを実施している。

Q. 5G対応についての考えはどうか。

A. 現時点では特に考えを持っていないが、通信基盤が整備されていくことを見越してアプリやサービスの研究をしていく。

6. 委員会としての所管

(新公会計制度の導入について)

町田市では全国に先駆けて新公会計制度を導入し、その制度の中で数々の事業改善を続けてきました。導入に当たっては各種検討委員会等で十分検討したうえで導入した背景がうかがえましたが、中でも、各部局が迷わないようにするとの理念の下で、当時の財務部局が入念に準備をしたことで大きな混乱もなく新制度に移行することができたという話は興味深いと感じました。当時の財政担当部局の努力のたまものであると考えますが、継続的に制度を運用する中で各部局も慣れてきたこともあり、今ではあまり負担を感じないとのこと。導入時の財政担当部局への負担は計り知れませんが、長期的視野に立てば大きな負担増はなく、市全体の事業や予算の使い方の効率化が期待できるため、十分な準備をしたうえで本市においても取り組むべき方向性であると考えます。

また、当制度を導入したことで、職員や議員の意識が変わってきたという話も非常に興味深いと感じました。町田市の事例では、事業別行政評価シートによって各事業の成果やコストが分かりやすくなったことで、議会における指摘もより事業の内容に深く踏み込んだものとなり、そのことから各職員も事業の成果をより意識するようになったという好循環を生み出しております。人口減少社会において行政サービスの質を維持するためには、職員の意識改革も一つのキーワードであり、町田市の取り組みは新公会計制度の導入により、職員の意識改革へと波及効果を及ぼす好事例として、本市にとっても非常に参考になると感じました。

(ICT化の取り組みについて)

町田市の取り組みは目立って突出したものではありませんが、総じて本市よりも先進的であり、見習うべきところが多いと感じました。その背景として、ICT化のベースとなった自治体間ベンチマーキングの取り組みや、先進的に取り組んできたクラウド利用等があ

ります。全国的にスマート自治体構想が叫ばれており、当委員会においても決算審査において同テーマの提言を行ったところでありますが、スマート自治体実現のためには、市全体でICT化を進める必要があります、その点で町田市は大きくリードしていると言えます。

特に、昨年から続く新型コロナウイルス感染症の影響から行政にも非接触型サービスやオンライン手続きを求める声が高まっており、さらに、首都圏を中心に5Gサービスの供用が開始されたこともあり、ここから数年は行政サービスの在り方の大きな転換期を迎える可能性があります。

町田市が取り組むe-まち実現プロジェクトはいずれも人口減少下において行政サービスの維持・向上に資するものと考えられるため、本市としては、土台となるシステム構築を急ぐとともに、町田市を含め先進自治体の取り組みを研究し、より良いサービスを導入していくべきと考えます。

(オンライン視察について)

最後に、今回の視察に当たっては新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、オンラインで意見交換を行いました。本市議会においてオンラインでの視察は初めての試みでありましたが、意思疎通をするために十分な品質の音声、映像及び通信環境でした。

視察項目によっては現地に直接赴き、見て、実感することが重要となるものもあると思われませんが、今回の視察項目のようにソフト事業について理解を深めるには十分な手法であったと感じます。参加した委員からもオンライン視察を前向きにとらえる意見が出され、そのうえで、視察項目によってはオンライン視察を活用することで旅費等の経費削減が期待できるのではないかとの意見がありました。

今回、人口減少下における施策の在り方に焦点を当ててオンライン視察を実施しましたが、人口減少社会において、費用対効果を高めていかなければならないのは議会も同様であります。新たな視察の手法としてオンライン視察が広がることを期待するとともに、本市議会としても将来的な人口減少社会に備えて、さらなる効率化を図る必要があることを再認識いたしました。

今回視察した項目は、いずれも市の施策全般に影響するものでありますが、人口減少社会に対応する施策の在り方については、単一の分野、事業だけでなく、全体的に変革していくことが肝要であります。すべての分野で効率的な施策運用を意識した事業へと変革し、我々議員もそのような視点で予算・決算審査を行っていくことを求め、視察報告といたします。

6. 議会報告会の概要

令和2年度 議会報告会の開催概要

1. 6月定例会議会 議会報告会

日 時：令和2年7月8日（水）18時30分から20時まで
場 所：総合会館7階 第1研修室
参加者数：18人
備 考：4常任委員会合同で実施した。

2. 8月定例会議会 議会報告会

新型コロナウイルスの感染拡大状況を踏まえ、議会運営委員会（8月21日開催）において中止することを確認した。

3. 12月定例会議会 議会報告会

開催方法：YouTube での動画配信

配信期間：令和3年1月6日（水）午後から

備 考：4常任委員会合同で実施した。

各常任委員長から11月緊急議会・12月定例会議会の報告を行った。



4. 2月定例月議会 議会報告会

開催方法：YouTube での動画配信

配信期間：令和3年4月6日（火）午後から

備考：4 常任委員会毎に収録した。



7. 高校生議会意見書

協議テーマに係る意見書の提出について（複合災害対策委員会）

意見書を次のとおり提出するものとする。

令和3年2月4日提出

複合災害対策委員会

委員長 村田晴哉

岩田宙

内田悠斗

大八木梨湖

岡島武斗

新庄信吾

中山悠華

藤澤大峰

向畑航

和田治樹

意見書（複合災害対策委員会）

当委員会の所管事項に関し、高校生の視点から、以下の項目について提案するものです。

記

1. 感染症が流行する中の避難所運営において専門的な立場から適切な判断を行うために、十分な数の保健師の確保に努めるとともに、専門的知見に基づいて分かりやすい避難所運営ガイドラインを整備し、各地区において感染症対策の視点を加えた避難所運営マニュアルが作成できるよう強力に支援すること。また、想定外の事態に対しても迅速に対応するために、有事の際の指揮命令系統を明確にすること。
2. 大規模災害時の避難所運営に感染症対策の視点を加え、ハード、ソフト両面での感染対策を徹底しながらもプライバシーへの配慮等に努め、避難者の心が少しでも休まるようにホテルへの避難や車中泊、テント泊といった手法も含めて、様々な状況に対応できる避難方法を検討すること。
3. 災害時に役立つアプリ等の独自開発を早急に検討し、避難所運営マニュアル等も含めて事前に市民に周知すること。加えて、アプリ等も活用しながら備蓄状況や避難所の収容人数等の基本的な情報を積極的に公表したり、防災訓練等を重ねることで市民の防災意識の醸成を図り、相互の助け合いの中で誰もがスムーズに避難できるようにすること。
4. 車中泊のための駐車スペース確保や迅速な情報共有等を含め、災害時のあらゆる事態に対応できるよう、幅広い企業や団体、広域自治体間での協定締結を進めること。

以上、意見書を提出します。

令和3年2月4日

四日市市議会高校生議会

四日市市議会宛

【保健師の確保について】

○避難所への保健師の常駐と保健師による感染症予防の資料配付、掲示。

理由最近では、SNSの普及等により、世の中にたくさんの情報が溢れている。これは自分の求めている情報が簡単に得られる反面、間違った情報もすぐに出回ってしまうというリスクもある。そこで、避難所に保健師が常駐していれば何かあれば質問をし、正しい知識を得ることができるとともに感染症予防の簡単でわかりやすい資料を保健師に作成してもらい、配付・掲示することで正しい知識を得て避難者の安心につなげるとともに感染症予防ができると思う。以上の点より、避難所での保健師の常駐と保健師による感染予防の資料配付、掲示を提案する。

→保健師を目指す人材を確保するために、災害時に医療・衛生面で活躍が期待される方々の仕事紹介等を通じて保健師の仕事内容やなり方などを周知し、興味を持ってもらう。

また、災害時に役立つアプリ等を活用してこれらの内容を発信すれば、より多くの人に見てもらえるのではないか。

【有事の指揮命令系統について】

○防災計画にあった非常時の通信手段を、不測の事態が発生した際に速やかに会議、相談を行うために使用すること。

理由東日本大震災においては、避難所生活の中で育児、介護等への配慮に関して想定外の問題が起こった。コロナ禍の災害においては、過去に経験のない問題が発生する懸念があるため、特定の時間に各避難所が抱える課題を聞き取る仕組みを作るなど、対処法を市や県で統一しておく必要があると感じる。

【避難所の感染症対策について】

○新型コロナウイルスの感染の影響を踏まえつつ、災害時に混乱が起こらないように深く想定したうえで避難所運営・避難所生活を検討すること。

理由①避難所の運営

私自身、指定避難所になじみがない。また、災害時に避難所でどのように行動すべきか分からない方も多いと思われる（ペットの同伴、避難生活をする場所、物資の入手方法等）。避難所に着いてから避難所生活の

中での活動等、事前に受付やリーダーなどの仕組みを整える必要がある。また、もし新型コロナウイルスの感染者が出た場合の対応について深く想定する必要がある。

②避難所生活

新型コロナウイルスの影響を考慮すると、避難所生活の在り方を変更すべきである。海外ではテントを設置することによってプライベート空間を作った事例がある。また、熊本地震では、坂茂さんの「ペーパー・パーテーション・システム」というものを使い、個人の空間を確保しており、本市でも何か具体的な対策が必要だと感じた。さらに、個人の空間を作ることで感染予防にも効果が期待できる。

○避難所として体育館に加えて運動場を追加し、そこで生活できる簡易テントを準備する。

理由新型コロナウイルスや類似する感染率の高いウイルスが蔓延している場合、人との距離を保つ必要がある。過去、東日本大震災時の体育館での避難生活を見る限り、2 m以上の間を空けていない場合でも入りきるのがやっとだと思われる。このことから、ウイルス対策を行うと今まで以上の敷地の確保が必要となり、運動場を避難所として活用することで、より感染予防に繋がると考える。

また、津波等で車中泊ができない場合、安全に生活ができるよう簡易テントを用意し、体育館内だけでなく、運動場を利用することで広さを確保できる。

車中泊が可能な場合は、駐車スペース、簡易テントスペースを設け、テントを無駄にすることなく活用できる。

○3密を避け、プライベートな空間を作り、避難者の不安やストレスを軽減させること。

理由身体的距離を取るだけではなく、マスクやフェイスシールドはもちろん仕切りを設けることによって、感染リスクを下げることができる。加えて、家族以外との接触を避けることにより、プライベートな空間もでき、不安やストレスを少しでも減らすことができるのではないかと。

○避難所では、ダンボールを積極的に用いて仕切りをつくる。

理由避難所ではダンボールを用いて避難スペースを小分けすることで避難所内での人の移動を抑え、飛沫感染などのリスクを下げることでクラスター

一を未然に防ぐことができ、有効な方法である。さらにダンボールで仕切ると避難者のプライバシーの保護の向上につながる。

○避難所におけるサーマルカメラの導入

理由避難所生活で、コロナ感染のリスクをおさえ、受け入れ人数を増やすためには自動検温をするシステムの導入が望ましく、特に大人数を受け入れる避難所には優先的に配置すべきと考える。

○避難所で感染拡大を防ぐために、各避難所の保健師の数を増やし、体育館だけでなく学校内の校舎・校庭を使うなど学校の中でも幅広く避難所として活用する。

理由避難所で新型コロナウイルスを防ぐには、手洗いうがい、アルコール消毒はもちろん、ソーシャルディスタンスを保ち、三密を回避することが特に重要である。

三密は「密閉、密集、密接」を意味するが、体育館等では密集することが多いので、区切り方も細かくした方が良い。

ソーシャルディスタンスについては、人との距離感を考えた方が良い。校庭を避難所として活用することで、三密を防ぐことができる。また、家族で車中泊ができ、他の人との接触の機会を低減させる効果が期待できる。ただし、地域によっては車中泊が難しい可能性がある。

○発熱あり、発熱なし、高齢者、基礎疾患持ちなど、避難者をもう少し細かくふるい分け、スペースを区切るべきである。

理由人との関わりを少なくすることで感染を防ぐことができるので、学校の中でも避難所として活用できるスペースを拡大し、体育館の中でも細かく区切ることで感染拡大を防ぐことが出来ると考える。

【分散避難の手法について】

○分散避難をしてもらうために、避難場所を増やすこと。

理由コロナ禍の状態においては、避難場所での三密（密閉、密集、密接）を防ぐことが重要になってくると考える。そのため、学校であれば、体育館や各教室、グラウンドへのテントの設置、さらに、ホテルや知人宅などへの避難も市民の方々に考えてもらい、分散避難を呼びかけることで避難場所の3密が避けられると考える。

○避難所での3密を避けるため、四日市市内のホテルと提携し、災害時にはホテルを避難所として利用できるようにする。

理由既存の取り組みでは、避難所というと小中学校や高校、地区市民センターが主であった。しかし、コロナ禍において、これらの避難所だけでは特に大きな災害において、避難所が感染リスクの非常に高い空間になることは避けられない。そこでホテルと提携を結ぶことが有用であると考えられる。ホテルであれば例え大きな災害であったとしても倒壊する可能性は低く、また収容可能人数も多いため、避難所の3密回避にも大いに役立つと考えられる。そのため、ホテルを避難所として利用できる仕組みを今からしっかりと整えていくことが大切である。

【防災、避難に役立つアプリの導入について】

○避難した際、受け入れ拒否を防ぐため、避難所ガイドアプリを作成する。

理由全国には、現存地から周辺の避難所が分かるアプリがある。四日市市で独自の避難所アプリを作成し、避難所の混雑状況を色分けして一目で分かるシステムを作る。そうすることで、コロナ対策をしつつスムーズに受け入れが可能になると考える。

→備蓄状況や避難所の収容人数も災害時に役立つアプリで確認出来ると良い（基本的情報等を紙で配布した際、災害が起こった後に配布した紙が紛失する可能性がある。）。

アプリの開発もどのタイミングでするのが問題となってくるので、早急に導入すべき（災害はいつどこで起こるか分からないから難しい。）。

スマホの普及率が高いので、紙よりアプリの方が良い。

→アプリ内で災害時にも役立つメディアとして、ラジオや地域のケーブルテレビ局等とも協力し、早く情報が市民に届くようにすれば、より活用しやすいアプリになる。市民にもさらに寄り添い、興味をもってもらえるのではないか。

【防災意識の向上について】

○ヘルプマークを広める。

理由災害の時に色んな人に助けて貰いたいから。

○給水車から水を貰う体験の場等の設定。

理由実際にやらないと解らないので、水を貰いに行くことなどを体験できるようにする。

→来庁した市民等を対象に防災意識のアンケートを実施し、それを基に、各

種政策を推進する方がより効果的で、市民の防災意識の現状を把握できるというメリットもあるのではないかと考える。

また、防災活動面では、普及活動を中心に活動する高校生消防団を設立し、若者からたくさんの方々に呼びかけを行うといったことも有効な手段ではないかと考える。

【市の防災対策に関する情報の公開について】

○各避難所のコロナ後の具体的な収容人数の調査・公表。

○現在、物資や感染予防具がどれだけあるのかを地域住民へ公表。

理由災害はいつ、どのタイミングで発生するか予測することはできない中、今、現在災害が起きてしまった場合、感染予防等も考慮すると、災害現場はパンク状態になると思われる。特にソーシャルディスタンスを保った際、避難所に入れなかった人はどうするのかなど、早い段階で決めておくことで少しでも混乱を防ぐことができれば、スムーズな避難等を実現できるのではないかと考える。

【学校再開に向けた計画の作成について】

○避難所として学校を使用した際、どのタイミングで学校教育活動を再開できるのかといった、具体的な計画の作成。

理由東日本大震災等においては教育活動が中々再開できなかったことから、どこまで災害復旧ができれば再開するといった計画を作成しておけば、学校・教育機関等もスムーズに運営を行っていただけるのではないかと考える。

【民間事業者との協定の拡大について】

○レンタカー店と取り決めを交わし、災害時にレンタカーを避難場所として借りる。

理由感染症が広がる中、感染者の隔離は重要課題となる。そこで、車を利用した避難を提案する。これは自宅から車で避難するというのではなく、駐車場に車を用意しておき、そこで寝泊まりしてもらうというものである。しかし、津波等で持っている車が使えなくなる可能性もあるし、公用車にも数に限りがある。そのため、災害時にレンタカー店から車を借りる方策を提案する。

→人との接触を避けるため、車中泊をする人が増えると思うので、学校の校庭だけでなく、周りにある店の承諾をもらった上でその店の駐車場も使う

ことで、車を持っている人は誰でも車中泊ができる。

避難所の近くの店の駐車場を利用して車中泊をする。（感染リスクを抑えるため。場所を特定すると込みやすくなると思う。）

【自治体間の協力体制の構築について】

○他府県の市町村との関係を深め、医療支援や物資の供給といった災害支援についての協定を作る。

理由 実現はかなり難しいかもしれないが、実現すればお互いの交友関係をさらに深めていけるだけでなく、災害時の混乱も大幅に軽減できるのではないかと考える。